

**八潮市地域防災計画**  
**【風水害対策編】**  
**【大規模火災・事故災害対策編】**  
**【複合災害対策編】**

令和6年2月

八潮市防災会議



# 【風水害対策編 目次】

## 第1部 総則

<b>第1節 計画の目的</b> .....	1
<b>第1 計画の目的</b> .....	1
<b>第2 計画の構成と内容</b> .....	1
2.1 計画の構成 .....	1
2.2 計画の内容 .....	2
2.3 他の計画との関係 .....	3
<b>第3 計画の策定・運用</b> .....	3
3.1 計画の策定 .....	3
3.2 平時の運用 .....	4
3.3 発災時の運用 .....	4
3.4 計画の修正 .....	4
3.5 計画の周知 .....	4
<b>第4 計画の基本方針(防災ビジョン)</b> .....	5
4.1 八潮市総合計画 .....	5
4.2 計画の基本方針 .....	6
<b>第2節 防災面からみた八潮市の概況及び対象災害の想定</b> .....	7
<b>第1 地形地質条件</b> .....	7
<b>第2 人口等の推移【市民課】</b> .....	8
<b>第3 風水害の履歴【道路班】</b> .....	9
<b>第4 対象災害の想定</b> .....	12
4.1 国、県が実施する浸水想定 .....	12
<b>第5 被害想定</b> .....	13
5.1 本市の被害想定 .....	13
5.2 大規模水害の被害想定 .....	14
<b>第3節 防災関係機関の業務の大綱</b> .....	16
<b>第1 市</b> .....	16
<b>第2 消防</b> .....	16
<b>第3 県</b> .....	17
<b>第4 指定地方行政機関</b> .....	18
<b>第5 自衛隊</b> .....	19
<b>第6 指定公共機関及び指定地方公共機関</b> .....	20
6.1 指定公共機関 .....	20
6.2 指定地方公共機関 .....	21
<b>第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</b> .....	22
<b>第4節 市民、自主防災組織、事業所等の役割</b> .....	23
<b>第1 市民の基本的役割</b> .....	23
1.1 平時から実施する事項 .....	23
1.2 災害発生時に実施する事項 .....	24
<b>第2 自主防災組織の基本的責務</b> .....	24
2.1 平時から実施する事項 .....	24
2.2 災害発生時に実施する事項 .....	25
<b>第3 事業所等の基本的役割</b> .....	25
3.1 平時から実施する事項 .....	25
3.2 災害発生時に実施する事項 .....	25

## 第2部 風水害予防計画

<b>第1節 防災体制整備計画</b> .....	26
<b>第1 職員動員体制の整備</b> .....	27
1.1 職員の初動体制の整備【各班】 .....	27
1.2 職員動員体制の整備【各班】 .....	27
1.3 業務継続計画の策定 .....	28

1.4	防災に従事する職員等に対する教育【統括班】	29
1.5	防災対応マニュアルの作成【各班】	29
<b>第2</b>	<b>防災拠点の整備</b>	<b>30</b>
2.1	防災拠点の区分【統括班、各班】	30
2.2	防災拠点施設の整備【統括班、財政班、各班】	32
2.3	緊急輸送ネットワークの整備【統括班、道路班、施設管理者】	34
<b>第3</b>	<b>応援協力・受入体制の整備</b>	<b>36</b>
3.1	他市区町村との相互応援協力【統括班、各班】	36
3.2	防災関係機関との協力【統括班】	37
3.3	公共的団体等との協力【各班】	37
3.4	事業者との協力【全班】	38
3.5	ボランティア等との協力【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】	39
3.6	応援受入体制の整備【統括班、人事班、財政班、避難所班、帰宅困難者班】	39
<b>第4</b>	<b>風水害に関する調査・研究</b>	<b>41</b>
4.1	基礎的調査研究【統括班、道路班】	41
4.2	風水害対策に関する調査又は点検【各班】	42
4.3	防災研究成果の活用【各班】	42
<b>第2節 災害情報体制の整備</b>		<b>43</b>
<b>第1</b>	<b>情報体制の整備</b>	<b>44</b>
1.1	情報通信体制の整備【統括班】	44
1.2	情報収集伝達体制の整備【統括班、情報班】	47
1.3	予警報等の受領伝達体制の整備【統括班】	49
<b>第2</b>	<b>広報体制の整備</b>	<b>50</b>
2.1	広報体制の整備【統括班、広報班、施設管理者】	50
<b>第3節 防災都市づくり計画</b>		<b>51</b>
<b>第1</b>	<b>地盤災害の予防</b>	<b>52</b>
1.1	地盤沈下対策【道路班、環境衛生班】	52
1.2	宅地造成地の安全対策【道路班、応急危険度判定班】	52
<b>第2</b>	<b>水害予防計画</b>	<b>53</b>
2.1	流域総合治水計画【国土交通省江戸川河川事務所】	53
2.2	水防管理団体の体制整備【道路班、統括班、草加八潮消防組合】	54
2.3	水防用資機材の整備【道路班、草加八潮消防組合】	54
2.4	雨水出水特別警戒水位の設定【道路班】	54
2.5	雨水出水浸水想定区域の指定【道路班】	55
2.6	浸水被害軽減地区の指定等【道路班】	55
2.7	予想される水災の危険の周知【統括班】	55
<b>第3</b>	<b>局所的な集中豪雨予防計画</b>	<b>56</b>
3.1	情報伝達体制の強化【道路班、草加八潮消防組合】	56
3.2	道路冠水対策【道路班】	56
3.3	治水対策	56
<b>第4</b>	<b>風害予防計画</b>	<b>57</b>
4.1	竜巻等の突風情報の伝達【統括班、広報班】	57
4.2	竜巻の発生、対処に関する知識の普及【統括班、学校長】	57
4.3	被害予防対策【各班、公共交通機関】	58
4.4	風倒木対策【道路班】	58
<b>第5</b>	<b>災害に強いまちづくり</b>	<b>59</b>
5.1	土地情報の整備【統括班】	59
5.2	防災都市づくり【統括班、道路班】	59
<b>第4節 避難予防対策</b>		<b>61</b>
<b>第1</b>	<b>避難活動体制の整備</b>	<b>62</b>
1.1	避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】	62
1.2	指定避難所等の指定【統括班、物資班、避難所班、要配慮者支援班、施設管理者】	63
1.3	避難誘導體制の整備【統括班、避難所班、要配慮者支援班、草加八潮消防組合】	64
1.4	避難所運営体制の整備【避難所班、施設管理者】	66
1.5	市民への周知【統括班】	66
1.6	防災上重要な施設の避難計画【避難所班、学校長、施設管理者】	67
1.7	洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難計画【統括班、施設管理者】	67

第2 救出活動体制の整備	69
2.1 救出活動体制の整備【統括班、医療対策班、草加八潮消防組合】	69
第3 安否情報の提供体制【統括班】	70
<b>第5節 物資及び資機材等の備蓄、調達</b>	<b>71</b>
第1 応急給水体制の整備	72
1.1 基本方針	72
1.2 応急給水計画【応急給水班】	72
第2 食料の備蓄並びに調達体制の整備	74
2.1 基本方針	74
2.2 食料の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】	74
第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	76
3.1 基本方針	76
3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】	77
第4 物資の受入・管理・輸送体制の整備	78
4.1 物資の受入・管理体制【統括班、物資班】	78
4.2 物資の輸送体制【統括班、物資班】	78
4.3 物資調達・輸送調整等支援システム【統括班、物資班】	78
第5 防災用資機材の備蓄体制の整備	79
5.1 基本方針【統括班】	79
5.2 防災用資機材の備蓄計画【統括班】	79
第6 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	80
6.1 基本方針	80
6.2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制【医療対策班】	80
第7 石油類燃料の調達・確保【財政班】	81
第8 物資・資機材の調達及び出納体制の準備【各班】	81
<b>第6節 医療体制等の確立</b>	<b>82</b>
第1 医療支援(助産)体制の整備	83
1.1 基本方針【医療対策班】	83
1.2 初期医療体制の整備【医療対策班】	83
1.3 搬送体制の整備【医療対策班、草加八潮消防組合】	83
1.4 臨時の医療施設の開設【医療対策班、草加八潮消防組合】	84
第2 遺体の埋・火葬体制の整備	85
2.1 遺体の収容処理体制の整備【医療対策班、統括班】	85
2.2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保【医療対策班、統括班】	85
2.3 臨時の埋・火葬【医療対策班】	85
第3 防疫・環境衛生体制の整備	86
3.1 防疫体制の整備【環境衛生班】	86
3.2 廃棄物処理体制の整備【統括班、環境衛生班】	86
3.3 臨時の廃棄物処理【環境衛生班】	88
<b>第7節 その他市民の生活安定に係る体制整備</b>	<b>89</b>
第1 住宅確保体制の整備	90
1.1 被災住宅の応急措置体制の整備【道路班、営繕業務経験者】	90
1.2 建設型応急住宅建設体制の整備【道路班、営繕業務経験者、公営住宅業務経験者】	90
第2 学校の災害対策	92
2.1 市の行う災害対策【避難所班】	92
2.2 学校長の行う災害対策【学校長】	92
第3 動物愛護	93
3.1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発【環境衛生班、草加保健所】	93
第4 罹災証明書の発行体制の整備	94
4.1 被害認定調査の実施体制の整備【被害認定調査班】	94
4.2 罹災証明書発行の実施体制の整備【被害認定調査班】	94
4.3 罹災証明書の発行に係るシステム導入検討【被害認定調査班】	94
4.4 被災者台帳の作成検討【被害認定調査班】	94
<b>第8節 市民の災害対応力の向上</b>	<b>95</b>
第1 防災意識の高揚	96
1.1 防災教育計画【統括班、要配慮者支援班、帰宅困難者支援班、	

避難所班、草加八潮消防組合、市社会福祉協議会】	96
1.2 防災知識普及計画【統括班】	98
1.3 災害に関する各種資料の収集・提供【統括班、避難所班】	98
1.4 防災訓練計画【各班、防災関係機関等】	99
1.5 訓練後の検証【各班、防災関係機関等】	101
1.6 適切な避難行動に関する普及啓発【統括班】	101
<b>第2 自主防災組織の整備</b>	103
2.1 自主防災組織の活動【統括班、自主防災組織】	103
2.2 地域の自主防災組織の育成【統括班】	103
2.3 事業所等の自主防災体制の強化【統括班】	104
<b>第3 要配慮者安全確保計画</b>	105
3.1 基本方針【要配慮者支援班】	105
3.2 社会福祉施設等入所者の対策【要配慮者支援班、施設管理者】	106
3.3 避難行動要支援者の対策【要配慮者支援班、避難所班、統括班】	108
3.4 外国人の対策【要配慮者支援班、統括班】	112
<b>第4 自主防犯組織の育成及び強化</b>	113
<b>第5 地区防災計画の作成</b>	113
5.1 市民等による地区防災計画の作成【市民、自主防災組織、事業所等】	113
5.2 地区防災計画の提案手続【統括班】	113
5.3 地区防災計画	113
<b>第9節 大規模水害対策計画</b>	114
<b>第1 適時・的確な避難の実現</b>	115
1.1 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析【統括班】	115
1.2 大規模水害リスクに関する情報の普及【統括班】	115
1.3 適時・的確な避難に結びつく情報発信【統括班】	115
1.4 適時・的確な避難情報の発令【統括班】	115
1.5 域外避難場所・指定避難所の確保【統括班】	115
1.6 避難支援【統括班、避難所班】	115
1.7 広域避難に向けた検討【統括班】	115
1.8 孤立者の救助体制の整備【統括班】	116
1.9 入院患者等の広域受入体制の確保【医療対策班、病院】	116
<b>第2 応急対応力の強化と重要機能の確保</b>	116
2.1 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・加工・共有・伝達【統括班】	116
2.2 防災活動拠点の浸水危険性の把握【関係機関】	116
2.3 業務継続計画の策定及び推進【統括班】	116
<b>第3 地域の大規模水害対応力の強化</b>	117
3.1 避難行動力の向上【統括班】	117
3.2 水防活動の的確な実施【道路班】	117
3.3 事業継続に有効な建築構造・設備配置【財政班】	117
3.4 消防力の充実強化【草加八潮消防組合】	117
<b>第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減</b>	117
4.1 治水対策の着実な実施【道路班】	117
4.2 排水対策の強化【道路班】	117
4.3 土地利用誘導による被害軽減【道路班】	117
<b>第5 防疫及び水害廃棄物処理対策</b>	118
5.1 水害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定【環境衛生班】	118
5.2 広域連携による廃棄物処理【環境衛生班】	118
5.3 衛生環境の確保【環境衛生班】	118
5.4 広域連携による衛生環境の確保【環境衛生班、統括班】	118

## 第3部 風水害応急対策計画

<b>第1節 活動体制</b>	119
<b>第1 活動体制</b>	120
1.1 市の活動体制及び動員計画【各班】	120
<b>第2 災害対策本部の設置・運営</b>	124
2.1 災害対策本部の設置【統括班、財政班】	124
2.2 災害対策本部の運営【各班】	125
<b>第3 災害救助法の適用</b>	127
3.1 災害救助法の適用基準	127

3.2 災害救助法の適用手続【統括班】	128
3.3 救助の種類と実施者	129
<b>第2節 広域応援要請計画</b>	<b>130</b>
<b>第1 他市区町村等への要請</b>	131
1.1 相互応援協定の締結状況	131
1.2 要請手続【統括班】	131
<b>第2 埼玉県等への応援要請</b>	132
2.1 県又は指定地方行政機関等への応援要請及び応援斡旋の要請手続【統括班】	132
2.2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請	132
2.3 緊急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請	133
<b>第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請</b>	135
3.1 要請方法【統括班】	135
<b>第4 自衛隊への災害派遣要請</b>	136
4.1 要請方法【統括班】	136
4.2 災害派遣要請の範囲	136
<b>第5 応援の受入れ</b>	138
5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班、人事班】	138
5.2 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制【統括班、財政班】	138
<b>第6 広域応援の実施</b>	140
6.1 後方応援本部の活動支援【統括班】	140
6.2 広域避難の支援【避難所班、統括班、環境衛生班】	140
6.3 広域復旧復興支援の実施【統括班】	140
6.4 遺体の火葬支援【帰宅困難者支援班】	140
6.5 仮設工場・作業場の斡旋【物資班】	140
<b>第3節 災害情報通信計画</b>	<b>141</b>
<b>第1 災害情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制の確立</b>	142
1.1 総括的連絡網及び通信手段【統括班、情報班、広報班】	142
1.2 情報の収集・加工分析・伝達・共有体制【統括班、情報班、広報班、避難所班、道路班、要配慮者支援班】	145
1.3 情報の加工・分析	147
1.4 被害調査の報告【統括班、情報班】	148
1.5 情報総括責任者の選任【情報班】	150
1.6 注意報・警報等の発表基準	150
1.7 異常な現象発見時の対応【統括班】	155
<b>第4節 市民への広報・広聴</b>	<b>157</b>
<b>第1 広報活動</b>	158
1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、草加八潮消防組合、防災関係機関】	158
1.2 広報活動の実施【統括班、広報班、要配慮者支援班、草加八潮消防組合】	159
<b>第2 広聴活動</b>	161
2.1 災害相談窓口の設置【広報班、帰宅困難者支援班、避難所班】	161
2.2 被災者に対する広聴の実施【広報班、避難所班】	162
<b>第5節 水防活動</b>	<b>163</b>
<b>第1 水防活動</b>	164
1.1 水防体制の確立【道路班】	164
1.2 重要水防箇所	164
1.3 雨水出水に係る水位情報の通知及び周知【道路班、統括班、広報班】	164
1.4 水防活動の内容【道路班、統括班】	164
<b>第6節 警備・交通・輸送計画</b>	<b>166</b>
<b>第1 災害警備計画</b>	167
1.1 警備体制の確立【統括班】	167
<b>第2 交通規制計画</b>	168
2.1 交通規制計画【統括班、道路班、広報班、道路管理者】	168
<b>第3 交通応急対策計画</b>	171
3.1 応急対策【道路班、広報班】	171
<b>第4 緊急輸送計画</b>	173
4.1 輸送力の確保【財政班、統括班】	173

4.2	被災者及び物資の輸送方法【物資班、道路班】	174
4.3	ヘリコプター臨時離着陸場の開設【道路班】	175
<b>第7節 避難計画</b>		<b>176</b>
<b>第1</b>	<b>避難情報</b>	177
1.1	避難情報【統括班、広報班、草加八潮消防組合】	177
<b>第2</b>	<b>避難誘導</b>	185
2.1	避難誘導の方法【避難所班、避難所班、要配慮者支援班、施設管理者】	185
<b>第3</b>	<b>指定避難所の開設・運営</b>	186
3.1	指定避難所の開設【避難所班、要配慮者支援班、応急危険度判定班、施設管理者】	186
3.2	指定避難所の運営【避難所班、要配慮者支援班、物資班、医療対策班、環境衛生班、統括班、施設管理者】	188
<b>第4</b>	<b>広域滞在</b>	193
4.1	広域避難のための避難支援【統括班】	193
4.2	広域避難のための指定避難所の提供【統括班】	193
<b>第5</b>	<b>広域一時滞在</b>	193
5.1	広域一時滞在のための避難支援【統括班】	193
5.2	広域一時滞在のための指定避難所の提供【統括班】	193
<b>第8節 救助・医療救護計画</b>		<b>194</b>
<b>第1</b>	<b>救急救助・医療救護活動</b>	195
1.1	救急救助活動【医療対策班、草加八潮消防組合】	195
1.2	医療救護【医療対策班、統括班、草加保健所】	196
1.3	傷病者の搬送【医療対策班、道路班、草加八潮消防組合】	197
<b>第2</b>	<b>要配慮者の安全確保</b>	199
2.1	社会福祉施設入所者の安全確保【統括班、要配慮者支援班、施設管理者】	199
2.2	要配慮者の安全確保【避難所班、要配慮者支援班、道路班、帰宅困難者支援班】	200
2.3	外国人の安全確保【統括班、帰宅困難者支援班、広報班、要配慮者支援班】	201
2.4	要配慮者に対する医療活動【医療対策班、要配慮者支援班】	202
<b>第3</b>	<b>行方不明者・遺体の捜索、処理等</b>	203
3.1	行方不明者・遺体の捜索【帰宅困難者支援班、広報班、情報班、草加八潮消防組合】	203
3.2	遺体の収容処理【医療対策班】	204
<b>第9節 生活支援計画</b>		<b>205</b>
<b>第1</b>	<b>給水体制の確立</b>	206
1.1	給水体制の確立【応急給水班】	206
1.2	給水方針【応急給水班、広報班】	206
1.3	給水の実施【応急給水班】	207
1.4	給水施設の応急復旧【応急給水班】	207
1.5	災害救助法が適用された場合の費用等	207
<b>第2</b>	<b>食料供給体制の確立</b>	208
2.1	食料の確保【物資班、統括班】	208
2.2	食料の供給【物資班、避難所班】	209
2.3	食品の配給及び炊き出しの実施【避難所班】	210
2.4	災害救助法が適用された場合の費用等	210
<b>第3</b>	<b>生活必需品供給体制の確立</b>	211
3.1	生活必需品の確保【物資班、統括班】	211
3.2	生活必需品の供給【避難所班】	212
3.3	生活必需品の配給【避難所班】	212
3.4	災害救助法が適用された場合の費用等	212
<b>第4</b>	<b>応急住宅対策</b>	213
4.1	応急仮設住宅の設営【道路班、公営住宅業務経験者】	213
4.2	既存住宅の活用【道路班】	214
4.3	一般被災住宅の応急修理【道路班、営繕業務経験者】	214
4.4	災害救助法が適用された場合の費用等	216
4.5	住宅関係障害物の除去【道路班、統括班】	216
<b>第5</b>	<b>教育対策</b>	217
5.1	応急教育【避難所班、道路班、施設管理者、学校長】	217
5.2	被災児童・生徒への支援【避難所班】	219
5.3	応急保育【要配慮者支援班、物資班、保育所長】	219
5.4	文化財の保護【文化財保護課】	220



<b>第10節 環境衛生計画</b> .....	<b>221</b>
<b>第1 廃棄物処理計画</b> .....	222
1.1 ごみ処理【環境衛生班】 .....	222
1.2 し尿処理【環境衛生班】 .....	223
1.3 がれき処理【環境衛生班】 .....	224
<b>第2 防疫・保健・食品衛生活動</b> .....	226
2.1 防疫・保健衛生活動【環境衛生班、医療対策班、統括班、草加保健所】 .....	226
2.2 食品衛生活動【医療対策班、草加保健所】 .....	227
<b>第3 動物愛護</b> .....	228
3.1 活動内容【環境衛生班、草加保健所】 .....	228
<b>第11節 要員確保計画</b> .....	<b>229</b>
<b>第1 労務供給計画</b> .....	230
1.1 労務供給計画の実施【人事班】 .....	230
<b>第2 自主防災組織との協力</b> .....	231
2.1 自主防災組織との協力【統括班】 .....	231
<b>第3 ボランティア受入れ体制の確保</b> .....	232
3.1 ボランティアの受入れ【ボランティア支援班、広報班、市社会福祉協議会】 .....	232
3.2 ボランティア活動期間 .....	233
3.3 ボランティア活動の支援【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】 .....	233
<b>第12節 ライフライン施設の応急対策</b> .....	<b>234</b>
<b>第1 上水道応急対策</b> .....	235
1.1 災害時の活動体制【応急給水班】 .....	235
1.2 応急復旧対策【応急給水班】 .....	235
1.3 災害時の広報【広報班、応急給水班】 .....	236
<b>第2 下水道応急対策</b> .....	237
2.1 災害時の活動体制【道路班】 .....	237
2.2 応急復旧対策【道路班】 .....	237
2.3 災害時の広報【広報班、道路班】 .....	237
<b>第3 ライフライン事業者との協力体制の確立</b> .....	238
3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】 .....	238
3.2 東京電力パワーグリッド（株）川口支社の防災計画 .....	239
3.3 東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株）の防災計画 .....	240
3.4 東日本電信電話（株）埼玉事業部の防災計画 .....	244
3.5 首都圏新都市鉄道（株）（つくばエクスプレス）の防災計画 .....	245
<b>第4部 風水害復旧・復興計画</b>	
<b>第1節 災害復旧・復興計画</b> .....	<b>249</b>
<b>第1 迅速な災害復旧</b> .....	250
1.1 災害復旧事業計画の作成【市有施設所管課】 .....	250
1.2 災害復旧事業に伴う財政援助【市有施設所管課】 .....	251
1.3 災害復旧事業の実施【市有施設所管課】 .....	251
<b>第2 計画的な災害復興</b> .....	252
2.1 復興プラン等の策定【統括班】 .....	252
2.2 災害復興対策本部の設置【統括班、道路班】 .....	252
2.3 災害復興計画の策定【道路班】 .....	252
2.4 災害復興事業の実施【道路班、応急危険度判定班】 .....	252
<b>第2節 市民生活安定のための措置</b> .....	<b>254</b>
<b>第1 被災者へのメンタルケア</b> .....	255
1.1 メンタルケア対策【医療対策班】 .....	255
1.2 職員のメンタルケア【人事班、医療対策班】 .....	256
<b>第2 被災者の生活確保</b> .....	257
2.1 生活福祉資金の貸付【社会福祉課、広報班】 .....	257
2.2 住宅復興資金の貸付【道路班】 .....	257
2.3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付【社会福祉課】 .....	257
2.4 被災者生活再建支援制度【社会福祉課】 .....	258
2.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【社会福祉課】 .....	258
2.5 税等の徴収猶予及び減免【納税課、国保年金課】 .....	259

2.6	生活保護【社会福祉課】	260
2.7	郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策【日本郵便(株)草加支店】	260
2.8	義援金、義援物資の受入・配分【総務班、財政班、広報班、物資班、要配慮者支援班、統括班、会計課】	261
2.9	罹災証明書の発行【被害認定調査班】	262
2.10	遺体の埋・火葬【医療対策班】	264
2.11	災害救助法が適用された場合の費用等	265
<b>第3</b>	<b>農業、中小企業関係者等への支援</b>	<b>266</b>
3.1	被災農業関係者への融資等【都市農業課】	266
3.2	被災中小企業への融資【商工観光課】	266
<b>第3節 激甚災害の指定</b>		<b>267</b>
<b>第1</b>	<b>激甚災害の指定手続</b>	<b>268</b>
1.1	激甚災害指定の流れ【統括班】	268
1.2	激甚災害に関する報告【統括班】	268
1.3	激甚災害指定基準【統括班】	269
1.4	激甚災害に関する調査【統括班】	269
<b>第2</b>	<b>激甚災害に係る財政援助措置</b>	<b>270</b>
2.1	財政支援措置の対象【財政班】	270
2.2	特別財政援助額の交付手続等【財政班】	271

## 【大規模火災・事故災害対策編】

<b>第1節 総則</b> .....	272
<b>第1 想定する事故災害</b> .....	273
<b>第2 事故対策の基本方針</b> .....	273
2.1 事故対策の目標 .....	273
2.2 事故対策計画の策定 .....	273
<b>第2節 大規模火災対策計画</b> .....	274
<b>第1 大規模火災予防</b> .....	275
<b>第2 大規模火災対策</b> .....	279
<b>第3節 危険物等災害対策計画</b> .....	282
<b>第1 危険物等災害対策計画</b> .....	283
<b>第2 高圧ガス災害対策計画</b> .....	284
<b>第3 火薬類災害対策計画</b> .....	285
<b>第4 毒物・劇物災害対策計画</b> .....	286
<b>第5 サリン等による人身被害対策計画</b> .....	287
<b>第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画</b> .....	288
<b>第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防</b> .....	289
1.1 基本方針 .....	289
<b>第2 実施計画</b> .....	289
2.1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策【草加八潮消防組合】 .....	289
2.2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	289
<b>第3 放射線関係事故災害応急対策計画</b> .....	292
3.1 核燃料物質等輸送事故災害対策計画 .....	292
3.2 放射性物質取扱施設事故対策計画 .....	297
<b>第5節 道路災害対策計画</b> .....	298
<b>第1 道路災害予防</b> .....	299
<b>第2 道路災害応急対策</b> .....	300
<b>第6節 鉄道事故対策計画</b> .....	303
<b>第1 鉄道事故対策</b> .....	304
<b>第2 活動体制</b> .....	304
<b>第3 応急措置</b> .....	304
<b>第7節 航空機事故対策計画</b> .....	306
<b>第1 航空機事故対策</b> .....	307
<b>第2 活動体制</b> .....	307
<b>第3 応急措置</b> .....	307
<b>第8節 雪害対策計画</b> .....	309
<b>第1 雪害予防計画</b> .....	310
1.1 趣旨 .....	310
1.2 雪害対策の普及・啓発【統括班】 .....	310
1.3 大雪対応事前行動計画の作成【道路班】 .....	310
1.4 防災用資機材等の確保【道路班】 .....	310
1.5 道路交通の確保【道路班】 .....	310
1.6 鉄道輸送の確保【首都圏新都市鉄道(株)】 .....	310
1.7 通信及び電力供給の確保【東日本電信電話(株)埼玉事業部・ 東京電力パワーグリッド(株)川口支社】 .....	311
<b>第2 雪害応急対策計画</b> .....	311
2.1 応急活動体制の確立【統括班】 .....	311
2.2 積雪に関する被害情報の伝達【統括班】 .....	311
2.3 市民への情報発信【広報班】 .....	311
2.4 積雪時における行動の周知【広報班】 .....	311
2.5 効率的な除雪活動【統括班、道路班】 .....	311
2.6 ライフライン事業者に対する支援【統括班】 .....	312

<b>第9節 文化財災害対策計画</b> .....	<b>313</b>
<b>第10節 火山噴火降灰対策計画</b> .....	<b>315</b>
<b>第1 予防対策</b> .....	<b>322</b>
1.1 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知【統括班】 .....	322
1.2 事前対策の検討【統括班】 .....	322
<b>第2 応急対策</b> .....	<b>323</b>
2.1 応急活動体制の確立【統括班】 .....	323
2.2 降灰に伴う取るべき行動の周知【広報班】 .....	323
2.3 降灰に関する情報の発信【統括班、広報班】 .....	323
2.4 交通ネットワーク・ライフライン等への被害想定 .....	323
2.5 降灰に関する被害情報の報告【統括班】 .....	324
2.6 指定避難所の開設・運営【避難所班、医療対策班】 .....	325
2.7 道路の応急復旧対策【道路班】 .....	325
2.8 一時的仮置き場の設置【環境衛生班】 .....	325
2.9 降灰の処理方法【環境衛生班】 .....	325
2.10 農業者への支援【都市農業課】 .....	325

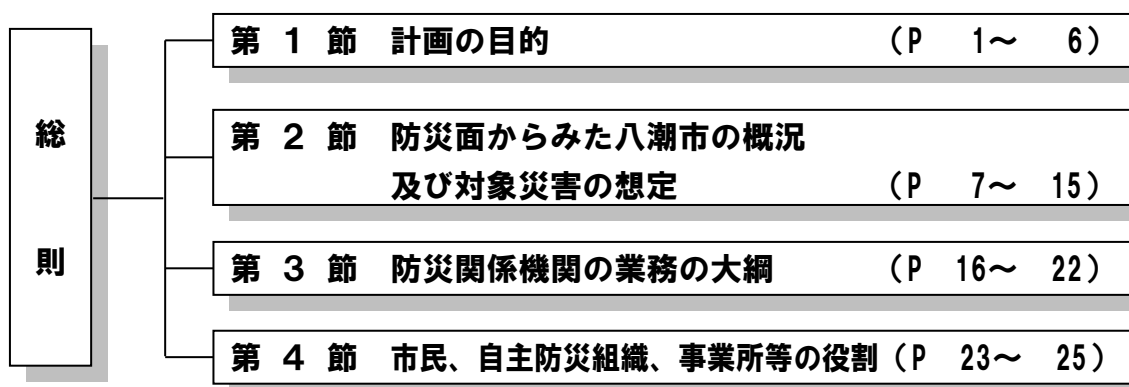
## 【複合災害対策編】

<b>第1節 計画の位置づけ</b> .....	<b>326</b>
<b>第1 策定の趣旨</b> .....	327
<b>第2 基本方針</b> .....	327
2.1 人命救助の優先 .....	327
2.2 二次被害の防止 .....	327
2.3 ライフラインの復旧 .....	327
<b>第3 被害想定</b> .....	328
3.1 巨大地震後、1週間以内に巨大台風が直撃した場合 .....	328
3.2 巨大地震後、復興活動中に巨大台風が直撃した場合 .....	328
3.3 巨大地震後、さらに別の巨大地震が発生した場合 .....	329
<b>第2節 予防対策</b> .....	<b>330</b>
<b>第1 複合災害に関する防災知識の普及【統括班】</b> .....	331
<b>第2 防災施設の整備等【統括班】</b> .....	331
<b>第3 避難対策【統括班、避難所班】</b> .....	331
<b>第4 災害医療体制の整備【医療対策班】</b> .....	331
<b>第5 災害時の要配慮者対策【要配慮者支援班】</b> .....	331
<b>第3節 応急対策</b> .....	<b>332</b>
<b>第1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達【情報班】</b> .....	333
<b>第2 交通規制【道路班】</b> .....	333
<b>第3 道路の修復【道路班】</b> .....	333
<b>第4 指定避難所の再配置【統括班、避難所班】</b> .....	333



# 第1部 総則

## 総則の構成







---

## 第1節 計画の目的

### 第1 計画の目的

この計画は、八潮市防災基本条例(平成24年条例第27号)第3条の基本理念を踏まえ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき八潮市防災会議が、八潮市にかかる防災に関し市、防災関係機関、市民、事業者等が対応すべき事務又は業務、役割について策定した総合的かつ基本的な計画である。

これを効果的に活用し、市、防災関係機関、市民、事業者等が災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策に至る一連の防災活動を迅速かつ効率的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

資料 1.1 八潮市防災会議条例  
資料 1.3 八潮市防災基本条例  
資料 2.13 防災会議の組織

### 第2 計画の構成と内容

#### 2.1 計画の構成

この計画は、市における災害に対処するための総合的かつ基本的な計画として策定するものであり、計画の主要構成は、以下のとおりである。

##### 1 震災対策編

熊本地震、東日本大震災、阪神・淡路大震災等をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画及び南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画を定める。

##### 2 風水害対策編

風水害等を前提として、被害を最小限にとどめる最も効果的な防災対策の確立を図るため、風水害予防計画、風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画を定める。

##### 3 大規模火災・事故災害対策編

本市において発生が懸念される災害のうち、「震災対策」や「風水害対策」の準用では対応できないと考えられる大規模火災や放射性物質、毒・劇物等による事故災害へ対応するための対策計画を定める。

##### 4 複合災害対策編

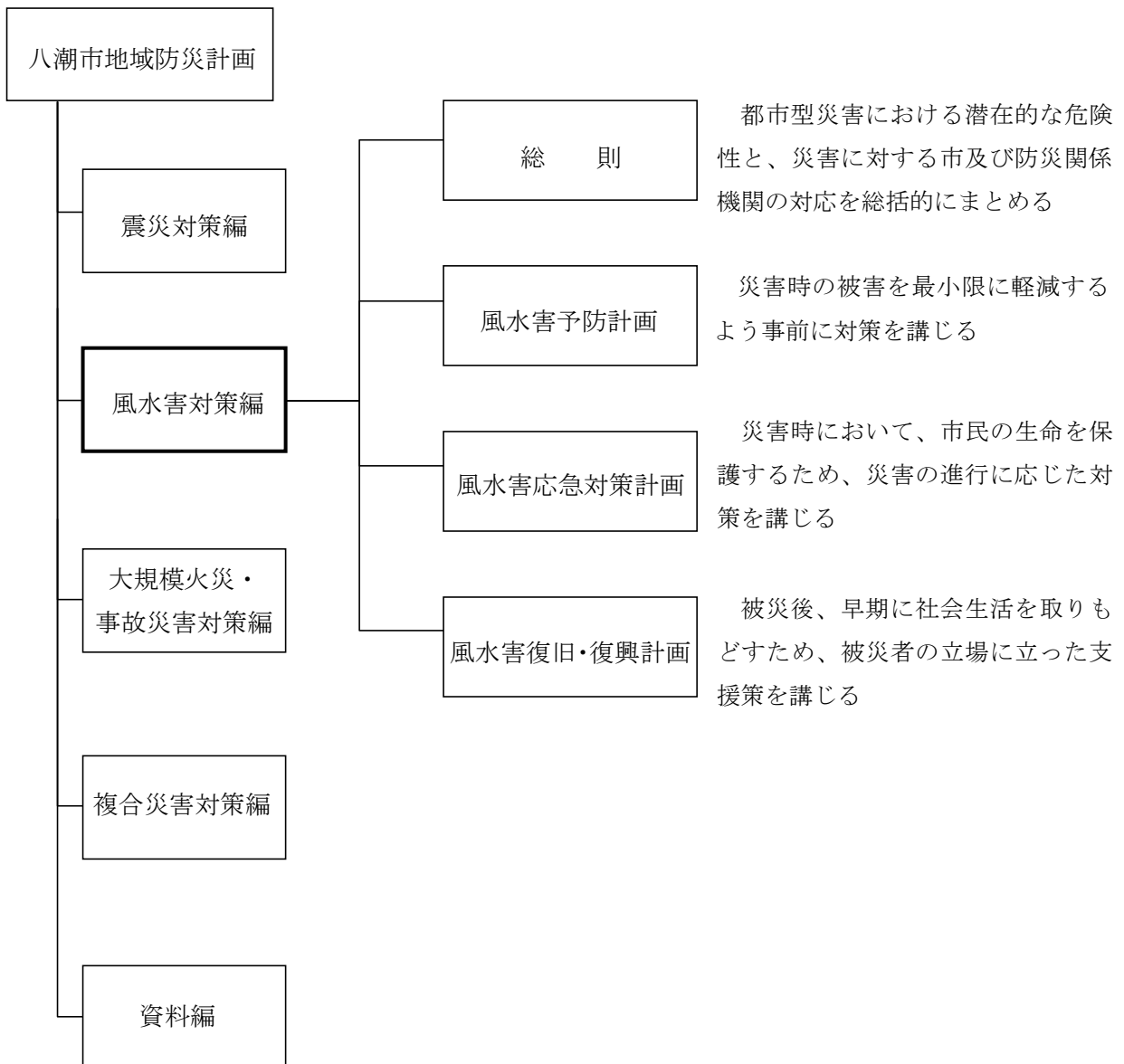
熊本地震や東日本大震災における複数回発生する大地震や、地震後と風水害の複合的な災害の発生へ対応するための対策計画を定める。

5 資料編

「震災対策編」・「風水害対策編」・「大規模火災・事故災害対策編」・「複合災害対策編」に関する資料を「資料編」として編さんする。

2.2 計画の内容

この風水害対策編は、「総則」「風水害予防計画」「風水害応急対策計画」「風水害復旧・復興計画」の4部で構成する。

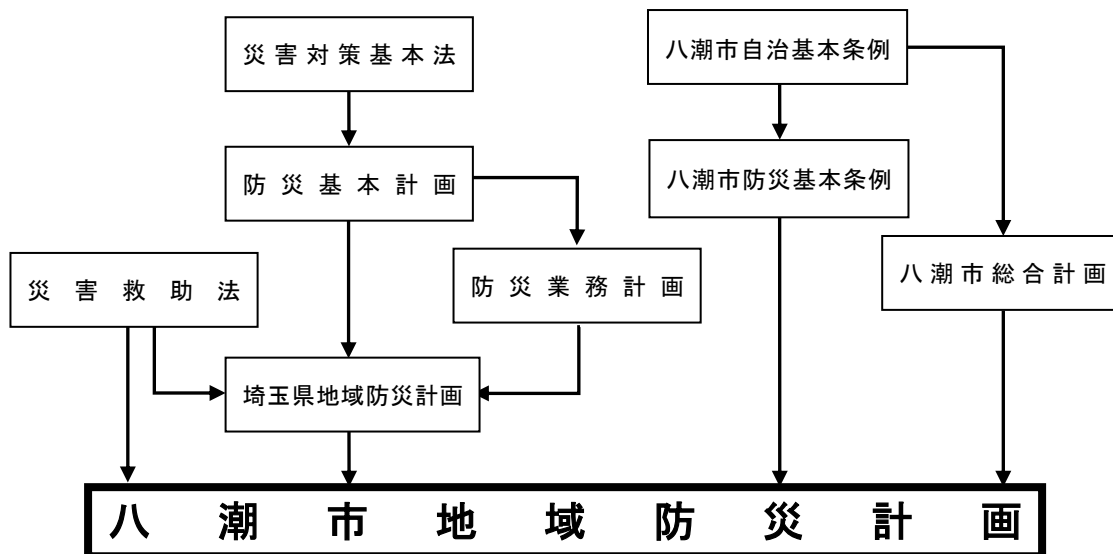


## 2.3 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画を基準として策定するものであり、市域の災害対策に関する総合的な性格を有する計画である。

また、この計画は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第13条第1項に基づき、市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括する総合的計画である。

計画の策定に当たっては、八潮市防災基本条例第3条の基本理念を反映させるよう努めるものとする。

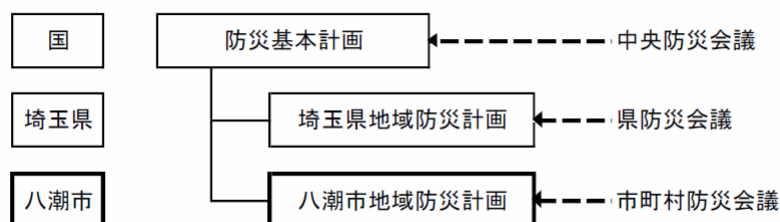


資料 1.3 八潮市防災基本条例

## 第3 計画の策定・運用

### 3.1 計画の策定

災害対策基本法に基づき、市は、八潮市防災会議を設置し、八潮市地域防災計画を策定する。また、八潮市防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。災害対策基本法に定められている国、県、市の防災計画の体系は以下のとおりである。



## **3.2 平時の運用**

### **1 風水害予防計画に基づいた事務の遂行**

各課は、各種施策・事業の企画・立案段階において、当該施策・事業が本計画の基本方針(防災ビジョン)(P. - 5 -)及び風水害予防計画に合致しているか、又は反していないかを企画担当課と連携しながら確認し、問題がある場合は当該施策・事業について再度検討する。

### **2 風水害応急対策計画及び風水害復旧・復興計画の習熟及びマニュアル等の整備**

発災時、各班は被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。また、防災活動は、風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、各職員が担当する計画への習熟度によって左右されることになる。

そのため、職員は、関係する計画箇所について、日頃から習熟しておくとともに、計画に基づくマニュアルの作成及び点検、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証、点検や訓練から得られた事項や教訓等の反映を実施する。

### **3 協定締結の推進**

災害時においては、食料、生活必需品、応急対策資器材等の供給をはじめ、多くの分野で民間から物的又は人的な支援を得ることになるため、各班は、率先して事業者や事業者団体と災害時の応援協定を締結する。また、平時から協定事業者等と連携体制を整備する。

## **3.3 発災時の運用**

発災時には、関係機関と連携しながら風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画、さらにはマニュアル等を活用し、積極的に被害を最小限にとどめるよう努める。

## **3.4 計画の修正**

八潮市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え必要な修正を行う。

## **3.5 計画の周知**

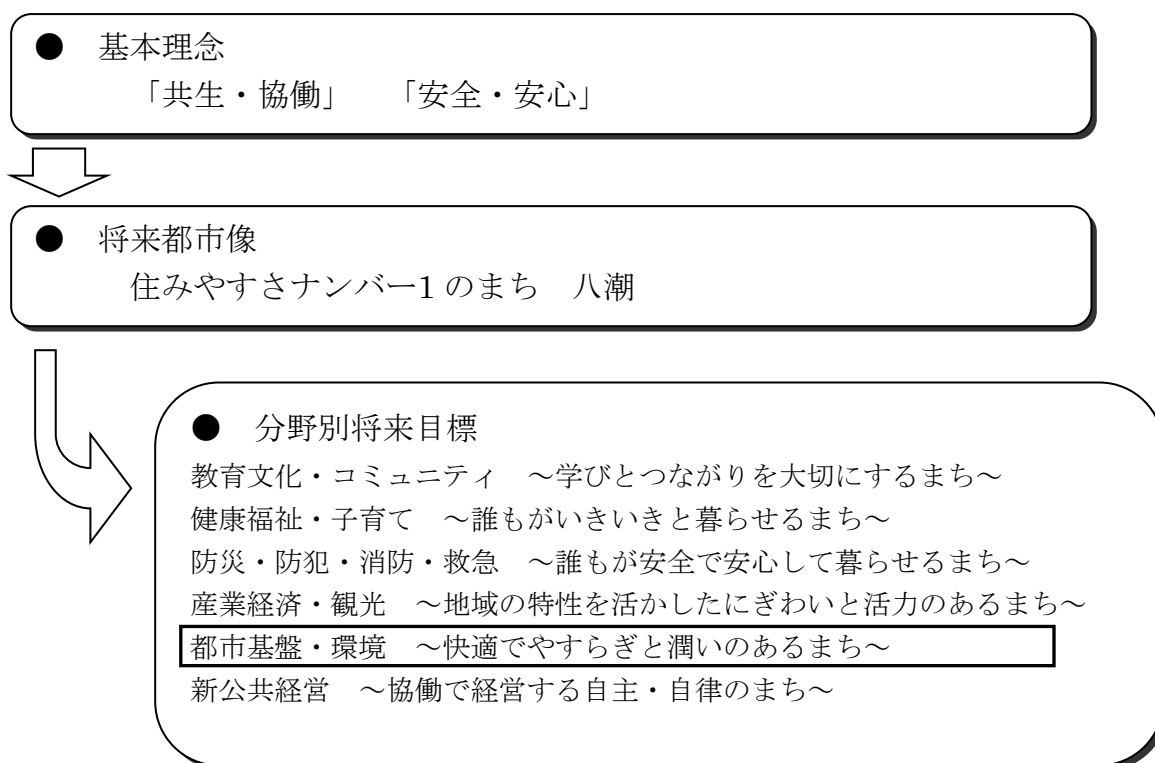
この計画を市の職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する重要な施設管理者に周知するとともに、市民に対しても、関連する事項について周知し、防災対策を推進する。

## 第4 計画の基本方針(防災ビジョン)

### 4.1 八潮市総合計画

市は、平成28年3月に平成37年度を目標年次とした、第5次八潮市総合計画基本構想を策定し、その目標達成に必要な基本施策を明らかにした「基本計画」を定め、市民と行政との協働によるまちづくりを推進している。

第5次八潮市総合計画基本計画は、新たな時代を切り開くまちづくりの指針として、総合的かつ長期的な視点に立って策定されており、以下に示す基本理念、将来都市像等が設定されている。



分野別将来目標の「都市基盤・環境」の中では、“治水と水循環によるまちづくり”として次の施策を定めている。

### 治水と水循環によるまちづくり

#### (1) 治水対策の推進

雨水幹線※等の整備を推進するとともに、内水排除の機能向上に努めます。また、雨水貯留施設等の整備を促進し、流出抑制に努めます。さらに、治水対策に関する啓発活動を積極的に展開します。

#### (2) 維持管理の充実

公共下水道については、維持管理体制を充実し、計画的に点検・改修を行うとともに、耐震化を推進します。また、排水施設については、更新・改修や排水路のしゅんせつ※等、適正な維持管理を行います。

#### (3) 水質汚濁の防止

中川、綾瀬川、圀川、大場川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を積極的に行います。

また、水洗化促進のための取組を行い、水洗化率の向上を図るとともに、安定した下水道経営を推進します。

#### (4) 河川改修事業の促進

中川、綾瀬川、圀川、大場川等について、国や県による改修事業を促進します。

## 4.2 計画の基本方針

第5次八潮市総合計画に示された将来都市像等を踏まえ、八潮市地域防災計画の基本方針を以下に設定する。

### 【基本方針1】

市民の生命、身体、財産を守り、被害を最小限にとどめることはもちろん、高齢者や障がい者等の要配慮者の方たちも安心して暮らすことができる、安全・安心なまちづくりを推進する。

### 【基本方針2】

自分自身や家族の安全を守る「自助」、身近な地域コミュニティ等で互いに助け合う「共助」、市民の安全を確保する「公助」が相互に協力・連携し、市民、事業者、市等が一体となった地域防災力の強化を図るとともに、防災活動が円滑に機能する体制づくりを推進する。

### 【基本方針3】

防災対策については、被災者の視点を取り入れることが重要であり、特に、女性や高齢者、障がい者、子ども等に対しては、きめ細かい配慮が必要となることから、防災に関する方針・施策の決定過程や災害の現場等へ女性の参画を図り、男女双方の視点を取り入れることにより、多様な主体の意見を反映した防災対策を推進する。

## 第2節 防災面からみた八潮市の概況及び対象災害の想定

### 第1 地形地質条件

市は、埼玉県の一部に位置し、北緯 35 度 49 分、東経 139 度 50 分、面積は 18.02 km<sup>2</sup>の広さを有しており、都心からの距離は、約 15 kmである。

また、北足立台地と野田台地に挟まれた沖積平野である中川低地に位置しており、わずかに北高、南低となっているものの、海拔 3m の平坦な地形を形成している。

土質は、全般的に第 4 紀層沖積地帯で、わずかな砂質壤土が混ざる粘質壤土地帯であり、地震の影響を受けやすく、液状化が発生しやすい状況にある。

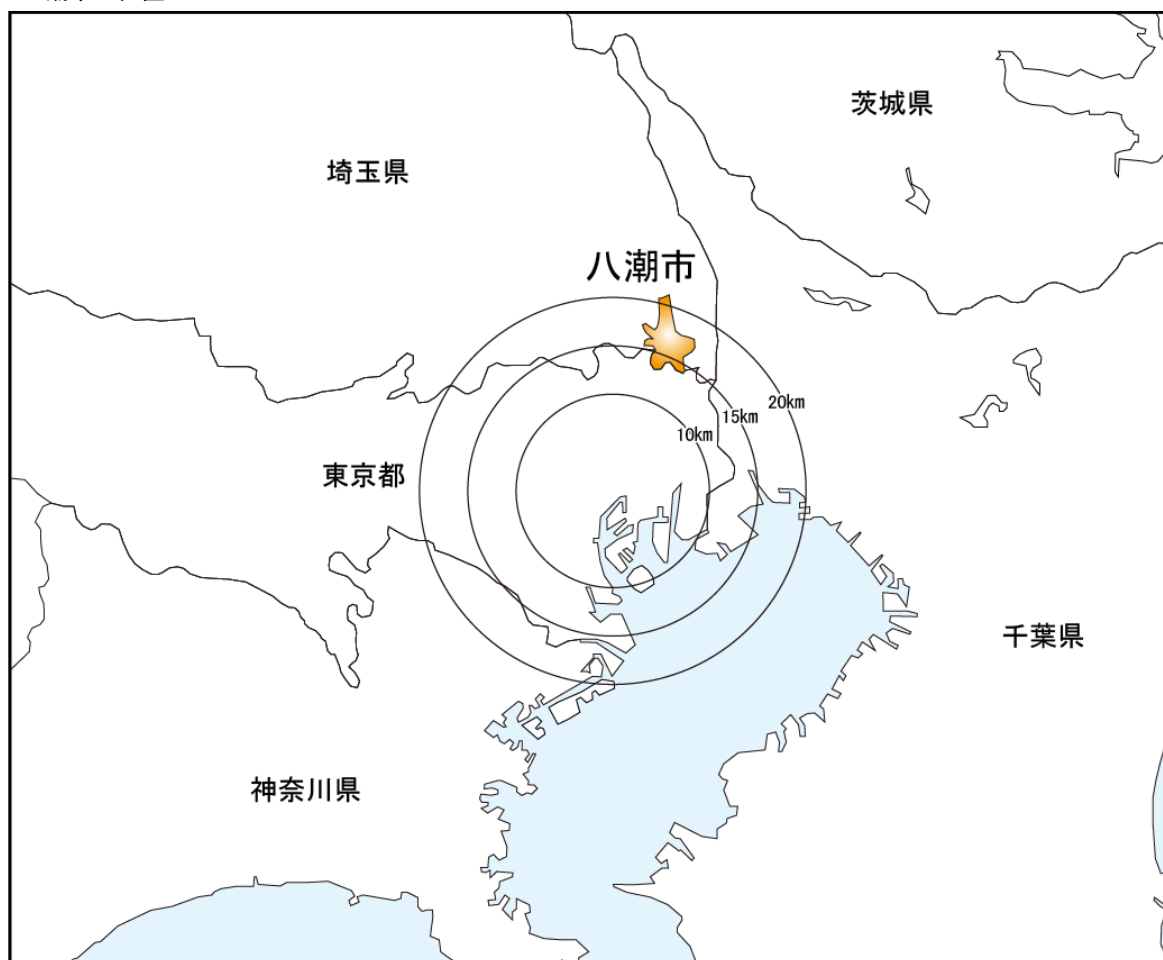
河川は、東に中川、西に綾瀬川、南に圀川・大場川の一級河川が流れており、三方を河川に囲まれている。また、市域のほぼ中央部には、南北に葛西用水、八条用水が流れている。

交通は、市域の北部に東京外かく環状道路、南部に首都高速道路三郷線及びつくばエクスプレスが、東西に通っている。

気象は、概ね温暖で平均気温 16 度、平均風速 3m 以下である。

直接、市域にかかる断層はないが、市の北西に活断層である綾瀬川断層が確認されている。

□八潮市の位置



## 第2 人口等の推移【市民課】

市の人口は92,339人、世帯数は45,117世帯(令和5年1月1日現在)となっており、平成17年8月のつくばエクスプレス八潮駅の開業により、駅周辺の整備やそれに関連する土地区画整理が進み、まちの様相が大きく変わるとともに、市民生活の利便性が向上し、人口が増加している。

また、年齢3区分別の人口においては、令和5年1月1日現在(前年と比較し)、年少人口は減少傾向、生産年齢人口及び老年人口は増加傾向にあり、年少人口が11,127人で12.1%、生産年齢人口が60,214人で65.2%、老年人口が20,971人で22.7%の割合を示している。

口八潮市人口推移

(各年1月1日現在)

年	総人口	年少人口 (0～14)	生産年齢人口 (15～64)	老年人口 (65以上)	世帯数
平成17年	76,166	11,366 (14.9%)	54,490 (71.5%)	10,310 (13.5%)	29,083
平成18年	76,741	11,320 (14.8%)	54,166 (70.5%)	11,255 (13.5%)	29,719
平成19年	78,289	11,514 (14.7%)	54,509 (69.6%)	12,266 (15.7%)	31,280
平成20年	79,601	11,629 (14.6%)	54,860 (68.9)	13,112 (16.5%)	32,332
平成21年	81,376	11,837 (14.6%)	55,368 (68.0%)	14,171 (17.4%)	33,553
平成22年	82,346	11,825 (14.4%)	55,491 (67.4%)	15,030 (18.3%)	34,317
平成23年	82,673	11,853 (14.3%)	55,331 (66.9%)	15,489 (18.7%)	34,750
平成24年	83,609	11,848 (14.2%)	55,704 (66.6%)	16,057 (19.2%)	35,584
平成25年	84,155	11,789 (14.0%)	55,400 (65.8%)	16,966 (20.2%)	35,602
平成26年	84,889	11,761 (13.9%)	55,293 (65.1%)	17,835 (21.0%)	36,387
平成27年	85,556	11,647 (13.6%)	55,126 (64.4%)	18,783 (22.0%)	37,149
平成28年	86,121	11,510 (13.4%)	55,192 (64.1%)	19,419 (22.5%)	38,022
平成29年	87,082	11,339 (13.0%)	55,783 (64.1%)	19,960 (22.9%)	35,602
平成30年	88,894	11,378 (12.8%)	57,151 (64.3%)	20,365 (22.9%)	40,841
平成31年	90,861	11,517 (12.7%)	58,669 (64.6%)	20,675 (22.7%)	42,479
令和2年	92,112	11,559 (12.5%)	59,665 (64.8%)	20,888 (22.7%)	43,609
令和3年	92,501	11,553 (12.5%)	60,012 (64.9%)	20,936 (22.6%)	44,268
令和4年	92,167	11,296 (12.2%)	59,875 (65.0%)	20,996 (22.8%)	44,526
令和5年	92,339	11,127 (12.1%)	60,214 (65.2%)	20,971 (22.7%)	45,117
埼玉県 令和5年	7,381,007	860,489 (11.7%)	4,542,770 (61.5%)	1,977,748 (26.8%)	3,470,032

## 第3 風水害の履歴【道路班】

市は、北足立台地と野田台地に挟まれた中川低地の南端に位置しているため、過去においてた



びたび水害を経験している。

近年においては、平成20年の集中豪雨(床上浸水11棟、床下浸水153棟、道路冠水37箇所)、平成25年の台風26号(床上浸水103棟、床下浸水110棟)等により、多くの世帯や公共施設に被害を及ぼしている。

次表に風水害の一覧を示す。

□風水害の履歴

発生年月日	災害名称	床上浸水	床下浸水	田畑被害	道路被害	その他被害
昭和54年 10月19日	台風20号 106mm	157棟	404棟	水稻2.3ha 畑65ha	冠水122 不通39	一部破損87棟 綾瀬川越水4ヶ所 L=470m
昭和56年 10月22日	台風24号 167mm	399棟	2,337棟	田冠水27ha 畑冠水37ha	冠水514 不通3	綾瀬川越水 L=15m
昭和57年 8月1日	台風10号 218mm	0棟	0棟	畑冠水 18.4ha		綾瀬川越水L=10m 学校窓ガラス8箇所破損
昭和57年 9月12日	台風18号 218mm	335棟	1,809棟	田冠水20ha 畑冠水58ha	冠水40 不通7	綾瀬川越水 L=270m
昭和58年 6月10日	大雨	0棟	5棟			
昭和58年 8月15日	台風5号 63.5mm	0棟	2棟			
昭和58年 9月28日	台風10号 7.6mm	0棟	5棟	田冠水0.5ha 畑冠水3ha	冠水7 不通1	
昭和60年 4月22日	大雨 61mm	0棟	32棟		冠水8	
昭和60年 6月10日	大雨 71mm	16棟	297棟	田畑冠水 1.5ha	冠水8	
昭和60年 6月19～20日	大雨 73.5mm	0棟	300棟	田冠水2ha 畑冠水1ha		
昭和60年 6月30日～ 7月1日	台風6号 124mm	0棟	83棟	田冠水10ha 畑冠水70ha	冠水4 不通2	
昭和60年 8月30～31日	台風14号	0棟	0棟			
昭和61年 2月18～19日	大雪 5mm	0棟	0棟	ビニールハウス	倒壊3件、曲がる1件 吊る4件、合計1,854㎡	
昭和61年 3月23日	大雪・大雨	0棟	0棟	ビニールハウス	倒壊19件、合計3,000㎡	
昭和61年 5月14～15日	大雨 75.6mm	0棟	0棟		冠水2	
昭和61年 6月26日	雷雨 19.2mm	0棟	0棟		冠水2	
昭和61年 7月1～2日	大雨 60.5mm	0棟	17棟		冠水6	
昭和61年 8月4～5日	台風10号 239mm	238棟	1,072棟	田冠水6ha 畑冠水7ha	冠水13 通行止22	垢川越水L=1.5km 葛西用水越水L=400m
昭和61年 9月2～3日	台風15号 70.5mm	0棟	9棟		冠水2	
昭和61年 9月8日	集中豪雨 67mm	0棟	64棟		冠水8	
昭和61年 9月13～14日	集中豪雨 34.7mm	0棟	0棟		冠水2	
昭和61年 12月19日	大雨 56.5mm	0棟	26棟		冠水9	
昭和62年	大雨	0棟	0棟		冠水2	

総則 第2節

発生年月日	災害名称	床上浸水	床下浸水	田畑被害	道路被害	その他被害
8月18日	52.5 mm				通行止 1	
昭和62年 9月4日	大雨 84.5 mm	0棟	1棟		冠水 4	
昭和63年 8月17日	大雨 38 mm	0棟	1棟			
平成元年 8月1日	大雨 115.5 mm	0棟	5棟		冠水 1 通行止 1	
平成元年 8月6日	大雨 81 mm	0棟	10棟		冠水 3 通行止 1	
平成元年 9月20日	台風22号 100 mm	1棟	23棟		冠水 3 通行止 1	
平成2年 8月10日	台風11号 108.5 mm	0棟	4棟		冠水 4 通行止 2	
平成2年 9月20日	台風19号 21.5 mm	0棟	0棟	風害 工場半壊 1、立木倒壊 1 ゲートボール休憩所(半壊 1)		
平成2年 9月30日	台風20号 98 mm	0棟	2棟		冠水 3 通行止 3	
平成2年 11月30日	台風28号 82.5 mm	0棟	1棟		冠水 2 通行止 2	
平成3年 8月1日	雷雨 50 mm	0棟	0棟		冠水 2	
平成3年 8月23日	大雨 33.3 mm	2棟	3棟		冠水 5	
平成3年 9月19日	台風18号 218 mm	217棟	913棟	田畑冠水 24.5ha	冠水 93	
平成3年 10月11日	台風21号 149.5 mm				冠水 7	一部損壊 87棟 綾瀬川越水 4ヶ所 L=470m
平成4年 2月1日	大雪 19 cm			ビニールハウス倒 106棟 被害農家戸数 43戸		通話不能 270件 停電 1,500件
平成4年 10月9日	大雪 123.2 mm	2棟	24棟		冠水 24	
平成5年 8月26~27日	台風11号 201.5 mm	201棟	833棟		冠水 97	
平成6年 9月2日	雷雨 62 mm	3棟	135棟		冠水 5	
平成7年 9月16日	台風12号	0棟	0棟			立木倒壊 4
平成8年 9月22日	台風17号 191.5 mm	31棟	250棟	田畑冠水 14.5ha	冠水 98	工場、作業所、倉庫、 店舗、事務所等 81
平成9年 6月20日	台風7号 18 mm	0棟	0棟		冠水 3	
平成9年 6月28日	台風8号 9.5 mm	0棟	0棟			
平成10年 9月16日	台風5号	0棟	0棟		冠水 2	
平成11年 8月14日	熱帯低気圧 101 mm	0棟	0棟		冠水 2	
平成12年 7月4日	大雨 27.5 mm	0棟	1棟			停電 南後谷地区
平成12年 7月7日	台風3号	18棟	195棟	田冠水 2.6ha	冠水 25	自主避難 4世帯 (市立中川小)
平成13年 6月7日	集中豪雨 87.5 mm	43棟	442棟			
平成13年 8月21~22日	台風11号 65.0 mm	0棟	2棟			

発生年月日	災害名称	床上浸水	床下浸水	田畑被害	道路被害	その他被害
平成13年 9月10～11日	台風15号 139.5mm	0棟	10棟			
平成13年 10月10日	集中豪雨 151.5mm	2棟	55棟			
平成15年 8月15日	大雨 20mm	0棟	15棟			
平成15年 10月13日	集中豪雨 75mm	0棟	13棟			
平成16年 10月9日	台風22号 164.5mm	9棟	73棟		冠水108	
平成16年 10月20～21日	台風23号 178.0mm	2棟	70棟		冠水85	
平成18年 7月26日～27日	集中豪雨 153.5mm	2棟	16棟		冠水35	
平成20年 8月30日	集中豪雨 115.5mm	11棟	153棟		冠水37	
平成21年 8月10日	集中豪雨 67mm	1棟	12棟			
平成21年 10月8日	台風18号 90mm	10棟	25棟			
平成22年	大雨	0棟	4棟			
平成25年 10月15日～17日	台風26号 202mm	103棟	110棟			
平成27年 9月6日～10日	台風18号及 び豪雨 347.5mm	16棟	26棟			避難勧告 避難所4か所開設 避難者8名
平成28年 8月21日～24日	台風9号及 び豪雨 97.5mm	0棟	7棟			
令和元年 9月8日	台風15号	0棟	0棟		冠水4	
令和元年 10月12日	台風19号	0棟	5棟	ビニールハウス 屋根一部破損	冠水3	災害救助法適用 避難準備・高齢者等避難 避難者646名
令和5年 6月2日～3日	台風2号	9棟	57棟		冠水 多数	避難指示 避難所10か所開設 避難者340名

## 第4 対象災害の想定

### 4.1 国、県が実施する浸水想定

国、県が実施している浸水想定のうち、本市が洪水浸水想定区域に指定されている河川は、利根川、江戸川、荒川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川、元荒川である。

調査概要は、次のとおりである。

□各洪水浸水想定区域図の前提となる計画降雨

河川名	前提条件	作成・指定年月	調査機関
利根川水系 利根川	利根川流域、八斗島上流域の3日間総雨量491mm	平成29年7月20日	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所
利根川水系 江戸川	八斗島上流の3日間総雨量491mm	平成29年7月20日	国土交通省関東地方整備局江 戸川河川事務所
荒川水系 荒川	荒川流域の3日間総雨量632mm	平成28年5月30日	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所
利根川水系 中川	中川・綾瀬川流域2日間総雨量596mm	平成29年7月20日	国土交通省関東地方整備局江 戸川河川事務所
利根川水系 綾瀬川	中川・綾瀬川流域2日間総雨量596mm	平成29年7月20日	国土交通省関東地方整備局江 戸川河川事務所
荒川水系 芝川・新芝川	荒川流域の2日間総雨量839mm	令和2年5月26日	埼玉県県土整備部 河川砂防課
利根川水系 元荒川	中川流域の48時間総雨量596mm	令和2年5月26日	埼玉県県土整備部 河川砂防課

資料：国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、埼玉県県土整備部河川砂防課

- 資料 2.1 利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図(八潮市)
- 資料 2.2 利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図(洪水浸水想定区域全域)
- 資料 2.3 利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(八潮市)
- 資料 2.4 利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(洪水浸水想定区域全域)
- 資料 2.5 荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(八潮市)
- 資料 2.6 荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(洪水浸水想定区域全域)
- 資料 2.7 利根川水系中川・綾瀬川洪水浸水想定区域図(八潮市)
- 資料 2.8 利根川水系中川・綾瀬川洪水浸水想定区域図(浸水想定区域全域)
- 資料 2.9 荒川水系 芝川・新芝川洪水浸水想定区域図(浸水想定区域全域)
- 資料 2.10 利根川水系元荒川洪水浸水想定区域図(浸水想定区域全域)

## 第5 被害想定

### 5.1 本市の被害想定

国、県による洪水浸水想定区域の指定の結果、市内で浸水が想定される水深は最大で5.0m未満であり、5.0m以上の水深になる浸水は確認されなかった。

また、中川、綾瀬川、芝川・新芝川、元荒川の5河川の浸水想定では、市域の中央部の中央～八潮～緑町の地区にかけて浸水しない区域が想定されているが、利根川、江戸川、荒川の3河川の浸水想定では、市域の全域で浸水が想定されている。

□本市の洪水浸水被害想定

河川名	利根川水系 利根川	利根川水系 江戸川	荒川水系 荒川	利根川水系 中川	利根川水系 綾瀬川	荒川水系 芝川・新芝川	利根川水系 元荒川
浸水予測 区域	市全域	市全域	市全域	市中央部以外 の全域	市中央部及び 市東側の中川 沿いを除く全 域	綾瀬川西側(西 袋、柳之宮地 区)及び西袋、 大曾根、浮塚、 圀地区の一部	市中央部及び 市東側の中川 沿いの一部を 除く全域
最大予測 水位	3.0m～5.0m 未満	3.0m～5.0m 未満	3.0m～5.0m 未満	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満	0.5～3.0m 未満	0.5m～5.0m 未満
最大予測 水位地区	・八條、鶴ヶ曾 根、圀、大原、 大曾根、浮塚、 中央4丁目、 八潮5丁目、 八潮8丁目、 茜町1丁目、 大瀬5丁目の 一部 ・中川綾瀬川沿 一帯	・八條、南川崎、 茜町1丁目、 大瀬5丁目の 一部	・八條、鶴ヶ曾 根、大曾根、 浮塚、茜町1 丁目、大瀬5 丁目の一部 ・中川沿一帯	・中川沿一帯	・西袋の綾瀬川 西側のほぼ全 域	・西袋の綾瀬川 西側の一部	・綾瀬川西側の ほぼ全域 ・中川小学校を 中心とした一 部
<b>地区別予想水位 (m)</b>							
八條	0.0～5.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～5.0 未満
鶴ヶ曾根	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～3.0 未満
小作田	0.5～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～3.0 未満
松之木	0.5～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～3.0 未満
伊草	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～3.0 未満
新町	0.5～3.0 未満	0.5～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～3.0 未満
二丁目	0.5～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～0.5 未満	0.0	0.0～3.0 未満
木曾根	0.5～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～3.0 未満
南川崎	0.5～5.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～3.0 未満
伊勢野	0.5～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～3.0 未満
大瀬	0.5～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～5.0 未満
古新田	0.5～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0～3.0 未満
圀	0.5～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満
上馬場	0.5～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満
中馬場	0.5～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0	0.0	0.0～0.5 未満
大原	0.5～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満
大曾根	0.5～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満
浮塚	0.5～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～5.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満	0.0～3.0 未満

総則 第2節

西袋	0.5~5.0未満	0.0~3.0未満	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~5.0未満
柳之宮	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~5.0未満
南後谷	0.5~5.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~5.0未満
中央1	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0	0.0~3.0未満
中央2	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~0.5未満	0.0	0.0	0.0~0.5未満
中央3	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0	0.0	0.0~3.0未満
中央4	0.5~5.0未満	0.0~3.0未満	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満
八潮1	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~0.5未満	0.0	0.0	0.0
八潮2	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0	0.0	0.0
八潮3	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~0.5未満	0.0~0.5未満	0.0	0.0~3.0未満
八潮4	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~3.0未満
八潮5	0.5~5.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~3.0未満
八潮6	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~3.0未満
八潮7	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~0.5未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満
八潮8	0.5~5.0未満	0.5~3.0未満	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満
緑町1	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~0.5未満	0.0~0.5未満	0.0	0.0~3.0未満
緑町2	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~0.5未満	0.0~0.5未満	0.0	0.0~3.0未満
緑町3	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~0.5未満	0.0~0.5未満	0.0	0.0~3.0未満
緑町4	0.5~3.0未満	0.5~3.0未満	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~3.0未満
緑町5	0.5~3.0未満	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~3.0未満
大瀬1	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~3.0未満
大瀬2	0.5~3.0未満	0.5~3.0未満	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~0.5未満	0.0	0.0~3.0未満
大瀬3	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~0.5未満	0.0	0.0~3.0未満
大瀬4	0.5~5.0未満	0.5~3.0未満	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~3.0未満
大瀬5	0.5~5.0未満	0.5~5.0未満	0.5~5.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~3.0未満
大瀬6	0.5~3.0未満	0.5~3.0未満	0.5~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0~0.5未満	0.0	0.0~3.0未満
茜町1	0.5~5.0未満	0.5~5.0未満	0.5~5.0未満	0.0~3.0未満	0.0~3.0未満	0.0	0.0~3.0未満

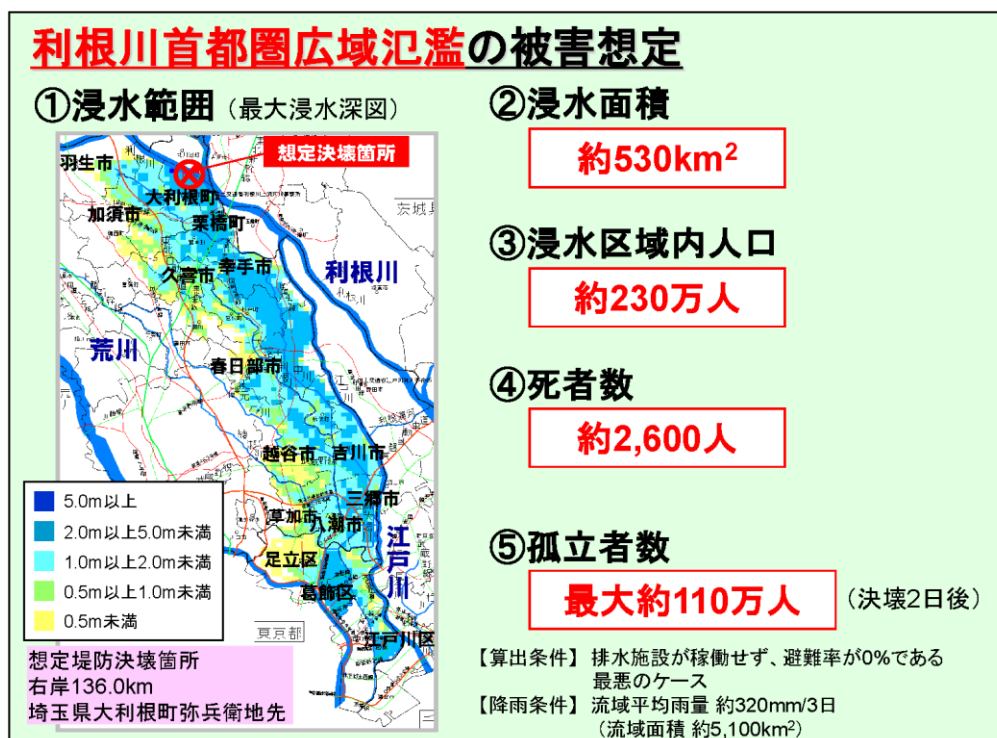
## 5.2 大規模水害の被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。

次のシミュレーションされた氾濫状況では、市内のほとんどが浸水することが判明している。

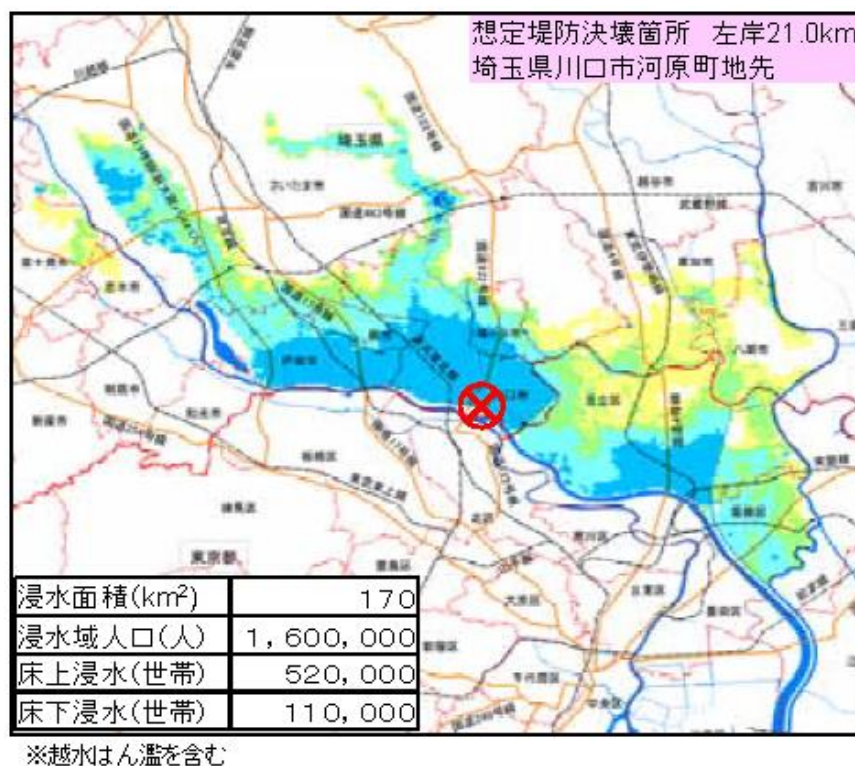
### 1 利根川首都圏広域氾濫

昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km<sup>2</sup>、浸水区域内人口が約230万人と想定される。



## 2 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。



## 第3節 防災関係機関の業務の大綱

防災に関し、市、消防、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

### 第1 市

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災害対策基本法第5条第1項)

市	事務又は業務の大綱
八潮市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策の組織の整備並びに訓練に関する事</li> <li>2. 防災施設の整備、改良及び復旧に関する事</li> <li>3. 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関する事</li> <li>4. 防災に関する施設や設備の整備と点検に関する事</li> <li>5. 避難情報に関する事</li> <li>6. 災害に関する情報の収集・加工・分析・伝達・共有及び被害の調査に関する事</li> <li>7. 被災者に対する救助及び救護措置に関する事</li> <li>8. 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策に関する事</li> <li>9. 災害復旧復興に関する事</li> <li>10. その他災害の予防又は被害の軽減を図るための措置に関する事</li> <li>11. 管内の公共的団体、事業所及び自主防災組織の指導育成に関する事</li> </ol>

資料 2.12 平時からの事務分掌

### 第2 消防

市は、平成27年10月に草加市と草加八潮消防組合を設立した。また、草加八潮消防組合が平成28年4月1日に発足した草加八潮消防局において、消防事務の共同処理を開始している。

消防機関	事務又は業務の大綱
草加八潮消防組合 八潮市消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の指示又は誘導に関する事</li> <li>6. 消防の応援・受援に関する事</li> <li>7. 消防知識の啓発・普及に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集・加工・分析・伝達・共有及び被害の調査に関する事</li> <li>9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事</li> </ol>



### 第3 県

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災害対策基本法第4条第1項)

県の機関	事務又は業務の大綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)防災に関する組織の整備</li> <li>(2)防災に関する訓練の実施</li> <li>(3)防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>(4)防災に関する施設及び設備の整備及び点検</li> <li>(5)前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善</li> </ol> </li> <li>2 災害応急対策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)警報の発令及び伝達並びに避難の指示</li> <li>(2)消防、水防その他の応急措置</li> <li>(3)被災者の救難、救助その他の保護</li> <li>(4)災害を受けた児童及び生徒の応急教育</li> <li>(5)施設及び設備の応急の復旧</li> <li>(6)清掃、防疫、その他保健衛生措置</li> <li>(7)犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>(8)緊急輸送の確保</li> <li>(9)前各号のほか、災害の防衛又は拡大防止のための措置</li> </ol> </li> </ol>
東部地域 振興センター (春日部支部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災活動拠点の開設・運営</li> <li>2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保</li> <li>3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保</li> <li>4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保</li> <li>5. 緊急通行車両の確認</li> <li>6. 広域支援拠点の開設・運用</li> </ol>
越谷県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急対策組織の整備に関する事</li> <li>2. 災害情報の収集及び報告に関する事</li> <li>3. 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>4. 災害現地調査に関する事</li> <li>5. 災害対策現地報告に関する事</li> <li>6. 災害応急対策に必要な応援措置</li> <li>7. 被災者の救助、救援に関する事</li> </ol>
草加保健所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事</li> <li>2. 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関する事</li> <li>3. 各種消毒に関する事</li> <li>4. 細菌及び飲料水の水質検査に関する事</li> <li>5. ねずみ族、昆虫駆除に関する事</li> <li>6. 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事</li> <li>7. 災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>8. 病院、診療所及び助産所に関する事</li> <li>9. 罹災者の医療助産、その他の保健衛生に関する事</li> <li>10. ペット動物の飼育に関する事</li> </ol>

総則 第3節

県の機関	事務又は業務の大綱
越谷 県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 降水量及び水位等の観測通報に関すること</li> <li>2. 洪水予報、水防警報の受理及び通報に関すること</li> <li>3. 水こう門及び排水機場等に関すること</li> <li>4. 水防管理団体との連絡指導に関すること</li> <li>5. 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること</li> <li>6. 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関すること</li> </ol>
草加警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報の収集、伝達及び広報に関すること</li> <li>2. 警告及び避難誘導に関すること</li> <li>3. 人命の救助及び負傷者の救護に関すること</li> <li>4. 交通の秩序の維持に関すること</li> <li>5. 犯罪の予防及び検挙に関すること</li> <li>6. 行方不明者の捜索に関すること</li> <li>7. 遺体の検視(見分)に関すること</li> <li>8. 漂流物等の処理に関すること</li> <li>9. その他治安維持に必要な措置に関すること</li> </ol>
中川・綾瀬川 総合治水事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中川・綾瀬川等の改修、維持管理に関すること</li> </ol>

#### 第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災害対策基本法第3条第1項)

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害査定立会に関すること</li> <li>2. 金融機関等に対する金融上の措置に関すること</li> <li>3. 地方公共団体に対する融資に関すること</li> <li>4. 国有財産の管理処分に関すること</li> </ol>
埼玉労働局(春日部 労働基準監督署、草 加公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関すること</li> <li>2. 職業の安定に関すること</li> </ol>
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</li> <li>2. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</li> <li>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</li> <li>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</li> <li>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</li> <li>6. 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説・防災対策への助言を行う。(気象庁防災対応支援チーム: JETT)</li> </ol>
関東農政関東農政局 (消費・安全部 地域第一課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</li> <li>2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する こと (2) 飲食品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること</li> <li>3. 復旧対策</li> </ol>

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
	(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する こと (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
関東運輸局 埼玉運 輸支局	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2. 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3. 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること
東京航空局 東京空 港事務所	1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関するこ と 2. 遭難航空機の捜索及び救助に関すること 3. 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関するこ と
関東総合通信局	1. 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数 等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行 う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東地方整備局 （江戸川河川事務 所）	1. 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2. 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」 の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3. 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置

## 第5 自衛隊

自衛隊	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	1. 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 埼玉県地域防災計画に合致した防災訓練の実施に関すること 2. 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある 応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関するこ と

## 第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災害対策基本法第6条第1項)

### 6.1 指定公共機関

指定公共機関	事務又は業務の大綱
東日本電信電話 (株)埼玉事業部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信設備の整備に関すること</li> <li>2. 災害時における重要通信の確保</li> <li>3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること</li> </ol>
(株)NTTドコモ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信設備の整備に関すること</li> <li>2. 災害時における重要通信の確保に関すること</li> <li>3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること</li> </ol>
KDDI (株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要通信の確保に関すること</li> <li>2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること</li> </ol>
ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要通信の確保に関すること</li> <li>2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること</li> </ol>
日本郵便(株) 草加郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること</li> <li>2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること</li> </ol>
日本赤十字 埼玉県支部 (八潮市地区)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存は除く)を行うこと</li> <li>2. 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと</li> <li>3. 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること</li> </ol>
東日本高速道路(株) 関東支社 三郷管理事務所	高速自動車道路(東京外かく環状自動車道)に係る <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害防止に関すること</li> <li>2. 被災点検、応急復旧工事等に関すること</li> <li>3. 災害時における利用者等へのう回路等の案内及び情報提供に関すること</li> <li>4. 災害復旧工事の施工に関すること</li> </ol>
日本放送協会(NHK)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災知識の普及に関すること</li> <li>2. 災害応急対策等の周知徹底に関すること</li> <li>3. 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること</li> </ol>
首都高速道路(株) 東京東局	首都高速道路(三郷線)に係る <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 首都高速道路の保全に関すること</li> <li>2. 首都高速道路の災害復旧に関すること</li> <li>3. 災害時における緊急交通路の確保に関すること</li> </ol>
東京電力パワーグリッド(株) 川口支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における電力供給に関すること</li> <li>2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること</li> </ol>
東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること</li> <li>2. ガスの供給の確保に関すること</li> </ol>

指定公共機関	事務又は業務の大綱
(株)イトーヨーカ堂	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
イオン(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
ユニー(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
(株)セブン・イレブン・ジャパン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
(株)ローソン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
(株)ファミリーマート	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
(株)セブン&アイ・ホールディングス	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施

## 6.2 指定地方公共機関

指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
首都圏新都市鉄道(株)八潮駅	1. 鉄道施設の安全保安確保に関すること 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県トラック協会 草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送の協力に関すること
葛西用水路土地改良区 八条用水路土地改良区	1. 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3. たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
(一社)埼玉県医師会、 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	1. 医療及び助産活動の協力に関すること 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3. 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(株)テレビ埼玉	1. 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2. 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
(株)エフエムナックファイブ	1. 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2. 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県LPガス協会南東武支部	1. LPガス供給施設の安全保安に関すること 2. LPガスの供給の確保に関すること 3. カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること 4. 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

**第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者**

その他の協力機関	事務又は業務の大綱
(一社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会草加八潮支部	1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事
(公社)埼玉県獣医師会南支部	1. 所有者不明の動物の一時保護に関する事 2. 負傷した動物に対する応急処置に関する事 3. 被災した動物に関する健康相談等に関する事 4. 被災した動物の情報提供に関する事 5. その他必要な救護活動に関する事
さいかつ農業協同組合	1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2. 農作物の災害応急対策の指導に関する事 3. 被災農家に対する融資、斡旋に関する事 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事 5. 農作物の需給調整に関する事
生活協同組合	1. 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2. 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事
(福)八潮市社会福祉協議会	1. 要配慮者の支援に関する事 2. 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事
八潮市商工会	1. 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関する事 2. 災害時における物価安定についての協力に関する事 3. 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事
社会福祉施設の経営者	1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 災害時における収容者の保護
病院等の経営者	1. 被災施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2. 被災時の病人等の収容、保護に関する事 3. 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
金融機関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関する事
学校法人	1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 被災時における教育対策 3. 被災施設の災害復旧

## 第4節 市民、自主防災組織、事業所等の役割

本市は、中川・綾瀬川流域の沖積低地に位置しており、洪積台地と比較して土地が低いため、洪水時には水が集まりやすく、狩野川台風や伊勢湾台風など過去幾度となく被害に見舞われ、莫大な損害を受けてきた。近年は、突発的に発生する局所的な集中豪雨や竜巻等の新たな災害も増加しており、自然災害は市民の身近にあるということを認識する必要がある。

また、東日本大震災や阪神淡路大震災を経験して明らかになったことの一つとして、「行政による災害対応の限界」が挙げられる。

防災対策の基本は、市民一人ひとりが、日頃から防災に関する正しい知識と行動を身につけ、自分自身や家族の安全を守るための「自助」、また、身近なコミュニティ等においては、互いに助け合う「共助」を実践し、自らの被害の軽減及び拡大防止に努めることである。

自主防災組織は、地域コミュニティの強化を図るとともに、災害時には防災機関による応急活動に先立ち、初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導等を行い、被害の軽減及び拡大防止に努める。

事業所は、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄等防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員、利用者等の安全確保及び地域の防災活動への協力を努める。また、事業を継続又は早期に再開するための計画を策定するとともに、従業員の帰宅困難者対策を講じる。

### 第1 市民の基本的役割

自助の考えの下、最優先で自分自身や家族の安全を確保しなければならない。被害を未然に防ぎ、軽減し、あるいは拡大を防止するため、平時及び災害発生時に実施する事項は、次のとおりである。

#### 1.1 平時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の習得
- 2 防災用品、非常時持出品の準備
- 3 家庭内での安全対策の推進
- 4 災害時の家族同士の連絡方法の確認
- 5 家屋等の耐震性の推進、家具等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
- 6 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 7 指定避難所、避難路等の確認
- 8 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、ラジオ等情報収集装置の備え
- 9 近隣住民との積極的な交流及び地域活動(町会・自治会の活動等)への参加
- 10 各種防災訓練への参加
- 11 ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止(竜巻・突風等対策)
- 12 屋内における退避場所の確保(竜巻・突風等対策)
- 13 竜巻や突風等の情報取得や身を守る方法の習得(竜巻・突風等対策)

---

---

## **1.2 災害発生時に実施する事項**

- 1 自分自身及び家族の安全の確保
- 2 正確な情報の把握及び伝達
- 3 出火防止措置及び初期消火の実施
- 4 適切な避難の実施
- 5 指定避難所でのゆずりあい
- 6 県、市、防災関係機関が行う応急活動及び復旧・復興活動への参加と協力
- 7 風評に惑わされない、風評を広めない
- 8 自主防災活動への参加、協力

## **第2 自主防災組織の基本的責務**

共助の考えの下、町会自治会等を単位として自発的に結成された自主防災組織が、互いに助け合い、励まし合いながら災害による被害を軽減し、あるいは拡大を防止するため、平時及び災害発生時に実施する事項は、次のとおりである。

### **2.1 平時から実施する事項**

- 1 防災に関する知識の普及・啓発
- 2 災害時の活動体制の整備
- 3 年間活動計画の立案と決定
- 4 まちの安全点検や管理、改善推進
- 5 火災予防の呼びかけ、初期消火、延焼防止
- 6 避難計画の作成と訓練
- 7 地区における各種防災訓練の実施
- 8 地区の要配慮者の把握
- 9 地域住民のコミュニティの醸成
- 10 地区防災計画の作成及び提案
- 11 防災訓練の実施
- 12 防災用資機材の整備

### **2.2 13 地域の災害危険の把握災害発生時に実施する事項**

- 1 避難行動要支援者の保護、安全確保
- 2 避難誘導
- 3 地震情報や市災害対策本部の情報の把握と広報
- 4 地区内の被害状況の把握、市災害対策本部への連絡、出動要請
- 5 応急時の生活維持活動(市との連絡、飲料水、食料、生活必需品の調達等)
- 6 指定避難所の開設への協力、運営活動の実施
- 7 救援物資の受入及び配給の協力

## **第3 事業所等の基本的役割**

地域コミュニティの一員である事業所が、社会的責務に基づき平時及び災害発生時に実施する

---



事項は、次のとおりである。

### **3.1 平時から実施する事項**

- 1 防災責任者の育成
- 2 建築物の耐震化の促進
- 3 施設、設備の安全管理
- 4 地域コミュニティの防災活動への参加、協力
- 5 防災訓練の実施
- 6 従業員に対する防災知識の普及
- 7 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- 8 防災用資材の備蓄と管理
- 9 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 10 屋外広告物、外装材等の落下防止
- 11 事業継続計画の策定

### **3.2 災害発生時に実施する事項**

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置及び初期消火の実施
- 3 従業員、利用者等の避難誘導
- 4 応急救助・救護
- 5 ボランティア活動への支援



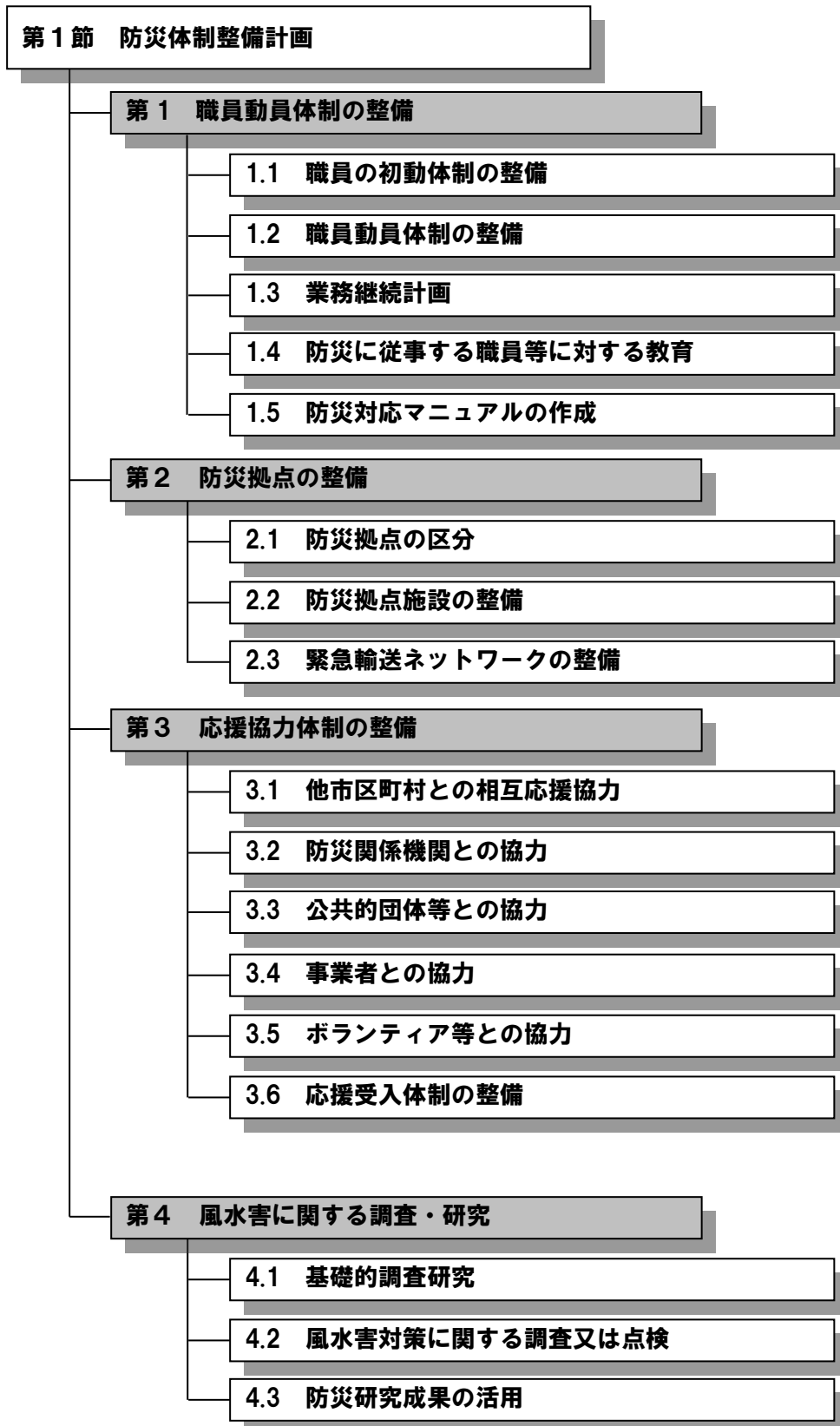
## 第2部 風水害予防計画

### 風水害予防計画の構成

風水害 予 防 計 画	第 1 節 防災体制整備計画	(P 26～ 42)
	第 2 節 災害情報体制の整備	(P 43～ 50)
	第 3 節 防災都市づくり計画	(P 51～ 60)
	第 4 節 避難予防対策	(P 61～ 70)
	第 5 節 物資及び資機材等の備蓄、調達	(P 71～ 81)
	第 6 節 医療体制等の確立	(P 82～ 88)
	第 7 節 その他市民の生活安定に係る体制整備	(P 89～ 94)
	第 8 節 市民の災害対応力の向上	(P 95～ 113)
	第 9 節 大規模水害対策計画	(P 114～ 118)



## 第1節 防災体制整備計画



## **第1 職員動員体制の整備**

大規模な災害が発生した際、夜間・休日等の勤務時間外であっても職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報の収集・加工・分析・伝達・共有や防災対策に従事できるよう、あらかじめ災害の規模に応じた参集基準を定める等、動員体制の整備を行う。

### **1.1 職員の初動体制の整備【各班】**

#### 1 初動配備体制の整備

突発的な災害に対し、夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに防災体制を立ち上げ、対応できるよう初動体制の整備を図る。

#### 2 職員の配備

災害時には、交通網の途絶、通信の輻輳<sup>ふくそう</sup>、職員自身の被災等、職員の参集に遅れが生じる場合も想定される。そのため、発災時において参集可能な者は、勤務時間内・外を問わず迅速にあらかじめ検討した所定の場所に参加する。

#### 3 緊急連絡機器の整備

夜間・休日等の勤務時間外における緊急連絡のため、本部長、副本部長、本部員、防災担当課をはじめとする職員については、配備体制等の緊急連絡を行えるよう、緊急連絡機器を整備し、円滑な参集体制の整備を図る。

緊急連絡にあたり、整備する機器は以下とする。

- ① 防災行政無線
- ② 防災情報システム
- ③ 非常無線
- ④ ファクス
- ⑤ 衛星電話

### **1.2 職員動員体制の整備【各班】**

#### 1 動員配備計画の作成

災害が発生した場合、必要な人員を確保し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の居住地、災害の規模を勘案し、実践的な動員配備体制を整備する。

災害対策本部における各部長は「活動体制」(P. 120)に基づき所管の班(課)ごとに動員配備計画及び伝達計画(平常執務時、休日・退庁後)を作成し、防災担当課長に報告しておく。防災担当課は人事担当課と協力し、この報告を基に災害発生時の非常連絡体制や広域応援体制の整備に関する対応計画を定める。

## 2 動員配備に関する認識の向上

非常登庁に関する心構えを確認させるため、必要に応じて自主参集訓練を行うなど、自主参集についての認識を徹底させる。

### □配備に対する心構え(職員の非常登庁)

- (1) 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておかなければならない。
- (2) 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者、防災担当課等への電話やメールでの照会等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の情報を収集し、該当する配備基準を判断して自主参集しなければならない。
- (3) 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、配備命令がない場合であっても、状況によっては所属長と連絡をとって、進んでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断で速やかに指定の場所に参集し、防災活動に従事する。万一、被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても指定の場所に参集することが不可能な場合は、所属長又は本部の指示を受ける。

## **1.3 業務継続計画**

市は、大規模な災害が発生した場合であっても、災害応急対策を迅速に実施するとともに、停止することにより市民生活に重大な影響を与える通常業務については、継続または早期に復旧しなければならない。そのため、職員は、非常時優先業務をあらかじめ選定し、業務の目標着手時間、必要な人員、物資、情報等を示した業務継続計画を適宜見直し、防災対策の促進に努める。

## **1.4 防災に従事する職員等に対する教育【統括班】**

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員については、防災に関する様々な知識と適切な判断力が要求される。統括班は、県及び関係機関と調整して、災害防止、被害の軽減及び災害復旧、その他災害に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する計画的かつ継続的な研修会を実施する等、防災教育の向上に努める。

各班は、その他業務に必要と考える研修等に積極的に参加し、研究を行うよう努める。

なお、研修の企画にあたっては、ジェンダー主流化・要配慮者など、多様な視点を踏まえることとする。

### (1) 訓練の実施

職員に対し、応急活動を想定した実動訓練又は図上訓練等を実施する。また、各班は、担当業務に併せた訓練計画等を実施する。

### (2) 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会又は講演会等を実施する。

### (3) 防災機器操作の習熟

防災情報の収集機器等、災害活動に必要な機器の基本操作に関する研修を実施する。

## **1.5 防災対応マニュアルの作成【各班】**

各班は、災害発生直後及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、地域防災計画に定められた役割に関する実践的な防災対応マニュアルを作成し、関係する職員へ周知徹底を図る。

なお、防災対応マニュアルは、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は、随時修正する。

防災対応マニュアルに記載する主な内容を以下に示す。

- ① 初動参集
- ② 参集途上の情報収集
- ③ 災害時における各班(課)、各職員の役割
- ④ 災害時における体制(動員・連絡体制等)
- ⑤ 災害時における各職員の行動マニュアル
- ⑥ 防災関係機関の連絡先リスト、施設・備蓄リスト
- ⑦ 救急医療に関する基礎知識
- ⑧ その他応急業務を遂行するために必要なこと



## 第2 防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要となる機能を集約・整理しておくことが必要である。

このため、応急・復旧活動のみならず予防活動にも活用できる防災拠点を整備するとともに、その拠点のネットワーク化を図る。

### 2.1 防災拠点の区分【統括班、各班】

#### 1 防災拠点の区分

防災拠点を「防災活動の中心となる拠点」、「市民の安全に供する拠点」、「県関係防災拠点」に区分し、防災拠点の連携を図る。各防災拠点の役割を以下のとおりとし、使用にあたっては安全確認を行う。

また、防災中枢拠点である市役所の統括の下、中学校 5 校を地区防災拠点とし、指定避難所を、一次避難所（小中学校）、二次的避難所（高校、公民館等）、福祉避難所（福祉施設）に分類して、各避難所の役割に応じた避難者支援を行う。指定避難所の構成を次ページに示す。

なお、八潮市では、広域避難場所の確保が困難であることから道路班は、統括班とともに防災公園の整備に努める。

#### □防災拠点の区分

区分	種類	内容	場所
防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎、八潮消防署
	地区防災拠点	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所であるとともに、各地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップする	八潮中学校、大原中学校、八條中学校、八幡中学校、潮止中学校
	消防活動拠点	消防に係る活動及び傷病者の救急・救助活動を行う	八潮消防署
	警察活動拠点	被災者の救出救助活動及び避難誘導等災害時の社会的混乱を防止する	草加警察署
市民の安全に供する拠点	指定緊急避難場所	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、学校グラウンド等
	指定避難所	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等
	防災備蓄倉庫	非常用物資の備蓄、供給を行う	各小中学校、伊勢野防災倉庫、排水機場等
	医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所、救護所
県関係防災拠点	食料保管場所	食料の備蓄・供給を行う	越谷防災基地
	医療品等備蓄場所	医療品の備蓄・供給を行う	越谷防災基地

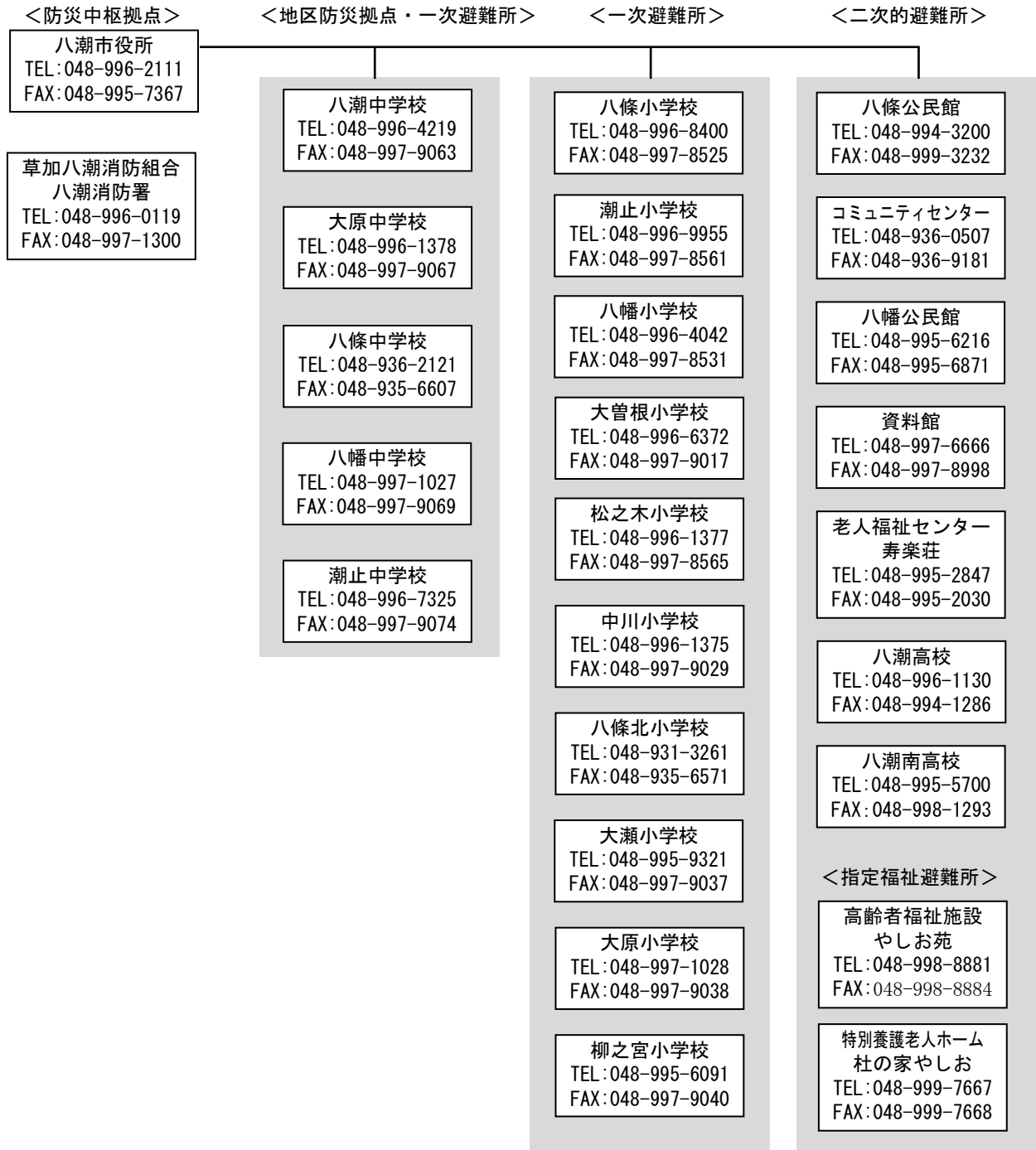
#### □防災ブロック区分

防災ブロック名	対象町会・自治会名
八條地区	入谷、高木、和耕、幸之宮、沖通り、鶴ヶ曾根一、鶴ヶ曾根二、宮田、小作田、松之木、伊草、新町、八潮団地、伊草団地、ルミナス八潮
潮止地区	上二丁目、上木曾根、下二丁目、下木曾根、南川崎、伊勢野、上大瀬、下大瀬、西古新田、古新田東、圀、新田、若柳、京成北、京成南
八幡地区	上馬場、中馬場、大原、大曾根東、大曾根中、大曾根西、大曾根北、浮塚、メゾンパーク南八潮、西袋、柳之宮、南後谷、グリーンパーク第2八潮、アルネックスシティ

## 2 防災拠点のネットワーク化

災害時の応急・復旧対策を迅速かつきめ細かく実施するために各防災拠点のつながりを体系的に整理し、連携が円滑に行えるよう整備する。

□防災ネットワーク概念図



## **2.2 防災拠点施設の整備【統括班、財政班、各班】**

### 1 災害対策本部室の整備

災害対策本部を迅速に設置するため、あらかじめ設置場所や必要な備品等について整備しておく。

#### (1) 災害対策本部設置場所

本部の設置場所は、原則として市庁舎庁議室とする。

ただし、市庁舎内に設置することが不可能な場合は、八潮消防署(視聴覚会議室)に設置する。

第1位 市庁舎庁議室

第2位 八潮消防署(視聴覚会議室)

#### (2) 通信設備の整備

災害対策本部にあっては、情報の収集・伝達等外部との連絡が不可欠であるため、あらかじめ以下の通信設備を整備する。

- ① 災害時優先電話
- ② 携帯電話
- ③ 衛星電話
- ④ 防災行政無線
- ⑤ ファクス
- ⑥ 総合行政ネットワーク及びインターネット等のデータ通信設備
- ⑦ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)

#### (3) 非常電源の確保

災害の停電に備えて、自家発電設備により十分な期間(最低3日間)の電力供給が可能となるよう、平時から自家発電設備の点検整備を行うとともに、周辺設備の耐震化・耐水化図り、浸水想定を考慮した浸水対策に努めるものとする。また、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車(EV)、コージェネレーションシステムなど、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

#### (4) 代替設置場所(代替施設)の整備

災害対策本部の設置場所である市庁舎が被災し、本部が設置できない事態が考えられるため、代替設置場所(施設)に関しても設備及び非常電源等を整備する。

(5) 本部開設に必要な備品等の整備

本部開設に伴い必要となる備品等をあらかじめ指定し、分担して確保しておく。

本部開設に伴い必要となる備品等は、以下のとおりである。

□本部必要備品

防災行政無線	災害処理表その他書類一式
災害対応用臨時電話、有線電話、ファクス	被害状況図版
衛星電話・携帯電話	住宅地図その他地図類
庁内放送設備	ホワイトボード
ビデオプロジェクター、スクリーン	紙・筆記用具等事務用品、電卓
パソコン、ICレコーダー	
テレビ、ラジオ、プリンター	
埼玉県災害オペレーション支援システム機器	

2 市庁舎における整備

(1) 行政データのバックアップ体制

各班は、災害に強いシステムを整備するとともに、災害時の被災者支援及び優先通常業務の実施に必要な行政データ（戸籍、住民基本台帳等）のバックアップ体制を整備する。

また、基礎地盤状況等の資料の被災を回避するため、複製を別途保存する。

□重要な行政データの対象（一例）

地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税金や水道料金等の収納状況等に関する情報</li> <li>・国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報</li> <li>・許認可の記録、経過等の情報</li> <li>・重要な契約、支払い等の記録の情報</li> </ul>
災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録</li> <li>・外国人登録</li> <li>・介護受給者情報</li> <li>・障害者情報</li> <li>・道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ</li> <li>・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書</li> </ul>

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（H28）より

## 2.3 緊急輸送ネットワークの整備【統括班、道路班、施設管理者】

### 1 緊急輸送道路の指定

統括班、道路班は、災害時における効率的な緊急輸送を行うため、地域における災害時の危険度や現況等に基づいて、あらかじめ次の施設を結ぶ道路を指定する。

- ① 市庁舎
- ② 市出先庁舎
- ③ 市内の関係機関施設
- ④ 防災活動拠点
- ⑤ 指定避難所
- ⑥ 市内の備蓄倉庫、輸送拠点
- ⑦ 臨時ヘリポート
- ⑧ 着岸施設(河川)
- ⑨ 災害拠点病院

また、県は、市域における災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

〇市内の県指定緊急輸送道路(令和2年8月現在)

道路種別	緊急輸送道路の分類	路線名	区間
高速道路	第1次特定	東京外かく環状道路	和光市南(東京都境)～三郷南 IC
高速道路	第1次特定	首都高速6号三郷線	八潮市浮塚(都境)～三郷 Jct. IC
国道	第1次特定	国道298号	和光市新倉～三郷市高洲(東京都境)
国道	第1次	国道4号 (東埼玉道路/側道)	八潮市八條(298号との交差点) ～越谷市大成町(越谷流山線との交差点)
主要地方道	第1次	草加流山線	草加市栄町(足立越谷線との交差点) ～三郷市早稲田(千葉県境)
主要地方道	第2次	松戸草加線	三郷市鷹野(298号との交差点) ～草加市吉町(足立越谷線との交差点)
一般県道	第2次	平方東京線	八潮市大曾根(八潮三郷線との交差) ～八潮市浮塚(都県境)
一般県道	第2次	八潮三郷線	八潮市浮塚(平方東京線との交差) ～三郷市番匠免(三郷 Jct. IC)
市道	第2次	市道2031号線	八潮市中央一丁目8番地3(県道草加松戸線との交差) ～八潮市中央一丁目5番地12(市役所入口)

### 2 緊急輸送道路等の整備

道路班は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、防災関係機関と連携して緊急輸送道路や周辺施設の整備を推進する。

#### (1) 緊急輸送道路に指定された施設の管理者の取組

- ① 地域防災計画等の各々の計画で、県に指定された緊急輸送道路の補強や架け替えの検討を行い、計画に基づいて耐震性の向上を図る。

(2) 市の取組

- ①県に指定された緊急輸送道路の内の応急対策上、重要な箇所や大きな被害が発生する可能性のある箇所について、調査検討を行う。
- ②市で指定した緊急輸送道路において、指定ブロック塀の生垣化促進や自動販売機の固定の指導等を行い、洪水や強風等による倒壊を防止して緊急輸送道路を塞がないように努める。
- ③市で指定した緊急輸送道路において、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。

**3 緊急輸送道路等の復旧体制の整備**

道路班は、道路の応急復旧が速やかに行えるよう、あらかじめ資機材等を確保する。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、建設資機材を有する関係業者等との間で、あらかじめ災害時の復旧区間及び役割分担等について定めておく。

**4 防災船着場の確保**

道路班は、河川を利用した水上交通による緊急物資や人員の輸送活動を行う拠点として、防災船着場の設置可能な場所を江戸川河川事務所と調整を図り、確保する。

**5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保**

統括班は、緊急輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を確保する。

資料 2.19 ヘリコプター臨時離着陸場

資料 2.20 ヘリコプター離着陸(発着)場基準及び表示要領

**6 交通規制体制の整備**

統括班、道路班は、緊急輸送道路を円滑に使用するために、草加警察署、県警察本部等、さらに県道については越谷県土整備事務所と連絡をとり、災害時に有効な交通規制が行えるように規制区域・役割分担等について定めておく。

### 第3 応援協力・受入体制の整備

市及びその周辺に大規模災害が発生した場合、市の通常の防災体制のみでは、発生した災害の全てに対応できないことが予想される。

このため、災害時の相互援助を目的として、他市区町村及び防災関係機関等と応援協力体制を推進する。また、国、県、他市区町村などに対し、応援要請を行った際に、外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、関係機関と調整を図りながら、受入体制を整備する。

資料 1.5 協定締結先一覧

#### 【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、気象庁防災対策支援チーム（JETT）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、県看護協会等による救護班 等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

### 3.1 他市区町村との相互応援協力【統括班、各班】

#### 1 他市区町村との相互応援協定の締結状況

災害時における他市区町村との相互応援について、市は、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町及び群馬県みどり市、山梨県笛吹市と相互応援協定を締結している。統括班は、新たに近隣他市区町村及び遠隔地の市区町村との相互応援協定を締結し、災害時の応援体制がより確実なものになるよう努める。

資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県）

資料 1.7 足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定

資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定

資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定

資料 1.11 災害時における相互応援協定に関する協定書

## 2 他市区町村との相互応援協力体制の確立

各班は、災害時の応援要請手続を円滑に行うため、平時から協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

### **3.2 防災関係機関との協力【統括班】**

#### 1 防災関係機関との応援協力体制の確立

統括班は、災害発生時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に実施できるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施する。また、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。

### **3.3 公共的団体等との協力【各班】**

#### 1 公共的団体の種別

日本赤十字奉仕団、(一社)草加八潮医師会、八潮市歯科医師会、(公社)埼玉県獣医師会南支部、(一社)八潮市薬剤師会、(社)埼玉県接骨師会草加八潮支部、市社会福祉協議会、さいかつ農業協同組合、八潮市商工会、生活協同組合

#### 2 公共的団体等との協力体制の確立

統括班は、公共的団体に対し、大規模災害時において応急・復旧活動等に積極的な協力が得られるように、あらかじめ協定を結ぶ等、協力体制の整備に努める。また、関連のある班と協力して、協定等を締結した団体に対し、市の地域防災計画を推進するため、防災に関する組織の充実を図るよう指導する。

これらの団体の協力業務は、以下のとおりである。

- ① 異常現象、危険な場所等を発見した場合、関係機関へ連絡すること
- ② 災害発生時における広報等に協力すること
- ③ 避難誘導及び指定避難所等での救援に協力すること
- ④ 被災者の救助活動に協力すること
- ⑤ 炊き出し及び救援物資の調達・配給に協力すること
- ⑥ 被害状況の調査に協力すること
- ⑦ 医療品・寝具の調達に協力すること
- ⑧ その他必要な協力事項が発生したときに協力すること
- ⑨ 各公共的団体の拠点運営に関すること。



### **3.4 事業者との協力【全班】**

#### **1 事業者との応援協力協定の締結**

各班は、担当する業務と関連する事業者と協力して、災害時に市が行う応急・復旧対策業務に関して、市内で営業する事業者から必要な物資、資機材等を積極的かつ優先的に供給が得られる体制の確立に努める。また、担当する業務を迅速かつ円滑に推進するため、その業務に関連する事業者と応援協定を締結するように努める。

資料 1.5 協定締結先一覧

#### **2 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度**

統括班は、埼玉県地域防災サポート企業・事業所に登録した企業・事業所が、地域社会の一員として地域コミュニティと協力し、防災・救助活動等を実施できる体制を整備する。

また、県の協力のもと、上記制度の登録企業と平時より協議・調整を図り、災害時の協力体制について構築する。

<「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要>

埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度とは、あらかじめ登録した企業等が、災害時に県内の地域と協力して、人員、物品、資機材及び場所の提供等を、地域の要請又は自主的・自発的に実施するものである。

#### **3 防災組織の整備、育成**

自主防災組織の構成員である地域住民が、日中、不在であることも想定されるため、八潮市防災基本条例において、事業者の責務として、市民や自主防災組織と連携し、地域の防災対策に協力するよう努めることを位置付けた。このことから、物資班は、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導及び連携強化に努める。

#### **4 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成**

草加八潮消防組合は、危険物施設の管理者に対して事故予防規程の制定や防災組織の活動に関する必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特殊性があることから、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体に防災組織を設立し、市との相互協力をを行う。

草加八潮消防組合は、事業所に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関する指導、助言を与え、その育成強化に努める。

### **3.5 ボランティア等との協力【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】**

#### 1 災害ボランティアの支援及び活動体制の整備

市社会福祉協議会は、ボランティア支援班及びNPO法人と連携してボランティアを円滑に受け入れるための体制を構築するとともに、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

また、市社会福祉協議会及びボランティア支援班は、NPO法人やボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力し、災害時における防災ボランティアとの連携方法等を検討する。

市職員は、災害時におけるボランティアの重要性を認識し、活動内容、活動体制について平時より自己研鑽に努める。災害ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりである。

- ① 一般作業(炊き出し、清掃、救援物資の仕分け、家屋の応急処置等)
- ② 特殊作業(アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等)
- ③ ボランティアコーディネート業務
- ④ 災害救援専門ボランティア業務

資料 1.35 災害時における医薬品輸送等に関する協定書  
(災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部)

資料 1.36 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書  
(特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク)

資料 1.60 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書  
(社会福祉法人八潮市社会福祉協議会)

#### 2 活動拠点の整備

ボランティア支援班は、発災後直ちにボランティアが活動を実施できるようにするため、ボランティアの自主性を尊重し、市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能に必要な通信設備、生活必需物資等の確保に努める。

#### 3 市民への周知

ボランティア支援班は、市民に対して県及び市社会福祉協議会の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録へのPRを積極的に行う。

### **3.6 応援受入体制の整備【統括班、人事班、財政班、避難所班、帰宅困難者支援班、各班】**

#### 1 受援体制の整備

応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用

等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

## 2 広域避難者の受入体制の整備

統括班は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設を検討する。

また、避難の長期化に備え、県と連携して、建設型応急住宅の適地調査や、公営住宅等の空き室状況の把握を行うとともに、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。

## 3 広域応援拠点の確保

統括班は、県と連携して、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる広域支援拠点を確保するため、拠点候補地の事前選定に努める。

なお、首都高速6号三郷線の八潮出入口又は八潮南出入口周辺において、事業予定地、グラウンド、駐車場等を所有する民間企業に対して、大規模災害時における用地の利用ができるようにあらかじめ協議する。

## 4 活動体制及び拠点の整備

消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。

## 5 災害時受援計画

統括班は、受援体制を整備するとともに、受援における具体的な運用方法・役割分担を明確にし、外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れるため災害時受援計画に基づき、活動する。

各班は、それぞれが所管する応急対策業務への対処の継続・再開に、要員不足が発生する事態を想定して、災害時相互応援協定の締結先自治体や、埼玉県を通じて派遣される広域応援職員等の外部からの応援を円滑に受け入れる体制を確保する。

## 第4 風水害に関する調査・研究

風水害による被害は、災害の規模とともに市の地形条件や社会条件と密接に関係するため、その対策は合理性と多様性が求められる。従って、市域の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な風水害対策を推進するため、自然科学や社会科学の分野についても総合的かつ効果的な基礎研究を実施する。

### 4.1 基礎的調査研究【統括班、道路班】

#### 1 ハザードマップの作成・周知

##### (1) 洪水ハザードマップの作成

河川整備の限界を超えた洪水に見舞われた場合、被害を最小限にとどめるためには、市民の洪水に対する知識や日頃の心構えが重要になる。

そのため、大雨により万一堤防が決壊し、洪水が発生した場合にも、迅速かつ的確に市民が避難できるよう、河川のはん濫により想定される浸水区域、指定避難所の位置、緊急連絡先、情報連絡経路等、災害時に避難する住民にとって必要な情報を分かりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成する。これを市民に公表することで、洪水の危険性を認識してもらい、水害時に自主的に避難する等、被害の軽減を図る。

なお、洪水ハザードマップにおいて、洪水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地を記載する。

##### (2) 内水ハザードマップの作成

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

道路班は、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを住民に情報提供することで被害の軽減を図る。

なお、内水ハザードマップにおいて、雨水出水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地を記載する。

##### (3) ハザードマップの周知

統括班及び道路班は、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップについて広報、市ホームページ等により、当該地域が洪水浸水想定区域であることを周知する。

なお、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

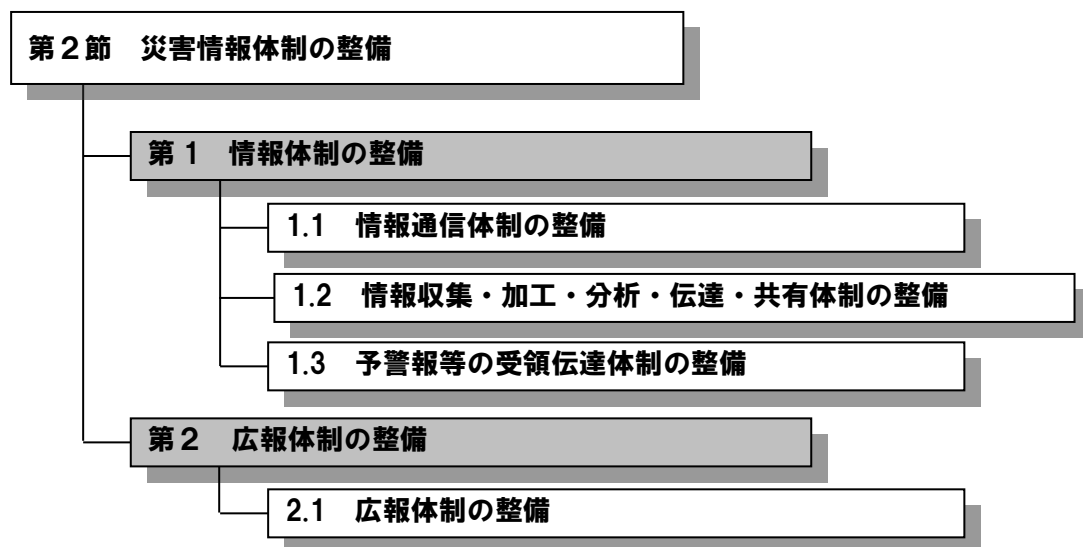
## **4.2 風水害対策に関する調査又は点検【各班】**

各班は、洪水ハザードマップへの習熟に努め、災害時に市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な災害対策活動が行えるよう、平時より地域の安全性調査又は点検に努める。

## **4.3 防災研究成果の活用【各班】**

各班は、国、県で実施した防災に関する研究成果等も踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

## 第2節 災害情報体制の整備



## **第1 情報体制の整備**

迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、収集した災害情報の加工・分析を迅速に行うとともに、その情報を的確に伝達・共有するためのソフト・ハード両面の体制整備が必要である。

市は、最新の情報通信技術における進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築する。

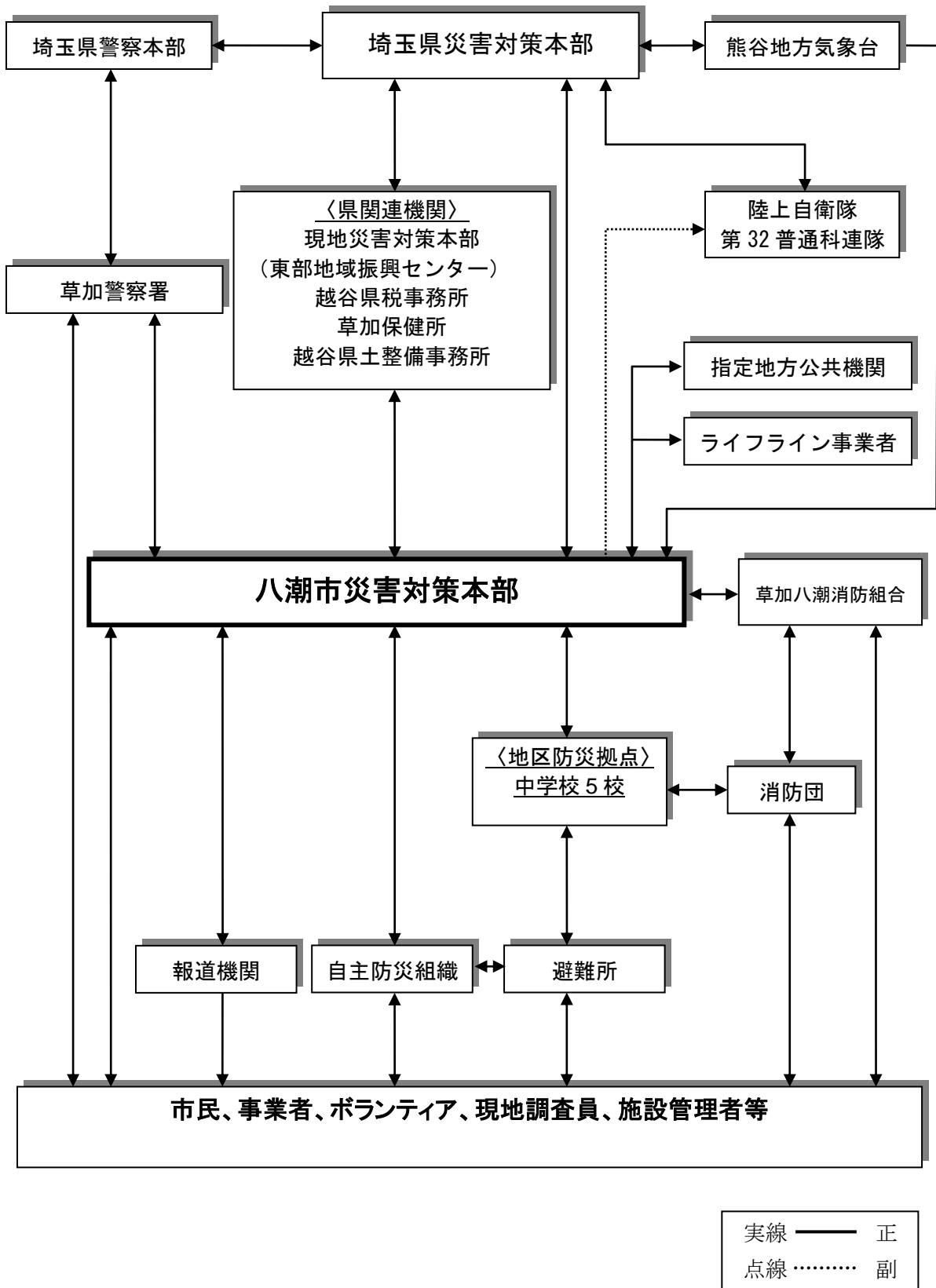
### **1.1 情報通信体制の整備【統括班】**

#### **1 災害情報ネットワークの構築**

統括班は、市災害対策本部、市域の防災拠点及び各防災関係機関が、災害情報を迅速に収集・加工・分析・伝達・共有できるよう、埼玉県災害オペレーション支援システム等を活用した災害情報のネットワーク構築に努め、災害情報等の収集・伝達システムを現場に即して整備・明確化しておく。

災害情報ネットワークは、次頁に示す全体構成図のとおりである。

□災害情報連絡体制の全体構成





## 2 情報通信施設の整備

統括班は、以下の通信施設・設備に関して平時より整備・点検を行い非常時に備える。

### (1) 災害時優先電話の整備

加入電話回線について、東日本電信電話(株)埼玉事業部に要請し、重要回線を災害時の優先電話として整備する。

### (2) 衛星電話・携帯電話の整備

衛星電話及び携帯電話を配備し、関係職員に対して貸与することにより、災害時の緊急伝達、情報収集等を図り、動員体制の充実を図る。なお、機器の整備にあたっては、国が進める公共安全LTE（PS-LTE）に配慮する。

### (3) 市の防災行政無線の整備

市固定系防災行政無線及び移動系無線として地域防災無線の整備を推進する。

また、情報収集伝達・共有体制の強化を図るため、固定系防災行政無線の音達調査等により判明した難聴地域の解消を図る。

資料 2.23 八潮市防災行政無線固定系子局

### (4) ファクスの整備

電話や無線に比べて、情報の伝達精度の高いファクスについても未配備施設への設置を図る。

### (5) 総合行政ネットワーク及びインターネット等のデータ通信設備の整備

行政間の情報共有及び民間の応援ボランティアや市民からの被災現場等の情報を収集・加工・分析・伝達・共有するため、総合行政ネットワーク(LGWAN)及びインターネット等のデータ通信設備の整備を図る。

### (6) 衛星通信ネットワークの整備

地上系無線の途絶を回避し、災害の情報収集・伝達・共有体制の充実強化を図るため、通信衛星を利用することで通信手段を複数化し、防災関係機関のネットワーク化を図るために必要な通信機器等を整備する。

### (7) 災害情報のデジタル化の整備

市は、県の構築した総合的な災害オペレーション支援システムを活用し、デジタル技術を災害対応に活用するよう努める。

## 3 情報通信設備の安全対策

災害時、防災情報システムが活用できる状態に保つため、統括班及び財政班は以下の安全対策を講じる。

### (1) 非常電源の確保

統括班及び財政班は、停電や屋外での活動に備え、停電時にも機能する自家発電設備、無停電電源装置、バッテリー、可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

(2) 総合的な情報通信施設のバックアップ

統括班は、防災行政無線を使うシステムを地上系と衛星系とで複数化し、またバックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。

4 通信設備の使用方法の習熟

統括班及び財政班は、通信機能を有効に活用できるよう、特殊な使用方法の機器が運用できる市職員を育成するとともに、マニュアルを整備し、非常事態に対応できるようにする。

## **1.2 情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制の整備【統括班、情報班】**

1 情報収集体制の整備

(1) 収集すべき情報の整理

災害時の情報収集を円滑に行うためには、職員が収集すべき情報について十分理解していなければならない。

特に、災害発生初期においては、住家被害数よりも要救出現場等、人命にかかる情報の把握が最も重要であることを認識しておく。

従って、どの時点でどんな情報を収集すべきかを平時から整理し、職員へ周知するとともに、訓練の実施に努める。

(2) 情報収集体制の整備

統括班は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備する。なお、システムや使用する装備機器等の充実を図るとともに、実践的訓練を行い、活動能力の向上に努める。

- ① 埼玉県災害オペレーション支援システム
- ② 自主防災組織等からの通報システム
- ③ 既存の災害情報システム(市町村テレメータシステム等)とのオンラインリンク
- ④ 市防災行政無線システム
- ⑤ 携帯メールシステム及びデータ通信を使うソーシャル・ネットワーキング・サービス等システム
- ⑥ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)
- ⑦ 気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム
- ⑧ 防災行政無線システム(地上系、衛星系)
- ⑨ 震度情報ネットワークシステム
- ⑩ 緊急情報システム(Em-net)
- ⑪ ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システム

## 2 情報の加工・分析体制の整備

### (1) 災害情報の種類

情報班は、協定締結団体等と連携し、災害時に市や防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、分析し、地図情報等に加工を行う体制に努める。

#### ① 災害時に取り交わされる情報

予 警 報：気象庁等が発する注意報、警報等の情報

観測情報：雨量、水位等水防活動に係る情報

被害情報：物的被害、人的被害、機能被害に関する情報

措置情報：県、市、防災関係機関の行う対策に関する情報

生活情報：ライフライン等生活に関する情報

#### ② 事前に準備すべき情報

地域情報：地形、地質、人口、建築物、公共施設等の情報

支援情報：防災組織、対策手順、基準等の情報

### (2) 災害情報データベースの整備

統括班は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースの整備について検討する。

災害情報データベースシステムは、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定避難所等、防災施設等のデータを保有する。

また、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化についても検討する。

### (3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

統括班は、上記のデータベースを活用して、被害の想定、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムの整備を検討する。また、データベースと同様、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化について検討する。

## 3 情報の伝達・共有体制の整備

### (1) 情報の伝達・共有体制

統括班は、防災関係機関等と連携し、指定避難所を始めとする防災拠点、出先機関、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を迅速かつ的確に伝達するための体制を整備する。

また、県や防災関係機関等と共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備に努める。

なお、整備にあたっては、防災行政無線、埼玉県災害オペレーション支援システム、携帯メール、CATV システム、データ通信システム、道路情報表示板、報道機関、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を有効に活用し、災害発生時に支障が

生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的を実施する。

資料 2.22 埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

(2) 特に配慮が必要な施設に対する情報の伝達・共有体制

洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域に指定された地域にある、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を所管する課は、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の情報伝達が必要であると判断した場合、電話、ファクス等により速やかに当該情報を提供する。

資料 2.24 洪水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

### **1.3 予警報等の受領伝達体制の整備【統括班】**

1 関係機関からの情報の収集・加工・伝達・共有体制の充実

統括班は、関係機関と協定の締結等を行い情報の収集・加工・伝達・共有体制の充実を図る。

2 情報伝達経路の明確化

統括班は、勤務時間内・外どちらにおいても迅速かつ的確に予警報が伝達されるよう、あらかじめ伝達経路を整理する。

3 情報活用能力の向上

統括班は、観測機器等から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結び付けられるよう研修、自己研鑽に努め、情報の読み取り能力、判断能力、活用能力の向上を図る。

## 第2 広報体制の整備

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図るためには、市民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。従って、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報の提供ができるよう、平時から広報体制について整備する。

### 2.1 広報体制の整備【統括班、広報班、施設管理者】

#### 1 広報手段の整備

広報班は、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報が提供できるよう、広報車、ハンドマイク等の広報用資機材を整備する。併せて、インターネット、緊急速報メール、広報紙、やしお840メール配信サービス等、他の広報手段に関しても検討を行い、災害の状況に応じた広報が行える体制を整備する。

統括班は、市内へ一斉に情報伝達ができる固定系防災行政無線の整備を図る。

#### 2 報道機関との連携

風水害においては、予警報の発令から発災まで時間がある場合が多く、発災前に、気象情報を収集し、災害の危険性のある程度予測することにより、事前対策を講じることが可能であることから、市民に対し、迅速かつ適切に避難情報等を伝達し、確実な避難や効果的な対策に結びつける必要がある。

また、発災後においても被害状況、ライフラインの復旧状況等を迅速に伝えることで社会的混乱を最小限にとどめることができる。

このことから広報班は、災害時における放送について、平時から県と情報の伝達体制を協議するとともに各報道機関と協定を締結する等、報道機関との連携に努める。

#### 3 指定避難所における広報体制の整備

指定避難所における広報手段としては、掲示板への掲示、広報紙、チラシ等の配布等が考えられる。

広報班及び指定避難所の施設管理者は、自主防災組織が運営の中心を担う避難所運営本部と協力し、指定避難所における広報が迅速かつ適切に行えるよう、平時から広報手段等について検討し、広報に必要な設備を整備する。併せて、検討に際しては要配慮者に配慮した広報手段も検討する。

#### 4 広報案文の作成

広報班は、様々な制約の中で効果的な広報活動を実施するため、平時から様々な状況を想定した広報案文を準備し、災害時には迅速かつ的確な広報活動を実施する。

資料 2.38 広報案文

## 第3節 防災都市づくり計画

### 第3節 防災都市づくり計画

#### 第1 地盤災害の予防

- 1.1 地盤沈下対策
- 1.2 宅地造成地の安全対策

#### 第2 水害予防計画

- 2.1 流域総合治水計画
- 2.2 水防管理団体の体制整備
- 2.3 水防用資機材の整備
- 2.4 雨水出水特別警戒水位の設定
- 2.5 雨水出水浸水想定区域の指定
- 2.6 浸水被害軽減区域の指定等
- 2.7 予想される水災の危険の周知

#### 第3 局所的な集中豪雨予防計画

- 3.1 情報伝達体制の強化
- 3.2 道路冠水対策
- 3.3 治水対策

#### 第4 風害予防計画

- 4.1 竜巻等突風情報の伝達
- 4.2 竜巻の発生、対処に関する知識の普及
- 4.3 被害予防対策
- 4.4 風倒木対策

#### 第5 災害に強いまちづくり

- 5.1 防災活動のための公共用地の有効活用
- 5.2 防災都市づくり

## 第1 地盤災害の予防

### 1.1 地盤沈下対策【道路班、環境衛生班】

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、冠水被害を増大させる可能性があることから、取水制限等の対策を行う。

#### 1 地盤沈下の状況

本市を含む県南部地域は、埼玉県の中でも比較的早い時期から地盤沈下が確認されている。

本市近隣の越谷東の3箇所の観測井における平成30年から令和4年までの地盤変動量の累計をみても最小で-7.34mm、最大で-9.88mmであり、地盤沈下の傾向が高い。

「令和4年地盤沈下・地下水位観測年報」 埼玉県環境部 令和5年3月

#### 2 地盤沈下に関する調査

道路班は、県の地盤沈下に関する調査を基に、地盤沈下の激しい区域における建築物及び土木建造物の耐震性能の劣化状況を把握できるよう努める。

#### 3 地下水採取の規制

環境衛生班は、関係法令等に基づき、井戸の新設を規制したり、水源の転換を行う。

ただし、震災時の消火用水、飲料水に利用する非常災害用井戸については、対象外とする。

### 1.2 宅地造成地の安全対策【道路班、応急危険度判定班】

#### 1 災害防止に関する指導

道路班は、造成地に発生する災害を防止するため、都市計画法及び建築基準法に規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に関する指導・監督を行う。また、巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風時の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

#### 2 指導基準

##### (1) 軟弱地盤の改良

道路班は、宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

また、湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を呼びかける。

##### (2) 人工崖面の安全措置

道路班は、宅地造成により生ずる人工崖面に対して、その高さ、勾配及び土質に応じて、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導・監督を行う。

## 第2 水害予防計画

河川や用水がもたらす豊かな水は、文化の発展、産業の発達等、人々に多くの恵みを与える反面、台風や大雨等により洪水等の災害が発生すれば、経済や社会、市民生活に重大な被害を与えてきた。計画の策定に当たっては、市及び県内の気象条件、地勢、地質、土地利用の変遷を考慮して、治水のみならず利水環境に対しても積極的に対応し、市民の生活水準の向上を図るため、他部門と関連を保って有機的かつ効率的に取り組む。

### 2.1 流域総合治水計画【国土交通省江戸川河川事務所】

#### 1 中川、綾瀬川の現況

中川は、羽生市を上流端とし、埼玉県東部を大落古利根川、新方川、元荒川、大場川などと合流しながら南流し、東京都葛飾区で荒川放水路と背割堤で分離されて平行して流れる中川放水路となり東京湾にそそぐ、流路延長約 84km、流域面積約 987km<sup>2</sup>の河川である。

綾瀬川は、桶川市を上流端とし、草加市で古綾瀬川を、東京都境では伝右川、毛長川をあわせ、葛飾区上平井で中川と合流する、流路延長約 47km、流域面積約 176km<sup>2</sup>の河川である。

中川、綾瀬川の流域は、自然堤防と、その後背にある広々とした後背湿地により構成される。自然堤防は古くから住家や畑に、後背湿地は水田に利用されてきた。しかし、東京近郊という地理的条件や都市の膨張により、水田は埋め立てられ、急速に市街化が進行している。

このため、河川への排水量が増加するとともに、これらの流域一帯は、地形勾配が緩く、河川の排水状態が悪いのに加え、流下能力が小さいため、下流部では、潮汐の条件により、出水時においては内水はん濫の状態となり、浸水被害を大きくしている。

さらに、都市用水の汲み上げが原因と思われる地盤沈下現象がみられ、浸水面積の拡大や流下能力の低下による停滞水域化をもたらし、水質が現状より悪くなるなど、河川の環境面でも悪化が続いている。

#### 2 今後の整備方針

##### (1) 治水整備の推進

中川、綾瀬川の流域について、当面は、時間雨量 50mm 程度の降雨に対する治水上の安全を早急に確保する。

##### (2) 排水機場の整備による浸水被害の低減

中川、綾瀬川の流域は、諸河川の河道改修はもとより荒川などへの排水として、綾瀬川の綾瀬排水機場、元荒川上流部の放水路、江戸川に分流する首都圏外郭放水路の新設により大幅に域外排水を行う。このことにより、河道改修補完の効果は生ずるが、さらに外周河川の流量配分に整合を図るため、流域内に調節池を設置する。このほか、下流部の低地地域では、内水(河川に排水できずにはん濫した水)排除施設として排水機場の建設を促進する。

資料 2.49 市内排水機場・排水施設一覧



## **2.2 水防管理団体の体制整備【道路班、統括班、草加八潮消防組合】**

### 1 水防管理団体の義務

水防管理団体の長である市長(以下「水防管理者」)は、平時から消防団による地域水防組織の整備を図る。

### 2 水防体制の整備

- ① 道路班は、草加八潮消防組合と連携し、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
- ② 道路班は、草加八潮消防組合と連携し、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所轄施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。
- ③ 道路班は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

### 3 消防団等の育成強化

草加八潮消防組合は、平時から消防団の研修及び訓練を実施するとともに広報活動を行い、水防組織の充実と習熟に努める。

また、草加八潮消防組合、統括班は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

## **2.3 水防用資機材の整備【道路班、草加八潮消防組合】**

道路班は、草加八潮消防組合と連携し、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持管理に努める。

また、堤防損壊、浸水、道路の復旧等、被害の拡大防止を図るための整備に努める。

### 1 水防施設等

本市の水防倉庫は以下のとおりである。

□水防倉庫

名称	所在地	建坪面積
八潮市水防倉庫	伊勢野 257	99.00 m <sup>2</sup>

## **2.4 雨水出水特別警戒水位の設定【道路班】**

道路班は、水防法第13条の2第2項に基づき、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位の設定要領を参考として雨水出水特別警戒水位を設定する。

## **2.5 雨水出水浸水想定区域の指定【道路班】**

道路班は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにした上で雨水出水浸水想定区域を指定・公表する。

## **2.6 浸水被害軽減地区の指定等【道路班】**

### **1 浸水被害軽減地区の指定**

道路班は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存在する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

なお、指定に当たっては、あらかじめ指定しようとしている区域内の土地所有者の同意を得た上で指定内容を公示し、区域内の土地所有者に通知する。

### **2 標識の設置**

道路班は、浸水被害軽減地区を指定した場合、関連部局と連携して該当区域内に浸水被害軽減地区の標識を設置する。

## **2.7 予想される水災の危険の周知【統括班】**

統括班は、市域内に在する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深等の状況を把握するよう努め、該当河川で予想されている水災の危険として市民に周知する。

### **第3 局所的な集中豪雨予防計画**

局所的な集中豪雨等は、短時間に強い雨が降り、降った雨水が低い場所へ一気に流れ込むため、甚大な被害をもたらすとともに、道路冠水、住宅への浸水、河川のはん濫等の危険性が高い。また、現在は、基準となる降雨強度等の定義が確立されていないため、局所的な集中豪雨として、1時間雨量が100mmを越える記録的短時間大雨情報を活用し、水防体制を確立するとともに被害の軽減に努める。

#### **3.1 情報伝達体制の強化【道路班、草加八潮消防組合】**

##### **1 初動体制の迅速化**

道路班は、草加八潮消防組合と連携し、所要時間の短縮を図るため、平時より関係機関による訓練の実施を行う。

##### **2 防災情報の共有**

道路班は、草加八潮消防組合と連携し、河川管理者からの情報提供だけでなく住民等からの情報提供により、平時から住民等と河川に関する様々な情報の共有を図る。

#### **3.2 道路冠水対策【道路班】**

##### **1 冠水箇所の公表**

道路班は、車両の運転手に注意を促すため、集中豪雨時において道路冠水の可能性がある箇所をあらかじめ公表する。

##### **2 対策工事の推進**

道路管理者(県・市)は、局所的な集中豪雨に対処するため、被害の発生するおそれが高い箇所を重点的に整備する。

#### **3.3 治水対策**

治水対策は、「水害予防計画」(P.53)に準じる。

## 第4 風害予防計画

竜巻等突風災害は、局所的・突発的に発生し、その発生時期や地域を正確に予測することが現状の観測・予測技術では困難であるとされている。しかし、竜巻等が発生した場合には、市民や建築物等に甚大な被害が生じる可能性が高いことから、竜巻に関する啓発等を行い、被害の軽減に努める。

### 4.1 竜巻等突風情報の伝達【統括班、広報班】

#### 1 気象情報の取得

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じるため、気象庁が発信する「竜巻注意情報」を活用する。

□竜巻注意情報

対象	対象地域	有効期間
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風	気象台等の担当地域 (概ね県単位)	発表から1時間

#### 2 気象情報の伝達

統括班、広報班は、気象庁から竜巻注意情報が伝達された場合、市民へ迅速に広報ができるよう、体制を整備する。

また、埼玉県防災情報メールにおいても竜巻注意情報の情報が自動配信されるため、活用を周知し、埼玉県防災情報メールの登録を推進する。

### 4.2 竜巻の発生、対処に関する知識の普及【統括班、学校長】

#### 1 竜巻等突風に関する普及啓発

局所的・突発的に発生し避難する時間が少ない竜巻等突風災害から身を守ることができるよう、市民に対し、竜巻等突風の特徴や的確な身の守り方についての普及・啓発に努める。

##### 【竜巻に関する知識】

＜竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し＞

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光がみえたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨やひょうが降り出す

＜屋内での安全確保＞

- ・雨戸、シャッターを閉める
- ・窓及びカーテンを閉めて、窓から離れる
- ・地下室や建物の最下層に移動する
- ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
- ・部屋の隅、ドア、外壁から離れる
- ・丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

＜屋外での安全確保＞

- ・車庫、物置、プレハブを避難場所にしない
- ・近くの丈夫な建物に避難する
- ・電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

## 2 竜巻対応マニュアルの作成

学校長は、竜巻対応マニュアルの作成に努め、場所と時間を特定した予測が難しく、迅速な状況把握と対応が求められる竜巻や突風時の対応を教職員に周知する。

### **4.3 被害予防対策【各班、公共交通機関】**

各班は、所管施設において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策に努める。  
また、公共交通機関等は、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策に努める。

### **4.4 風倒木対策【道路班】**

道路班は、風倒木による二次災害を防止するため、倒木の除去等ができるよう、体制を整備する。

## 第5 災害に強いまちづくり

災害による市の被災を最小限にとどめるため、都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。なお、当該項目の施策を都市計画マスタープラン、まちづくり計画、耐震改修促進計画等に位置づけることで、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

### 5.1 防災活動のための公共用地の有効活用【統括班】

統括班は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄、応急仮設住宅等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を検討する。

□都市防災施設の指定基準

		避難地		避難路 (車両が通行可能)	地区防災道路 (人の通行が可能)
		広域	通常		
防災施設	施設規模	概ね10ha以上 (市街地状況に応じて確保)	1ha以上	幅員15m※ (沿道の状況に応じて設定)	幅員6m以上
	誘致圏域配置等	歩行距離 2km以内	歩行距離 500m以内	誘致距離500m以内	消防ホース長等から 100～150m

資料 2.16 避難路としての適否の判断方法のイメージ

資料 2.17 広域避難場所・避難路の選定と確保

資料 2.18 避難路と避難地の配置の考え方

### 5.2 防災都市づくり【統括班、道路班】

#### 1 防災都市づくりの基本的考え方

都市の実情に応じた計画を策定し、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。なお、都市防災計画は、主に災害予防のための都市づくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するための都市づくりも視野に入れた計画策定を行う。

市民が安全に暮らせる都市づくりを推進するため、市の防災面に配慮し、市街地性に合った市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。

広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等において行政界を超えて近隣市区町村と連携した計画を策定する。

高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与する都市づくりを行う。

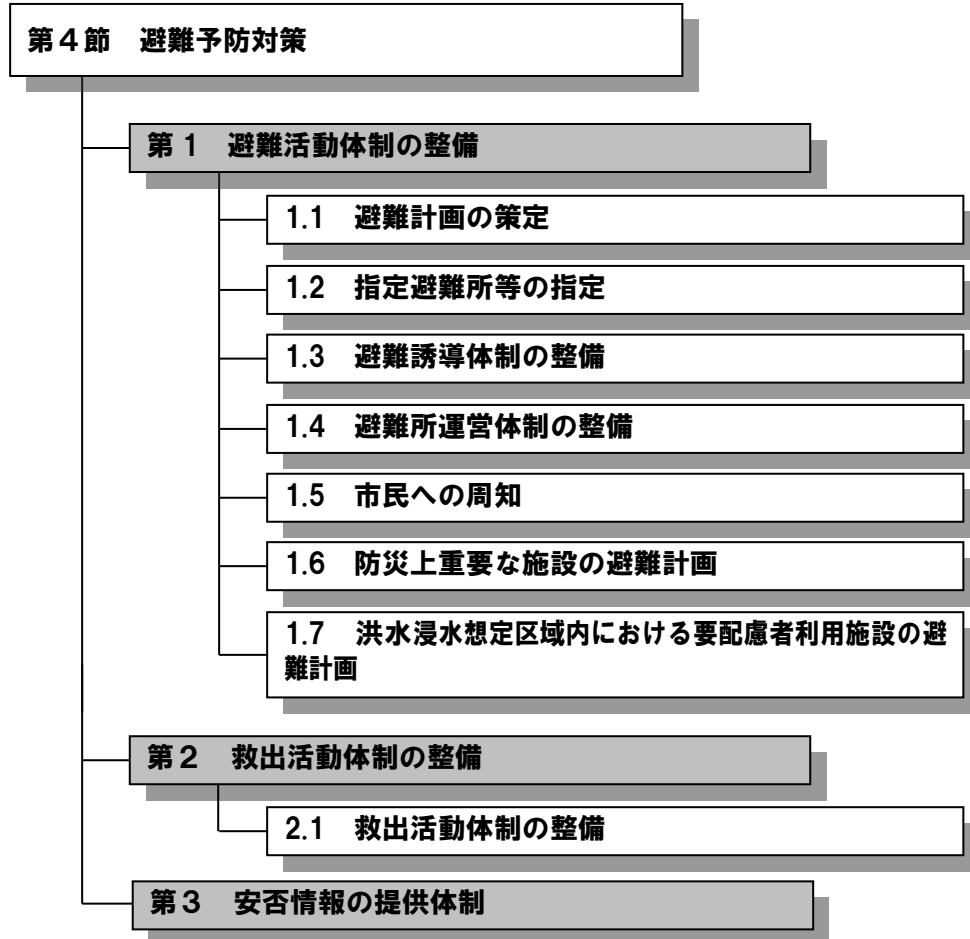
緊急時はもとより、平時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には活動しやすい都市空間整備を図る。

## 2 防災都市づくり計画の策定

統括班及び道路班は、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、防災都市づくり計画策定指針及び関連資料に基づいて、地域防災計画と都市の将来像を示す都市計画マスタープランの間を双方向につなぐものとして位置づける防災都市づくり計画の策定に努める。

なお、防災都市づくり計画の策定に当たっては、防災、土木、医療・福祉、教育等の分野を所管する部署及び関係機関との連携を十分に図る。

## 第4節 避難予防対策





## 第1 避難活動体制の整備

災害によって被災した者、又は被災するおそれのある者が、迅速かつ安全に避難を実施するため避難計画を策定するとともに、自主防災組織等と連携した避難体制の確立に努める。

### 1.1 避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】

#### 1 避難計画の策定

統括班は、避難所班と連携し、避難計画の作成上の留意事項を参考に避難計画を作成する。なお、避難計画で定める主な内容は、次のとおり。

- ①避難情報の発令基準及び伝達方法
- ②指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③指定避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- ④避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- ⑤指定避難所の管理・運営に関する事項

#### 2 洪水時の避難原則

避難情報が発令された場合は、自らの安全確保を第一に考え、次の原則に基づき避難する。

##### □洪水時の避難原則

想定浸水深が 0.5m 未満の地域	基本的に指定避難所へ避難する。避難が遅れた場合は自宅の2階以上の階へ避難する。 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、高齢者等避難が出た段階で計画された指定避難所への避難行動を開始する。
想定浸水深が 0.5m 以上 3.0m 未満 の地域	平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず指定避難所等の安全な場所に避難する。 2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、浸水0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待機する。
想定浸水深が 3.0m 以上の地域	2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず指定避難所等の安全な場所に避難する。 高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に指定避難所等の安全な場所に避難する。

## 1.2 指定避難所等の指定【統括班、物資班、避難所班、要配慮者支援班、施設管理者】

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

統括班は、避難所班と連携し、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則の基準に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を災害種別に応じて指定する。

指定避難所等の指定を受けた公共施設の管理責任者は、施設の安全性を確保する。また、統括班は、被災者のプライバシーの保護や生活環境に配慮するために必要となる資機材や設備を整備するとともに、要配慮者支援班と連携して要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備や要配慮者が滞在するために必要な居室を確保する。

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

#### □指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準

指定緊急 避難場所	以下の①の基準を満たし、かつ、②又は③の基準を満たすこと。	
	①管理基準	避難場所の開放を行う担当者を定め、避難場所及び避難経路に避難上の支障を生じさせる物体が存在しないこと。地震発生時、物品の落下を防止するための措置がとられていること。
	②立地基準	災害時に安全な区域内に立地していること。
	③構造基準	災害に対して安全な構造であること。地震にあつては、昭和56年に定められた「新耐震基準」に適合すること。
指定 避難所	以下の①から④までの基準をすべて満たすこと。	
	①規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模。
	②構造条件	速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布できること。
	③立地条件	想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
	④交通条件	緊急物資の搬入等を行うために適当な幅の道路に接している等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易に行うことができる場所にあること。
⑤福祉避難 所に関する 指定基準	要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保がされており、要配慮者が滞在するために必要な居室が確保されていること。	

## □2 福祉避難所の指定

要配慮者支援班は、要配慮者のうち、健康状態等への特別の配慮若しくは介護を要する者のため、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所に指定し、災害時にスクリーニングを行い指定避難所から移送できるよう、体制を構築する。

資料 1.33 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人名栗園)

資料 1.34 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人福祉楽団)

## 3 避難情報発令の判断伝達マニュアルの作成

統括班は、避難情報の発令について、統括班は、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ避難所班と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

## 4 防災公園の整備

統括班は、道路班と連携し、大地震や大雨等による自然災害の発生などを踏まえ、八潮高校西側周辺に平時にはスポーツやレクリエーションなど多目的な利用ができ、災害発生時等には防災拠点となる公園の整備を進めるとともに、防災機能を有する公園等の整備を推進する。

## **1.3 避難誘導體制の整備【統括班、避難所班、要配慮者支援班、草加八潮消防組合】**

安全な避難活動を実施するため、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。なお、避難行動要支援者の避難誘導には、特に留意する「要配慮者安全確保計画」(P.105)。

### 1 避難路の指定

統括班は、次の基準を参考としながら担当と市街地状況に応じて、指定緊急避難場所までの避難路の指定を検討する。また、指定した避難路の周知徹底を図る。

#### □避難路の指基準

- ① 避難路は、幅員 15m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等危険を伴う施設がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選定に当たっては、市民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

資料 2.16 避難路としての適否の判断方法のイメージ

資料 2.17 広域避難場所・避難路の選定と確保

資料 2.18 避難路と避難地の配置の考え方

### 2 指定避難所等標識の整備

統括班は、指定避難所等を周知するとともに、安全に避難するために案内標識及び誘導標識を整備する。

また、設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて文字を大きく、見やす

くする等の高齢者、障がい者への配慮、英語等を併記する等の外国人へ配慮した整備に努める。

### 3 避難情報伝達体制の整備

統括班、避難所班、要配慮者支援班は、平時より避難情報の発令基準、伝達手段について、防災訓練等を通じて習熟に努める(避難情報の発令基準、手段については、「避難計画」(P.175)を参照。また、災害時に避難情報を市民に確実に周知し、迅速・的確な避難行動に結び付けられるよう、避難情報の伝達内容、伝達手段、伝達先について定め、伝達にもれないようチェックリスト等を作成する。

資料 第9号様式 避難情報の伝達先、伝達手段チェックリスト

### 4 誘導體制の確立

避難所班及び要配慮者支援班は、草加八潮消防組合、消防団、警察、自主防災組織と連携を図り、避難誘導體制及び相互の役割分担等を定めておく。

なお、避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者安全確保計画」(P.105)のとおりである。

### 5 避難誘導方法への習熟

避難所班及び要配慮者支援班は、草加八潮消防組合、消防団、警察及び自主防災組織と連携を図り、避難方法、各指定避難所等の特性を理解し、災害発生時に混乱をきたさないよう、避難誘導方法への習熟に努める。また、避難訓練等を通じ、市民に対してもこれを周知徹底する。

### 6 指定避難所の整備

統括班及び避難所班は、避難生活が良好に保たれるよう、指定した指定避難所において、換気、照明、避難者のプライバシーの確保が可能な間仕切り等を整備する。

また、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。

さらに、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化を含む停電対策に努める。

### 7 広域避難体制の整備

統括班は、大規模広域災害時に広域避難が可能となるよう他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法等を含めた手順等を定めるよう努める。

### 8 広域一時滞在体制の整備

統括班は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## **1.4 避難所運営体制の整備【避難所班、施設管理者】**

### 1 避難所開設・運営体制の整備

避難所班は、災害時における指定避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所開設・運営マニュアルの作成に努める。避難所の開設が混乱なく実行され、円滑な運営が進められるよう、避難所の開設と安全確保にあたる「避難所開設職員」を配置し、訓練等を通じて開設・運営手順を習得しておく。また、市民が主体的に指定避難所を運営できるように準備する。

## **1.5 市民への周知【統括班】**

### 1 市民への周知事項

統括班は、避難行動における留意事項を市民に周知する。

- ① 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。
- ② 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。
- ③ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと。
- ④ 特定の災害においては指定避難所等への避難に危険が伴う場合は、「緊急安全確保」を行うこと。

### 2 指定避難所等・避難経路等の周知

避難誘導を円滑に行うには、あらかじめ市民にどの避難路を通過してどの指定避難所等へ避難するかを周知する必要があるため、統括班は、以下の方法で市民に避難方法・指定避難所等について周知する。

- ① 防災ハザードマップの配布
- ② 市広報紙への掲載
- ③ 市のホームページへの掲載
- ④ 案内板等の設置(誘導標識、案内標識、一覧標識等)
- ⑤ 防災訓練の実施

### 3 避難時の諸注意の周知

避難の際には、自動車を使用しない等、避難時の行動の諸注意に関する情報を平時から防災ハザードマップ、広報紙等により、市民に対して周知徹底を図る。

## **1.6 防災上重要な施設の避難計画【避難所班、学校長、施設管理者】**

施設管理者は、災害時に来場者等の安全を確保するため、各施設の状況に合わせて避難誘導方法等を定めた避難計画を策定する。

### 1 公立学校の避難計画

学校は、長時間にわたって多数の児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、市地域防災計画に基づき、消防機関、警察署、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、指定避難所等については、保護者に連絡周知徹底を図る。また、避難所班、学校長は、災害時に児童・生徒、教職員等の安全を確保するため、児童・生徒の保護者への引渡し等を定めた防災マニュアルを作成する。

### 2 病院の避難計画

病院の施設管理者は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等に留意する。

### 3 高齢者、障がい者、児童施設等の避難計画

社会福祉施設の施設管理者は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等に留意する。

### 4 不特定多数の者が利用する施設（金融機関、商業施設、事務所、ホテル、鉄道駅等）の避難計画

不特定多数の者が利用する施設の施設管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、指定避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に留意する。

### 5 工場、危険物保有施設の避難計画

工場、危険物保有施設の施設管理者は、従業員、住民の安全確保のための避難方法や市、警察署、消防機関との連携等に留意する。

## **1.7 洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難計画【統括班、施設管理者】**

### 1 施設管理者による避難確保計画の作成

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表する。

また、自衛水防組織の設置に努め、自衛水防組織を設置した際は、その旨を市長に報告する。

## 2 計画未作成時の対応

市長は、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設管理者が避難確保計画を作成していない場合、必要な指示をすることができる。また、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設管理者が指示に従わない場合、その旨を公表することができる。

## 第2 救出活動体制の整備

災害時においては、生命の危機にさらされている者の救出救命をはじめ、人命救助が何よりも優先されなければならない。救出救命を迅速かつ的確に行うためには、日頃から救出体制について検討し、救出用資機材を整備しておくことが必要である。

### 2.1 救出活動体制の整備【統括班、医療対策班、草加八潮消防組合】

#### 1 救出隊の編成

草加八潮消防組合は、救出隊の組織を円滑に行うため、平時から非番召集者を含む救出隊の編成方法等について検討しておく。

また、広域にわたる大災害を想定し、より一層の救出に関する知識及び技術の向上に努める。

#### 2 救出用資機材の整備

統括班は、災害時に多数発生することが予想される救出事象に対して、迅速かつ的確に対処するため、救出用資機材を市内の各地域に分散して保有・整備に努める。統括班では、地域別に資機材の保有状況を整理し、それぞれ整備を推進するとともに、適宜メンテナンスを行う。

また、草加八潮消防組合は、災害時に多数発生することが予想される救出事象に対応できるよう救出用資機材の保有・整備に努める。

資料 2.39 トリアージタグの形状

#### 3 関係機関との連携

統括班、医療対策班及び草加八潮消防組合は、警察、救出用の建設資機材を有する建設業者、医療行為を行う医療機関さらには、消防団、自主防災組織と連携し、一貫性のある救出体制を整備する。

#### 4 緊急医療情報体制の整備

医療対策班は、医療情報に関する有機的な連絡協力体制の整備を図る。

#### 5 自主防災組織への支援

発災時における救出活動については、草加八潮消防組合及び消防団の人員のみでは活動範囲が限定されるおそれがあることから、地域住民による応急救出が必要となる。そのため、統括班は、草加八潮消防組合と連携し、自主防災組織が応急救出活動を行うことが出来るよう支援を図る。

#### 6 市民指導の徹底

統括班は、草加八潮消防組合と連携し、市民における自主的な応急救護能力を向上させるため、応急救護に関する知識・技術の普及活動の推進に努める。



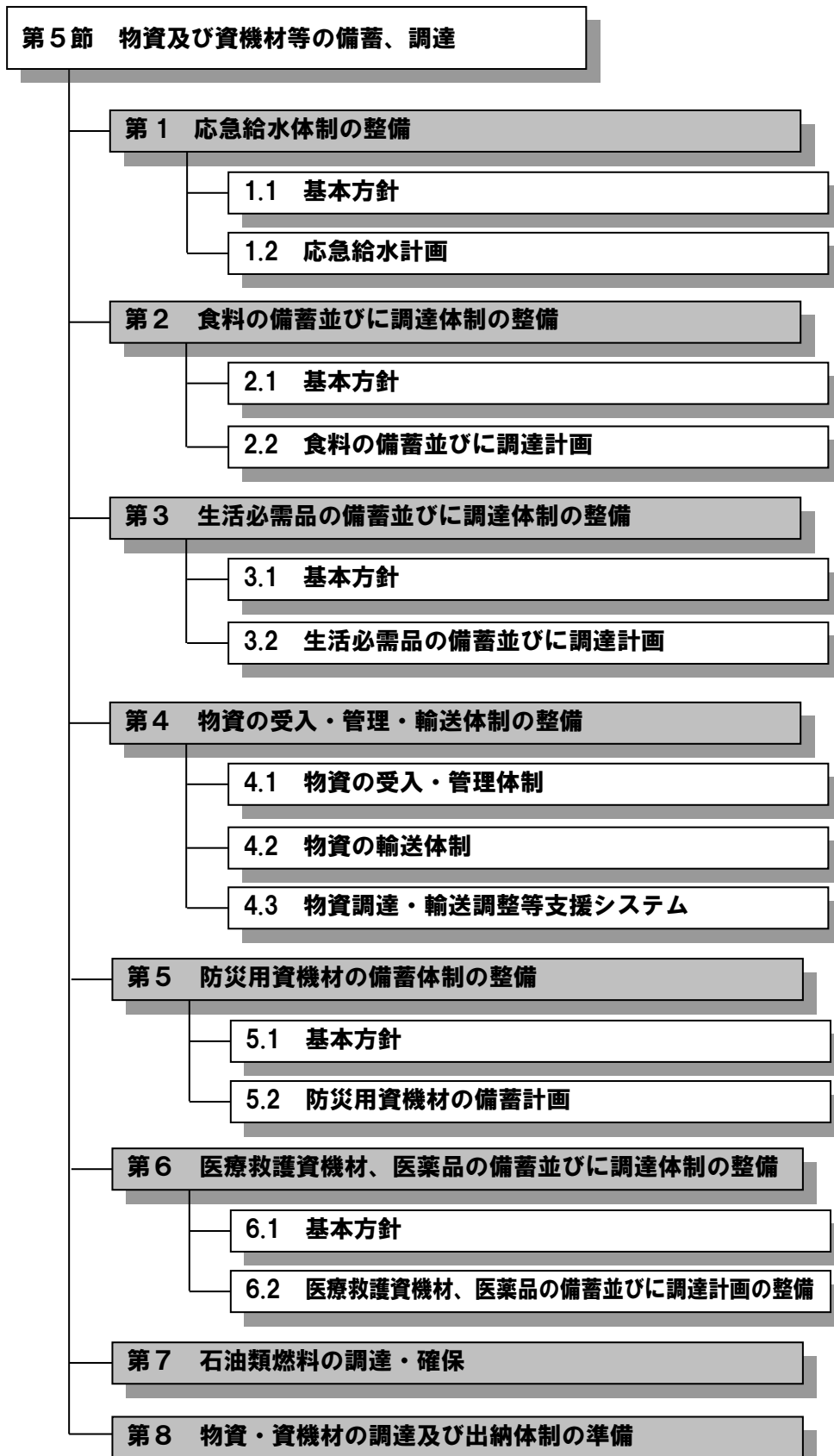
### **第3 安否情報の提供体制【統括班】**

統括班は、災害対策基本法第86条の15において、市民や企業等から避難者の安否情報の照会を受けた場合、安否情報を提供できるようになったことを受け、その体制を整備する。

なお、公表にあたっては、県が定める「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき、県等と協議し公表の可否を決定する。

また、円滑に照会・回答方法に関する手続等を検討する。

## 第5節 物資及び資機材等の備蓄、調達



## 第1 応急給水体制の整備

災害時における被災者等への飲料水の供給は、災害救助法の適用の有無に関わらず市が行う。

飲料水は、市民生活に一時も欠かすことのできない大切なものである。災害時には、広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないものと予想されるため、平時から水道施設及び災害時の応急給水体制について整備する。

### 1.1 基本方針

#### 1 応急給水の対象者

上水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、断水世帯及び緊急を要する医療機関を応急給水の対象とする。

#### 2 1日当たりの目標水量

被災後の時間経過に伴って1人1日当たりに供給する目標水量を以下のとおりとする。

##### □目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から7日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
災害発生から28日	約325リットル/人・日	被災前水量

応急給水班は、全人口に対して3日分の水量を確保することを目標として、給水計画を策定する(飲料水のみとした場合)。

### 1.2 応急給水計画【応急給水班】

#### 1 飲料水の確保

応急給水班は、上記目標水量と想定避難者数に基づき、必要飲料水量を算定する。

飲料水の確保については、配水池等で確保する。

常時、確保可能な飲料水量は以下のとおりである。

##### □市内貯水施設の現況

中央浄水場	中央 1-3-1	10,592 m <sup>3</sup>
南部配水場	古新田 356-1	2,500 m <sup>3</sup>
八條小学校	鶴ヶ曽根 1	100 m <sup>3</sup>

#### 2 応急給水資機材の備蓄

応急給水班は、災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、給水車、給水タンク等の応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

資料 2.42 応急給水用資器材保有状況

### 3 給水施設の応急復旧体制の整備

応急給水班は、給水施設等を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、復旧作業時に協力を依頼する八潮市指定管工事業協同組合と平時から災害時の体制について協議を行い、応急復旧体制の整備に万全を期す。

### 4 応急給水資機材の調達

応急給水班は、資機材の不足に備え、当該資機材を保有する協定機関等と十分協議し、協力体制を確立する。

特に車両の借り上げ及び応急給水要員の確保について、八潮市指定管工事業協同組合との協定に基づき、飲料水の確保に万全を期する。

- 資料 1.22 災害時における水道の応急活動に関する協定書(八潮市指定管工事業協同組合)
- 資料 1.48 災害時等における資材の供給に関する協定書(富士機材との協定書)
- 資料 1.49 災害時等における資材の供給に関する協定書(大一企業との協定書)

### 5 耐震性貯水槽等の整備

市は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽等の整備を推進する。

### 6 検水体制の整備

応急給水班は、応急給水時の飲料水の飲用の適否を調べるため、水質検査(残留塩素)が行える検水体制を整備しておく。

### 7 家庭等の飲料水の備蓄

応急給水班は、市民及び事業者等に対して、広報紙、ホームページ等を通じて日頃から災害に備えて飲料水を備蓄するよう、啓発を行う。

### 8 相互応援体制の確立

日本水道協会との「災害時相互応援要綱」に基づき、災害時には応急給水及び応急復旧に関する応援を要請する。

## 第2 食料の備蓄並びに調達体制の整備

災害時の食料の確保は、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄されることを原則とするが（自助による備蓄）、災害によって備蓄食料が使用不能となった場合等で、日常の食事に支障をきたした者及び応急対策活動に従事する者に対する炊き出し、その他食料の供給は、災害救助法の適用の有無に関わらず、市が行う。

災害時は、市場流通の混乱・途絶が予想されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資については、平時からの備蓄及び業者と調達協定を締結する等の方法により、円滑に供給できる体制を整備する。

### 2.1 基本方針

#### 1 食料給与の対象者

災害時の食料給与の対象者は、以下の者とする。

- ア) 住家に被害を受けて避難所に避難した者
- イ) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ) 旅行者等で被災し、食を得ることができない状態にある者
- エ) 災害従事者（ボランティア等を除く）

#### 2 給与品目

食料は、保存期間が長く、かつ調理不要品目とする。また、必要に応じて避難住民の多様なニーズに対応するよう、別途調達する。特に、高齢者や乳児等の要配慮者にも配慮した食料等についても備蓄していく。具体的な備蓄品目と数量の目安を備蓄計画に定める。

#### 3 目標数量

県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数4,545人に対して1.5日分を当面の目標とし、備蓄を進める。

□県の備蓄計画

供給対象者	県	市町村	市民
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分
災害救助従事者	—	3日分	—
帰宅困難者	1日分		

### 2.2 食料の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】

#### 1 備蓄計画

統括班及び物資班は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画に基づき、計画的な備蓄に努める。

## 2 調達計画の策定

統括班及び物資班は、食料の調達に関して必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外についても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項について調達計画を策定する。

また、備蓄するには不適當なもの(主に保存できないもの)については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他スーパー等の販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する等物資の確保やその担当窓口の把握に努める。

計画策定に当たっては、食物アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食料の調達に配慮する。

資料 1.16 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合)

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書  
(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.29 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場)

資料 1.30 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)

## 3 備蓄品の管理

統括班及び物資班は、備蓄計画に基づき備蓄品の点検を定期的を実施し、また計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。

## 4 自助による備蓄

統括班は、広報紙、ホームページ等を通じて、平時から市民に対して、1人当たり最低3日分、推奨1週間分の食料を居宅や事業所で備蓄することについて周知に努める。

### 第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

災害時における被災者等の生活上必要な物資についても、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄されることを原則とするが（自助による備蓄）、災害によって備蓄物品が使用不能となった場合で、かつ市内での購入が困難な状況においては、その供給又は貸与は、災害救助法の適用の有無に関わらず、市が行う（公的備蓄）。

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資については、平時からの備蓄及び業者と調達協定を締結する等の方法により、円滑に確保できる体制を整備する。

#### 3.1 基本方針

##### 1 生活必需品給(貸)与の対象者

災害時の生活必需品給(貸)与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は損壊し、また流通の混乱により、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

##### 2 給(貸)与品目

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給品目に関しては、原則として以下のように定められているが、個々の品目についてはある程度変更することが可能とされている。従って、過去の災害事例を参考に、平時から供給品目について検討しておく。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、冷暖房や避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切り、簡易トイレの衛生用品など、避難生活を想定した物資等についても備蓄を検討し、必要とされる品目と数量を備蓄計画に記載する。

特に、高齢者、障がい者、乳児等の要配慮者並びに女性に配慮した物資等についても備蓄に努める。

##### □災害救助法に基づく生活必需品の品目

品目	例示
被服、寝具及び身の回り品	衣服、下着、靴下、靴、サンダル、傘、毛布、布団、紙おむつ等
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、はし等
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス等

##### 3 目標数量

県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数4,545人に対して1.5日分を当面の目標とし、備蓄を進める。

##### 4 支出できる費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第

393号)に基づく。

## **3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】**

### **1 備蓄計画**

統括班は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画に基づき、基本的には緊急度又は重要度の高いもの、並びに即時調達が困難なものについて備蓄を行う。

なお、備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ 1.5 日分（合計 3 日分）以上備蓄する。

### **2 調達計画の策定**

統括班及び物資班は、備蓄で不足すると想定される生活必需品について調達で補うものとし、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等について生活必需品の調達計画を策定しておく。

調達品に関しては、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約又は協定を締結する等、物資確保やその担当窓口の把握に努める。

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書  
(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.31 震災時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)

資料 1.32 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書(セッツカートン株式会社)



## 第4 物資の受入・管理・輸送体制の整備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

### 4.1 物資の受入・管理体制【統括班、物資班】

#### 1 救援物資等の集積場所の確保

統括班及び物資班は、物資の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を物資集積拠点として複数選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

□物資集積拠点

集積拠点	所在地	連絡先
ゆまにて1階	南川崎 523	048-996-0123
鶴ヶ曽根体育館(エイトアリーナ)	鶴ヶ曽根 1535-1	048-999-7011

### 4.2 物資の輸送体制【統括班、物資班】

#### 1 輸送体制の整備

統括班及び物資班は、事前に輸送業者の連絡先を確認するなど、連携体制の構築に努める。

また、緊急輸送時に使用が想定される車両及びこれを運転する人員等を迅速に手配できるように、関係機関、関係企業と協定等の締結による協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

### 4.3 物資調達・輸送調整等支援システム【統括班、物資班】

統括班及び物資班は、迅速かつ円滑な物資支援の実現を図るため、物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

## 第5 防災用資機材の備蓄体制の整備

発災直後の救助活動等に必要な防災用資機材は、市が備蓄を行う。

### 5.1 基本方針【統括班】

#### 1 目標数量

本計画における被害想定では、4,545人の避難者を目安とする。

#### 2 品目

以下の資機材を備蓄する。

- ろ水器、仮設トイレ、救助用資機材(バール、ジャッキ、のこぎり等)
- 移送用具(担架、ストレッチャー等)、発電機、投光機、炊飯器
- 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
- テント・ブルーシート、避難所用資機材(看板、表示板、レイアウト図)
- 携帯電話用充電器等

#### 3 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は即確保できるよう分散配置に努める。このため統括班は、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していく。

### 5.2 防災用資機材の備蓄計画【統括班】

#### 1 防災用資機材の備蓄計画

統括班は、各指定避難所及び指定緊急避難場所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災用資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等について備蓄計画に基づき、計画的な備蓄に努めるとともに、防災用資機材の更新、メンテナンスを行う。

#### 2 防災用資機材の調達計画策定及び体制整備

統括班は、災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定するとともに、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

## 第6 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療活動を必要とする傷病者が多数発生することが予想される。また、流通等の混乱により、医療救護資機材、医薬品等の医療救護活動を行う上で欠くことのできない物資の確保が困難になることも予想されるため、平時よりこれら物資の備蓄及び業者と調達協定を締結する等の方法により、円滑に確保できる体制を整備しておくことが必要となる。

### 6.1 基本方針

#### 1 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う機関とする。

#### 2 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資機材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、被害想定に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で備蓄計画量を把握し、備蓄する。

### 6.2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制【医療対策班】

#### 1 備蓄計画

医療対策班は、震災対策編における被害想定(P.16)に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品、保健衛生用器材を備蓄するとともに、災害時の医薬品備蓄施設における医薬品等の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。なお、備蓄品の内容については、医師会との調整を図り整備する。

#### □医薬品等備蓄場所

備蓄場所	所在地	連絡先
保健センター	中央 1-2-1	048-995-3381

#### 2 調達体制

医療対策班は、備蓄で不足又は備蓄以外で必要と想定される医療救護資機材、医薬品に対しては調達で補うものとして、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について調達体制を整備しておく。

## 第7 石油類燃料の調達・確保【財政班】

財政班は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から石油類販売業者等と協定を締結し、災害時における石油類燃料の確保に努めるとともに、自家発電設備等の応急対策に必要な各石油類燃料の優先的・安定的な確保を図る。

資料 1.26 災害時における燃料油の確保等に関する協定書(三愛石油株式会社)

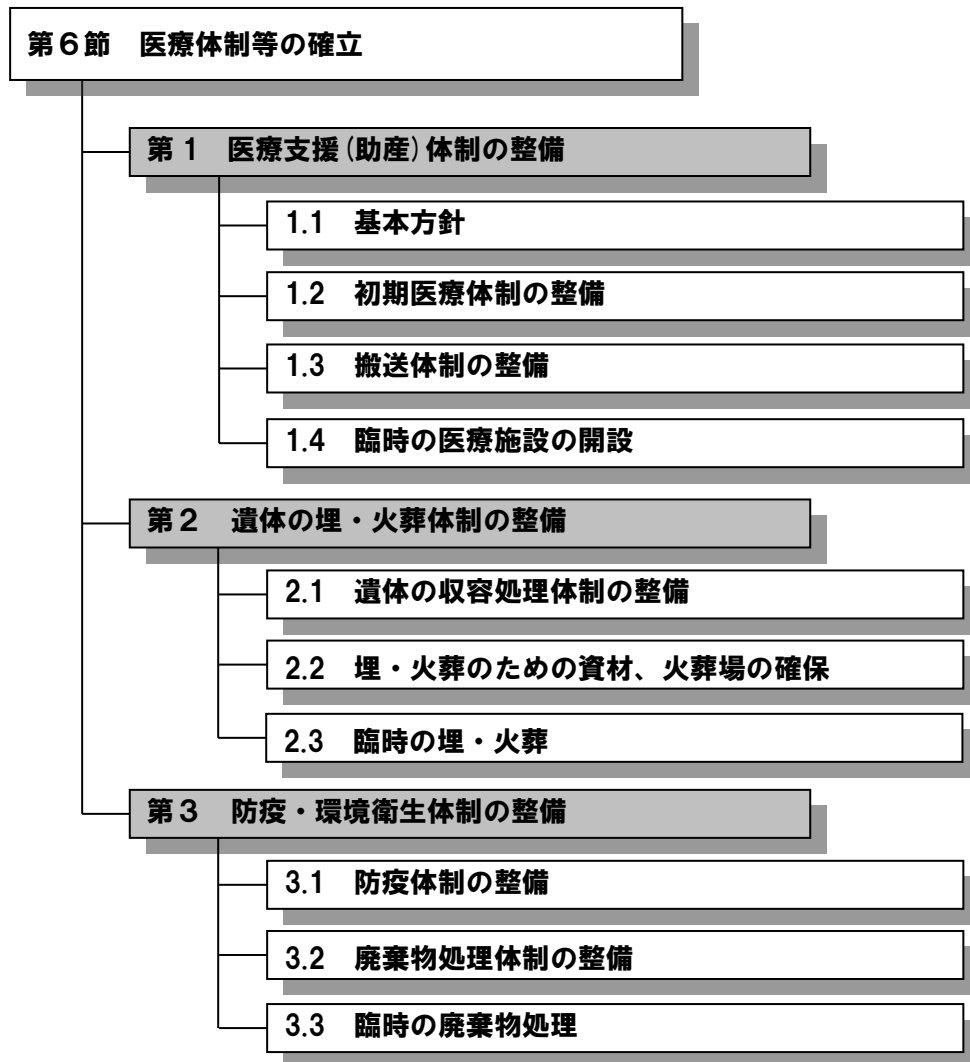
資料 1.51 災害時におけるLPガスの優先供給等の協力に関する協定書  
(一般社団法人埼玉県LPガス協会南東武支部)

## 第8 物資・資機材の調達及び出納体制の準備【各班】

各班は、災害対応に必要となる物資及び資機材等の備蓄状況について平時より把握に努めるとともに、災害発生による応急対策に従事する際は、備蓄する物資及び資機材等により対応が困難な場合やその数量が不足する場合には、統括班及び物資班に対し、必要となる物資及び資機材等の品名・数量を報告する。

なお、財政班はこれらの調達及び契約事務を行うとともに、現金の出納保管に努める。

## 第6節 医療体制等の確立



## **第1 医療支援(助産)体制の整備**

災害時には、広域的あるいは局地的に医療活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

### **1.1 基本方針【医療対策班】**

#### 1 人的被害の想定

震災対策編における被害想定(P.16)では、584人の重軽傷者を想定している。

#### 2 医療体制計画の整備

医療対策班は、医療機関と連携し、想定される数多くの傷病者に対して迅速かつ的確な医療救護活動を実施するため、医療救護計画を策定するように努める。

### **1.2 初期医療体制の整備【医療対策班】**

#### 1 初期医療体制の整備

医療対策班は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療機関等及び自主防災組織と協議し、初期医療体制に係る計画を策定する。なお、当該計画で定める内容は次のとおり。

- ア) 救護所の設置
- イ) 医療救護班の編成
- ウ) 医療救護班の出動
- エ) 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- オ) 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

#### 2 救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療対策班は、災害時において要配慮者支援班の応急処理に引き続く初期治療を実施するため、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

### **1.3 搬送体制の整備【医療対策班、草加八潮消防組合】**

#### 1 情報連絡体制

医療対策班は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、埼玉県広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用訓練等を通じて、医療機関との情報連絡体制を確立する。

## 2 搬送順位

草加八潮消防組合は、あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

## 3 搬送経路

医療対策班は、草加八潮消防組合と連携して水害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

## 4 搬送体制の整備

医療対策班は、草加八潮消防組合と連携し、市内の救護所等から後方医療機関に搬送し、治療及び入院等が行われるよう、救急車、防災ヘリコプター等による重症患者の搬送手段を検討する。

資料 1.37 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

### **1.4 臨時の医療施設の開設【医療対策班、草加八潮消防組合】**

大規模広域災害が発生し、既存の病院の被災や多数の負傷者の発生により医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に適用することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定された場合は、市長の指示により医療施設以外の施設を臨時の医療施設として開設する。臨時の医療施設については、消防用設備、又はそれに代わる安全措置が講じられている施設を選定する。

## **第2 遺体の埋・火葬体制の整備**

### **2.1 遺体の収容処理体制の整備【医療対策班、統括班】**

医療対策班及び統括班は協力して、災害時に、遺体の収容所(安置所)として使えるよう、また、必要に応じて検視(見分)・検案を行うための検視所を併設できるよう、必要備品の準備、災害時の配置等に関する事前対策を行う。

検視・検案に際しては警察、医師会、歯科医師会、保健所等の関係機関の協力を得て行うため、平時より災害時の活動に関する協議・検討を行う。

### **2.2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保【医療対策班、統括班】**

#### **1 資材の確保**

医療対策班及び統括班は協力して、震災対策編における被害想定(P.16)に基づき、災害時に必要となる柩、ドライアイス等の数量を把握し、あらかじめ関係業者あるいは他市区町村と協定を締結する等の事前対策を行う。

#### **2 火葬場の確保**

医療対策班及び統括班は協力して、災害時の火葬場の確保のため、市内業者や近隣市区町村の火葬場と協定を締結し、災害時に迅速に埋・火葬が行えるよう努める。

### **2.3 臨時の埋・火葬【医療対策班】**

大規模広域災害が発生した場合、埋・火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の問題の発生を防止する必要がある。そのため、当該災害が政令で指定され、八潮市長が埋・火葬の許可を出せない事態に陥り、緊急の必要があると認められる場合は、八潮市長以外の市町村長が埋・火葬の許可を行うことができる。または、厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場において遺体の埋・火葬を行うときに限り、許可を要せずに埋・火葬を行うことができる。



### **第3 防疫・環境衛生体制の整備**

大規模な災害発生時には、衛生状態が極度に悪化し、感染症等の疾病や食中毒の発生が予想される。

防疫活動については、県の指示、命令、指導に基づき市が行い、食品衛生監視活動は、県保健医療部(草加保健所)が行うことになっているが、災害時の防疫・環境衛生活動を円滑に進めるため、市でも平時から体制を整備しておく。

#### **3.1 防疫体制の整備【環境衛生班】**

##### **1 防疫体制の整備**

環境衛生班は、災害時の防疫活動において、草加保健所と協力して防疫チームを編成して行うが、この編成を円滑に行うため、平時から防疫チームの編成方法等について保健所と協議し、検討する。

##### **2 防疫用薬剤及び資機材の整備**

環境衛生班は、災害時の防疫活動に必要で、かつ災害時に緊急の調達が困難と予想されるものについては、平時から確保(備蓄)に努める。また、平時より八潮市薬剤師会に協力を要請し、災害時に不足する場合に、円滑に確保できる体制を確立する。

##### **3 食品衛生監視体制の整備**

草加保健所は、災害時に食品衛生監視活動を行うが、環境衛生班は、あらかじめ草加保健所とその活動について協議を行う。

#### **3.2 廃棄物処理体制の整備【統括班、環境衛生班】**

##### **1 災害廃棄物処理計画の策定**

環境衛生班は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について具体的にとりまとめ、災害廃棄物処理計画を状況に応じて調整する。

##### **2 し尿処理体制の整備**

環境衛生班は、次によりし尿処理体制を整備する。

###### **(1) 仮設トイレ等の整備**

統括班は、災害時に指定避難所、住宅地内において下水道設備の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレ等を確保する。必要量は、各指定避難所の想定避難所収容者数及び想定避難者数から換算する。

また、環境衛生班は、想定必要量以上の需要が発生した場合のために、仮設トイレ等の借り上げについて関係業者と協定を締結する。

(2) 処理体制の確立

環境衛生班は、災害が長期化した場合に備えて、状況に応じ適切な搬送体制・処理方法等について平時から検討しておく。

また、被災状況によっては他市等のし尿処理委託・許可業者に応援を求める場合も想定されるため、応援要請先については、あらかじめその処理能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定の締結等応援協力体制を整備する。

□し尿処理委託業者

名 称	所 在 地	電 話	バキューム車
小早川商事(有) (有)中山清掃 八潮清掃(株) 八潮興業(株)	中央 3-18-7 南川崎 410 大曾根 703 古新田 151	048-996-1353 048-996-9728 048-996-0836 048-995-0020	10 台

□し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処理能力
東埼玉資源環境組合 第二工場汚泥再生処理センター	八條 700	048-936-1251	235 キロリットル/日

3 ごみ処理体制の整備

(1) ごみ処理体制の整備

環境衛生班は、災害時のごみ運搬に備え、平時からごみ処理関係車両の整備・点検を行う。また、災害時の車両の不足に備え、関係業者との協力体制を構築する。

□ごみ関係保有車両一覧表

機 種	台 数
ダンプ	3 トン車(中型・MT) 2 台
	2 トン車(中型・AT) 1 台
	2 トン車(普通・MT) 1 台
	2 トンフックロール車(普通・MT) 1 台
油圧ショベル	1 台
ホイールローダー	1 台
ショベルローダー	1 台
サイドクランプ式 フォークリフト	ガソリン 1 台 バッテリー 1 台

(2) ごみ処理対策

① 分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想される。そのため環境衛生班は、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、災害時の分別収集体制をあらかじめ計画しておく。

② ごみ処理施設の確保

環境衛生班は、自らの処理能力を超える量のごみが排出された場合に備えて、近隣市区町村及び民間の廃棄物処理業者等と協議を行い、ごみ処理施設に関する協力体制を確立しておく。

□ごみ処理施設

名称	所在地	電話	処理能力
リサイクルプラザ	八條 2365-1	048-997-6696	30t/日
東埼玉資源環境組合第一工場	越谷市増林 3-2-1	048-966-0121	800t/日
東埼玉資源環境組合第二工場	草加市柿木町 107 - 1	048-936-1251	297t/日

4 がれき処理体制の整備

(1) 基本方針

原則として次の方針によってがれき処理体制を確保して行う。

① 住宅・建築物系(個人・中小企業)

原則として建築物の所有者が解体・処理を実施する。

② 大企業の事務所等

大企業が自己処理する。

③ 公共・公益施設

施設の管理者が処理する。

④ 災害廃棄物処理の推進と調整

国、県、関係市町及び関係者が協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」等を設立し、がれきの処理状況の把握、搬送ルート、仮置き場及び最終処分場の確保を図る。

(2) 仮置き場の確保

災害時において発生する倒壊建築物等からのがれきは、仮置き場に搬入する必要がある。そのため、環境衛生班は、平時において公有地を中心に具体的な仮置き場の選定を行うとともに、道路管理者及び警察と協議を行い、がれきの搬送ルートを設定する。

□がれき仮置き場候補地

候補地	所在地
大瀬運動公園	大瀬 1305
八潮幸之宮運動広場	八條 2338-1

**3.3 臨時の廃棄物処理【環境衛生班】**

大規模広域災害が発生し、甚大な建築物被害に伴って、がれき等の廃棄物が大量に発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定された場合は、環境大臣が迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。廃棄物処理特例地域に指定された地域では、市の委託を受けて廃棄物の処理を行う事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けることなく、廃棄物の処理を行うものとする。

## 第7節 その他市民の生活安定に係る体制整備



## 第1 住宅確保体制の整備

### 1.1 被災住宅の応急措置体制の整備【道路班、営繕業務経験者】

#### 1 応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立

道路班は、災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努めるとともに、不足する場合に備え市内建設業者と資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。

#### 2 関係機関との協力体制の確立

道路班及び営繕業務経験者は、八潮市造園協会及び八潮市防災連絡会との協定に基づき、協力して応急復旧が行えるよう、協議・検討する。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)

### 1.2 建設型応急住宅建設体制の整備【道路班、営繕業務経験者、公営住宅業務経験者】

#### 1 用地の確保

##### (1) 基本方針

道路班は、災害時の建設型応急住宅の用地確保が迅速に行えるよう、県の協力の下あらかじめ市内の適当な県有地、市有地、若しくは建設可能な民有地から仮設住宅建設予定地を選定する。民有地については、所有者との間に協定を結ぶ等の方策を講じる。

なお、建設型応急住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について、年1回、県に対して報告する。

資料 2.73 建設型応急住宅建設予定地一覧

##### (2) 供給数量の算定

道路班は、被害想定結果をもとに必要供給数量を算定し、必要用地を確保する。

ただし、被害が大規模な場合は、想定以上の建設型応急住宅が必要とされる場合もあるため、できる限り多くの用地確保に努めるものとする。

##### (3) 選定基準

予定地は、災害に対する安全性に配慮の上、次の基準に従い選定する。

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所

- ⑤ 工事車両のアクセスしやすい場所
- ⑥ 既存生活利便施設が近い場所
- ⑦ 造成工事の必要性が低い場所

## 2 設置及び供給計画

道路班、営繕業務経験者及び公営住宅業務経験者は、次の点を明記した建設型応急住宅の設置計画の策定に努める。

- ① 建設型応急住宅の着工時期
- ② 建設型応急住宅の入居基準
- ③ 建設型応急住宅の管理
- ④ 要配慮者に対する配慮

## 3 関係機関との協力体制の確立

道路班は、市内建設業者等と協定を結び、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)

## **第2 学校の災害対策**

災害時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

### **2.1 市の行う災害対策【避難所班】**

#### **1 応急教育計画の策定**

避難所班は、市内小中学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するため、応急教育に関する計画の策定をはじめとする事前対策を推進する。

#### **2 教材等の確保体制の整備**

避難所班は、教材用品の調達及び給与の方法について、市内小中学校及び関連業者等と協議のうえ、あらかじめ計画を立てておくものとする。

### **2.2 学校長の行う災害対策【学校長】**

#### **1 応急教育に関する計画の策定**

市内小中学校の校長は、避難所班の指導・助言のもと、学校の立地条件等を考慮したうえ、平時より災害時の応急教育に関する計画を確立するとともに、指導の方法等について明確な計画を立てる。

#### **2 災害対策に関する計画の策定**

市内小中学校の校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

- ① 市の防災計画における学校の位置付け及び学校の役割分担を確認し、災害時の対応を検討する。
- ② 災害時における保護者との連絡方法等を検討する。
- ③ 市教育委員会、警察、消防機関、消防団との連絡体制・協力体制を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常召集の方法を定める。
- ⑤ 不時の災害発生に対処する訓練を行う。

#### **3 応急教育に関する計画・災害対策に関する計画の周知徹底**

市内小中学校の校長は、所属職員に対し応急教育に関する計画、災害対策に関する計画の内容を周知徹底し、災害時の迅速かつ円滑な活動が実現できるよう努める。

### **第3 動物愛護**

保護された動物の飼い主の特定や指定避難所において他の被災者とトラブルを回避するため、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

#### **3.1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発【環境衛生班、草加保健所】**

##### **1 所有者明示に関する普及啓発**

環境衛生班は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。

##### **2 災害に備えたしつけに関する普及啓発**

環境衛生班は、動物の飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を実施する。

##### **3 連携体制の確立**

環境衛生班は、埼玉県獣医師会南支部との協定に基づき、災害時における動物救護活動を連携して行えるよう、協議・検討する。

資料 1.21 災害時における動物救護活動に関する協定書（埼玉県獣医師会南支部）



## **第4 罹災証明書の発行体制の整備**

### **4.1 被害認定調査の実施体制の整備【被害認定調査班】**

被害認定調査班は、災害時に罹災証明書を遅滞なく交付するため、住家の被害認定調査の調査担当を定める。

また、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入体制を構築する。

### **4.2 罹災証明書発行の実施体制の整備【被害認定調査班】**

被害認定調査班は、災害時に罹災証明書を遅滞なく交付するため、罹災証明書の交付担当を定める。

また、罹災証明書の発行業務に対する応援の受入体制を構築する。

### **4.3 罹災証明書の発行に係るシステム導入検討【被害認定調査班】**

被害認定調査班は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

### **4.4 被災者台帳の作成検討【被害認定調査班】**

被害認定調査班は、円滑かつ効率的な被災者支援の実施のため、被災者台帳を作成し、台帳上で被災者に対する支援状況を一元管理するなどの活用について検討する。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用についても検討を行うものとする。

## 第8節 市民の災害対応力の向上



## 第1 防災意識の高揚

市は、市民のそれぞれの状況に応じた体系的な防災教育を行い、市民の災害対応力を高める。また、市民自らが地域を守る一員として、積極的に防災学習ができるよう環境の整備を行い、防災意識の高揚を図る。

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることできる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。また、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分が経験したことの無い危険や脅威を過少評価する傾向）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発にも努める。

### 1.1 防災教育計画〔統括班、要配慮者支援班、帰宅困難者支援班、避難所班、草加八潮消防組合、市社会福祉協議会〕

#### 1 学校における防災教育

避難所班及び統括班は、学校において、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、「防災上重要な施設の避難計画」(P. 68)に基づき、児童・生徒の発達に応じた指導をする。

- (1) 学校行事としての防災教育
- (2) 教科等による防災教育
- (3) 教職員に対する防災研修

#### 2 社会教育における防災教育

統括班は、草加八潮消防組合、関係機関、団体等と連携し、若しくは市単独で、職場、一般社会人を対象とし、随時適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

##### (1) 講座

災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得、ジェンダー主流化の視点からの防災対策についてのカリキュラムを編成した講座を開講する(出前講座等)。

##### (2) 実習

救助の方法、特に心肺蘇生に対する知識と技術について体得させるよう指導を促す。

(3) 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。

(4) 見学

防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。

(5) 印刷物

防災関係資料等をもとにパンフレットを作成し、配布するとともに、機関紙に関係記事を記載する。

### 3 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な役割を十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、統括班、草加八潮消防組合は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

### 4 防災上重要な施設における防災教育

統括班、要配慮者支援班、物資班、帰宅困難者支援班は、草加八潮消防組合と連携し、「防災上重要な施設の避難計画」(P. 68)に基づき以下の施設における防災教育に関しての支援、協力を行う。

(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性がある。要配慮者支援班、草加八潮消防組合、市社会福祉協議会は、施設管理者と協力して、平時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、近隣市民との共同訓練等により、平時から連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、災害時の行動を十分に周知するとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

(2) その他不特定多数が集まる施設

統括班、帰宅困難者支援班、草加八潮消防組合は、大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者と協力して、災害時に避難誘導、情報伝達並びに各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に行えるよう、防災教育及び訓練の実施に努める。

### 5 自主防災組織リーダーに対する防災教育、研修

統括班は、草加八潮消防組合と連携し、自主防災組織に関するマニュアルを作成・配布し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、防災関係機関の協力のもとに自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等を実施することにより、防災に対する様々な知識の普及に努める。

## **1.2 防災知識普及計画【統括班】**

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項について、統括班は県と協力して市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するための計画とする。

水害はある程度予測可能な災害ではあるが、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることが重要となる。

このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

### **1 防災知識の普及内容**

- ① 防災の種別、特性、一般的知識
- ② 災害対策基本法及び関連法の趣旨
- ③ 災害時における心得
- ④ 防災計画の概要
- ⑤ 被害報告及び避難方法
- ⑥ 過去の災害の状況
- ⑦ 災害復旧時の生活確保に関する知識

### **2 防災知識の普及方法**

統括班は、防災に関する知識を普及させるため、「広報やしお」等における防災記事の掲載や防災パンフレットの作成等を行い、知識の普及を図る。

また、その他にも次の手法を活用し、知識普及に努める。

- ① 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種
- ② 映画、スライドの活用
- ③ 立て看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- ④ 出前講座、講習会、講演会、座談会等の開催

## **1.3 災害に関する各種資料の収集・提供【統括班、避難所班】**

統括班は、市内における過去の災害教訓や災害文化を後世に伝えていくため、災害調査の分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

## **1.4 防災訓練計画【各班、防災関係機関等】**

### 1 総合防災訓練

各班は、毎年、防災関係機関及び市民の協力を得て、実動訓練又は図上訓練等それに準じた総合防災訓練を実施する。場所は、市内の適切な場所で実施するものとする。

### 2 水防訓練

梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、出水期前に水防訓練を実施する。

### 3 市及び防災関係機関が実施する訓練

統括班は、草加八潮消防組合とともに、以下の訓練に関して、訓練の準備、関係機関との連絡調整等を行う。

#### (1) 応急対策計画確認訓練

災害応急対策活動を迅速かつ的確に遂行するためには、発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担などを定めたシナリオを作成し、訓練で活用するなど、より実効性の高い訓練の実施に努める。関係課においては、応急対策の流れ、情報連絡系統(連絡窓口)、協定内容等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等は、課単位で比較的容易に取り組み、訓練効果が大きいいため、積極的に取り組む。

#### (2) 消防訓練

草加八潮消防組合は、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。実施方法は、草加八潮消防組合及び消防団員、その他の関係機関の協力を得て実施する。

#### (3) 避難・救助訓練

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施する。

#### (4) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保し、各防災関係機関、市民等との連携を図るため、職員の参集訓練(非常招集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練)を毎年実施する。

参集に当たっては、交通機関、車両の使用を制限又は禁止し、勤務時間外の条件を加えた訓練を実施する。

#### (5) 災害通信連絡訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な通信体制が整わないこともあるため、通常の有線通信の他、無線通信(防災行政無線)の要領、機器の操作について習熟に努める。

その際、市民、関係機関の連絡伝達訓練並びに通信設備の応急復旧に関する訓練を実施

する。

① 実施方法

災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練の他、被害の規模を想定して行う固定系無線の伝達訓練、通信設備の応急復旧等についての訓練等を行う。

② 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

③ 実施頻度

必要に応じて行う。

(6) 避難所開設・運営訓練

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

#### 4 小中学校等で行う訓練

学校等の施設管理者は、児童・生徒の生命及び身体の安全を期するため、教職員、児童・生徒が災害に対し、臨機応変の処置が取れるよう、あらかじめ各種状況の想定のもとに避難訓練を実施する。具体的には、以下の方針に基づいて定期的に訓練を行うものとし、避難所班はそれを指導する。

① 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

② 避難訓練を通して、児童・生徒及び教職員の防災意識を高め、防災体制の確立を図る。

③ 避難訓練を通して、災害時における規律と協力の精神を養い、実践力を育む。

#### 5 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

災害時に自らの生命及び身体の安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び市民は、平時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。また、統括班は、草加八潮消防組合と連携し、市民等の行う訓練に支援・協力する。

(1) 事業所の訓練

病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者に対して、その定める消防計画に基づき通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加するよう働きかける。

(2) 自主防災組織等の訓練

各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び

防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協力して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。また、災害凶上訓練や避難所開設・運営訓練を取り入れる。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた消防機関、統括班、防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

### (3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、統括班、消防機関及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び関係する機関どうしの強固な連結の推進による危機・防災対応力の強化に努める。また、市民は防災意識の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

### (4) 要配慮者支援の訓練

市民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、要配慮者支援班は、市社会福祉協議会と協力して資料や情報の提供等、必要な支援を行う。

また、社会福祉施設職員は、各種状況を想定した避難誘導、情報伝達訓練を行い、災害時の行動に習熟するよう定期的に訓練に参加する。

### (5) 洪水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の訓練

洪水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

## **1.5 訓練後の検証【各班、防災関係機関等】**

各班は、各種訓練を通して担当業務を確認するとともに、訓練終了後は、対応内容を検証・評価する。また、その評価は、訓練に携わった関係機関で共有し、次回の訓練計画に反映させるとともに、地域防災計画、各種マニュアル等の見直し資料とする。

### (1) 評価及び検証の方法

訓練後の意見交換会やアンケート調査及び分析等を行い、訓練の検証を実施する。

### (2) 検証の効果

評価及び検証を受け、評価すべき点、課題となった点を整理し、地域防災計画の見直し資料とする。また、それらの結果は次回の訓練計画に反映する。

## **1.6 適切な避難行動に関する普及啓発【統括班】**

統括班は、市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、避難行動の妨げとなる正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓



練の実施等、普及啓発に努める。

また、気象庁、熊谷地方气象台、市及び県は、地震や気象に関する情報を住民が容易に理解できるよう、防災気象情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報伝達に努める。

## 第2 自主防災組織の整備

災害時に被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、市民が団結し、組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

### 2.1 自主防災組織の活動【統括班、自主防災組織】

#### 1 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努める。

##### (1) 平時の活動

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発  
(例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 防災用資機材の購入・管理等  
資機材の例：初期消火資機材(軽可搬ポンプ、消火器)  
救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり)  
救護用資機材(救急医療セット、リヤカー)
- ⑤ 地域の把握  
(例 危険箇所の把握、要配慮者)

##### (2) 発災時の活動

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達の実施
- ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- ④ 集団避難の実施(特に、要配慮者の安全確保に留意する。)
- ⑤ 指定避難所の運営活動の実施  
(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

### 2.2 地域の自主防災組織の育成【統括班】

#### 1 組織の現況

令和元年7月現在、市内町会・自治会のうち、100%にあたる44団体の自主防災組織が設立されている。

## 2 組織化の推進

統括班は、町会・自治会に属していない中規模以上のマンションを把握し、管理組合等に対して町会・自治会の参加又は自主防災組織の設立について、積極的に働きかける。

## 3 活動の充実・強化

統括班は、以下の方策に基づき自主防災組織の指導・育成を図るとともに、1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

### (1) 自主防災組織の結成の推進

市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、市民が防災組織をつくるために必要な資料等を提供する。

### (2) 自主防災組織の育成・支援

「八潮市自主防災組織育成補助金交付要綱」に基づき、自主防災組織の育成に努める。  
また、防災関係機関等との連携を図り、リーダー育成の支援や自主防災組織の訓練への参加等に際し、適切な指導を行う。

### (3) 活動のための環境整備

自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を推進するため、必要な助成を行う。

また、八潮市自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織による地域防災活動を推進する。

## **2.3 事業所等の自主防災体制の強化【統括班】**

市は、災害時における事業所の果たす役割(従業員及び事務所・事業所の来所者並びに施設・設備の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう指導するとともに、各事業所に対して以下に示す防災活動を推進するよう努める。

### 1 一般事業所

統括班は、事業所における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、「企業防災マニュアル」を作成し、配布する等、防災意識の啓発活動や組織整備に関する支援・指導及び助成等を行う。

また、災害後迅速に通常営業活動を再開できるよう、平時より情報のバックアップ化等の準備を行う。

### 第3 要配慮者安全確保計画

災害による犠牲者の多くは高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、環境に不慣れな外国人などのいわゆる要配慮者とされている。このため、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとに、要配慮者の防災避難支援対策を推進する。

○ 災害時の要配慮者に係る定義

・ 要配慮者

災害時に配慮を要する者。高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に配慮が必要な者。

・ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

・ 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者。消防機関、警察署、町会・自治会（自主防災組織）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャーなど。「避難行動要支援者名簿」の提供先となる。

#### **3.1 基本方針【要配慮者支援班】**

##### 1 地域との協力体制の整備

避難行動要支援者の安全確保は、行政とともに地域住民が協力し、一体となって取り組む。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が避難行動要支援者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行う。

##### 2 関係機関・団体との協力体制の整備

要配慮者支援班は、地域の支援者となる町会・自治会（自主防災組織）、並びに福祉関係者として市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との協力体制に関する協議を定期的開催する。

##### 3 避難支援計画の策定

要配慮者支援班は、地域の支援者となる町会・自治会等との協力のもとに、八潮市避難行動要支援者避難支援計画を策定する。

また、避難行動要支援者個々の避難支援計画を定めた個別避難計画を策定し、避難行動要支援者の状況に応じ、支援に関する内容の修正や更新を定期的実施する。

資料 2.76 避難計画の作成上の留意事項

## **3.2 社会福祉施設等入所者の対策【要配慮者支援班、施設管理者】**

### **1 防災計画の策定**

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や非常時の連絡先及び指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への徹底周知を図る。

### **2 緊急連絡体制の整備**

#### (1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

#### (2) 市との連絡体制の確立

施設管理者は、平時より要配慮者支援班と連携を図り、災害時の人的・物的被害に関する情報伝達が迅速に行われるよう、体制整備に努める。

#### (3) 防災関係機関等への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に施設の被害状況等を災害対策本部や防災関係機関等へ迅速に報告できるよう、関係機関と連携を図り、連絡体制を整備しておく。

#### (4) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

### **3 避難支援体制の整備**

施設管理者は、要配慮者支援班と協力し、災害時における避難誘導のための非常口等避難路を確保するとともに、入所者を所定の指定避難所等へ誘導及び移送するための体制を整備する。特に、避難行動要支援者の範囲に含まれる入所者の誘導及び移送については留意する。

### **4 施設間の相互支援システムの確立**

施設管理者は、県と協力して、市及び県の施設を地区防災拠点で区分した3ブロックに分け、災害時に施設の建築物が使用できない場合に、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。具体的には、入所者をブロック内の他の施設に一時的に避難させる、職員が応援する等である。施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

## 5 食料、防災資機材等の備蓄

社会福祉施設の施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄する。

- ① 非常用食料(高齢者・乳幼児等の特別食を含む)：3日分
- ② 飲料水：3日分
- ③ 常備薬：3日分
- ④ 介護用品(おむつ、尿とりパッド等)：3日分
- ⑤ 照明器具
- ⑥ 暖房機器
- ⑦ 移送用具(担架・ストレッチャー等)

## 6 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施する。また、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防機関や市民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施する。要配慮者支援班、統括班は、これらの支援等を行う。

福祉避難所として指定を受けている施設では、当該施設が平時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施する。

## 7 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は施設職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の安定について協力が得られるよう、日常から近隣の町会・自治会（自主防災組織）やボランティア団体及び近くの高校等との連携を図っておく。

## 8 情報伝達体制の整備

要配慮者支援班は、社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

## 9 社会福祉施設との連携

要配慮者支援班は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図る。

要配慮者支援班は、災害時には、被災者に対する介護相談など、社会福祉施設の有する機能の活用を検討する。

### 3.3 避難行動要支援者の対策【要配慮者支援班、避難所班、統括班】

#### 1 対象者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲は全て在宅者とする。なお、障がいの程度等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

##### (1) 高齢者

- ① 健康に不安を抱える65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- ② 要介護認定3以上を受けている者で災害発生時に同居家族から支援を得られない者

##### (2) 障がい者

次の①～④に該当する者のうち、自分一人で避難することが困難な者

- ① 身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの等級が1～2級の認定を受けている者
- ② 療育手帳A、Aを所持する知的障がい者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ④ 難病患者等

##### (3) 状況によって支援が必要な者

- ① 自分一人で避難することが困難な妊産婦や乳幼児、環境に不慣れな外国人その他の者
- ② その他自治会等が支援の必要を認めた者

#### 2 要配慮者の情報収集

要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を収集する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成で必要がある場合は、県等に対して情報提供を要請する。

#### 3 避難行動要支援者名簿の作成及び修正

要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するとともに、異動等により記載事項に変更があった場合は、定期的に修正を行う。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成に際してデジタル技術の活用について、検討を行う。

なお、名簿については、個人情報であるため、その管理に当たっては十分配慮する。

《名簿への記載事項》

- ① 氏名
- ② 住所(避難行動要支援者の生活の本拠であり、住民基本台帳記載の住所とは限らない)
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

《名簿作成にあたっての留意事項》

- ① 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- ② 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。
- ③ 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

#### 4 個別避難計画の作成

要配慮者支援班は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO法人等の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載することとし、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう、積極的に検討するものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

#### 5 避難支援等関係者の安全確保の措置

要配慮者支援班は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とすることを基本に、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で適切な避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は避難行動要支援者を全力で助けよ



うとするが、助けられない可能性もあることも含め、制度の理解を目的とした周知に努める。

## 6 避難支援体制の整備

要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置に努める。

### (1) 避難支援方法の習熟

要配慮者支援班は、統括班と協力して、要配慮者の安全かつ円滑な避難を目指し、要配慮者個々の状態に応じた避難支援が行えるよう、避難支援方法の習熟に努める。また、統括班は、災害時に消防団、自主防災組織、福祉関係者の協力が得られるよう、防災訓練、広報等を通じて避難支援方法についての情報提供を行う。

### (2) 避難行動要支援者名簿の提供

発災時における避難支援を円滑かつ迅速に実施するため、避難行動要支援者本人又は本人の代理から名簿提供にかかる同意書の提出があった場合は、平時から草加八潮消防組合八潮消防署、草加警察署、町会・自治会（自主防災組織）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、個人情報の保護に万全を期す状況が担保されている場合に限り、あらかじめ名簿等を提供する。

また、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平時からの名簿情報の提供について避難行動要支援者に働きかける。

提供するに当たっては、法令等に定めのある場合や名簿に記載された本人の同意がある場合とする。また、提供を受けたものは、個人情報の管理に十分配慮する。

## 7 名簿情報の適正管理

要配慮者支援班は、避難支援等関係者に名簿を提供する際には、名簿情報の漏えい防止のため、必要かつ適切な措置を求める。

## 8 緊急通報システムの整備

要配慮者支援班は、県と協力して、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムの整備に努める。

## 9 防災基盤の整備

統括班は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

## 10 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

避難所班は、要配慮者支援班と協力して、要配慮者等に対して指定避難所での良好な生活環境が提供できるよう、指定避難所の運営計画を策定する。具体的には、聴覚障がい者や高齢者

等への災害情報の伝達を効率的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクスの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等である。

福祉避難所については、通常の指定避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸入器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

## 11 防災カード等の普及

要配慮者支援班は、要配慮者への効果的な救援・救護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかる防災カード等の普及に努める。

## 12 防災教育及び訓練の実施

統括班は、要配慮者支援班と協力して、広報等を通じ、対象者をはじめ、家族、市民に対して啓発活動を行う。

### (1) 対象者及びその家族による取組

- ① 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと
- ② 発災時には近隣の協力が得られるよう平時より努力すること
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること

### (2) 市民による取組

- ① 地域防災訓練等において、地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること
- ② 発災時には対象者の安全確保に協力すること  
ア) 地域防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること

## 13 地域との連携

### (1) 役割分担の明確化

要配慮者支援班は、医療対策班と連携して福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、市、福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

### (2) 地域住民等の情報活用

要配慮者支援班は、高齢者、障がい者等に対する地域住民、民生委員、及びボランティアによる安否の確認等の見守りネットワーク等を活用し、災害時における支援体制を確立しておく。

#### 14 相談体制の確立

統括班は、要配慮者支援班と協力して、災害時、被災者からの相談(金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等)に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

#### 15 避難支援等関係者の安全確保

要配慮者支援班は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

### **3.4 外国人の対策【要配慮者支援班、統括班】**

#### 1 外国人の所在の把握

要配慮者支援班は、統括班と協力して、災害における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、日常から個別避難計画における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

#### 2 防災知識の普及・啓発

統括班と要配慮者支援班は、協力して日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災パンフレットを作成する。また、併せて外国人との交流会や外国人雇用事務所等、様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供を行う。

#### 3 防災基盤の整備

統括班は、指定避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

#### 4 防災訓練の実施

統括班と要配慮者支援班は、協力して平時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

#### 5 通訳・翻訳ボランティアの確保

要配慮者支援班は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

#### 第4 自主防犯組織の育成及び強化

統括班は、自主防犯組織の育成・強化を図り、各地域における防犯活動を促進し、犯罪の抑止に努める。

#### 第5 地区防災計画の作成

市は、防災協働社会の実現に向けて、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重し、地域密着型の防災計画として地区防災計画作成を推進していく。

##### 5.1 市民等による地区防災計画の作成【市民、自主防災組織、事業所等】

市民、自主防災組織、事業所等は、当該地区における防災力の向上を図るため、災害対策基本法に基づき、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難体制の構築など、自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成することができる。

##### 5.2 地区防災計画の提案手続【統括班】

市防災会議は、同法第42条第3項及び第42条の2に基づき、市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、市民、自主防災組織、事業所等が作成する地区防災計画を市地域防災計画に定める。

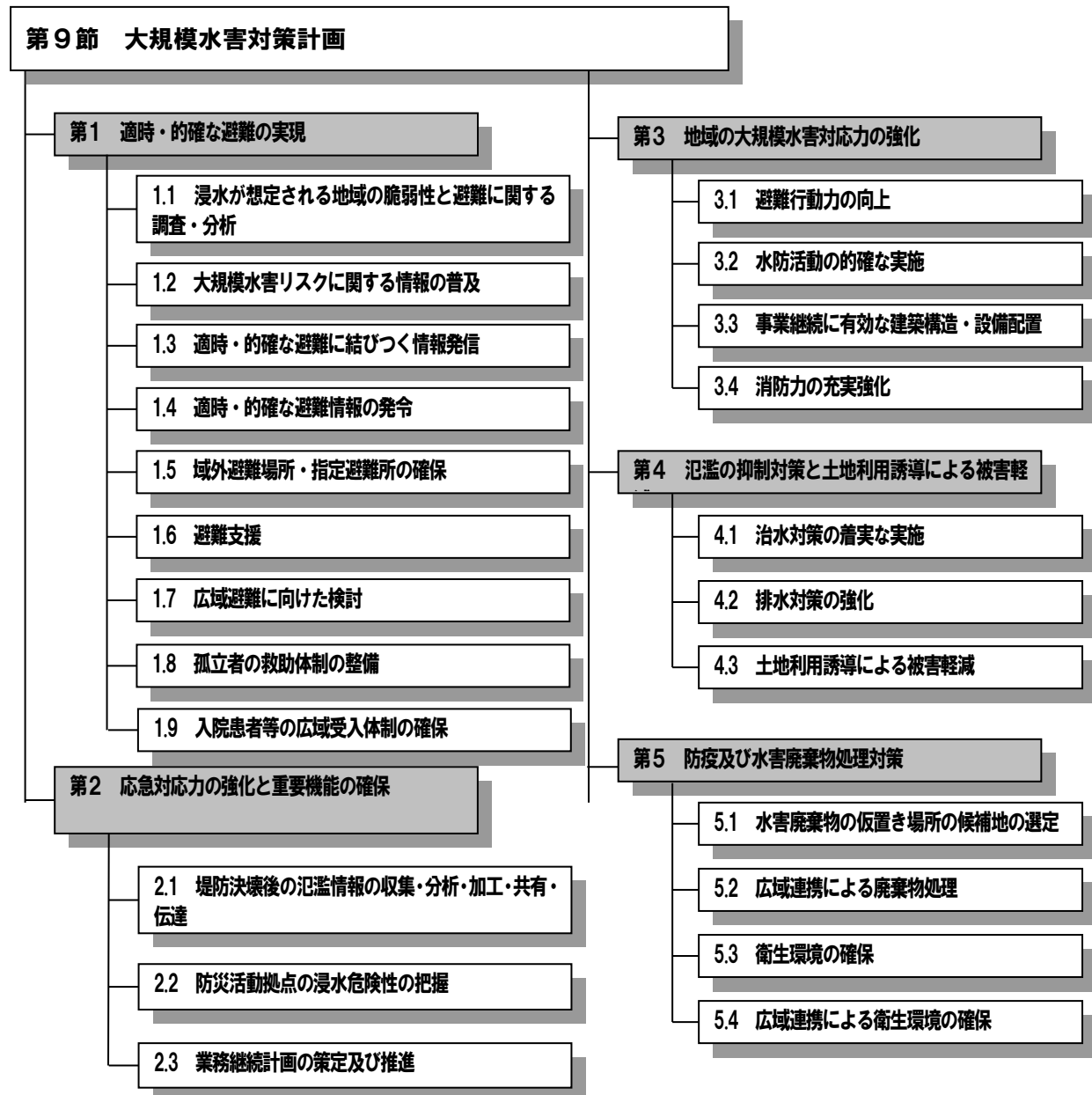
##### 5.3 地区防災計画

市防災計画に定める地区防災計画は、以下のとおり。

地区防災計画一覧

計画名称	防災会議認定日
柳之宮地区 地区防災計画	令和3年11月17日

## 第9節 大規模水害対策計画



## **第1 適時・的確な避難の実現**

### **1.1 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析【統括班】**

統括班は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や社会福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある指定避難所、高台等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

### **1.2 大規模水害リスクに関する情報の普及【統括班】**

統括班は、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、大規模水害時における具体的な被災イメージを市民に周知する。

### **1.3 適時・的確な避難に結びつく情報発信【統括班】**

統括班は、市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を様々な方法を活用して発信する。

### **1.4 適時・的確な避難情報の発令【統括班】**

統括班は、浸水が予想される場所の浸水が発生するまでの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難情報の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難情報の発令のタイミングや対象地域等をあらかじめ検討する。

### **1.5 域外避難場所・指定避難所の確保【統括班】**

統括班は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図る。

### **1.6 避難支援【統括班、避難所班】**

統括班は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達に当たっては、草加八潮消防組合、草加警察署、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

### **1.7 広域避難に向けた検討【統括班】**

統括班は、広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。また、市町村間の避難者受入についての協定締結に努める。

## **1.8 孤立者の救助体制の整備【統括班】**

統括班は、県及び防災関係機関と連携して、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

## **1.9 入院患者等の広域受入体制の確保【医療対策班、病院】**

洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域内の病院及び社会福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

医療対策班は、医師会等と連携し、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

## **第2 応急対応力の強化と重要機能の確保**

### **2.1 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・加工・共有・伝達【統括班】**

統括班は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

### **2.2 防災活動拠点の浸水危険性の把握【関係機関】**

防災関係機関及び病院等は、市庁舎、消防機関、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

### **2.3 業務継続計画の策定及び推進【統括班】**

統括班は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

## **第3 地域の大規模水害対応力の強化**

### **3.1 避難行動力の向上【統括班】**

統括班は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

### **3.2 水防活動の的確な実施【道路班】**

道路班は、水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

### **3.3 事業継続に有効な建築構造・設備配置【財政班】**

財政班は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

### **3.4 消防力の充実強化【草加八潮消防組合】**

草加八潮消防組合は、消防・救急・救助活動を的確に実施するため、消防施設・設備・資機材等の整備充実と維持管理に努める。※以下、震災対策編（第5節 1.5 消防力の充実強化 P68）に準拠する。

## **第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減**

### **4.1 治水対策の着実な実施【道路班】**

道路班は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

### **4.2 排水対策の強化【道路班】**

道路班は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、排水時間を検討する。  
また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

### **4.3 土地利用誘導による被害軽減【道路班】**

道路班は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても理解を促進する。

また、浸水危険性の高い地域では、公共施設の建築方法の工夫や指定緊急避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。



## **第5 防疫及び水害廃棄物処理対策**

### **5.1 水害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定【環境衛生班】**

環境衛生班は、水害廃棄物の仮置き場所として利用可能な空き地やその面積等をあらかじめ把握する。また、廃棄物発生量を予測した上で、仮置き場所の必要量などの把握に努める。

### **5.2 広域連携による廃棄物処理【環境衛生班】**

環境衛生班は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理について、計画の策定等に努める。

### **5.3 衛生環境の確保【環境衛生班】**

環境衛生班は、指定避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

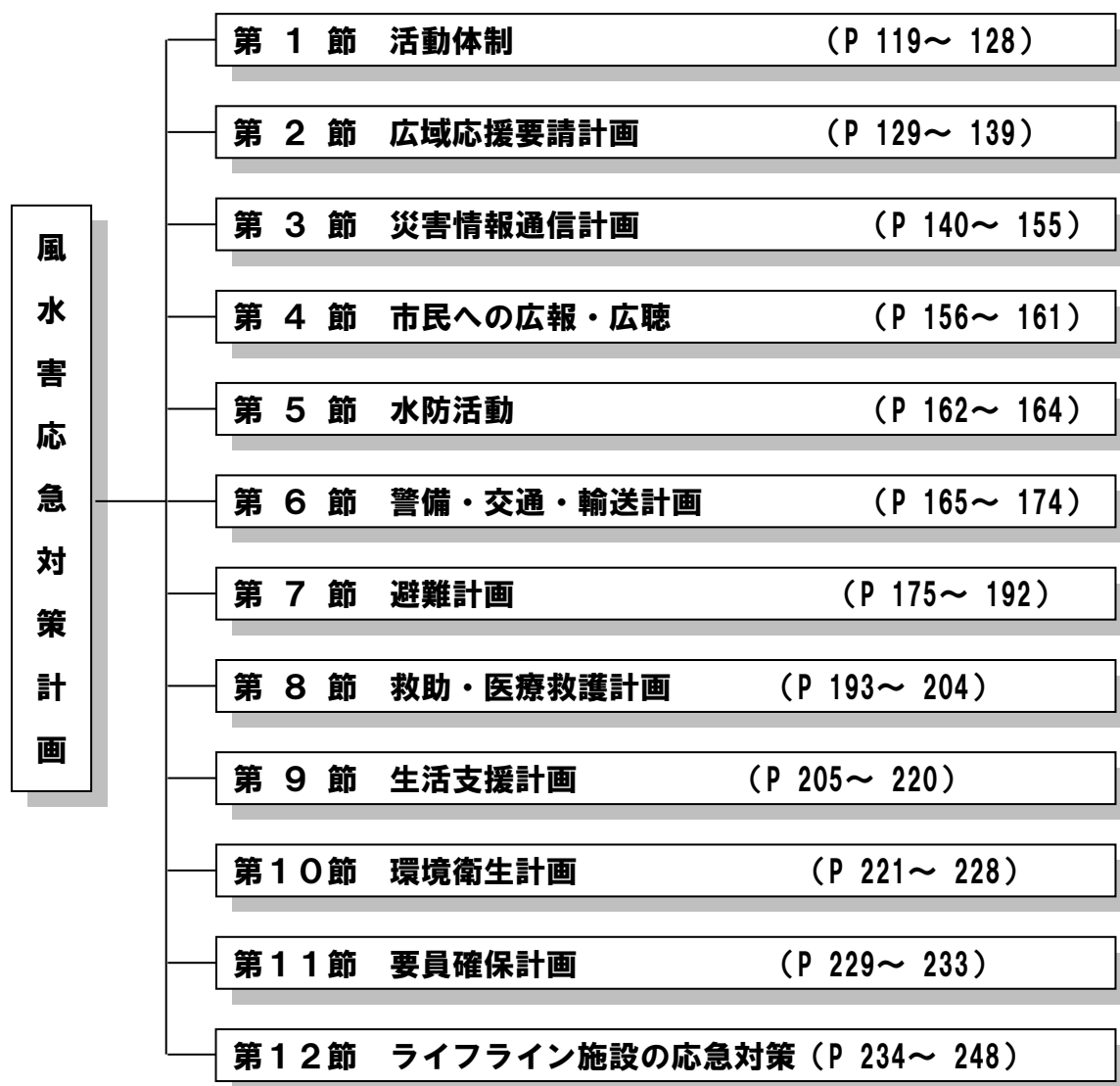
### **5.4 広域連携による衛生環境の確保【環境衛生班、統括班】**

統括班は、環境衛生班と連携して大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。



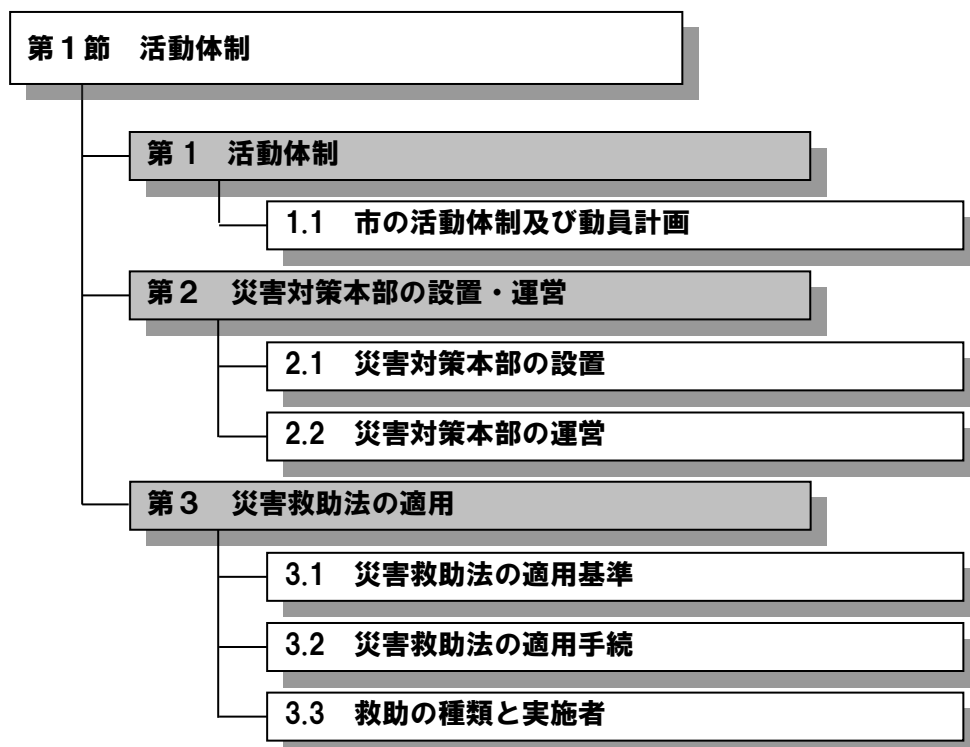
## 第3部 風水害応急対策計画

### 風水害応急対策計画の構成





## 第1節 活動体制



## 第1 活動体制

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の災害応急対策について責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び埼玉県地域防災計画並びに本市の防災に関する計画に基づき、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員、配備して、その活動体制に万全を期する。

この場合において、関係機関は、その組織及び能力の全てをあげて当該本部組織の活動に協力する。

### 1.1 市の活動体制及び動員計画【各班】

#### 1 活動体制

各班は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市区町村、県及び指定地方行政機関並びに地域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施しなければならない。

また、その責務を遂行するため、あらかじめ市職員の活動体制及び動員計画を定めるとともに、その旨を職員に周知徹底しておく。

動員計画の策定にあたっては、市庁舎が被害を受けて災害対応の活動場所が十分に確保できない場合に備えて事前に設定した市庁舎使用不能時の代替施設での体制確保を踏まえる。

#### (1) 体制及び配備基準

各活動体制の配備基準等は、次表のとおりである。

なお、自主警戒体制は、防災担当課職員及び道路・治水担当課職員が対応する。

□活動体制、配備基準及び災害対策本部設置基準

体制区分	配備基準	主な活動内容	災害対策本部設置の有無
自主警戒体制	・気象警報・注意報の発表や台風等の接近、集中豪雨が予想され、情報収集等が必要となった場合	・気象情報の収集・共有・伝達 ・管理施設の確認	設置しない
待機体制	・気象警報・注意報の発表や台風等の接近、集中豪雨が予想され、注意と警戒が必要となった場合	・気象情報の収集・共有・伝達 ・情報収集・分析・加工・共有・伝達及び報告 ・水防活動の準備	設置する (市長が必要と認めた場合)
警戒体制	・局地的な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	・被害情報の収集・分析・加工・共有・伝達及び報告 ・水防活動	設置する (市長が必要と認めた場合)
緊急体制	・市域の一部において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	・被害情報の収集・分析・加工・共有・伝達及び報告 ・水防活動 ・非常体制の実施に備えた体制整備	設置する (市長が必要と認めた場合)
非常体制	・市内全域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	・組織及び機能の全力を挙げた活動	設置する (市長が必要と認めた場合)

## 2 活動体制別の動員計画

### (1) 動員計画

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の居住地、災害の規模を勘案し、実践的な動員配備体制を整備する。

### (2) 動員指令

#### ① 配備体制の決定及び指示者

配備体制の決定者を以下のとおりとする。

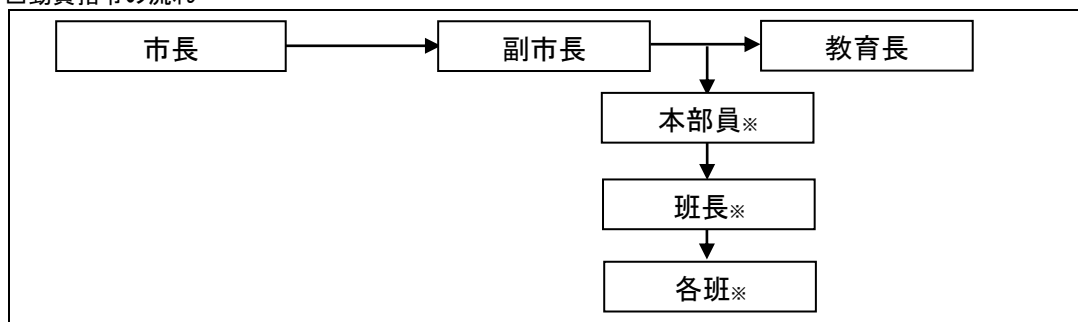
##### □ 配備体制の決定者及び指示者

体制区分	決定者・指示者
自主警戒体制	各本部員
待機体制	市長
警戒体制	市長
緊急体制	市長
非常体制	市長

#### ② 動員指令・報告の流れ

配備決定に基づく、動員指令・報告の流れは以下のとおりである。

##### □ 動員指令の流れ



※「資料 2.11 災害対策本部体制下の組織」を参照

#### ③ 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は次の方法で行う。

##### 【勤務時間内】

庁内放送、LoGo チャット、電話等で行う。

##### 【勤務時間外】

電話等で行う。

#### ④ 情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、LoGo チャットや電話等による情報伝達が不可能となった場合には、以下の事項に留意しながら、職員自ら配備基準を判断し、指定された参集場所に出勤する。

##### □ 情報伝達が不可能な場合の参集における留意事項

○職員は、災害の発生を覚知した場合は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の

状況から被害状況の把握に努める。

□配備基準及び参集者

項目		待機体制	警戒体制	緊急体制
参集基準		気象警報・注意報の発表や台風等の接近、集中豪雨が予想され、注意と警戒が必要となった場合	局地的な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	市域の一部において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
参集職員	統括班	指定された職員	指定された職員	全職員
	人事班	指定された職員	指定された職員	全職員
	財政班	指定された職員	指定された職員	全職員
	広報班	指定された職員	指定された職員	全職員
	ボランティア支援班	—	指定された職員	全職員
	情報班	指定された職員	指定された職員	全職員
	被害認定調査班	—	指定された職員	全職員
	医療対策班	指定された職員	指定された職員	全職員
	要配慮者支援班	指定された職員	指定された職員	全職員
	避難所班	指定された職員	指定された職員	全職員
	帰宅困難者支援班	指定された職員	指定された職員	全職員
	物資班	指定された職員	指定された職員	全職員
	道路班	指定された職員	指定された職員	全職員
	応急危険度判定班	指定された職員	指定された職員	全職員
	環境衛生班	指定された職員	指定された職員	全職員
応急給水班	—	指定された職員	全職員	
参集職員の割合		全職員の約 1/3	全職員の約 2/3	全職員

### 3 職員動員状況の把握

統括班及び人事班は、各班と連携を図り職員の動員状況及びその家族を含む被害状況の把握に努める。

### 4 公務災害処理

各班は、応急対策業務に従事する職員が負傷等した場合、統括班及び人事班に対し、すみやかにその報告を行うとともに、人事班は、公務災害補償に関する所要の事務を行う。

### 5 公共施設の状況の把握

施設管理者は、施設の被災状況を把握し、その把握した情報を本部員を通じて、災害対策本部へ報告する。なお、施設に異常がある場合は、直ちに施設への立入りを禁止する等、必要な措置を講ずる。

### 6 チーム内の応援体制

災害対策本部体制下の組織における各チームのうち、本部事務局、避難所・医療支援チーム、



道路・住宅チームにおいては、各班の職員動員状況を把握し、必要があればチーム内の各班相互に応援ができる体制を講じて対応にあたる。

#### 7 平時における取組

平時から担当する業務内容（チーム内応援を含む）を確認し、班ごとに訓練や打ち合わせを行い、各班の班長（幹事課の課長級職員）は防災担当課長へ報告すること。また、班ごとにマニュアルの作成または見直しを行い、必要に応じて防災担当課と連携を図ること。

※「資料 2.12 平時における取組」を参照

## 第2 災害対策本部の設置・運営

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、市民の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に応急活動を展開する。

### 2.1 災害対策本部の設置【統括班、財政班】

#### 1 災害対策本部組織

災害対策本部組織の構成は、以下のとおりである。

□災害対策本部組織

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	部長級職員、当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員

災害対策本部長は市長とし、不在の場合は次の順序で代理する。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 生活安全部長

#### 2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、「活動体制」(P.120)のとおりである。

#### 3 災害対策本部の設置及び閉鎖

市長は、前項の基準に該当するような災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

また、市長は、市域における災害の拡大するおそれが解消し、又は災害発生後における措置が概ね終了した場合は、災害対策本部を閉鎖する。

#### 4 災害対策本部設置及び閉鎖等の通知

災害対策本部を設置又は閉鎖した場合、生活安全部長は、直ちに次に挙げる機関、組織のうち必要と認めるところに対して通知する。

□本部設置及び閉鎖の通知先

- 市各部課、各機関
- 草加八潮消防組合
- 埼玉県知事(危機管理防災部災害対策課・東部地域振興センター)
- 埼玉県警察本部                      ○八潮市消防団長
- 隣接市区長                          ○陸上自衛隊第32普通科連隊
- その他の防災関係機関の長又は代表者

5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎庁議室とする。ただし、市庁舎内に設置することが不可能な場合は、八潮消防署(視聴覚会議室)に設置する。

- 第1位 市庁舎庁議室
- 第2位 八潮消防署(視聴覚会議室)

6 本部必要備品の準備、設置

財政班、統括班は、災害対策本部の運営に必要な備品を準備するとともに、設置する。

□本部必要備品

統括班	財政班
防災行政無線、携帯無線、衛星電話	災害対応用臨時電話、有線電話、ファクス
防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン、スクリーン
災害処理表その他書類一式	テレビ、ラジオ
被害状況図版、住宅地図その他地図類	複写機、プリンタ
埼玉県災害オペレーション支援システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備、ICレコーダー
	紙、筆記用具等事務用品、電卓

2.2 災害対策本部の運営【各班】

1 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市域の被災状況に関する情報の収集を行い、分析・加工したのち、状況を把握するとともに、次の事項を協議し決定する。

また、統括班は、被害状況や実施した災害応急対策を県災害対策課に伝達・共有するものとする。

□災害対策本部の協議事項

- 本部の動員体制に関すること
- 近隣市区町村、県その他関係機関への応援要請に関すること
- 災害救助法の適用に関すること
- その他災害対策の重要事項に関すること

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、次のとおり実施する。

- 災害対策本部会議

- ・本部会議では、災害に関する情報を分析し、本部の基本方針を協議し、特に重要な事項について決定する。
- ・本部長は、本部員で構成する本部会議を開催する。
- ・本部会議の議長は、本部長が務める。
- ・本部長は、必要に応じて関連防災機関の応援要請を行う。

○本部員

- ・本部員は、部長級職員及び当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員が務めるものとする。
- ・本部員は、各班を統括する。
- ・本部員は、災害に関する情報等を本部へ報告するとともに、本部の指示事項を各班長へ伝達する。
- ・本部員に事故のある場合は、当該副部長級職員が出席する。

○災害対策班長

- ・災害対策班長は、各班幹事課の課長級職員が務めるものとする。ただし、各班幹事課の課長級職員が不在の場合は、各班の課長級職員が務める。
- ・災害対策班長は、災害現場における各班を統括する。
- ・災害対策班長は、本部員への報告、本部の指示事項を各班職員へ伝達する。

○統括班

- ・本部会議の運営に関する事務を行い、本部会議における決定事項、各班からの報告内容、各班への指示内容を記録する。
- ・災害救助活動における職員の従事状況を適宜調整する。特に、災害発生直後は、市内の被災状況、職員の参集状況等を勘案し、当面緊急度の低い班の人員を、必要な班に編入する等の調整を行う。
- ・災害による被害情報の総括的取りまとめを行う。
- ・本部における活動を記録し、整理する。
- ・報告された情報を取りまとめ、適宜各班へ伝達し、情報の共有化を図る。
- ・本部長及び副本部長の秘書を務める。
- ・本部会議の運営補佐を行う。

○各班

- ・各班は、災害対策本部体制下における事務分掌に従い、応急対策活動を遂行する。
- ・各班が収集した情報や活動状況について、適宜、速やかに情報班へ報告する。

### 第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準、手続、種類等について計画を定める。

#### 3.1 災害救助法の適用基準

##### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の規定による。

□災害救助法施行令の適用基準

適用基準	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
第1号	市内の住家滅失(被災)世帯数	80以上	第1条第1項第1号
第2号	県内の住家滅失(被災)世帯数 かつ、市内の住家滅失(被災)世帯数	2,500以上	第1条第1項第2号
		40以上	
第3号	県内の住家滅失(被災)世帯数 かつ、市内で世帯の住家が滅失(被災)世帯数	12,000以上	第1条第1項第3号
		多数	
第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け 又は受けるおそれがある場合	厚生労働省の定める基準	第1条第1項第4号

大規模災害においては、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号の適用に至らない場合(住家滅失(被災)世帯数が適用基準に至らないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合)は、同条第4号の適用について、厚生労働省令の定める基準より、救助の実施を決定する。

なお、第4号が適用されるのは、直接多数の市民等が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合(災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること(災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(平成12年厚生省令第86号)第2条第1項第1号)、被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること(同省令第2条第1項第2号))であり、災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合である。

また、災害救助法第2条第2項に基づき、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、県によって、当該所管区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助が適応される。

資料 2.43 災害救助法適用までの流れ

資料 2.44 災害救助法早見表

##### 2 被災世帯の算定基準

###### (1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、算定を行う。

□被災世帯の算定基準

滅失住家 1世帯	=	全壊(全焼・流失)住家 1世帯
滅失住家 1世帯	=	半壊(半焼)住家 2世帯
滅失住家 1世帯	=	床上浸水、土砂のたい積により一時的に居住できない状態になった住家 3世帯
	※	床下浸水、一部損壊は換算しない

(2) 住家の損失等の認定

全壊、半壊等の認定は、災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日総審第118号)及び災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)による。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれを1住家として取り扱う。

**3.2 災害救助法の適用手続【統括班】**

災害救助法の適用手続は、以下のとおりである。

1 災害救助法の適用申請

市長は、災害救助法の適用基準に従い被害状況の把握を行い、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を申請する。

□災害救助法申請時の報告事項

- 災害発生時の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 法の適用を要請する理由
- 法の適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- その他必要な事項

## 2 緊急時の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助を待つことができないときは、その状況を直ちに県知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

資料 第1号様式 救助の特例申請様式

### 3.3 救助の種類と実施者

#### 1 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、以下に示すとおりである。

□災害救助法による救助の種類と実施者

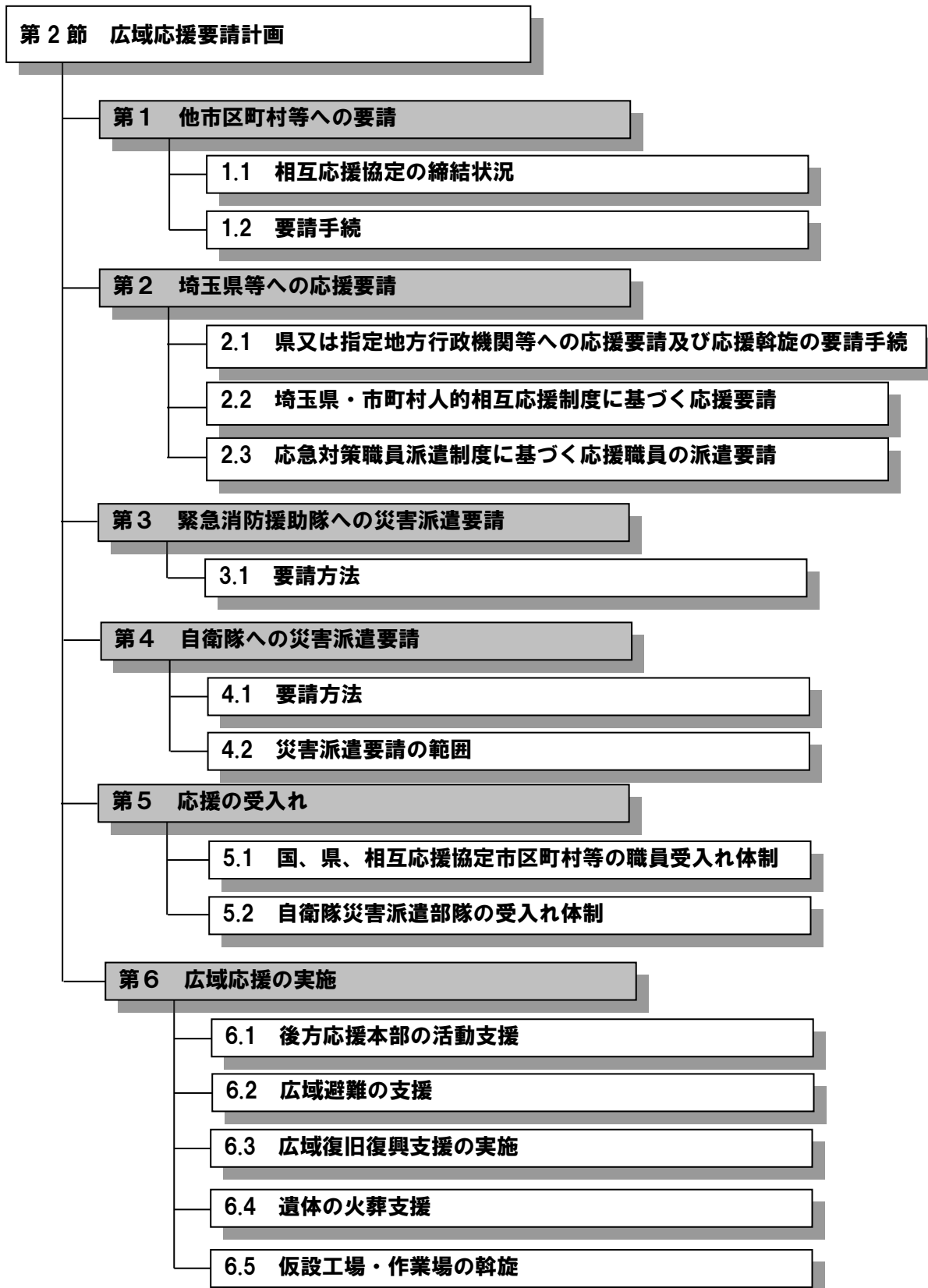
救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内(ただし、助産分べんした日から7日以内)	医療班派遣=県及び日本赤十字社県支部(ただし委任したときは市)
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅)20日以内に着工 (賃貸型応急住宅)速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定=市 設置=県(ただし委任したときは市)
被災した住宅の応急修理	3か月以内(災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

資料 2.44 災害救助法早見表

#### 2 救助体制

災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助するが、この場合における救助体制は、非常体制における災害対策本部体制とする。また、財政班は、財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、国に提出する。

## 第2節 広域応援要請計画





## 第1 他市区町村等への要請

市長は、災害に対し必要な応急措置を実施するため、必要に応じて協定締結市区町村に応援協力を求め、適切な応急活動を実施する。

### 1.1 相互応援協定の締結状況

災害時における他市区町村との相互応援については、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である、草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町及び群馬県みどり市、山梨県笛吹市と相互応援協定を締結している。

資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(埼玉県)

資料 1.7 足立区と八潮市の災害時における相互援助に関する協定

資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定

資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定

資料 1.11 災害時における相互応援に関する協定書

### 1.2 要請手続【統括班】

市長は、災害が発生し、以下に示すような事態が生じた場合において、支援が必要と認めるときは、統括班を窓口として、相互応援協定を締結した市区町村に協定書の定めるところにより応援を要請し、応急対策又は復旧対策を実施する。

#### □応援要請基準

- |   |
|---|
| ①被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断される<br>とき                               |
| ②市のみで実施するよりも他市区町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行<br>えると判断されるとき                       |
| ③夜間や暴風時で被害状況の把握が十分にできない状況下にあつて、職員との連絡が困難で<br>ある、又は被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき |

#### □協定防災関係各課連絡先

協定防災関係各課	電話	F A X
足立区 総合防災対策室 災害対策課	03-3880-5836	03-3880-5607
葛飾区 地域振興部 危機管理課	03-5654-8223	03-5698-1503
草加市 市長室 危機管理課	048-922-0614	048-922-6591
越谷市 危機管理室	048-963-9285	048-965-7809
三郷市 危機管理防災課	048-930-7832	048-952-6780
吉川市 市民生活部 危機管理課	048-982-9471	048-981-5392
松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681
群馬県みどり市 危機管理課	0277-76-0960	0277-76-2452
山梨県笛吹市 総務部防災危機管理課	055-262-4111	055-262-4115

## 第2 埼玉県等への応援要請

災害発生時において、市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断したときは、県災害対策本部へ応援を要請する。

### 2.1 県又は指定地方行政機関等への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】

市長が、知事又は指定地方行政機関の長等に応援又は応援の幹旋を求める場合は、統括班を窓口として、県(危機管理防災部災害対策課)に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、通信の途絶により知事に要請ができない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。

#### □要請時に明らかにする事項

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請の幹旋を求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他、参考となるべき事項	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市区町村の職員の派遣又は派遣の幹旋を求める場合	1 派遣又は派遣の幹旋を求める理由 2 派遣又は派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条、第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

#### □応援要請連絡先

埼玉県危機管理防災部	048-824-2111(代表)
埼玉県危機管理防災部災害対策課	048-830-8181
埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121 (代表)
埼玉県県土整備部河川砂防課	048-830-5120
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241

### 2.2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。  
 なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題解決のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

**【派遣対象業務】**

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体による等 ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	—	

※派遣期間は原則 8 日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

**2.3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請**

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の 2 つの目的により応援職員の短期派遣を行う。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として 1 対 1 で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第 1 段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第 1 段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第 2 段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第 1 段階支援の要請方法>

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第 2 段階支援の要請方法>

- ・第 1 段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第 2 段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、完結して災害対応業務を実施することがで

きないと判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

### 第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請

市及び埼玉県の消防力では対応できない災害に直面し、緊急消防援助隊の災害派遣要請が必要と判断した場合、市長は、県知事に災害派遣要請を依頼する。また、県知事に連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請する。

#### 3.1 要請方法【統括班】

災害派遣要請に関する事務手続は、県(危機管理防災部消防課)に次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

資料 第2号様式 緊急消防援助隊応援連絡要請

##### □要請時依頼事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の状況及び派遣を要請する理由</li> <li>○派遣を必要とする期間(予定)</li> <li>○派遣要請を行う消防隊の種別と人員</li> <li>○市への侵入経路及び集結場所(待機場所)</li> <li>○応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み</li> </ul> |
|--|

##### □要請連絡先

埼玉県危機管理防災部消防課	048-830-8171 (平日) 048-830-8111 (休日・夜間)
総務省消防庁	03-5253-7527 (夜間) 03-5253-7777

## 第4 自衛隊への災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、県災害対策本部を通じて、県知事に災害派遣を要請する。

### 4.1 要請方法【統括班】

災害派遣要請に関する事務手続は、県(危機管理防災部危機管理課)に次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。なお、防衛大臣又はその指定する者に通知した場合は、速やかにその旨を知事に通知する。

資料 第3号様式 自衛隊派遣要請書

#### □要請時依頼事項

○災害の状況及び派遣を要請する理由
○派遣を希望する期間
○派遣を希望する区域及び活動内容
○その他、参考となるべき事項

#### □要請連絡先

連絡先機関	電話
埼玉県危機管理防災部危機管理課（勤務時間内）	048-830-8131
埼玉県危機管理防災部 当直	048-830-8111
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241

### 4.2 災害派遣要請の範囲

#### 1 自衛隊派遣の3要件

自衛隊への災害派遣要請は、人命の救助を優先して行うもので、緊急性の原則、公共性の原則及び非代替性の原則を勘案して実施する。

##### (1) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

##### (2) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

##### (3) 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

## 2 自衛隊派遣の要請範囲

自衛隊派遣の要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

- ① 被害状況の把握  
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
- ② 避難の援助  
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- ③ 避難者等の捜索救助  
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
- ④ 水防活動  
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動  
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- ⑥ 道路又は水路の啓開  
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫  
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送  
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- ⑨ 炊飯及び給水  
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- ⑩ 物資の無償貸付又は譲与  
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- ⑪ 危険物の保安及び除去  
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- ⑫ その他  
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 第5 応援の受入れ

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。また、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮する。

### 5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班、人事班】

#### 1 受入れ体制

統括班と人事班は、以下の項目に対し、国、県、相互応援協定市区町村等の職員の受け入れに際して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

また、あらかじめ受入窓口を設置することで、国、県、相互応援協定市区町村等の職員を円滑に受け入れる。

#### □受入れ体制の整備項目

○応援の範囲、地区及び制約条件
○担当業務
○応援内容
○交通手段及び交通路の確保
○情報の収集・加工・分析・伝達・共有、連絡体制、情報伝達ルート、受け入れの窓口となる活動拠点施設の提供
○地図等地理情報の提供
○宿泊地の斡旋、食料・資機材の調達

#### □活動拠点施設の候補施設

施設名	所在地	連絡先
八潮メセナ3階	中央 1-10-1	048-998-2500

#### 2 派遣職員の身分、給与及び経費負担

派遣職員の身分、給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

### 5.2 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制【統括班、財政班】

#### 1 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

統括班は、市長の指示により自衛隊災害派遣部隊の受け入れに際し、以下の項目に留意し、体制を整える。

##### (1) 緊密な連絡体制

知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協



力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との重複の排除

統括班は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複することがないように最も効率的に作業を分担するように配慮する。

(3) 作業計画及び資材等の準備

統括班は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を得られるよう配慮する。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優位順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊と円滑かつ迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を統括班とする。

(5) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、次の施設等の準備をする。

□派遣部隊活動拠点候補地

候補地	所在地	連絡先
老人福祉センターすえひろ荘グラウンド	八條 665	048-936-9181

□派遣部隊受入れ準備項目

- ・ 本部事務室
- ・ 宿舍
- ・ 資機材置場(野外の適当な広さ)
- ・ 駐車場(車一台の基準は 3m×8m)
- ・ ヘリコプター臨時離着陸場(2方向に障害がない広場)

## 2 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、本市で負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- ① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く)損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、協議するものとする。

## **第6 広域応援の実施**

市内で被害が発生していない場合又は被害が軽微な場合、県と連携して被災地を支援する。

### **6.1 後方応援本部の活動支援【統括班】**

統括班は、県が被災地を支援するために設置した県後方応援本部の応援活動に協力する。

### **6.2 広域避難の支援【避難所班、統括班、環境衛生班】**

#### **1 避難所開設の公示及び避難者の収容**

避難所班は、統括班から指示を受けた場合、県外から広域避難者を受け入れるため、指定避難所を開設し、開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示する。

また、広域避難者を指定避難所に誘導して保護する。

#### **2 自主避難者への支援**

統括班は、市内に住居を確保した自主避難者に対しても支援に努める。

#### **3 がれき処理支援**

環境衛生班は、被災都県で発生したがれきの処理を支援する。

#### **4 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援**

環境衛生班は、被災都県で発生するし尿及びごみの処理を支援する。

### **6.3 広域復旧復興支援の実施【統括班】**

統括班は、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

### **6.4 遺体の火葬支援【帰宅困難者支援班】**

帰宅困難者支援班は、対応余力がある場合、県による埋・火葬の調整及び斡旋によって、他都県の火葬支援を実施する。

### **6.5 仮設工場・作業場の斡旋【物資班】**

物資班は、事業の継続を希望する他都県の被災者に対して市内の空き工場・作業場の情報を提供・斡旋に努める。

## 第3節 災害情報通信計画

### 第3節 災害情報通信計画

#### 第1 災害情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制の確立

1.1 総括的連絡網及び通信手段

1.2 情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制

1.3 被害調査の報告

1.4 情報総括責任者の選任

1.5 注意報・警報等の発表基準

1.6 異常な現象発見時の対応

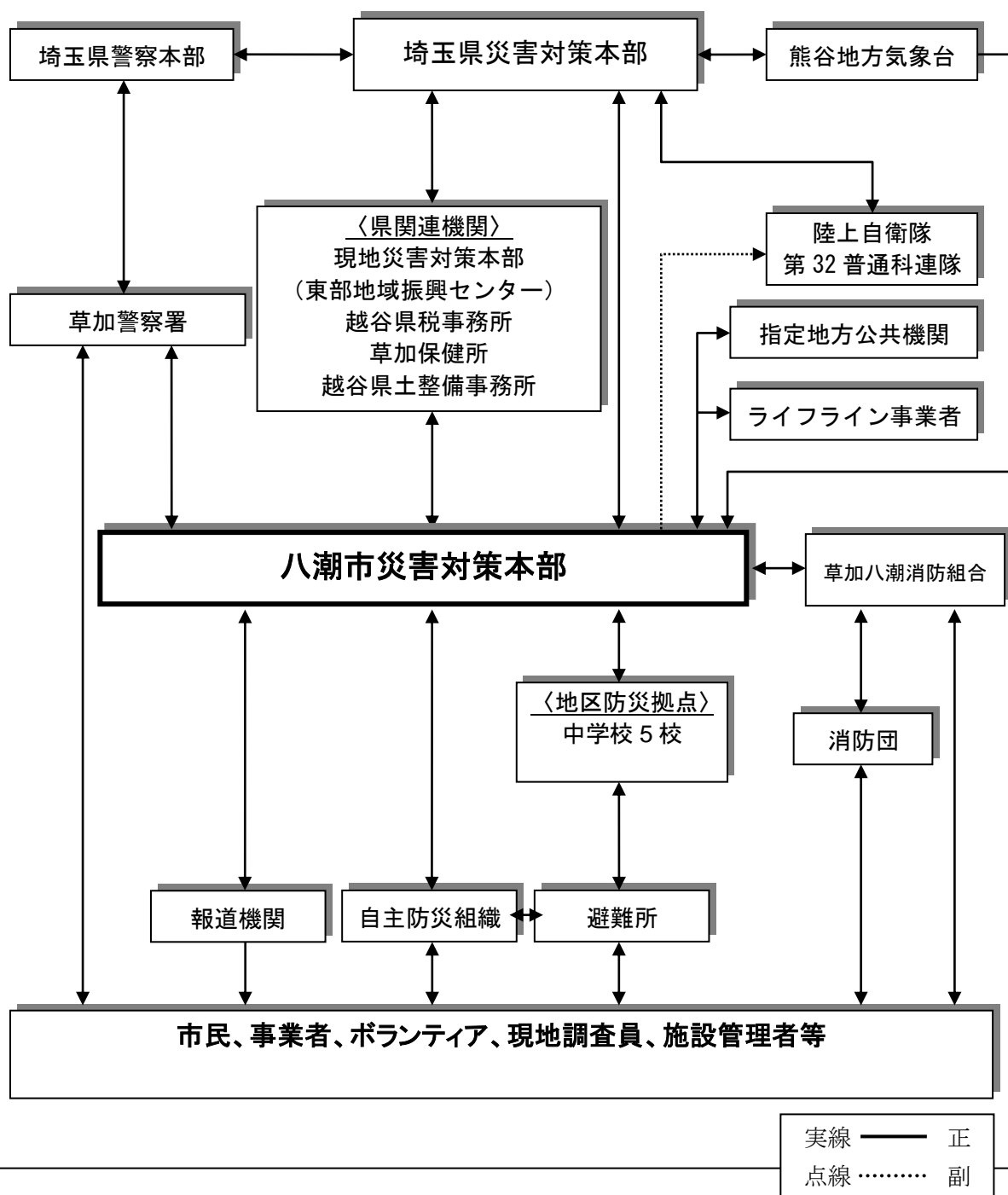
## 第1 災害情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制の確立

情報の収集・加工・分析・伝達・共有は、的確な応急対策活動を行う上で非常に重要である。市は、市内に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合には、速やかに情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制を確立し、必要な情報の収集し、加工・分析ののち取りまとめを行い、県に共有・伝達を行う。

### 1.1 総括的連絡網及び通信手段【統括班、情報班、広報班】

#### 1 総括的連絡網

災害時における総括的な情報連絡網は、以下のとおりとする。



## 2 通信手段の確保

災害時における電話回線の輻輳<sup>ふくそう</sup>、途絶等を考慮し、複数の通信手段を確保するとともに、それぞれの特性を活かし、有効かつ総合的に情報を収集・共有・伝達する。

### (1) 防災行政無線の確保・運用

統括班は、市民へ迅速に災害情報を周知するため、固定系防災行政無線を使用する。災害により防災行政無線が毀損した場合、統括班は速やかに修理を要請する。

資料 2.23 八潮市防災行政無線固定系子局

### (2) 本部における電話対応

災害対策本部においては、防災関係機関からの問合せや人命に係る通報等、様々な種類の情報が錯綜することから、情報班は、本部に対する電話を受理し、対応する班へ振り分ける(緊急を要しない問合せに対する対応は、「緊急を要しない情報等への対応」(P.146)を参照)。

### (3) 指定避難所等との通信手段

災害対策本部と指定避難所等との連絡は、電話や移動系防災行政無線等を使用する。また、回線が輻輳<sup>ふくそう</sup>し、あるいは途絶した場合、情報班は、各班の協力を得て、移動系防災行政無線を携帯した職員を指定避難所等に派遣する。

なお、災害救助法が適応された場合等は、避難者が利用する災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努める。

### (4) 県等との通信手段

災害対策本部と県との通信手段は、埼玉県災害オペレーション支援システム、電話及び県防災行政無線を使用して連絡する。

### (5) 防災関係機関との通信手段

災害対策本部と鉄道、電話、電気、ガス事業者等の防災関係機関との通信手段は、電話、県防災行政無線、消防無線等を使用して連絡する。

資料 2.22 埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

### (6) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設との通信手段

洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を所管する課は、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の情報伝達が必要であると判断した場合、電話、ファクス等により速やかに当該情報を提供する。

資料 2.24 洪水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

### (7) 市民・事業所等への広報

固定系防災行政無線及び広報車により広報する。

### (8) 非常通話及び緊急通話等の利用

通信途絶時の対処として、防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、56条の規定に基づき、東日本電信電話(株)埼玉事業部その他の通信事業者の協力のもと、非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用する。

(9) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

統括班は、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する。

① 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。

災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

② 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定める。災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

(10) 非常通信の利用

統括班は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができない又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を活用する。

□非常通信の運用方法

○非常通信文の内容

- ・人命の救助に関する事
- ・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関する事
- ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関する事
- ・電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関する事
- ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事
- ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事
- ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事
- ・遭難者救援に関する事
- ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事
- ・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関する事
- ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する事
- ・災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事
- ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

○非常無線通信文の要領

- ・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- ・かたかな又は通常の文書体で記入する。
- ・簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- ・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・余白に「非常」と記入する。

○非常通信の依頼先

- ・最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

○非常通信の取扱料

- ・原則として無料

○非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電話 03-6238-1776 (直通)

FAX 03-6238-1769

(11) 全ての通信が途絶した場合

全ての通信が途絶した場合の通信は、職員を派遣して行う。

**1.2 情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制【統括班、情報班、広報班、避難所班、道路班、要配慮者支援班】**

1 情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制及び収集すべき情報

(1) 発災前

統括班、道路班、情報班及び避難所班は、各防災関係機関からの通報の他、情報班、道路班、消防団員等による警戒活動を行うとともに、市民等との協力により、地域の危険箇所に関する情報を収集・加工・分析し、市長等に報告する。

□収集すべき情報(発災前)

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	主な担当班
①警報・注意報気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	統括班
②雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量データ ・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・各雨量観測実施機関 ・市、消防の雨量計	統括班
	・河川の水位、流量等の時間変化 ・市域の滞水の状況	随時	・気象庁キキクル(危険度分布) ・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・市、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織	統括班 道路班
③危険箇所等の情報の収集	・河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想される時期・箇所の状況 ・道路、街路樹、水路等の状況	異常の知覚後即時	・市、消防機関の警戒員 ・自主防災組織、市民	道路班
	・道路、街路樹、水路等の状況 ・民地の状況	異常の知覚後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、市民	情報班
④市民の動向	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等) ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織	避難所班

(2) 発災後

市は、草加八潮消防組合、草加警察署との緊密な連携のもと、市内の被害及び応急復旧状況等の状況を正確に把握するための情報収集・共有・伝達体制を速やかに確立し、情報収集・共有・伝達活動を実施する。

- ① 災害情報を得た班(者)は、班長へ報告し、報告を受けた班長は、収集した情報を速やかに取りまとめ、情報班及び担当本部員へ報告する。
- ② 担当本部員は、関係機関、情報連絡協力員(自主防災組織等)、各班から収集した災害情報を整理し、本部会議へ報告する。
- ③ 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等を判断し、活動すべき内容を決定する。担当本部員は、本部決定事項を各班の班長を通じて指示する。
- ④ 統括班、広報班は、草加八潮消防組合と連携し、避難情報等の必要な情報を、それぞれ防災行政無線、広報車等の手段によって市民に広報する。



□収集すべき情報(発災後)

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	主な担当班
①発災情報	・河川の氾濫状況(溢水、決壊箇所、時期等) ・浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・市域の浸水状況	発災状況の知覚後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設管理者等 ・自主防災組織、市民	道路班
	・発災による物的・人的被害に関する情報〔特に死者、負傷者等人的被害等に関する情報〕	発災状況の知覚後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設管理者等 ・自主防災組織、市民	情報班
	・公共交通施設の被災状況(道路、橋梁、鉄道)	被災後、被害状況が把握された後	・各施設管理者	情報班
	・工事現場等特に発災による被害が想定される区域の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・市、消防機関等の警戒員 ・工事業者 ・自主防災組織、市民	道路班
	・区画整理等進行中事業区域内における発災危険状況 ・浸水危険区域 ・冠水状況	被災後、被害状況が把握された後	・市、消防機関等の警戒員 ・工事業者 ・自主防災組織、市民	道路班
	・ライフラインの被災状況(電気、水道、ガス、電話通信施設等)	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	道路班
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等)	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織	避難所班

2 緊急を要しない情報等への対応

災害発生時は、多様な情報が発生するため、効率的に応急活動が行えるよう、緊急を要しない情報に対しては、以下のとおり対応する。

救助救出に直結しない情報等	対応策
(1)被災者の安否を確認する問合せ	・留守番電話で対応し、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(Web171)を活用するよう、録音テープを流す ・電話回線を絞込み統括班が電話に対応する
(2)ライフラインの復旧見通しの問合せ	・広報班がライフライン事業者に広報を要請する
(3)報道機関からの取材の申込み	・広報班が対応する ・災害発生直後は、取材活動の制限について協力を求める
(4)義援物資、ボランティアの申込み	・広報班、ボランティア支援班が報道機関を通じて、その取扱について情報を提供する
(5)直接庁舎へ来る被災者	・避難所班が対応し、指定避難所へ誘導する

1.3 情報の加工・分析

情報班は、協定締結団体等と連携し、市や防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、地図情報等に反映したのち、災害対応が必要となる地点の分析に努める。また、加工した情報については、各種情報システム及び情報通信設備等により関係機関で共有し、迅速な災害対応に活用する。

## 1.4 被害調査の報告【統括班、情報班】

### 1 報告すべき災害

統括班は、市内において以下に示すような災害が発生し、被害が生じた場合、その被害状況等について、県に報告する。県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

報告すべき災害は、以下のとおりである。

#### □報告すべき災害

- ①市内において、大雨等により人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水)被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- ②災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③県又は市が災害対策本部を設置したもの
- ④災害が2都県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ⑤災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑥災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～⑤の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑦その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

#### (1) 報告の要領

各班は、それぞれが担当する業務において収集した被災情報を情報班に報告する。報告を受けた情報班は、情報を集計・整理し、担当本部員及び統括班に報告する。

統括班は、速やかに埼玉県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はファクス等)で県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、被害速報及び確定報告に区分して報告する。

#### (2) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害、人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告する。

#### □被害速報の種類

発生速報	被害の発生直後に埼玉県災害オペレーション支援システムで報告する。埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合はファクス等で報告する。
経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに埼玉県災害オペレーション支援システムで報告する。埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、ファクス等で報告する。

(3) 確定報告

防災情報システムにより、自動集計された被害情報の確認・訂正等を行い、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

資料 第4号様式 被害の報告

2 報告先

(1) 被害速報及び確定報告の報告先

報告先		手段	番号	
勤務時間内	県災害対策課	一般加入電話	電話	048-830-8181(直通)
		地上系防災行政無線(防災専用)	電話	200-951(消防課)
		地上系防災行政無線(庁内電話)	電話	200-6-8181
		衛星系防災行政無線	電話	200-951(消防課)
勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)
		地上系防災行政無線(防災専用)	電話	200-951
		地上系防災行政無線(庁内電話)	電話	200-6-8111
		衛星系防災行政無線	電話	200-951

(2) 消防庁への報告先

報告先		平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
一般加入電話	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線発信特番(市庁舎は58、消防本部は88)を示す。

3 報告の留意事項

(1) 報告の留意事項

市が、県等の防災関係機関に被害状況等を報告する際の留意点を以下に示す。

□報告の留意事項

- 人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要性の高い情報は、他の情報に優先して収集・加工・分析・伝達・共有する
- 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等の無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る
- 発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく
- 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する

- 被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する
- 外国人の被害情報について、埼玉県災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する

(2) 被害の判定

被害の判定基準については、「災害の被害認定基準の統一について」及び「災害の被害認定基準」の定めるところにより判定する。

資料 第4号様式 被害の報告  
資料 第4 災害の被害認定基準

## 1.5 情報総括責任者の選任【情報班】

災害情報の収集・加工・分析・総括、伝達及び共有に係る責任者を以下のとおりとする。なお、選任の結果を現地災害対策本部又は越谷県税事務所に伝達する。

□情報総括責任者

区 分	報告責任者
総括責任者	正：情報班 本部員 副：情報班 班長

## 1.6 注意報・警報等の発表基準

### 1 気象業務法に基づく注意報、警報、特別警報等

熊谷地方气象台は、埼玉県の地域内において、災害の発生するおそれがある場合には「注意報」を、重大な災害の発生するおそれがあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の危険性が著しく高まっているときには「特別警報」を、「注意報」、「警報」、「特別警報」等の内容を補完するための気象情報等を発表し関係機関に通知する。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

その種類及び八潮市における発表基準等は、次のとおりである。

□種類及び発表基準

八潮市	府県予報区		埼玉県		発表官署	熊谷地方気象台	
	一次細分区域		南部				
	市町村等をまとめた地域		南東部				
発表	災害	基準項目	基準				
特別 警報	大雨	雨量基準	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合			48時間雨量 377mm 3時間雨量 138mm	
		土壌雨量指数基準				250	
	暴風	(台風) (温帯低気圧)	中心気圧、風速	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
			風速				
	暴風雪		風速	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
大雪		降雪の深さ	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18			
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—			
	洪水		流域雨量指数基準 複合基準* (表面雨量指数, 流域雨量指数)	中川 = (12, 17.1)			
			指定河川洪水予報による基準	中川 [吉川]、綾瀬川(谷古宇区間) [谷古宇]、江戸川 [野田]、荒川 [岩淵水門 (上)]			
	暴風		平均風速	20m/s			
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う			
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm			
	波浪		有義波高				
	高潮		潮位				
	注意報	大雨		表面雨量指数基準	13		
			土壌雨量指数基準	117			
洪水			流域雨量指数基準 複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	中川流域 = (10, 15.4)、綾瀬川流域 = (6, 15.3)			
			指定河川洪水予報による基準	中川 [吉川]、綾瀬川(谷古宇区間) [谷古宇]			
強風			平均風速	11m/s			
風雪			平均風速	11m/s 雪を伴う			
大雪			降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm			
波浪			有義波高				
高潮			潮位				
雷			落雷等で被害が予想される場合				
融雪							
濃霧			視程	100m			
乾燥			最小湿度 25% 実効湿度 55%				
なだれ							
低温			夏期：低温のため農作物に著しい被害が想定される場合 冬期：最低気温 -6℃*以下				
霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下					
着氷・着雪		著しい着氷(雪)で被害が予想される場合					
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	※100mm				

※冬期の気温は、熊谷地方気象台の値

※埼玉県水防計画(R5)、熊谷地方気象台「警報・注意報発表基準一覧表」(R3.6.8現在)より

※記録的短時間大雨情報の基準は、1時間雨量が100mmかつ、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合

□キキクル（大雨警報洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報 （浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報 の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情

	報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
--	--

- ・ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

- ・ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

- ・ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

## 2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水位到達情報、水防警報

### （1）指定河川の洪水予報

洪水予報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁が、又は水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、埼玉県知事と気象庁が共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を定め、水位等を示し、洪水によって大きな損害が生ずるおそれのある場合には、その旨を警告して行う予想の発表であり、水防活動に指針を与え、その活動が迅速かつ適期に行われるようにするものである。

□種類及び発表基準

種類	標題	解説
注意報	〇〇川氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇川の洪水予報基準観測所で水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき</li> <li>・ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
警報	〇〇川氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇川の洪水予報基準観測所で水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位上昇の可能性が無くなった場合を除く）</li> <li>・高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> </ul>
	〇〇川氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇川の洪水予報基準観測所で水位が氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</li> <li>・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> </ul>
	〇〇川氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇川の洪水予報基準観測所で氾濫が発生、継続しているときに発表される。</li> <li>・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>

□洪水予報を行う河川

河川名	区 域	発表者
利根川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで	国土交通省と気象庁
	右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から江戸川分派点まで	
江戸川	左岸 利根川からの分派点から海(旧川を除く)まで 右岸 利根川からの分派点から海(旧川を除く)まで	
中川	左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 の 1 地先から東京都葛飾区高砂 2 丁目 55 の 3 地先まで	
	右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 の 1 地先から東京都葛飾区青戸 2 丁目 623 の 1 地先まで	



綾瀬川	左岸 埼玉県越谷市大字蒲生字西浦 3793 の 3 地先から東京都足立区神明 1 丁目 30 の 1 地先まで 右岸 埼玉県草加市金明町字中取出し 1362 の 7 地先から東京都足立区南花畑 3 丁目 23 の 1 地先まで	
荒川	左岸 埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から海(旧川を除く)まで 右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から海(旧川を除く)まで	
芝川	左岸 さいたま市緑区大字大間木字八町 2338 番地の 1 地先八丁橋下流から川口市上青木 2 丁目地内 新芝川分派点まで 東京都足立区鹿浜 2 丁目地内 新芝川合流点から川口市領家 5 丁目地内 荒川合流点まで 右岸 さいたま市緑区大字大間木字八町 1884 番地の 1 地先八丁橋下流から川口市大字辻地内 新芝川分派点まで 川口市領家 5 丁目地内 新芝川合流点から川口市領家 5 丁目地内 荒川合流点まで	埼玉県と 気象庁
新芝川	左岸 川口市上青木 2 丁目地内 芝川分派点から東京都足立区鹿浜 2 丁目地内 芝川合流点まで 右岸 川口市大字辻地内 芝川分派点から川口市領家 5 丁目地内 芝川合流点まで	

(2) 河川における水位到達情報

水位到達情報は、水防法第13条第2項に基づき埼玉県知事が行い、洪水予報河川以外の河川で、市民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市長が行う避難情報発令の目安となるものである。

□水位到達情報通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
元荒川	三野宮	越谷市 三野宮	A. P. 6. 15m	A. P. 6. 55m	—	A. P. 6. 80m

※埼玉県水防計画(R5)より

(3) 水防警報

水防警報は、水防法第16条第1項又は第3項に基づき国土交通大臣又は埼玉県知事が行う。洪水予報が行われるときはその予報に基づき、予報が行われないか又は予報を待つ暇がないときは自らの判断により、水防を行う必要がある旨を警告して行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

**1.7 異常な現象発見時の対応【統括班】**

1 異常な現象発見時の対応

災害対策基本法第 54 条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、統括班を窓口として気象庁その他の関係機関に通報を行う。気象庁に通報を行う現象は、以下に示すとおりである。

□気象庁に通報を行う事項

- |   |
|---|
| (1) 気象に関する事項<br>著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強いひょう等 |
| (2) 火山関係<br>噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象          |
| (3) 地震関係<br>数日間にわたり頻繁に感ずるような地震          |

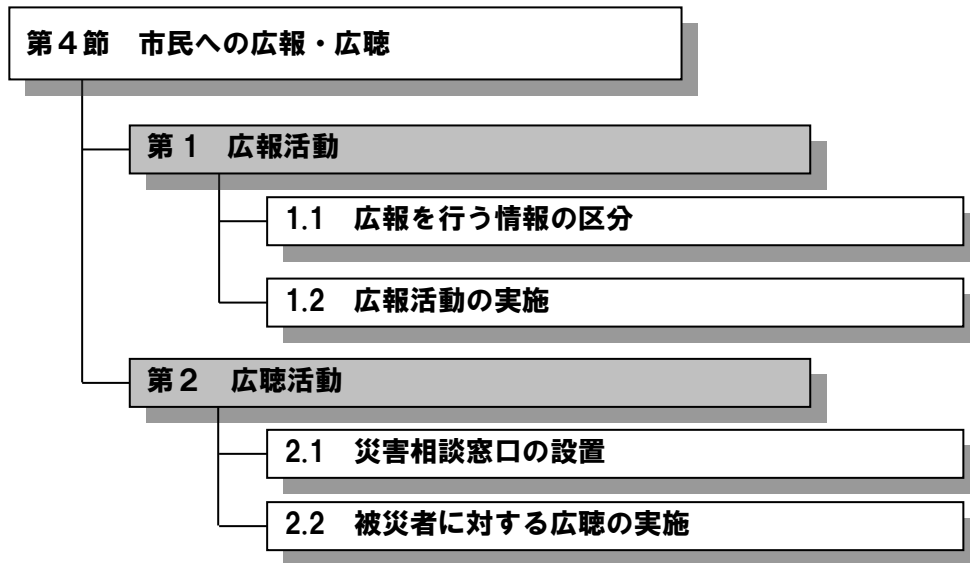
2 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台に通報を行う。

□熊谷地方気象台の連絡先

報告先	番号	
観測予報担当	048-521-0058	(8 : 30～17 : 15)
防災担当	048-521-5858	
庶務・広報担当	048-521-7911	

## 第4節 市民への広報・広聴



## 第1 広報活動

災害発生時に、被災市民や近隣住民等が適切な行動をとれるよう、災害や生活に関する正確な情報を提供することから、市は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

### 1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、草加八潮消防組合、防災関係機関】

#### 1 実施機関と広報内容

広報を実施する機関ごとに広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、草加八潮消防組合、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。

#### □広報の実施機関と内容

機関名	広報・報道内容
【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報(発災前)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報(気象予警報等)</li> <li>・ 河川情報(洪水予報、水防警報等)</li> <li>・ 避難情報(高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保(警戒レベル5)警戒区域、避難の心得、指定避難所等の位置、経路等)</li> <li>・ 要配慮者に向けた広報</li> <li>・ その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項</li> </ul>
	人命の安全に係る広報(発災後)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水地域の情報</li> <li>・ 医療救護所開設状況</li> <li>・ 二次災害危険情報</li> <li>・ 道路、橋梁等土木施設情報(被害、復旧状況)</li> <li>・ その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項</li> </ul>
	安心に係る広報
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置又は閉鎖</li> <li>・ 被害情報(死傷者、建物被害等)</li> <li>・ 個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイル、Facebook)の災害用伝言板)</li> <li>・ その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項</li> </ul>
	生活に係る広報
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気、水道、ガス等ライフラインの状況(被害状況、注意事項)</li> <li>・ 給食、給水実施状況(給水日時、場所、量、対象者)</li> <li>・ 医療、生活必需品の供給状況(供給日時、場所、種類、量、対象者)</li> <li>・ 交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等)</li> <li>・ 防疫状況と注意事項</li> <li>・ 指定避難所の収容者名</li> <li>・ 救援物資の種類、配布場所</li> <li>・ 住宅診断の実施</li> <li>・ 仮設トイレ、風呂の設置状況</li> <li>・ し尿、ごみ処理情報</li> <li>・ 罹災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報</li> <li>・ その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項</li> </ul>
	その他の広報
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアの募集</li> <li>・ 必要な救援物資の募集(種類、送付先、送付方法等)</li> <li>・ 義援金の募集(送付先、送付方法等)</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>
【草加八潮消防組合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難情報(高齢者等避難・避難指示、警戒区域、指定避難所等の位置、経路等)</li> <li>・ その他消防活動に必要な事項</li> </ul>
【防災関係機関】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動体制に関する事</li> <li>・ 電気、ガス、危険物流出等の二次災害に関する事</li> <li>・ 所管業務の被害状況、復旧状況に関する事</li> <li>・ その他各関係機関の活動に必要な事項</li> </ul>

## 1.2 広報活動の実施【統括班、広報班、要配慮者支援班、草加八潮消防組合】

### 1 広報の実施

統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、住民に対して固定系防災行政無線や広報車等により広報を行う。

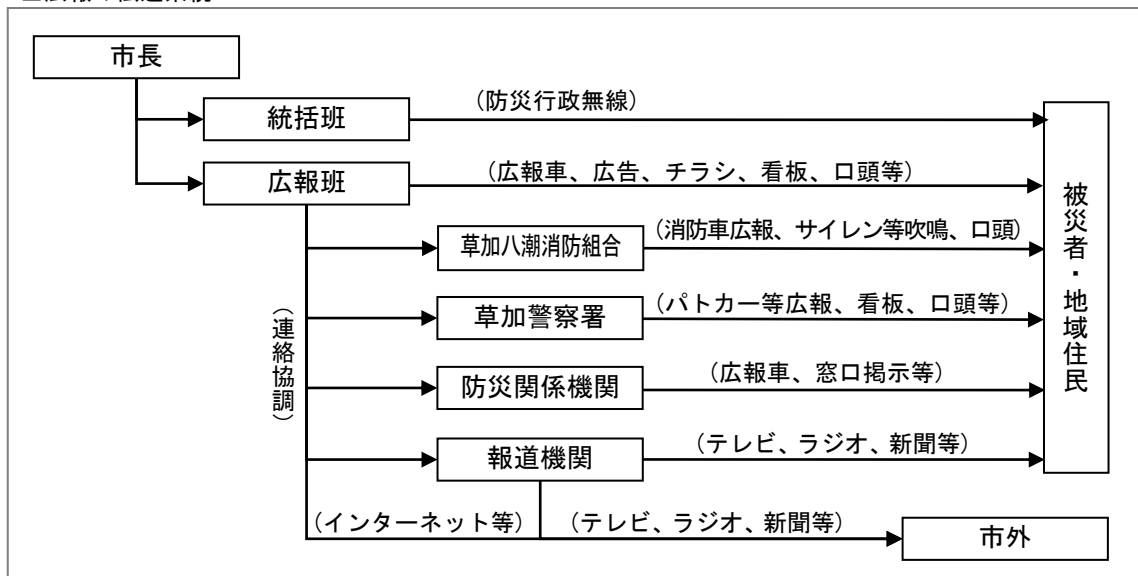
また、必要に応じて職員による現場での指示やチラシ、広告等の現地配布・掲示を行うとともに、自主防災組織や避難所運営組織の協力を得ながら行う。

広報手段(媒体)の選定は、災害対策本部から特に指示された場合を除き、状況を判断して適切なものを選定する。

### 2 広報の伝達系統

統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、以下の伝達系統で広報を行う。

□ 広報の伝達系統



### 3 要配慮者に対する広報

広報班は、要配慮者支援班と協力して、聴覚・視覚障がい者、知的障がい者、外国人等の要配慮者に対して適切に情報が伝達されるよう、以下に示す方法で情報の提供を行う。

□ 要配慮者に対する広報

- 文字放送テレビ、ファクス、携帯メール等による情報提供
- 自主防災組織との連携による情報提供
- 手話通訳者の派遣による情報提供
- 民生・児童委員、ホームヘルパー、ボランティアの活用による情報提供
- 視覚障がい者に対する音声による情報提供
- 要配慮者の相談窓口の設置

□外国人に対する広報

- テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用した外国語による情報提供
- チラシ、情報紙等の発行による情報の提供
- 外国人専用の相談窓口の設置
- 外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保

#### 4 帰宅困難者に対する広報

発災時刻によっては、都内に通勤・通学等している市民が取り残され、市内には、市外からの通勤・通学者等が取り残されることが予想される。そのため、広報班は、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web)171、携帯電話4社(NTTドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイル)の災害用伝言板、Facebook等を利用した安否確認の促進について、県及び鉄道事業者等と協力して広報を行うとともに、テレビ、ラジオ局等の報道機関に対して放送を要請し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等の広報を行う。

また、県では埼玉県危機管理・災害情報ブログによる情報提供を行っていることから、市民へその旨の周知を行う。

#### 5 報道機関の活用

広報班は、必要に応じて地域の報道機関を活用する。

## 第2 広聴活動

総合的な相談・情報提供の窓口等を設置し、被災者等の要望や苦情等の広聴活動を行い、被災者や市民の要望に適切に対応する。

### 2.1 災害相談窓口の設置【広報班、帰宅困難者支援班、避難所班】

#### 1 災害相談窓口の設置

大規模な災害が発生したとき、又は市長の指示があったときは、広報班は、市庁舎や指定避難所など、災害の規模に応じた災害相談窓口を開設する。帰宅困難者支援班は、避難者支援対応の一環として、これに加わる。

また、指定避難所が多数の場合は、避難所班と協力し、自動車等による巡回相談の形式をとる。

#### 2 災害相談窓口の業務

災害相談窓口では、概ね次のような業務を行う。

##### (1) 行方不明者等の安否情報に関する相談

広報班は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関等と連携し、被災者の安否に関する情報を収集し、行方不明者等に関する相談に対応する。

##### (2) 医療、保健、福祉、住宅、法律等、専門分野に関する相談

広報班は、医療、保健(精神保健含む)、福祉、住宅、法律等に関する相談を関係機関や各班と連携して対応する。

##### (3) 交通、ライフライン情報に関する相談

広報班は、交通、ライフライン情報に関する相談を、鉄道、バス等の公共交通機関や電気、水道、ガス等のライフライン事業者と連携して対応する。

##### (4) 各種手続の総合窓口

広報班は、見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配布・受付等の手続及び相談を一元的に処理するため、関係課等と連携する。

#### 3 県・関係機関・専門家等との協力体制の確立

相談内容に的確に対応するためには、国及び県の担当部局と連携し、ボランティアや専門家等を派遣してもらえるようにすることが必要である。

また、弁護士、専門的な知識・資格を有した者、各ライフライン関係者等と連携し、相談窓口を開設できるような体制をとる。

資料 1.40 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書(埼玉司法書士会)

資料 1.42 災害時における被災者支援に関する協定書(埼玉県行政書士会)

## **2.2 被災者に対する広聴の実施【広報班、避難所班】**

### 1 被災者に対する個別聴取又はアンケート調査の実施

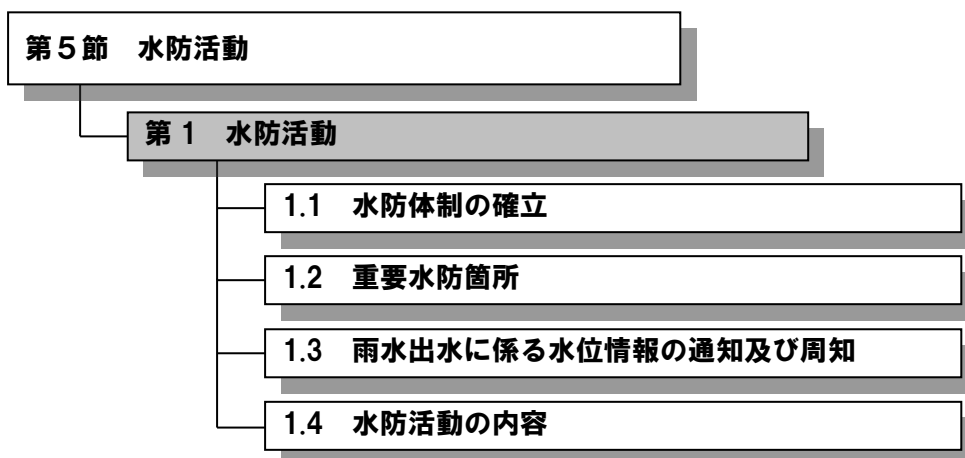
広報班は、市内の被害状況に応じて、個別聴取又はアンケート調査を実施するために要員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等を定期的に収集する。

また、個別聴取に際して、指定避難所の収容者に関しては、避難所班と協力して、全般の応急対策の効果を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図る。

必要に応じて県へ広聴活動の協力を要請する。



## 第5節 水防活動



## 第1 水防活動

市は、気象状況等から浸水被害等の発生が予想される場合、区域内の洪水による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減し公共の安全を図るために水防活動を実施する。

### 1.1 水防体制の確立【道路班】

道路班は、水防法に基づき、区域内において浸水被害等のおそれがある場合、水防に関する活動体制を編成する。

また、市長は、堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想され、緊急の必要があるときは、消防団の出動を要請するとともに、県を通じ、警察官の出動要請、自衛隊の派遣要請を行う。

### 1.2 重要水防箇所

重要水防箇所とは、洪水時に破堤等の危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所や施設等を示すものである。市域に係る重要水防箇所は、資料 2.52「重要水防箇所」、重要水防箇所の重要度の種別、階級における評定基準は、資料 2.54「重要度の判定基準」とおりである。

資料 2.52 重要水防箇所  
資料 2.54 重要度の判定基準

### 1.3 雨水出水に係る水位情報の通知及び周知【道路班、統括班、広報班】

道路班は、排水施設等の水位の状況を把握する。

なお、排水施設等の水位が設定した雨水出水特別警戒水位に達した場合、市長に通知するとともに、統括班や広報班が市民に周知する。なお、市民に周知する際は、報道機関への要請も検討する。

### 1.4 水防活動の内容【道路班、統括班】

水防に関する活動は、県水防計画に定めるものの他、以下のとおりである。

#### 1 監視、警戒活動

道路班は、台風又は集中豪雨等により災害が発生するおそれのある場合は、水位等の監視、警戒活動を行う。

#### 2 関係機関への通知

道路班は、監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認められる箇所があるときは、その管理者に通報し、必要な措置を求める。

#### □通報連絡先

江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757
	中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634
越谷県土整備事務所		048-964-5221

#### 3 避難の指示・誘導

水位等の監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認めるときは、「避難情報」(P. 176)の定めるところにより、市民に避難の指示をする。

#### 4 水防作業の実施

##### (1) 排水施設による水防作業

道路班は、台風又は集中豪雨等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し又は発生するおそれのある場合は、被害の拡大を防止するため、排水施設による排水作業を行う。なお、災害の規模に応じて関係業者に協力を要請し、人員、資機材の確保に努める。

資料 2.49 市内排水機場・排水施設一覧  
資料 2.52 重要水防箇所

##### (2) 積み土のう等による水防作業

道路班は、台風又は集中豪雨等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の管理者と協力して、有効な工法による水防作業を実施する(積み土のう、シート張り、マンホール噴出防止、ビル浸水防止等)。

資料 2.50 埼玉県越谷県土整備事務所応急資材及び運搬具  
資料 2.51 八潮市水防倉庫備蓄器具資材一覧

##### (3) 水門及び排水機場の応急復旧

道路班は、水門及び排水機の破損、故障、停電等により、運転が不能になることが想定されるため、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

#### 5 水防用資機材の調達

道路班は、保持する資機材が不足した場合、又は特殊な資機材を要する場合、関係業者に要請し、確保調達に努める。

#### 6 警戒区域内の安全確保

市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限し、又は当該区域からの退去を命じ(災害対策基本法第 63 条)、警戒区域内の市民の安全を確保する。

また、やむを得ない必要があるときは、区域内の居住者又は現場内にいる者を水防作業に従事させることができる(水防法第 24 条)。

#### 7 通報

水防管理者又は消防機関の長は、堤防の決壊など異常を発見した場合、直ちにその旨を越谷県土整備事務所長、江戸川河川事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に対して通報する。

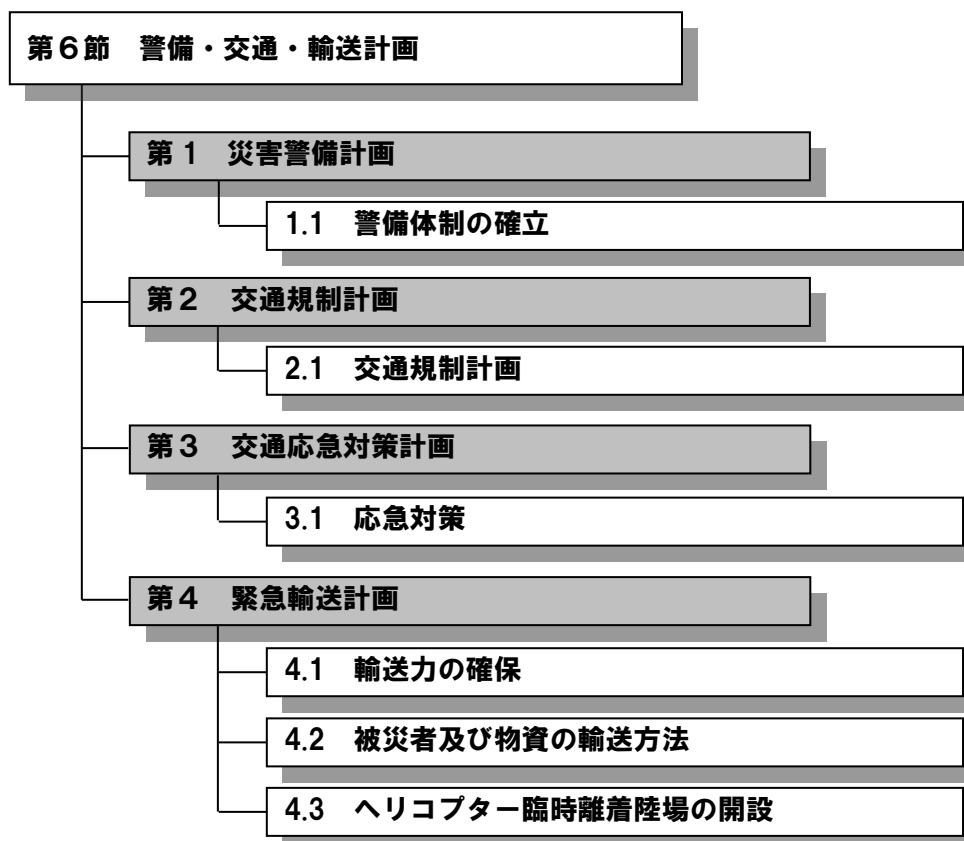
また、通報の連絡は、「総括的連絡網及び通信手段」(P. 141)によることを基本とする。

堤防の状況については、水防管理者が関係する水防管理者や河川管理者に連絡する。

##### □通報連絡先

江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757
	中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634
越谷県土整備事務所		048-964-5221

## 第6節 警備・交通・輸送計画



## 第1 災害警備計画

市域に災害が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産の保護等、公共の安全と秩序維持に必要な諸対策の実施に関して、警察の協力の下、治安の万全を期する。

### 1.1 警備体制の確立【統括班】

#### 1 警備実施の要請

統括班は、災害時の治安維持のため、県を通じ、県警察本部へ警備活動の要請を行う。

#### 2 災害警備の実施

災害警備は、国、県、警察、消防機関、その他の関係機関が緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行う。

- ① 情報の収集・共有・伝達及び広報
- ② 警告及び避難誘導
- ③ 人命の救助及び負傷者の救護
- ④ 交通秩序の維持
- ⑤ 犯罪の予防検挙
- ⑥ 行方不明者の捜索、検視及び死体の調査
- ⑦ 漂流物等の処理
- ⑧ その他治安維持に必要な措置

## 第2 交通規制計画

災害時における緊急交通路確保のための通行制限、禁止措置を定め、緊急時に対応する。

### 2.1 交通規制計画【統括班、道路班、広報班、道路管理者】

#### 1 交通規制の役割

災害により被害を受けた状況から安全な交通確保や渋滞緩和を目的とした交通規制の実施に係るそれぞれの役割は次のとおり。

実施機関	対象法令	実施内容
埼玉県公安委員会	道路交通法第4条	県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
	災害対策基本法第76条	区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。
警察署長	道路交通法第5条	管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。 ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行う。
警察官	道路交通法第6条第2項及び第3項	車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限する。 警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずる。 警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をする。
	道路交通法第6条第4項	災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。 警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。

実施機関	対象法令	実施内容
道路管理者	道路法第46条第1項	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

## 2 警戒区域内の道路における交通規制

市内において警戒区域が設定された場合(「警戒区域内の安全確保」(P. 164)参照)、道路班は、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域内の道路封鎖を行う。

## 3 交通規制の実施

道路班は、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行禁止又は制限を実施する。

資料 2.45 車両通行止め標示

## 4 広域交通規制に関する連絡

道路班は、交通規制を実施する場合、草加警察署等に規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を相互に連絡を取り合い確認する。また、連絡するいとまがなかった場合は、速やかに草加警察署等に通知する。

## 5 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

道路班は、災害対策基本法第76条の6に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に車両の移動等を命令する。また、運転者不在等の場合、車両の移動させることができる。

また、やむを得ない必要がある時、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

## 6 交通規制の報告

統括班は、交通規制の実施状況を収集・共有し、県に伝達する。

## 7 交通規制の広報

統括班及び広報班は、交通規制を実施した場合、交通規制の実施内容を、関係道路の主要交差点へ標示し、関係機関へ連絡する。

また、速やかに市民に広報を実施するとともに、緊急車両等の通行や交通緩和に協力を要請する。

## 8 大地震や直下型地震発生時の交通規制

第1次交通規制・第2次交通規制として、警察署長及び高速隊長があらかじめ指定している道路（緊急交通路）を確保し、交通規制の上、料金所等に交通検問所を設置し、緊急通行車両等の確認並びに確認証明書及び確認標章の交付を実施することとなっている。

## 9 交通規制の解除

道路班は、交通規制を解除する場合、草加警察署等に規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を相互に連絡を取り合い確認する。また、連絡するいとまがなかった場合は、速やかに草加警察署等に通知する。



### 第3 交通応急対策計画

災害時、通行できない道路の復旧、補強並びに付け替え等の緊急交通対策を講ずることにより通行の確保を図る。

#### 3.1 応急対策【道路班、広報班】

##### 1 作業実施者

道路班は、道路上の障害物を取り除き、応急復旧を図る。

また、人員が不足する場合は、建設業者及び八潮市造園協会との連携を図り、協力を要請する。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

##### 2 道路被害情報の把握

道路班は、県及び関係機関と協力して道路の被害状況を把握する。特に災害発生直後においては、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定している道路の被害状況から優先して確認する。調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県に報告する。

##### □道路被害状況の把握方法等

道路被害状況の把握方法等	実施機関
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する	県(応急復旧部、農林対策部)
行政区域内の緊急輸送道路等の被害状況、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する	道路班
所管の緊急輸送道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡を取り合うものとする	国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路指定予定路線等の被害状況を迅速に把握し、県(応急復旧部)に報告する	県(警察本部)
協会に加盟している建設事業者は、各道路管理者が行う緊急輸送道路の被害状況調査の支援を行うものとする	(一社)埼玉県建設業協会

##### 3 応急用資材の確保

道路班は、道路施設の応急復旧に必要な資材の調達を行う。

##### 4 道路施設の応急対策方法

###### (1) 応急対策の実施

道路班は、道路の損壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に通行が確保できる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、障害物の除去等、必要な措置を講じ交通を確保する。

危険な路線、区間については、警察署長に通報の上、交通規制の措置を実施する。

(2) 応急対策の比較的長期化

道路班は、応急対策が比較的長期の時間を要する場合、被害箇所の上記応急対策を行うとともに、付近に適当な場所を選定し、一時的に代替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

(3) 交通途絶状態の地域に対する措置

道路施設の被害が広範囲で代替道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合、該当地域の道路交通の最も効果的で、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、集中的応急対策を実施する。

(4) 橋梁の復旧

被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。

## 5 応急復旧の広報

広報班は、応急復旧等に関する情報伝達窓口を設置し、問合せ等に対する的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて広報する。

## 第4 緊急輸送計画

災害時における被災者、災害救助従事者、災害対策用資機材及び救援物資の緊急輸送体制を速やかに確立する。

### 4.1 輸送力の確保【財政班、統括班】

#### 1 輸送に関する計画

各班及び関係機関が応急対策を実施するため車両等が必要となる場合は、調達可能な車両等を確保し、管理を行う。

ただし、必要となる車両等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合、財政班は、市内の輸送業者に対し協力を要請し、輸送力を確保する。

なお、埼玉県トラック協会草加支部に協力を要請する場合は、緊急輸送業務に関する協定に基づき、「緊急輸送業務要請書」により行う。文書による要請ができない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付する。

資料 1.14 緊急時における輸送業務に関する協定書(一般社団法人埼玉県トラック協会草加支部)  
資料 第7号様式 緊急輸送業務要請書

市保有車両は、以下のとおりとする。

#### □市保有車両(R1.6.1)

予定数	103台(リース車含)
-----	-------------

#### 2 県への斡旋要請

市保有車両及び市内輸送業者の車両等を調達してなお不足が生じる場合、統括班は、県に対して次の機関から調達の斡旋、又は人員及び物資の輸送を要請する。

- ① 県
- ② 埼玉県タクシー協会
- ③ 埼玉県バス協会
- ④ 埼玉県トラック協会
- ⑤ 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部
- ⑥ 首都圏新都市鉄道(株)(つくばエクスプレス)

#### 3 燃料の調達

財政班は、市内の石油類販売業者に対して供給を要請し、公用車両等に必要な燃料の調達を行う。

資料 1.26 災害時における燃料油の確保等に関する協定書(三愛石油株式会社)  
資料 1.51 災害時におけるLPガスの優先供給等の協力に関する協定書  
(一般社団法人埼玉県LPガス協会南東武支部)

## 4.2 被災者及び物資の輸送方法【物資班、道路班】

災害時の応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送については、次の方法による。

### 1 輸送対象

災害の各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

#### □災害の状況と輸送対象の区分

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
①救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ② 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品 ③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に必要な人員及び物資

### 2 通行禁止及び制限

「交通規制計画」(P. 167)を参照。

### 3 緊急輸送車両標章及び証明書の交付

物資班その他緊急輸送車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるとともに、標章及び証明書の交付を受け、標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。

資料 2.46 緊急通行車両標章  
資料 第8号様式 緊急通行車両

### 4 車両以外の輸送手段

道路、橋梁等の損壊のため車両による輸送ができない場合及び著しく緊急性を要する場合、道路班は、被災地域の状況等に応じ、関係機関等と協力して、車両以外の輸送手段を確保する。  
 なお、各機関への要請については、「広域応援要請計画」(P. 129)に定めるとおりとする。

### 5 物資の集積拠点

食料及び生活必需品の集積拠点は、次表のとおりである。

#### □物資集積拠点

集積拠点	所在地	連絡先
ゆまにて1階	南川崎 523	048-996-0123
鶴ヶ曾根体育館 (エイトアリーナ)	鶴ヶ曾根 1535-1	048-999-7011

### 4.3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設【道路班】

ヘリコプター臨時離着陸場の開設は、県災害対策本部の指示により行い応急時に対応する。

#### 1 開設の決定

道路班は、埼玉県の要請を受けた災害対策本部からの指示により、ヘリコプター離着陸場を開設する。

#### □ヘリコプター臨時離着陸場

臨時離着陸場	所在地
大瀬運動公園	大瀬 1305
防災ヘリポート(常設)	八條 2338-1
下河原運動広場	鶴ヶ曽根 2214

資料 2.19 ヘリコプター臨時離着陸場

#### 2 開設の要件

市が開設するヘリコプター離着陸場の開設要件は、次のとおりである。

##### (1) 地表面

- ① 舗装された場所が最も望ましい。
- ② グラウンド等の場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、乾燥している時は、十分に散水をする。
- ③ 草地の場合は、硬質、低草地であること。

資料 2.20 ヘリコプター離着陸(発着)場基準及び標示要領

##### (2) 着陸点

着陸点には直径 4m以上の円を石灰で明瞭に標示し、中央にHと記す。また、周囲の状況に応じて、次の基準によらずパイロットに知らせるあらゆる手段を利用する。

資料 2.21 着陸点及び吹流しの基準

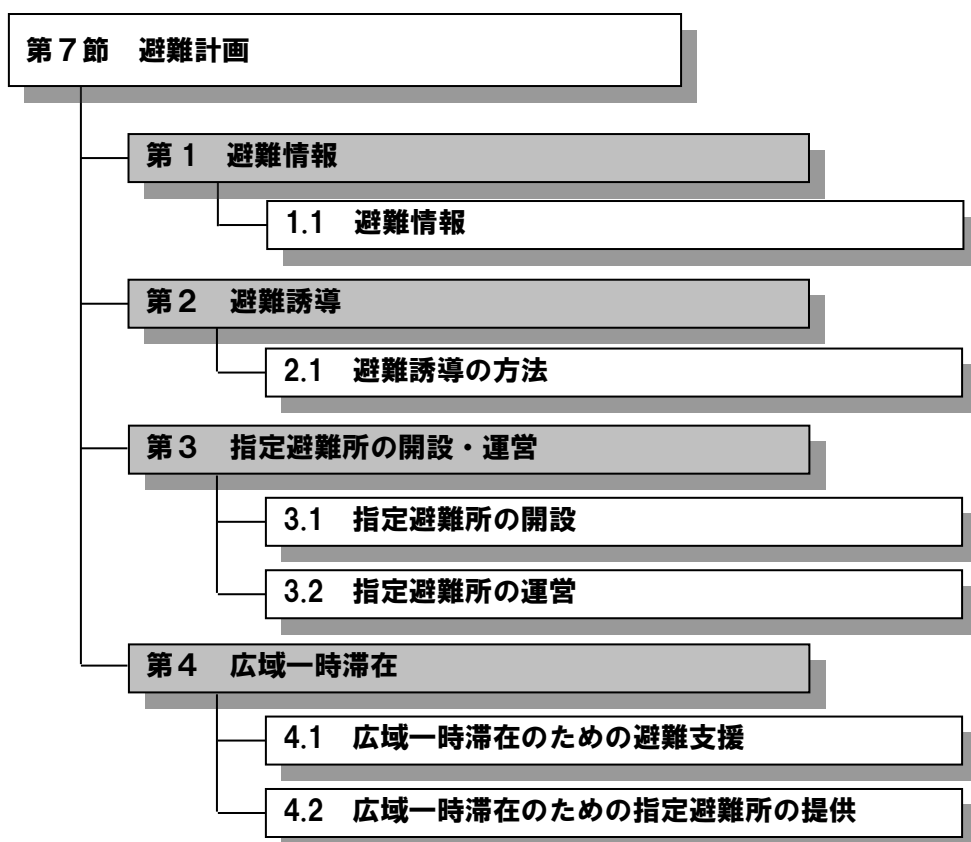
##### (3) 風向表示

- ① 着陸帯付近に吹流し又は旗を立てること。
- ② 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定すること。
- ③ 吹流し又は旗は、布製で風速 25m/秒程度に耐えられる強度を有しているものであること。
- ④ 周囲の状況に応じて、上記の基準によらずあらゆる手段を利用すること。

##### (4) 開設場所

- ① 救急車、輸送車の出入りに便利なこと。
- ② 電話、通信手段の利用が可能であること。
- ③ 周辺に高圧線、高木等がないこと。

## 第7節 避難計画



## 第1 避難情報

風水害は、一般的に大雨や台風等により生ずるため、気象予報や警報が出る等、避難すべき事態に至る前にある程度の時間的余裕があり、直前の準備が可能である。その点に留意し、避難情報は、人命又は身体を保護するため、迅速かつ効果的に発令する。

### 1.1 避難情報【統括班、広報班、草加八潮消防組合】

#### 1 避難情報の発令

市長は、危険が切迫した場合に、避難情報を発令し、直ちに県知事に報告する。

□市長が発令する避難情報の要件等

発令者	要件等	根拠法規
市長	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる ②災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示することができる	①②災害対策基本法第60条

また次表に示す場合においては、市長以外の者が指示を発令する。

□市長以外の者が発令する避難情報の要件等

発令者	要件等	根拠法規
埼玉県知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ・避難指示 ・緊急安全確保措置 ・立退き先の指示	災害対策基本法第60条
警察官	①市長が避難の指示若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき、又は市長から要請があったとき ・避難指示 ・緊急安全確保措置 ・立退き先の指示 ②人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり指示が急を要するとき指示を行う	①災害対策基本法第61条 ②警察官職務執行法第4条
消防吏員	消防長、八潮消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2
	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる	消防法第28条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいらないとき、避難のための立退きを指示する	自衛隊法第94条

## 2 避難情報の発令内容

住民に対し、避難情報を発令する場合は、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて住民等への周知徹底に努める。

### □避難情報の発令内容

- 発令日時
- 発令者
- 対象地域及び対象者
- 危険の度合い
- 発令する避難情報の種別
- 避難先及び避難経路
- 避難理由
- 避難時の留意事項
- 担当者、連絡先

## 3 避難情報の発令基準と伝達の方法

### (1) 避難情報発令基準の考え方及び伝達方法

避難情報は、概ね次表の考え方を参考に発令し、伝達する。また、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。

これにより、統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、市長が避難情報を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、「広報活動」(P. 157)に基づき、迅速に市民に周知する。

伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れがないか確認する。

資料 2.38 広報案文

資料 第9号様式 避難情報の伝達先・伝達手段チェックリスト



□発令基準の考え方及び伝達の方法

種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法
(警戒レベル3) 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、更に、水位上昇が予測される場合</li> <li>○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、上流の水位の急激な上昇や大量又は強い降雨等によって、急激な水位上昇のおそれがある場合</li> <li>○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する</li> <li>○その他の人も防災気象情報、水位情報等に注意を払い、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を開始することが望ましい</li> <li>○平時からハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・自主防災組織等の協力</li> <li>・インターネット</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>
(警戒レベル4) 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合</li> <li>○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合</li> <li>○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○予想される災害に対応した指定避難所へ速やかに避難</li> <li>○指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う</li> <li>○平時からハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・サイレン</li> <li>・広報車</li> <li>・消防車両</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>
(警戒レベル5) 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合</li> <li>○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等による決壊のおそれが高まった場合</li> <li>○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</li> <li>※災害が発生・切迫している状況を確実に把握できるとは限らないため、必ず発令される情報ではない</li> </ul>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する</li> <li>○指令避難所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う</li> <li>○平時からハザードマップ等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取りるべき行動を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・サイレン</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>

※避難情報に関するガイドライン（内閣府）参考

（用語の説明）

- 避難：災害から命を守るための行動
- 立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚、知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
- 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの

居場所や安全を確保できる場所にとどまる「退避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップ等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

#### （2）避難すべき区域

全市域が洪水浸水想定区域に指定されているため、全市域を避難すべき区域として設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

(3) 避難情報の発令基準

避難情報の発令は、概ね次の基準を参考に、気象予警報、今後の気象予測、巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、発令する。

□避難情報の発令基準

発令基準		利根川	江戸川	中川	綾瀬川	荒川	芝川・新芝川	元荒川
		栗橋 基準地点	野田 基準地点	吉川 基準地点	谷古宇 基準地点	熊谷 基準地点	青木水門 基準地点	三野宮 基準地点
	氾濫注意水位 (警戒水位)	5.00m	6.30m	3.60m	3.00m	3.50m	A. P. 3.75m	A. P. 6.55m
高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難判断水位	7.60 m	8.40m	3.70m	3.10m	5.00m	A. P. 3.88m	-
避難指示 (警戒レベル4)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	9.20 m	9.00m	4.10m	3.50m	5.50m	A. P. 4.63m	A. P. 6.80m

※埼玉県水防計画(R5)より

また、発令に必要な情報、又は参考とする各種情報は、次の機関から受領する。

□情報の入手先

情報の種別	情報の入手先	電話番号	FAX
利根川の水位	国土交通省利根川上流河川事務所(大利根出張所)	0480-72-8360	0480-72-8363
江戸川の水位	国土交通省江戸川河川事務所(蓮河出張所)	04-7152-0102	04-7152-6961
中川の水位	国土交通省江戸川河川事務所(中川下流出張所)	03-3694-2757	03-3693-3932
綾瀬川の水位	国土交通省江戸川河川事務所(中川出張所)	048-962-2634	048-965-8482
荒川の水位	国土交通省荒川上流河川事務所(熊谷出張所)	048-522-0612	048-524-5041
芝川・新芝川の水位	埼玉県河川砂防課 防災担当	048-830-5137	048-830-4865
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
元荒川の水位	埼玉県河川砂防課 防災担当	048-830-5137	048-830-4865
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
雨量情報		048-521-5858	
八潮市の洪水警報 (気象情報)	熊谷地方气象台	048-521-0058	048-521-7933
		(当直)	
利根川洪水予警報	熊谷地方气象台	048-521-5858	048-521-7933
		048-521-0058	
	(当直)		
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
	国土交通省利根川上流河川事務所	0480-52-9839	0480-52-9852
江戸川洪水予警報	熊谷地方气象台	048-521-5858	048-521-7933
		048-521-0058	
		(当直)	
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
	国土交通省江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741
荒川洪水予警報	熊谷地方气象台	048-521-5858	048-521-7933
		048-521-0058	
		(当直)	
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
	国土交通省荒川上流河川事務所	049-246-6715	049-246-6391

※埼玉県水防計画(R5)より

(4) 報道機関への避難情報発令等の連絡

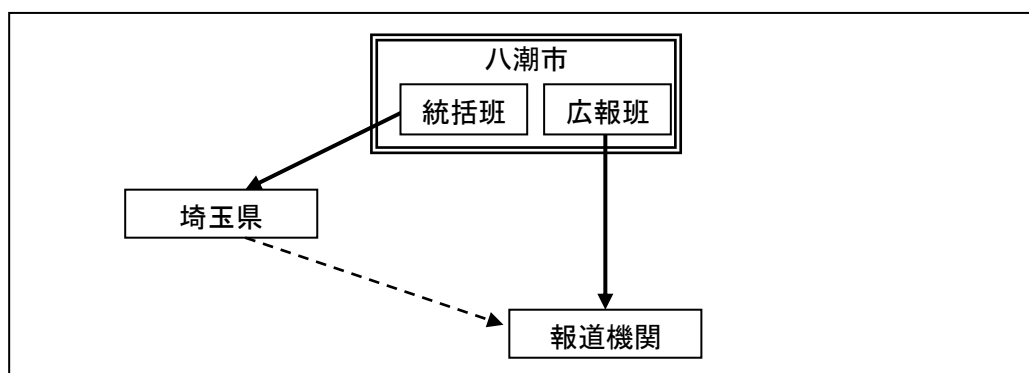
市長が避難情報を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、市民への迅速な伝達を図るため、広報班は、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

① 伝達ルート

原則として、市からテレビ、ラジオ等の報道機関及び県を通じて報道機関へ情報の伝達ルートを確認する。また、情報を伝達する場合は、報道機関及び県に対し、同時に伝達する。

なお、報道機関への連絡は広報班が、県への連絡は、統括班が行う。

□報道機関への避難情報発令等の連絡伝達ルート



資料 2.53 報道機関への情報提供・連絡先

② 伝達手段

伝達手段は、以下に示すとおりである。

□伝達手段

- 避難情報の発令をファクスで情報提供を行う
- Eメールを併用して、情報伝達の確実性を図る。ただし、ファクスで伝達できない場合は、Eメールで情報伝達したことを電話で伝える
- 極めて緊急を要する場合、又は、災害時の状況によりテレビ、ラジオ等の報道機関へのファクスでの伝達が難しい場合は、電話で連絡するとともに、速やかにファクスで同一情報を提供する

4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる(災害対策基本法第63条)。

また、次表に示す場合においては、市長以外の者が指示を発令する。

□市長以外の者が行う警戒区域の設定の要件

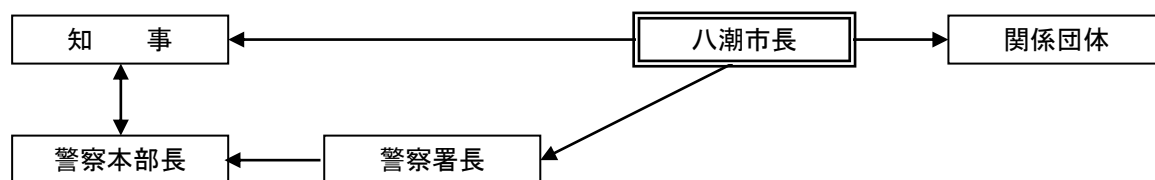
発令者	要件等	根拠法規
知事	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、生命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条
警察官	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条 水防法第21条
消防吏員	消防長、八潮消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2
	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる	消防法第28条
災害の派遣を命じられた自衛官	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員がいないとき、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	水防法第21条

5 関係機関相互の通知・連絡

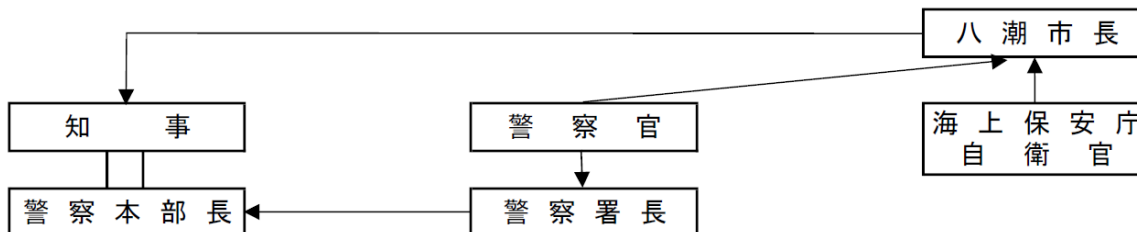
市長が避難情報を発令、又は警戒区域を設定したときは、統括班を窓口として以下に示す要領に従い関係機関に通知・連絡を行う。

伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れないか確認する。

資料 第9号様式 避難情報の伝達先・伝達手段チェックリスト



なお、警察官、海上保安官及び自衛官による相互の通知は、次のとおりとなる。



□連絡先

埼玉県危機管理防災部 消防課	048-830-8151
埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)

6 避難情報発令等の助言

市長は、避難情報を発令、又は警戒区域を設定しようとする場合、必要があると認める場合

は、知事又は指定行政機関のほか、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等により、判断を行うものとする。

#### **7 避難情報の解除**

市長は、当該市民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、十分に安全性の確認に努めた上で避難情報を解除する。市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。

## 第2 避難誘導

市は、人命の安全を第一義とし、市民が安全に避難できるよう、具体的な誘導を行う。

### 2.1 避難誘導の方法【避難所班、避難所班、要配慮者支援班、施設管理者】

#### 1 避難誘導の方法

避難所班は被災者を指定避難所へ誘導する。また、要配慮者支援班は、身体障がい者、高齢者等の行動弱者、外国人等、避難行動要支援者を優先して誘導する(避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者の安全確保」(P.199)を参照。

避難誘導の方法は、概ね次のとおりとする。

#### □避難誘導の方法

- 避難誘導は、避難所班、施設管理者が、警察、消防団、町会・自治会（自主防災組織）等の協力を得て実施する
- 避難誘導を行う者は、できる限り安全な経路を選定し、避難先へ誘導する
- 誘導に当たっては、自主防災組織等と連携し、町会・自治会単位で安全かつ迅速な避難を行う
- 高齢者、障がい者、負傷者、病弱者、妊産婦、乳幼児等、自力避難が困難な者に対しては、要配慮者支援班が関係機関と協力して車両等により搬送する
- 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期する
- 誘導中は、事故防止に努める

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

#### 2 避難順位

避難誘導の優先順位は、概ね次の順序で行うこと。

- ① 避難行動要支援者
- ② 一般市民

#### 3 携帯品等の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な避難行動に支障を来たさない範囲とする。

### 第3 指定避難所の開設・運営

災害の被害を受けて避難しなければならない者の保護を図るため、速やかに指定避難所を開設し、避難者を収容する。

また、大規模災害時には、他都道府県から多数の避難者の受け入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

#### 3.1 指定避難所の開設【避難所班、要配慮者支援班、応急危険度判定班、施設管理者】

##### 1 避難所開設の基準

市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、指定避難所の全部又は一部の開設を決定する。

必要に応じて、避難情報の発令にあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

また、避難所班及び指定避難所となる施設管理者は、災害発生への不安により、当該地域の市民からの要請があった場合は、市長からの指示がなくとも指定避難所を開設し、その旨を統括班に報告する。

市長は、大規模災害時に他都道府県から多数の避難者を受け入れる場合、指定避難所の全部又は一部を開設する。

##### 2 避難施設

指定避難所として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。ただし、施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を検討する。

##### 3 指定避難所の開設実施者

指定避難所の開設は避難所開設職員が行う。同職員は指定された避難所に参集し、避難所の開設に当たって、小中学校及び高等学校等の施設管理者と協力して行う。

避難所班や施設管理者がすぐに指定避難所に到着できない場合を想定し、あらかじめ地域の代表者等と施設の解錠について検討する。

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧  
資料 2.15 避難所等位置図

##### 4 開設手順

指定避難所の開設手順を以下に示す。

###### □避難所開設手順

- |  |
|--|
| <p>①指定避難所の被災状況を確認し、指定避難所の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移る</p> <p>②施設の門を開け、避難者を受け入れる</p> |
|--|



- ③電話、無線等により指定避難所の開設を本部に報告する  
(開設の日時、場所、施設名、収容人員等)
- ④避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務所を設置する  
(事務所には避難者からよく判るように「運営事務所」の表示を行い、事務所には職員を常時配備しておく)

## 5 福祉避難所開設の基準

市長は、要配慮者のうち、健康状態等へ特別の配慮を要する者、介護を要する者等を収容するため、福祉避難所の開設を決定する。

開設の時期については、要配慮者及び指定避難所の状況を勘案し、必要に応じて開設する。

## 6 福祉避難施設

福祉避難所として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。

## 7 福祉避難所の開設実施者

要配慮者支援班は、福祉避難所の開設に当たって、福祉避難所の職員と協力して行う。

## 8 避難所開設の報告

指定避難所又は福祉避難所を開設した場合には、市長は、次に示す事項を知事に報告するとともに、その旨を公示する。

また、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して、避難所の混在状況の周知に努める。

### □避難所開設の報告事項

- 避難所の開設の目的、日時、場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

### **3.2 指定避難所の運営【避難所班、要配慮者支援班、物資班、医療対策班、環境衛生班、統括班、施設管理者】**

避難所班は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、指定避難所の開設及び初期段階の運営を行うものとするが、避難所運営の長期化が見込まれる場合、徐々に自主防災組織等住民自治組織による運営に移行できるよう、組織体制の確立に努める。

関係各班は、以下の点に留意して、避難所の運営に努める。また、避難所における良好な生活環境の維持のため、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見、ノウハウを有する地域人材の確保・育成に努める。

#### **1 居住チームの編成**

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、指定避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために居住チームの編成に努める。編成する際は、以下の点に留意する。

また、居住チームごとに代表者を選任し、以後の情報連絡等の窓口となるようにする。

#### **□居住チーム編成の留意点**

- 世帯と地域を単位とし、居住チームを編成する
- 血縁関係や居住地域を考慮する
- 地域内に居住していない避難者については年齢や性別を考慮し、編成する
- 支援が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に配慮した上、家族と別離することがないよう居住チームを編成する
- 居住チームの目安は、施設の規模により適宜決める

#### **2 部屋割り**

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、各居住チームが施設内のどの部分を指定避難所として利用するかを決定する。なお、避難所班は、要配慮者支援班と連携し、福祉避難所と入居状況について調整を図りながら、支援が必要な要配慮者を優先して、部屋割りを行う。

#### **3 避難者名簿の作成**

指定避難所の開設者は、避難者の氏名、人数等を把握するため、避難者名簿を作成する。

名簿は、居住チーム別に整理する。各地区防災拠点の指定避難所の担当者は、地区内の名簿を収集し、情報班へ報告する。

資料 第10号様式 避難者名簿用紙

#### **4 通信手段の確保**

避難所班は、指定避難所の開設や運営状況などを本部に報告するための通信連絡手段の確保に努める。

また災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置する。

## 5 運営組織の設置

指定避難所の運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促し、居住チームの代表者を中心とした運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織に、複数の女性を参加させるように努める。

また、特定の活動（例えば食事づくりや片づけ等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

統括班は、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

避難所班は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援し、運営組織が設置された際に事務を引き継ぐとともに、円滑に組織を運営するため避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対し、協力を求めるなど、地域全体でサポートする。避難所班の人員が不足する場合は、ボランティア等と連携・協力し、運営にあたる。

運営組織の設置手順は、以下のとおりである。

### □運営組織の構成

- 各居住チームの代表者で構成する運営組織を編成する
- 運営組織の下には、総務チーム、情報チーム、食料・物資チーム、施設管理チーム、保健・衛生チーム、ボランティアチーム等を配置することができる

## 6 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

## 7 食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給

食料、生活必需品等の請求、配給等は、運営組織が中心となり行う。また、食料や生活必需品等の受入れに当たっては、運営組織を経由し、各居住チームへ配布する。

各指定避難所において必要とされる食料、生活必需品等のうち調達不可能なものは、地区防災拠点の指定避難所において必要な食料、生活必需品等の情報を収集・伝達・共有し、地区防災拠点の避難所担当職員が物資班に要請する。

なお、物資班は、避難者名簿より、食料、生活必需品の需要を把握し、市内で不足が見込まれる場合には、県及び近隣市区町に応援を要請する。

## 8 要配慮者、女性、子ども等への配慮

要配慮者、女性、子ども等へ配慮した避難所運営を実施するため、次の点について配慮する。

- ・開設当初から、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を設置する。

- ・高齢者や障がい者等の健康状態には特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所及び社会福祉施設への移送、ホームヘルパーの派遣等必要な措置をとる。
- ・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給を行う。
- ・食料の支給に当たっては、食物アレルギーを持つ者に配慮する。
- ・高齢者や障がい者が安全に生活できるよう指定避難所のバリアフリー化に努める。
- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性の視点に立った注意喚起や巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- ・女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
- ・子どもの交流スペース等の居場所の確保に努める。
- ・外国人に対しては、使用する言語や生活習慣等に配慮し、外国語による放送や案内表示、相談窓口への通訳の配置等を行う。
- ・LGBTQなど性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

## 9 要配慮者等に必要な物資等の整備

物資班は、要配慮者等のために必要と思われる物資等が速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

### □要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例

項目	物資例
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用器具 膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆記用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード

## 10 生活環境への配慮(プライバシーの確保等)

指定避難所における良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの保護にも配慮する。

そのため、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。なお、その確保が困難な場合、県に要請するものとする。また、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。さらに、トイレの設置状況、パーティション等の活用状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 11 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

また、保健師等による健康相談の実施体制、医師会との協定に基づく救護チームの派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や社会福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

## 12 避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針(埼玉県作成)」に沿って、統括班、医療対策班等の関係各班が連携し、必要な措置をとるものとする。

## 13 避難者とともに避難した動物の取扱い

指定避難所におけるペットの飼育に関しては、ペット飼育者名簿を作成し、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼い主又は動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外にペットハウス(テント等)を設け飼育するが、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。なお、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

## 14 避難所運営の留意点

指定避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、必要があれば県に応援要請を行う。

### 15 避難所状況報告と運営記録

施設管理者、避難所班、運営組織は、指定避難所の運営に際し、傷病人の発生等の事態が発生した場合、必要に応じて指定避難所の状況を医療対策班に報告する。また、指定避難所内での運営状況について避難所日誌に記録し、地区防災拠点の避難所担当職員を通じて情報班に報告する。

### 16 指定避難所の閉鎖時期

指定避難所は、災害がおさまり、避難の必要性がなくなり、被災者のための建設型応急住宅の建設や賃貸型応急住宅の設置等、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。指定避難所を閉鎖した場合、統括班は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

### 17 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」による。

資料 2.44 災害救助法早見表

### 18 避難所外避難者対策

在宅避難者並びにやむを得ず車中等に避難している避難者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知するとともに、健康相談、保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

## 第4 広域避難

### 4.1 広域避難のための避難支援【統括班】

統括班は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

### 4.2 広域避難のための指定避難所の提供【統括班】

統括班は、他市町村から協力を求められた場合は、広域避難のための避難所を提供する。

## 第5 広域一時滞在

### 5.1 広域一時滞在のための避難支援【統括班】

統括班は、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。県外への避難が必要な場合は、県と協議する。

なお、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

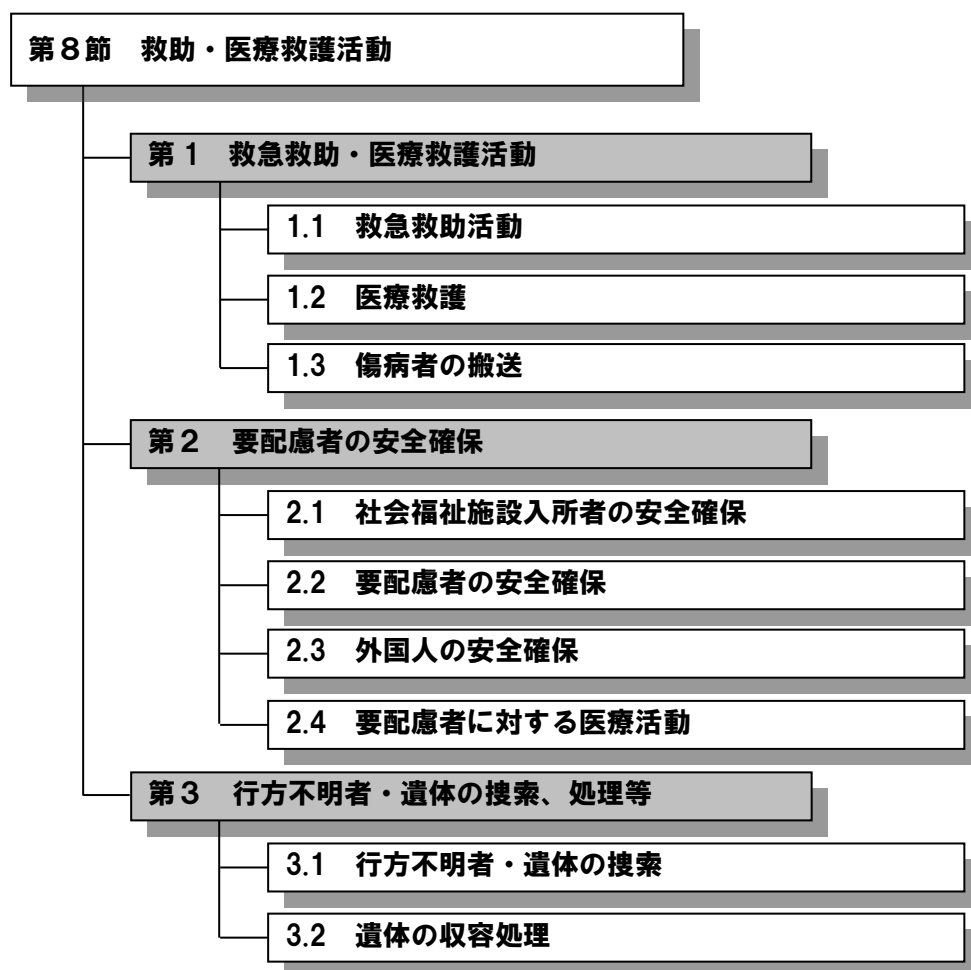
また、協力を求められた場合は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

### 5.2 広域一時滞在のための指定避難所の提供【統括班】

統括班は、他市町村から協力を求められた場合、県の支援を受け、広域一時滞在のための指定避難所等を提供する。

また、開設した指定避難所の周辺地域における自主防災組織等に連絡し、地域での受け入れや情報提供等の支援を要請する。

## 第8節 救助・医療救護計画





## 第1 救急救助・医療救護活動

災害時の医療救護活動は、限られた医療資源で最大の効果を上げることを目的とし、救護所に搬送された被災者のうち、医療措置が直ちに必要となる者を優先する。

### 1.1 救急救助活動【医療対策班、草加八潮消防組合】

災害により濁流に飲み込まれ、あるいは、孤立した地点に取り残された被災者等、現に生命、身体が危険な状態にある被災者への救助活動を最優先で実施する。

#### 1 救急救助体制の確立

災害のため救出を要する場合、草加八潮消防組合は、消防署に救助隊を増員し、これをもって救急救助活動を行う。

また、救急救助が必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

#### 2 救急救助活動の原則

##### (1) 救助活動優先の原則

救助活動は、人命の救助を優先して実施する。

##### (2) 救命処置必要者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。

#### 3 関係機関との連携

##### (1) 警察との連携

草加八潮消防組合は、草加警察署と十分な連絡を取り、円滑な被災者救出活動の実施体制を確立する。

##### (2) 医療機関との連携

医療対策班は、草加保健所と協議しながら、医師会等を通じ、医療機関との連携・協力体制の確立を図る。

##### (3) 重機保有業者との連携

救出現場において建設重機等が必要になった場合は、必要に応じて八潮市造園協会及び八潮市防災連絡会や建設業者に協力を要請する。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)

(4) 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)及び緊急消防援助隊との連携

災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)又は、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(5) 自衛隊との連携

災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、自衛隊の派遣を要請する(「自衛隊への災害派遣要請」(P. 135)参照)。

## **1.2 医療救護【医療対策班、統括班、草加保健所】**

医療救護活動に際しては、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社、医療機関等と密接な連携を保ち、救急救護、医療、助産を実施し、被災者の迅速な救護を図る。

### **1 救護所の設置**

医療救護活動は、医療機関が残存している場合には医療機関において実施することを原則とする。ただし、傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合、応急処置の実施のため、医療対策班は、草加保健所と協力して指定避難所や交通に便利な場所等に救護所を設ける。

### **2 医療機関の確保**

医療対策班は、情報班の協力のもと、次の情報を収集し、関係機関と共有し働きかけ医療機関の早期確保に努める。

- ① 医療機関の被害状況を把握する。
- ② 医療機関の患者収容状況を把握し、特定の病院への過剰集中が起こらないようにする。
- ③ 医療機関のライフラインに被害が生じた場合は、早期復旧(水道を優先する)を関係機関に依頼する。
- ④ 甚大な被害が発生した場合、草加保健所と協議の上、必要に応じて県災害対策本部に被災地外の医療機関の手配を依頼する。

資料 2.47 八潮市内医療機関一覧(病院・一般診療所、歯科診療所、助産所、接骨院)

### **3 草加八潮災害医療チーム(SYMAT)**

医療対策班は、被災者に対する医療及び助産を実施するため、医療関係者等によるSYMATの出動を要請し、救護所の開設あるいは巡回により医療及び助産にあたる。

なお、災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ日本赤十字社、医師会、自衛隊等の関係機関に応援を要請する。

#### 4 SYMATの業務

SYMATの業務内容は、以下のとおりとする。

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② トリアージの実施
- ③ 軽症者に対する医療
- ④ カルテの作成
- ⑤ 医薬品等の補給、県医療救護チーム等の派遣要請
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 死亡の確認
- ⑧ 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)

#### 5 精神科救急医療の確保

医療対策班は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神疾患が疑われる者に対し、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

#### 6 医薬品等の確保

医療及び助産を実施する際に必要な医薬品及び衛生材料は、各病院における備蓄を使用する。不足する場合、医療対策班は、草加保健所の協力のもと、県指定の市内医薬品取扱業者から調達する。

それでもなお不足する場合には、医療対策班は、県災害対策本部に日本赤十字社、医師会、薬剤師会、歯科医師会等からの調達を要請する。

また、血液不足のおそれがある場合は、県に調達を要請する。

資料 1.20 緊急時における医薬品等の供給に関する協定書(一般社団法人八潮市薬剤師会)  
 資料 1.35 災害時における医薬品輸送等に関する協定書(災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部)  
 資料 2.48 八潮市内保険薬局一覧表

#### 7 応援要請

災害による被害が甚大であり、傷病者が多数発生する場合は、県知事に対して県災害派遣医療チーム(埼玉DMAT)の派遣を要請する。

### 1.3 傷病者の搬送【医療対策班、道路班、草加八潮消防組合】

被災者の救命のために、トリアージの実施結果を踏まえ、傷病者の搬送を実施する。

資料 2.39 トリアージタグの形状

#### 1 搬送体制の整備

##### (1) 情報連絡体制

医療対策班は、傷病者を迅速かつ的確に搬送するため、草加保健所と協力して救護所と後方医療機関との連携・協力を図る。また、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、

傷病者の搬送を決定する際に必要な情報の把握に努める。

## 2 傷病者搬送の手順

### (1) 傷病者搬送の判定

SYMATは、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関へ搬送する必要があるか否か判断する。

### (2) 傷病者搬送の要請

医療対策班は、「緊急輸送計画」(P.172)に基づいて、関係機関に搬送用車両及び必要に応じてヘリコプター等の運搬手段の手配を要請する。

資料 1.37 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

### (3) 傷病者の後方医療機関への搬送

草加八潮消防組合及び傷病者搬送の実施者は、前項で定めた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制、搬送経路を十分確認のうえ搬送する。

また医療対策班、道路班は、所有する自動車が使用可能な場合は、必要に応じて該当する傷病者を搬送する。

## 第2 要配慮者の安全確保

災害が発生した場合、寝たきりの高齢者、施設利用者(高齢者)、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者(自閉症等)、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人等要配慮者が、適切な防災行動をとることは容易でなく、また、近年の災害においては要配慮者が被害を受ける場合が多い。

このため市は、これら要配慮者に対する安全確保のための施策を速やかに実施する。

### 2.1 社会福祉施設入所者の安全確保【統括班、要配慮者支援班、施設管理者】

#### 1 施設職員の確保

施設管理者は、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。

#### 2 施設の安全確認

施設管理者は、施設利用者又は入所者の状態及び施設内とその周辺の被害状況を確認し、要配慮者支援班に報告する。

#### 3 情報の収集・伝達・共有

要配慮者支援班は、市内の社会福祉施設より施設及び施設利用者又は入所者の被害情報を収集・伝達・共有する。

#### 4 避難誘導の実施

施設管理者は、社会福祉施設の継続利用が危険な場合、社会福祉施設利用者又は入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。その際、施設管理者は、他の社会福祉施設、市社会福祉協議会、ボランティア団体等に協力を要請する。

また、緊急避難に対応できるように輸送車両並びに搬送用担架、その他必要資機材を確保し、医師、看護師、保護員、指導員等の職員を適切に配置する。

#### 5 受入れ先の確保及び移送

統括班及び要配慮者支援班は、県災害対策本部に対し、県下の社会福祉施設の受入れ調整を要請するとともに、社会福祉施設、市社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。

#### 6 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。物資に不足が生じる場合、物資班は、要配慮者支援班と連携して、要請する。

#### 7 ライフライン優先復旧

統括班は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

## 8 巡回サービスの実施

要配慮者支援班は、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回チームを編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者の要望把握や相談対応に努める。なお、要配慮者支援班は、把握した要望や相談対応に向け統括班と協力して、支援体制を整備する。

## **2.2 要配慮者の安全確保【避難所班、要配慮者支援班、道路班、帰宅困難者支援班】**

### 1 安否確認の実施

要配慮者支援班は、被災地の各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を行う。その際、あらかじめ用意した要配慮者の情報(名簿等)を活用し、市社会福祉協議会、町会・自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員等の協力を得ながら実施する。

### 2 避難誘導の実施

災害直後の避難行動要支援者の避難行動において、救援・救助にあたる人手が一次的に不足し、結果として避難行動要支援者に対する救援・救助の手が十分に行き届かない状況が予想される。

このため、要配慮者支援班は、個別避難計画に基づき町会・自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員等の地域の支援者などと協力し避難誘導を行う。

### 3 指定避難所における要配慮者への配慮

避難所班は、要配慮者を収容する指定避難所を設ける際には、プライバシーの確保等、指定避難所における生活環境への配慮から要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

### 4 受入れ先の確保及び移送

在宅、指定避難所、仮設住宅で生活する要配慮者のうち、介護を必要とする者を発見した場合、要配慮者支援班は、市社会福祉協議会等関係機関と協力し、在宅、指定避難所、仮設住宅から福祉避難所等への移送を行う。その際、社会福祉施設の定員に関しては弾力的に取り扱う。

### 5 福祉避難所の活用

要配慮者支援班は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難な要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

## 6 生活救援物資の供給

要配慮者支援班は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者の状況に配慮した食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の提供を行う。

なお、配布を行う際には、一般被災者と配布時間・場所を別に設ける等、確実に救援物資の供給が行われるよう配慮する。

また、確実に供給できるよう配布手段を検討し、在宅の要配慮者に救援物資を配布する。

## 7 情報提供

要配慮者支援班は、在宅又は指定避難所にいる要配慮者に対し、手話通訳者を派遣する。避難所班は、文字放送テレビ、ファクスの設置等、情報の提供を適宜行う。

## 8 相談窓口の開設

帰宅困難者支援班は、市庁舎、拠点避難所、保健センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、要配慮者支援班の他、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じられる体制を整備する。

## 9 巡回サービスの実施

要配慮者支援班の巡回チームは、在宅、指定避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者の要望把握、相談対応、介助・介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

## 10 応急仮設住宅

道路班は、応急仮設住宅の入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

## **2.3 外国人の安全確保【統括班、帰宅困難者支援班、広報班、要配慮者支援班】**

### 1 安否確認の実施

要配慮者支援班は、職員や語学ボランティア等により調査チームを編成し、個別避難計画及び帰宅困難者支援班からの情報に基づき、外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

### 2 避難誘導広報の実施

統括班及び広報班は、市ホームページ、やしお840メール配信サービス等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導広報を行う。

### 3 情報提供

広報班は、県と連携して、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

### 4 相談窓口の開設

要配慮者支援班は、語学ボランティアの協力を得て災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

### 5 通訳・翻訳ボランティアの確保

要配慮者支援班は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションを図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

## **2.4 要配慮者に対する医療活動【医療対策班、要配慮者支援班】**

災害後、高齢者等の要配慮者は、体力の低下により肺炎等を引き起こすことも多く、場合によっては死に至るケースもある。

医療対策班は、要配慮者支援班、草加保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市社会福祉協議会等と協力して、指定避難所や仮設住宅等を巡回し、要配慮者の健康把握に努め、必要に応じて治療若しくは病院への移送を実施する。

併せて、精神疾患、内部障がい、難病等を有する者に対する医療についても十分配慮する。特に重症及び人工透析等継続治療を要する要配慮者に対しては、治療先の医療機関の状況に応じて後方医療機関へ搬送する。



### 第3 行方不明者・遺体の搜索、処理等

災害時において行方不明者や死者が発生したときは、その搜索及び収容を行い、死者については応急埋葬(火葬)を実施する。

#### **3.1 行方不明者・遺体の搜索【帰宅困難者支援班、広報班、情報班、草加八潮消防組合】**

遺体の搜索は、草加八潮消防組合、県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て実施する。

##### 1 搜索依頼、行方不明者に関する相談窓口の設置

広報班は、相談窓口を設置し、県警察本部と連携を図りながら行方不明者に関する問合せ等に対し、次のとおり対応する。

- ① 広報班は、市庁舎内等に行方不明者の搜索依頼の受付窓口を開設し、搜索依頼・届出受付の窓口とする。
- ② 住所(被災場所)、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- ③ 避難所収容記録簿、その他災害対策本部で把握している資料により、すでに死亡していると推定される者の名簿(要搜索者リスト)を作成する。

##### 2 行方不明者の把握

情報班は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力を得て、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録がされていることが判明した場合、当該登録地の市町村に連絡する。

##### 3 搜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により死亡していると推定される者の搜索は、草加八潮消防組合、県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア等の協力のもとに実施する。

また、必要に応じ搜索場所の重複や搜索漏れのないよう各機関の代表又は指揮者等が災害対策本部に集結し、搜索に係わる情報の分析、搜索活動の分担等連携を図り、搜索を円滑に実施する。県は、市の実施する遺体搜索活動を支援する。

##### 4 安否不明者等の氏名等公表

災害時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、県の定める「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき、県等と協議し公表の可否を決定する。

## **3.2 遺体の収容処理【医療対策班】**

医療対策班は、草加保健所、県警察本部、医師会、歯科医師会、ボランティア等の協力を得て、以下のとおり収容処理を実施する。

### **1 遺体収容所（安置所）の開設**

医療対策班は、二次災害のおそれのない適当な建物を選定し、遺体収容所として指定する。

また、必要器具（納棺用具等）の調達、検視所の併設等の対応準備をして、遺体収容所を開設する。

なお、適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設置する。

### **2 遺体収容所（安置所）の周知**

医療対策班は、遺体収容所の開設場所を関係機関及び市民に周知するとともに、草加警察署に遺体収容所における検視活動の実施を要請する。

### **3 遺体の輸送**

医療対策班は、被災現場から発見された遺体や救護所又は医療機関で死亡が確認された遺体について、県に報告する。また、遺体収容所に連絡の上、遺体収容所に輸送する。

### **4 遺体の受け入れ**

医療対策班は、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等を確認し、輸送された遺体を受け入れ、遺留品等を整理する。

### **5 一時保管**

医療対策班は、検視及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

### **6 検視の実施**

警察官は、遺体収容所（安置所）で遺体の検視を実施する。

### **7 検案の実施**

救護班（医師）は、検案を実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

### **8 遺体の身元確認**

警察官は、検視・検案を終えた遺体のうち、身元が不明な遺体について、身元確認作業を実施する。

### **9 遺体の引渡し**

医療対策班は、検視・検案を終えた遺体のうち、身元が判明している遺体について、家族等に連絡し、警察署と連携して引き渡す。

## 第9節 生活支援計画



## 第1 給水体制の確立

災害のため、飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない市民に対し、飲料水を供給するとともに給水施設の早期復旧を図る。

### 1.1 給水体制の確立【応急給水班】

#### 1 給水体制

応急給水班は、飲料水の供給を行うため、被災地の状況に応じて給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等による飲料水の供給を行う。

#### 2 応急給水資機材の調達

輸送車両は、市所有の応急給水専用車両の他、保有者より調達し、給水タンク、ポリ容器等により輸送する。

□応急給水資機材保有状況

名称	規格・容量	保有数量	備考
加圧式給水車	2.9 m <sup>3</sup>	1台	
加圧式給水車	1.7 m <sup>3</sup>	1台	
貨物自動車	3t	1台	移動式クレーン(2.9t吊)架装
車載給水タンク	1 m <sup>3</sup>	13基	うち組立式2基
車載給水タンク	2 m <sup>3</sup>	2基	
スタンド型給水栓		3基	
非常用飲料水袋	6リットル	28,149袋	中央12,739、南部7,710八條7,700

給水資機材に不足が生じた場合、統括班を通じて以下の機関に要請する。

- ① 県災害対策本部、隣接市 … 給水タンク、ポリ袋等
- ② 自衛隊 … 浄水セット等
- ③ 民間企業 … ペットボトルによる水の配付

### 1.2 給水方針【応急給水班、広報班】

#### 1 供給基準

被災者に対する飲料水の供給は、以下の基準で実施する。

##### (1) 対象者

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染され、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、供給する。

なお、医療機関等への給水は優先して行い、併せて要配慮者(特に乳幼児や高齢者等)への飲料水の給水には十分配慮する。

##### (2) 供給量

供給量は、以下の水量を目標として行う。

## □目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から7日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
災害発生から28日	約325リットル/人・日	被災前水量

**2 給水方法**

応急給水班は、以下の指定避難所等を第一次給水拠点として拠点給水を行い、その他の指定避難所については、順次給水設備を整える。また、状況に応じて中央浄水場、南部配水場に設置している災害時給水栓による給水活動を行う。

## □第一次給水拠点

指定避難所・指定緊急避難場所	所在地
八條小学校	鶴ヶ曾根 1
潮止中学校	古新田 530
八潮中央公園	中央 1-9

**3 給水施設応急復旧後の給水**

応急給水班は、配水管の応急復旧後、消火栓又は臨時給水栓設置により給水する。

**4 広報**

広報班は、市民の混乱を防ぐため、応急給水班と連携して給水活動の状況について必要な広報を行う。

**1.3 給水の実施【応急給水班】**

応急給水班は、前述の給水方針に基づき給水を行う。この場合、必要に応じて関係機関の協力を求める。

**1.4 給水施設の応急復旧【応急給水班】**

「上水道応急対策」(P. 234)に基づいて行う。

**1.5 災害救助法が適用された場合の費用等**

飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市は県に請求できる。

また、実施期間は災害発生の日から7日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

## 第2 食料供給体制の確立

災害時の食料の確保は、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄される自助による備蓄を原則とするが、災害によって備蓄食料が使用不能となった場合等で、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

### 2.1 食料の確保【物資班、統括班】

食料の供給に当たっては、避難者数、調理不能施設数、災害救助従事者数等、現に食を得ることができない者の数を把握するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等、適切な食料供給が行えるよう努める。

#### 1 供給する食品の品目

供給する食品の品目は、米穀(米飯を含む)、乾パン又は麦製品(乾うどん等)等の主食の他、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

#### 2 米穀の調達

- ① 物資班は、災害の状況により防災備蓄倉庫に備蓄している食料を利用する。
- ② 備蓄している食料のみで不足する場合は、米穀販売業者の手持ち精米を利用する。
- ③ なお、不足が生じる場合は、知事に米穀の調達を要請する。
- ④ 市長は、交通、通信の途絶等によって被災地が孤立する等、災害救助法が発動され応急食料が必要とされる場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」(平成21年5月29日付総合食料局長通知)に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

#### 3 その他の食品の調達

物資班は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、市内販売業者等から調達を行うものとするが、なお不足が生じる場合は、知事に食品の調達を要請する。

資料 1.16 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合)

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書  
(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.29 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場)

資料 1.30 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)

資料 1.39 災害時における救援物資の供給に関する協定書(株式会社伊藤園)

#### 4 物資集積拠点の選定

物資班及び統括班は、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物等)の中から集積地を定め、その所在地、経路について県に報告する。

また、集積拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全に努める。

## □物資集積拠点候補地

候補地	所在地	連絡先
ゆまにて(勤労青少年ホーム・勤労者体育センター)	南川崎 523	048-996-0123

## 5 食品の輸送

県が調達した食品を市の集積地まで輸送することは原則として県が行うが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、県の集積地から市の集積地までの輸送を行う。

また、市が調達した食品を市の物資集積拠点まで輸送するとともに、市内における食品の輸送を行う。市での輸送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とし、荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。

## □食品の荷姿

品目	基準
玄米	紙袋入り 1 袋 30kg(精米換算 27.3kg) 麻袋入り 1 袋 60kg(精米換算 54.6kg)
精米	ビニール袋入り 1 袋 10kg
乾パン	段ボール箱入り 1 箱 128 食
アルファ米	段ボール箱入り 1 箱 50 食
乾燥がゆ	段ボール箱入り 1 箱 50 食
クラッカー	段ボール箱入り 1 箱 70 食

## 6 調理器具の調達

物資班は、食品の調達と併せて、可能な限り調理器具(簡易ガスコンロ、大型の鍋釜・コンロ(炊き出しに備える)、電気炊飯器・電磁調理器等)の調達を実施する。

## 7 状況の報告

物資班は、食料の配分、調達状況について、本部に報告する。

**2.2 食料の供給【物資班、避難所班】**

## 1 供給対象者

災害時の食料給与の対象者は、以下の者とする。なお、要配慮者に対しては、食料供給機能の停止により生命に危険が及ぶ可能性があるため、優先的に供給する。

- ① 住家に被害を受けて避難所に避難した者
- ② 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ③ 旅行者等で被災し、現に食を得ることができない状態にある者
- ④ 災害救助従事者(ボランティア等を除く)

## 2 在宅避難者への配慮

事態がある程度、落ち着いた段階では、住家に被害が少なかった市民は、住家等での生活を

再開することが考えられるが、流通機能の麻痺等に起因して食料や飲料水等の調達等に問題が生じることが想定される。そのため、在宅避難者に対しても、指定避難所で食料や飲料水等を供給できる体制を整える。

## **2.3 食品の配給及び炊き出しの実施【避難所班】**

### **1 炊き出し等の場所**

避難所班は、食品の配分及び炊き出しに関する計画において、炊き出しの場所を事前に検討し、定める。実施の場所は、指定避難所の他適当な場所を定める。

### **2 食品の配給**

避難所班は、避難者自身や自主防災組織、ボランティアの協力のもと、避難者等への食品の配給を行う。なお、事態がある程度落ち着き、食品等の流通が回復した段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

### **3 炊き出しの実施**

避難所班は、指定避難所の弁当や配給食だけでは不足しがちな栄養を補うため、また、精神的な充足という観点からも、計画的に炊き出しを実施する。

実施に当たり、作業の担い手として、自主防災組織、ボランティア及び避難者を組織して行う。

また、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難なときや炊き出しが不足するときは、県に協力を要請する。

## **2.4 災害救助法が適用された場合の費用等**

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

また、炊き出しの期間は災害発生の日から7日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。



### 第3 生活必需品供給体制の確立

災害によって、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し生活必需品を給与又は貸与する。

#### 3.1 生活必需品の確保【物資班、統括班】

##### 1 給与又は貸与品目

給与又は貸与品目は、次に挙げる品目の範囲内とする。

- ① 寝 具…毛布、タオルケット、布団等
- ② 外 衣…洋服、作業衣、子供服等
- ③ 肌 着…シャツ、パンツ等の下着類
- ④ 身の回り品…タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- ⑤ 炊事用品…鍋、炊飯器、包丁、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- ⑥ 食 器…茶碗、皿、はし等
- ⑦ 日 用 品…懐中電灯、乾電池、石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
- ⑧ 光熱材料品…マッチ、ロウソク、LPガス等
- ⑨ そ の 他…簡易トイレ、紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ、カイロ、生理用品等

##### 2 生活必需品の調達

物資班は、備蓄している物資で対応し、なお不足が生じる場合は、速やかに業者等から調達することに努める。また、状況により統括班は、県等へ応援を要請する。

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書  
(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.31 震災時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)

資料 1.32 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書(セッツカートン株式会社)

##### 3 物資集積拠点の選定

「第2 食料供給体制の確立」の内容を準用する。

##### 4 生活必需品の輸送

県が調達した生活必需品は、原則として県が市の物資集積拠点まで輸送するが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、県の集積地から市の物資集積拠点までの輸送を行う。

また、市が調達した生活必需品を市の物資集積拠点まで輸送するとともに、市内における生活必需品の搬送を行う。市での輸送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。

##### 5 状況の報告

物資班は、生活必需品の配分、調達状況について、本部に報告する。

## **3.2 生活必需品の供給【避難所班】**

### **1 供給又は貸与対象者**

災害時の生活必需品の確保は、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄される自助による備蓄を原則とするが、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品」を喪失又は毀損し、さらに物流・配給機関の混乱により、これらの生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者に対し、市が供給又は貸与する。

## **3.3 生活必需品の配給【避難所班】**

避難所班は、被害程度及び世帯構成人員に応じて生活必需品の配給を、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施する。

## **3.4 災害救助法が適用された場合の費用等**

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

また、期間は、災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

## 第4 応急住宅対策

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者に対し、一時的な住居として応急住宅の供給をするとともに、災害により被害のあった家屋の応急修理を実施して、被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

なお、応急住宅は、県によって、公的住宅等の空室や応急仮設住宅が供与される。

### 4.1 応急仮設住宅の設営【道路班、公営住宅業務経験者】

災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家が得られない者を收容するため、応急仮設住宅を設営する。

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。市が県に要請を出したのち、設置戸数が決定される。

#### ○ 建設型応急住宅

できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

#### ○ 賃貸型応急住宅

県によって、民間賃貸住宅を借り上げられ、賃貸型応急住宅として提供される。

#### 1 設営主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、道路班は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合やそれ以外でも、市長が特に必要と認めた場合においては、道路班が設置を行う。

#### 2 設営地の選定

道路班は、あらかじめ、以下の基準に該当する建設型応急住宅の建設予定地を選定する。また、選定した土地が民有地の場合は、所有者と市の間で賃貸契約を締結する。

- ① ガス、水道、電気等供給施設の敷設可能な場所
- ② 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所
- ③ 保健衛生上適当な場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所

#### 3 入居者の選定

応急仮設住宅に收容する入居者は、次の条件を満たす者とする。その際、民生委員・児童委員等の意見を聞き、住宅の必要度の高い者から選定する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定するが、市長に委任された場合は、道路班が決定する。

また、応急修理期間中も応急仮設住宅を使用することは可能である。

- ① 住居の全壊又は流失等した被災者
- ② 居住する住宅がない被災者
- ③ 自らの資力をもって住家を確保することができない被災者

なお、応急仮設住宅の供与対象となる世帯は「生計を一にしている実際の世帯単位」と規定されており、要件が確認できれば同性パートナーであっても支援の対象となることに留意し、入居に際しては、被災前の地域的な結びつきや近隣の状況等、コミュニティ形成に考慮するとともに、要配慮者、ペットの飼育状況に対して配慮する。

また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

#### 4 住宅の管理

道路班及び公営住宅業務経験者は、応急仮設住宅の維持管理等について県に協力する。

なお、管理に当たっては、公営住宅に準じて行う。

#### 5 要配慮者対策

- ① 民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施
- ② 医師会、保健所、福祉機関との連携による巡回健康診断、メンタルケアの実施

#### 6 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

### **4.2 既存住宅の活用【道路班】**

道路班は、被災者のための一時入居施設確保のために以下の項目について、県災害対策本部に応援要請を行う。

- ① 県営住宅の提供
- ② 都市再生機構・公社等の賃貸住宅の提供
- ③ 公的宿泊施設の提供
- ④ 民間賃貸住宅の借り上げ要請

### **4.3 一般被災住宅の応急修理【道路班、営繕業務経験者】**

災害のため住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理のできない者又は、大規模半壊の被害を受けた者に対して、日常生活に欠くことのできない部分に対し、必要最小限の応急修理を行う。

#### 1 実施主体

被害家屋の応急修理に関しては、道路班が行い、その結果を県に報告する。

#### 2 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、そのままでは

---

当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理をすることができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者とする。

### 3 修理の種類

#### (ア) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

##### ○ 修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

##### ○ 修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

##### ○ 修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

#### (イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

##### ○ 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

##### ○ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

##### ○ 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

### 4 修理住宅の選定

道路班及び営繕業務経験者は、被害認定調査の結果に基づいて修理住宅を選定する。

### 5 関係機関との協力

住宅の応急修理は、八潮市防災連絡会及び八潮市造園協会、埼玉土建一般労働組合八潮支部の協力を得て行う。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書（八潮市造園協会）

資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書（八潮市防災連絡会）

資料 1.55 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書（埼玉土建一般労働組合八潮支部）

#### **4.4 災害救助法が適用された場合の費用等**

応急仮設住宅に関して、知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、及び住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

#### **4.5 住宅関係障害物の除去【道路班、統括班】**

##### 1 除去作業の実施

道路班は、県、八潮市防災連絡会及び八潮市造園協会、埼玉土建一般労働組合八潮支部と協力して以下の方針に基づき住宅関係障害物の除去を行う。なお、対応困難な場合にあっては県に支援要請を行う。

##### (1) 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

##### (2) 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

- 資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)
- 資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)
- 資料 1.55 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書  
(埼玉土建一般労働組合八潮支部)

## 第5 教育対策

市における市立小中学校の災害対策は、児童・生徒の生命及び身体の安全、並びに教育活動の確保について万全を期する。

### 5.1 応急教育【避難所班、道路班、施設管理者、学校長】

応急教育は、児童・生徒を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、児童・生徒の精神的安定を確保する観点から実施する。

#### 1 発災時の対応

各小中学校長は、教職員と協力して災害の状況に応じて以下の対応を行い、児童・生徒の安否確認を実施する等、児童・生徒の安全確保に努める。また、避難所班は、小中学校長の対応に関して、適切な指導・支援を行う。

(小中学校長の対応)

- ① 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握し、避難所班に報告する。
- ③ 状況に応じ、臨時休校の措置を含め、地域住民と協力して児童・生徒の登下校の安全確保に努める。
- ④ 避難所班は、指定避難所の開設等災害対策を行い、学校管理に必要な教職員を確保し万全の体制を確立する。
- ⑤ 各学校で準備した応急教育に関する計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- ⑥ 応急教育計画について、避難所班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- ⑦ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う等その万全を期する。
- ⑧ 保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

#### 2 教育施設の応急復旧

道路班は、被害の程度を迅速に把握するとともに、応急修理が可能な場合は、施設管理者が速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

#### 3 応急教育施設の確保

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合、避難所班と各小中学校は連携して、被災した学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を確保して教育を実施するよう努める。

また、各小中学校長は、指定避難所として学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合、避難所班に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業を再開する。

#### 4 応急教育の方法

各小中学校長は、事前に作成した応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒等に対して応急教育を実施する。

避難所班は、学校ごとに担当者を定め、連絡体制を確立する。

応急教育の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 当該学校以外の場所における教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施しがたいことも予想されるため、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ② 被害の程度により臨時休校の措置をとった場合、対応策として補習授業等を行い、授業時間の確保に努める。
- ③ 心身の状態、健康管理に十分留意する。また、避難所班を通じて、カウンセリングを行うボランティア等を必要に応じて要請する。
- ④ 教育活動の再開に当たって、登下校の安全確保に十分留意する。また、授業の指導内容に心身の健康、安全教育等の内容を加える。
- ⑤ 避難した児童・生徒等について、教職員の分担を定め、保護者の協力を得ながら地域の実情把握及び避難先の訪問を行う等、児童・生徒等の状況把握に努める。

#### 5 転校手続

災害の影響により、県内はもとより全国各地へ転校する児童・生徒が相次ぐことが予想されることから、避難所班は、転校手続の円滑化のために、県災害対策本部に手続の簡素化、弾力化を要請する。

#### 6 給食等の措置

施設の被災や炊き出しの実施等により、学校給食業者が完全給食を行えない場合、避難所班は、物資班と協力し、簡易給食を実施できるよう努める。

#### 7 教育実施者の確保

避難所班は、教職員の被災に伴い教育の実施に支障をきたす可能性がある場合、当該学校以外の教職員の臨時配置及び補充措置等により教育実施者の確保に努める。



---

---

## **5.2 被災児童・生徒への支援【避難所班】**

被災児童・生徒への支援として、以下の対策の実施を検討する。

### **1 学用品の調達及び給与**

#### (1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は破損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、避難所班は、被害の状況に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは県が調達し、市に供給する。

#### (2) 給与の方法

教科書については、県が一括調達し、配給されるので、被災児童・生徒に対する配分は市が行う。

学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは、県が調達し、市に供給する。

#### (3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において、市が県に請求できる。

### **2 奨学金貸与の措置**

避難所班は、被災により就学に著しく困難を生じ、奨学金の貸与が必要と認められる者について、貸与について特別の措置を講ずる。

---

---

## **5.3 応急保育【要配慮者支援班、物資班、保育所長】**

保育所長及び要配慮者支援班は、災害時における保育所入所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

### **1 災害時の対応**

- ① 保育所長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずる。
- ② 保育所長は、まず、児童・職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を要配慮者支援班に連絡する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

## 2 応急保育の体制

保育所長は、保育所に収容できる児童等に対して、以下の事項に留意して応急保育を実施する。

要配慮者支援班は、保育所ごとに担当者を定め、連絡体制を確立する。

- ① 職員を掌握して児童の被災状況を調査し、要配慮者支援班と協力して体制の復旧に努める。
- ② 要配慮者支援班と緊密に連絡を取り合い、職員及び保護者に対し指示事項の徹底を図る。
- ③ 保育施設の被災状況に応じて、受入れ可能な児童を保育する。また通所できない児童について実情把握に努める。
- ④ 保育施設が被災し、長期間使用できないときは、要配慮者支援班と協議して早急に保育ができるよう措置を講じる。
- ⑤ 災害の推移を把握し、要配慮者支援班と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

## 3 育児用品の確保

物資班は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。

## 4 孤児の保護体制

避難所班は、孤児の実情を把握する。また、孤児を指定避難所及び保育所で保護するとともに県に報告し、児童相談所への移送等を行う。

## **5.4 文化財の保護【文化財保護課】**

文化財が被災し、又はそのおそれがある場合、所有者、文化財保護課は、直ちに教育委員会に通報するとともに、被災の防止又は被害の軽減に努めなければならない。

関係機関は、文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して保存措置を講ずる。

文化財に被害が発生した場合、所有者、市教育委員会及び県教育委員会へ届け出る。

## 第10節 環境衛生計画



## 第1 廃棄物処理計画

洪水等により市域に浸水被害を受けた場合、水が引いた後は多量の障害物やごみが排出される等、生活上様々な面で不都合が生じるため、被災地の市民が当面の生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等について計画を定める。

### 1.1 ごみ処理【環境衛生班】

災害におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した災害廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境衛生の万全を図る。

#### 1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。このため、平時の一般廃棄物処理計画を勘案しつつ、環境衛生班は、被害状況をもとにごみの排出量を見積もる。

#### 2 ごみ処理体制の確保

環境衛生班は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時における収集体制を速やかに確保する。このため、被害を受けたごみ処理施設の早期復旧を図るとともに、県災害対策本部又は被害の軽微な近隣市区町村に応援要請を行う。

さらに、環境衛生上の観点から必要と判断される場合は、県に自衛隊の災害廃棄物処理活動を要請する。

□ごみ関係保有車両一覧表

機 種	台 数	
ダンプ	3トン車(中型・MT)	2台
	2トン車(中型・AT)	1台
	2トン車(普通・MT)	1台
	2トンフックロール車(普通・MT)	1台
油圧ショベル		1台
ホイールローダー		1台
ショベルローダー		1台
サイドクランプ式 フォークリフト	ガソリン バッテリー	1台 1台

#### 3 ごみ処理対策

##### (1) 分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想されるが、当初からの分別収集が、後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、分別収集を計画的に行う。

##### (2) ごみ処理施設の確保

環境衛生班は、自らの処理能力を超える量のごみが排出された場合は、県災害対策本部、近隣市区町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得てごみ処理施設の確保を図る。

□ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処 理 能 力
リサイクルプラザ	八條 2365-1	048-997-6696	30t/日
東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設	越谷市増林 3-2-1	048-966-0121	800t/日
東埼玉資源環境組合 第二工場ごみ処理施設	草加市柿木町 107-1	048-936-1251	297t/日

## 1.2 し尿処理【環境衛生班】

環境衛生班は、収集許可業者とともに必要な体制を確立し、防疫上の観点からも、早急にし尿処理を実施する。

### 1 し尿排出量の推定

災害時には、電気、ガス、水道等のライフラインが一時的に停止し、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、し尿排出量を市民数や予測被災者数等から推定し、必要な仮設トイレ数を把握することで適正な処理を行う。

### 2 し尿処理体制の確保

環境衛生班は、被災地の公衆衛生・環境保全のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、県災害対策本部又は被害の軽微な近隣市区町村に人員及び仮設トイレ等の応援を要請する。

なお、し尿処理は、原則として許可業者の作業員をもって編成し、一斉収集する。

□し尿処理委託業者

名 称	所 在 地	電 話	バキューム車
小早川商事(有)	中央 3-18-7	048-996-1353	10 台
(有)中山清掃	南川崎 410	048-996-9728	
八潮清掃(株)	大曾根 703	048-996-0836	
八潮興業(株)	古新田 151	048-995-0020	

□し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処 理 能 力
東埼玉資源環境組合 第二工場汚泥再生処理センター	八條 700	048-936-1251	260 キロリットル/日

### 3 し尿処理対策

#### (1) 仮設トイレ等の設置

環境衛生班は、災害対策本部の指示により、防災倉庫等に備蓄してある仮設トイレ等を設置場所に搬送・設置するとともに、不足する場合は、県災害対策本部、仮設トイレの製造・レンタル会社等に応援要請を行う。また、必要に応じて県を通して自衛隊に設置依頼を行う。

なお、設置場所は、指定避難所となる場所とし、設置に当たっては要配慮者に十分配慮して設置する。

(2) 仮設トイレ等の撤去

環境衛生班は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所を十分に確保できた場合は、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、指定避難所の衛生向上を図る。

### 1.3 がれき処理【環境衛生班】

建築物等の倒壊・流失により発生した大量のがれき処理については、衛生管理を十分に行うたうえで、迅速に進める。

#### 1 がれき排出量の推定

災害時においては、倒壊・流失家屋等により大量の災害廃棄物が発生するため、環境衛生班は、被害想定から災害廃棄物の排出量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

#### 2 がれき処理体制の確立

原則として次の体制を確保して行う。

(1) 住宅・建築物系(個人・中小企業)

建築物の所有者が解体・処理を実施する。

(2) 大企業の事務所等

大企業が自己処理する。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者が処理する。

(4) 災害廃棄物処理の推進と調整

国、県、関係市区町村及び関係者が協力して災害廃棄物処理推進協議会を設立し、がれき処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、最終処分場の確保を図る。

#### 3 がれき処理対策

災害時に大量に排出されるがれきのうち、危険なもの又は通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、大量のがれきを選別・保管することができる仮置場及び、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(1) 仮置場の確保

災害時に発生する倒壊建築物等からのがれきは、一時的に仮置場に集積する。

それに伴い環境衛生班は、道路管理者及び警察と協議を行い、がれきの搬送ルートを設定する。

□がれき仮置場 候補地

候補地	所在地
大瀬運動公園(一部)	大瀬 1305
八潮幸之宮運動広場	八條 2338-1

(2) 処理場の選定基準

処理場の選定に関して、環境衛生班は、まず現有施設、民間委託、広域処理の可能性を検討し、これらが不可能な場合は、次の基準により設置場所を選定する。

- ① トラックの通行が可能な道路に近いこと
- ② がれきを焼却又は埋立てできる場所であること
- ③ 処理場の数は地理的条件を考慮し、あらゆる災害を予想して適当数を選定すること
- ④ 処理場は、生活環境への影響のない場所であること
- ⑤ 処理場の消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める消毒方法により行う

(3) がれきの収集・運搬

環境衛生班は、がれきを処分する際、危険なもの又は道路通行上の支障があるもの等を優先して収集し、仮置場に運搬する。

(4) 適正処理・リサイクル体制の確立

応急活動後は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、倒壊建築物の解体に伴う粉塵・アスベストや冷蔵庫からのフロン回収等に関しては特に注意を払う。

(5) 広域処分対策

大量のがれきを処分するためには、県外の最終処分場に依存せざるを得ないことを想定し、環境衛生班は、県が設置する協議会と連携するとともに、近隣都県と広域処分対策を検討する。

## 第2 防疫・保健・食品衛生活動

災害の被災地域においては、衛生状態が極度に悪化し、感染症等の疾病の発生が予想される。これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

### 2.1 防疫・保健衛生活動【環境衛生班、医療対策班、統括班、草加保健所】

#### 1 防疫チームの編成

環境衛生班は、防疫・保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、草加保健所、草加八潮医師会、ボランティア等の協力を得て、防疫チームを編成する。

#### 2 防疫活動内容

防疫チームは、県の指示を受け、次の要領により消毒活動を実施する。

- ① 浸水家屋、下水、排水溝、その他不潔場所の消毒を原則として実施する。
- ② 指定避難所の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。
- ③ 井戸の消毒を実施する。
- ④ 状況によって、ねずみ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。
- ⑤ 薬品を散布する際は、地域の環境に十分配慮して行う。

#### 3 防疫業務の実施方法

検病疫学調査	主として保健師を中心として聞き取りにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は感染源等を調査する。
健康診断	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある市民については、保健所と連携し検便を実施する
清掃方法	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする
消毒方法	薬品による消毒を実施する
ねずみ族・昆虫の駆除	汚染地域の蚊、蠅の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じ、ねずみを駆除する

#### 4 防疫活動に必要な携行資器材

携行資器材	噴霧器
家屋消毒、昆虫・ねずみ族駆除薬剤	消毒剤等薬剤

#### 5 薬品及び資器材の備蓄、調達

- ① 防疫・保健衛生活動に必要な薬品及び資器材は、草加保健所の現有する薬品、資器材等を優先的に使用する。
- ② 環境衛生班は、市の保有する薬品、資器材等が不足したときは、草加保健所の協力のもと医療対策班を通じて調達し、又は収容して補給する。
- ③ 環境衛生班は、統括班を窓口として県災害対策本部に依頼し、被災地域外市区町村、他都県、自衛隊等からの薬品、資器材等の調達及び搬送を要請する。



## 6 感染症患者に対する措置

医療対策班は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、草加保健所へ報告する。また、草加保健所は、感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置をとる。

## **2.2 食品衛生活動【医療対策班、草加保健所】**

市長は、被災地域における食中毒を防止するため必要があると認めたときは、食品の衛生監視を草加保健所に依頼する。

### 1 主な活動項目

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ その他食品に起因する被害発生の防止

### 2 関係機関との協力

医療対策班は、草加保健所その他衛生関係機関と協力して業務を実施する。

### 第3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び保健所等関係機関との協力体制を確立する。

#### 3.1 活動内容【環境衛生班、草加保健所】

##### 1 被災地域における動物の保護

環境衛生班は、草加保健所と連携し、所有者不明の動物、負傷動物等を埼玉県獣医師会南支部、動物関係団体等と協力の上保護し、動物保護施設への搬送に協力する。

資料 1.21 災害時における動物救護活動に関する協定書(埼玉県獣医師会南支部)

##### 2 指定避難所における動物の適正な飼育

環境衛生班は、草加保健所と連携し、飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導に協力する等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。環境衛生班は、避難所班と連携し、避難所内の衛生環境を保つため、ペット等に関する上記の避難所運営ルールを徹底するよう、飼い主及び避難者運営本部に対して協力を求めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。

##### 3 情報の交換

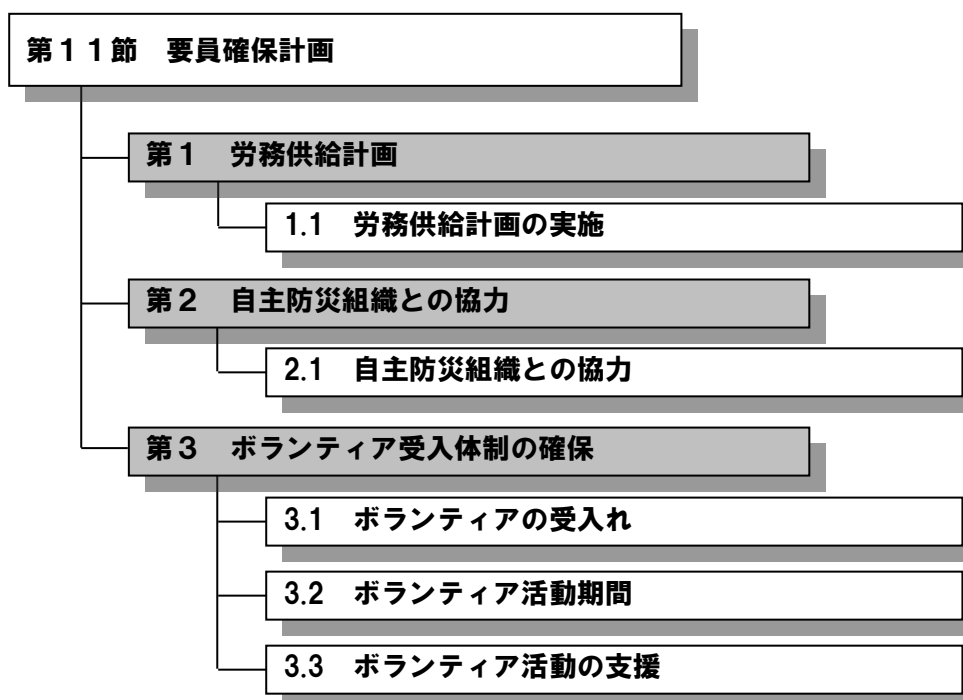
環境衛生班は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集・伝達・共有する。

- ① 各地域の被害及び指定避難所での動物飼育状況
- ② 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ③ 指定避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- ④ 他都縣市への連絡調整及び応援要請

##### 4 その他

環境衛生班は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する特定動物(危険な動物)等が逸走した場合、草加保健所、動物園及び警察と連携して、収容、管理に協力する。

## 第11節 要員確保計画



## 第1 労務供給計画

人事班は、活動人員やボランティアの人員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは、公共職業安定所を通じて労働者を雇用する。

### 1.1 労務供給計画の実施【人事班】

#### 1 実施責任者

労務供給についての計画の確立及びその実施は、人事班が行う。ただし、応急仮設住宅の給与及び医療・助産に要する者に関しては知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合又は知事の救助を待つことができない場合は、人事班が行う。

#### 2 労働力の供給

人事班は、次の応急救助を実施するために必要な最小限度の労力を供給する。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産における移送
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理、分配及び輸送
- ⑥ 遺体の搜索
- ⑦ 遺体の処理
- ⑧ 緊急輸送路の確保

雇用は、市だけでは必要な要員を確保できない場合、県に要請し、確保する。

#### 3 災害救助法が適用された場合の費用等

雇用にかかる賃金については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市は県に請求できる。

## 第2 自主防災組織との協力

統括班は、災害応急対策の万全を期するため、災害時には自主防災組織の協力を得て防災活動を行う。

### 2.1 自主防災組織との協力【統括班】

#### 1 自主防災組織の協力業務

統括班は、自主防災組織に対し、次の業務について協力を要請する。

- ① 異常現象・災害危険箇所等を発見した場合、市及び防災関係機関に通報すること
- ② 災害に関する情報を区域内の市民に伝達すること
- ③ 高齢者、子ども、障がい者等の安全確保に協力すること
- ④ 避難誘導、避難所内被災者に対する救援活動に協力すること
- ⑤ 指定避難所における炊き出し、救助物資の配分に協力すること
- ⑥ 指定避難所の運営・管理に協力すること
- ⑦ 被災区域内の秩序維持に協力すること
- ⑧ 被害状況の調査に協力すること
- ⑨ その他の災害応急対策業務に協力すること

#### 2 自主防災組織の協力方法

発災直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動体制に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。

市及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記に掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

### 第3 ボランティア受入れ体制の確保

混乱した状況下と対策要員が不足したなかで、ボランティアの積極的な活用を図ることにより、被災者の生活を支援していく。

資料 1.35 災害時における医薬品輸送等に関する協定書  
(災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部)

資料 1.36 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書  
(特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク)

資料 1.60 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書  
(社会福祉法人八潮市社会福祉協議会)

#### **3.1 ボランティアの受入れ【ボランティア支援班、広報班、市社会福祉協議会】**

##### 1 市災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、災害発生後直ちにボランティア支援班と連携し、指定された場所に市災害ボランティアセンターを設置する。

また、ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センターを通じて報道機関に協力を要請し、必要なボランティアを募集する。

##### 2 ボランティアコーディネーター(調整役)の選任

ボランティアの受け入れ、活動調整、派遣先の指示、人数の振り分け等はボランティアコーディネーターを中心にボランティア団体自身が行う。コーディネーターには、市社会福祉協議会の職員又はボランティア団体の中核的な者を充てる。

##### 3 ボランティアの受入窓口の設置

市社会福祉協議会は、民間のボランティア団体等と連携し、市災害ボランティアセンターにおけるボランティアを円滑に受け入れることができる体制を整備するとともに、派遣を伴うボランティア等の種別、人数等を把握する。また、特殊技能を有する専門ボランティアについては、ボランティア支援班に対し、受け入れ体制の整備を依頼する。

なお、市社会福祉協議会は、ボランティア等の受付を行う場合に「受入日」、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「活動予定期間」を記した「災害ボランティア受入名簿」を作成するとともに、災害ボランティアに対して「ボランティア活動保険のパンフレット」を配布するなどして、ボランティア活動保険天災地震補償プランについて周知を図り、加入を促す。

##### 4 ボランティアニーズの把握

市社会福祉協議会は、被災者への聞き取りや調査から、被災者のニーズや支援の必要性を確認する。

また、各課は、ボランティアの協力が必要な作業が発生した場合、内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、ボランティア支援班に要請する。

##### 5 ボランティア活動内容の広報

広報班は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を広報する。その際、県、近隣の市区町村、報道機関に

協力を要請する。

### **3.2 ボランティア活動期間**

ボランティアを受け入れ、活動を要請する期間は、災害応急対策時、復旧時の被災状況の推移と被災者の状況等を市長が判断し、決定する。

### **3.3 ボランティア活動の支援【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】**

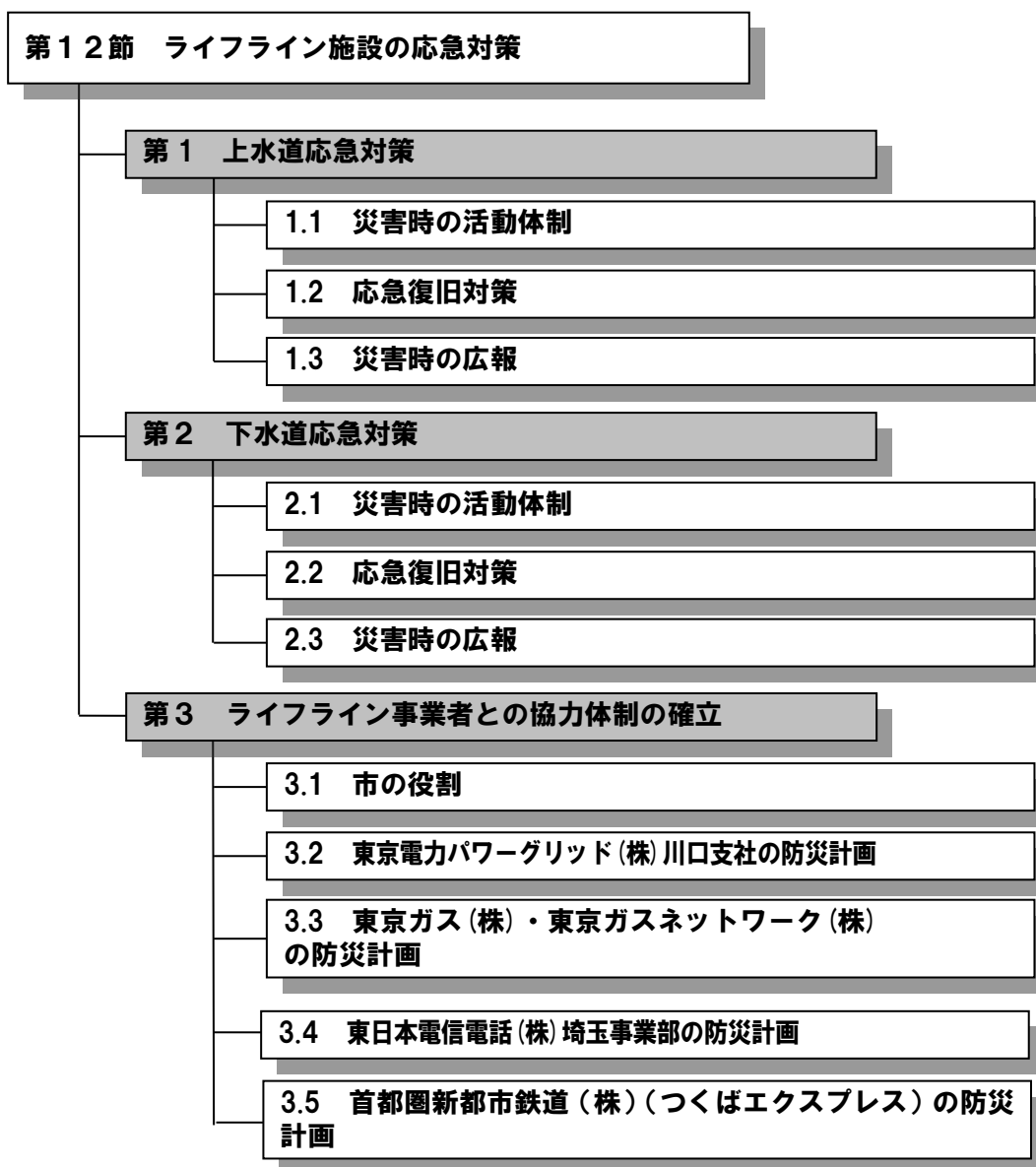
#### **1 ボランティア活動の支援**

市災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の健康管理を支援する。また、可能な範囲で宿泊場所の斡旋を行う。

#### **2 情報提供**

市災害ボランティアセンターは、ボランティア支援班と連携し、避難所情報、物資情報、交通情報等を収集・整理し、情報提供を行う。

## 第12節 ライフライン施設の応急対策





## 第1 上水道応急対策

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡体制を確立し、拠点への応急給水、応急復旧を実施する。また、混乱を防止するため水道施設の被害状況、応急復旧の状況について、積極的な広報活動を実施する。

### 1.1 災害時の活動体制【応急給水班】

#### 1 動員体制の確立

応急給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保するため、作業体制を確立する。

#### 2 応援要請

復旧の資機材及び人員の不足が発生した場合、応急給水班は、八潮市指定管工事事業協同組合と協定機関及び埼玉県災害対策本部、県災害対策本部、日本水道協会等に応援を要請する。

資料 1.22 災害時等における水道の応急活動に関する協定書（八潮市指定管工事事業協同組合）

資料 1.48 災害時等における資材の供給に関する協定書（富士機材との協定書）

資料 1.49 災害時等における資材の供給に関する協定書（大一企業との協定書）

### 1.2 応急復旧対策【応急給水班】

災害時における水道施設の応急復旧は、応急復旧計画（八潮市水道事業震災対策計画行動マニュアル）に基づき、人員の確保及び資機材等を調達して、復旧作業を進める。

#### 1 被害箇所の調査

応急給水班は、水道施設及び水源の被害状況の調査を行う。

#### 2 復旧順位

復旧に当たっては、原則として水道施設及び防災拠点となっている施設（病院、社会福祉施設、指定避難所、災害対策本部等）を優先する。配水管の復旧作業は、幹線、支管の順に行う。

#### 3 配水調整

災害時における配水調整は、被害を受けていない配水管を最大限に利用し、断水区域をできるだけ縮小することを基本とする。応急給水班は、応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。特に病院、社会福祉施設、指定避難所、災害対策本部等、防災拠点に給水することを最優先とする。

#### 4 仮設配管

応急給水班は、被害が甚大で相当期間復旧できない箇所等において、仮設配管を敷設し、臨時給水栓による給水を行う。

## 5 応急復旧の手順

応急給水班は、施設別応急対策を次の順序で行う。

- ① 浄水場施設の復旧
- ② 配水施設の復旧
- ③ 配水幹線、配水支管の復旧
- ④ 給水装置の復旧

ただし、災害の状況、各施設の被害等を勘案し復旧効果の最も大きいものから行う。

また、応急復旧は段階的に4週間以内で完了することを目標とする。

## 6 資機材等

応急給水班は、応急復旧に必要な資機材等を備蓄する。また、応急復旧に必要な資機材等については、自己保有のものでは不足することも考えられるため、日本水道協会との「災害時相互応援要綱」に基づき、必要に応じて応援を求める。

### **1.3 災害時の広報【広報班、応急給水班】**

#### 1 広報主体

広報班は、応急給水班と協力して次の内容に関する広報を行う。

#### 2 広報内容

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の場所及び応急給水方法
- ③ 水質についての注意事項
- ④ その他必要な事項

## **第2 下水道応急対策**

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、排水の万全を期する。

### **2.1 災害時の活動体制【道路班】**

道路班は、配備基準に基づき、職員を配置し、直ちに次の措置をとる。

- ① 指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図る。
- ② 可搬式排水ポンプ及び土工機材、作業用具は、所要量を確保し整備する。

### **2.2 応急復旧対策【道路班】**

道路班は、速やかに下水道等の巡視を実施し、損傷や異状を把握する。

また、下水管渠の被害に対して、汚水、雨水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。幹線の被害は、箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧又は本復旧を行い、幹線の復旧が終わり次第順次支線の復旧に着手する。

なお、被災状況に応じて「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき支援要請を行う。

### **2.3 災害時の広報【広報班、道路班】**

広報班は、道路班及び関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を、市民に広報する。

### 第3 ライフライン事業者との協力体制の確立

災害時におけるライフラインの途絶は、応急活動、救助・救援、市民の被災生活、さらに、途絶が長期化した場合には、生活復興や産業復興に大きな支障を与えることとなり、その社会的影響は甚大である。そのため、統括班は、各ライフライン事業者と密に連絡を取り合い、迅速かつ的確な復旧に努める。

#### 3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】

##### 1 ライフライン被災情報の収集

災害が発生した場合、情報班は、次のライフライン事業者に対し被害情報を問合せる。

□ライフライン事業者連絡先

事業者	住所	連絡先
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	川口市南鳩ヶ谷 7-4-6	0120-995-007
東京ガス(株)埼玉支社	さいたま市南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 203	048-862-8651
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17 さいたま新常盤ビル 6F	048-626-6623
首都圏新都市鉄道(株) (つくばエクスプレス)八潮駅	大瀬 6-5-1	048-995-7222

##### 2 ライフラインの復旧要請

災害によりライフラインの機能が停止した場合、統括班は、各ライフライン事業者に対し応急復旧を要請する。特に、次の防災拠点に関しては、優先的な復旧を要請する。

資料 1.23 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書(埼玉県電気工事工業組合)

- ① 病院
- ② 社会福祉施設
- ③ 指定避難所(小中学校等)
- ④ 災害対策本部
- ⑤ 草加八潮消防組合
- ⑥ その他防災上重要と思われる施設

##### 3 災害時の広報

広報班は、関係機関と連絡協調を図り、ライフライン施設の被害状況、復旧の状況等を、市民に広報する。

## 3.2 東京電力パワーグリッド(株)川口支社の防災計画

災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

### 1 応急対策

#### (1) 電力供給の維持

- ① 電力は社会秩序の維持及び復旧活動に不可欠であるため、非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
- ② 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、電力供給を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。

#### (2) 要員の確保

非常災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、速やかに要員の確保に努める。

#### (3) 被害状況の把握

非常災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況把握に努める。

- ① 一般被害情報等
  - ・ 気象及び地象情報
  - ・ 一般被害情報
  - ・ 停電による主な影響状況
  - ・ 地方自治体、消防機関、官公署、報道機関、顧客への対応状況
  - ・ その他災害に関する情報(交通情報等)
- ② 東京電力パワーグリッド(株) 関連被害情報
  - ・ 東京電力パワーグリッド(株) の施設の被害状況
  - ・ 復旧資機材、応援隊、食料等の要望
  - ・ 人身災害、その他の災害発生状況

### 2 復旧計画

#### (1) 復旧計画

- ① 各設備等の被害状況を速やかに把握し、復旧計画を策定する。
- ② 各設備の復旧順位は、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況及び復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

#### (2) 復旧作業者の標識

復旧作業者は所定の腕章を、また連絡車両、作業車両には所定の標識・標章等を掲示して、東京電力復旧作業であることを明示する。

(3) 復旧応援隊

被害が多で自社の工事力では、早期復旧が困難な場合は、本社本部は、他の電力会社等に対し応援要請を行う。

(4) 広報活動

- ① 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。
- ② 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関等を通じ、電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。
- ③ 非常災害が発生した場合は、八潮市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

### **3.3 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)の防災計画**

この防災業務計画(以下「この計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第39条第1項、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第1項及び首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定め、**東京ガス株式会社(以下、東京ガス)、東京ガスネットワーク株式会社(以下、東京ガスネットワーク)**による円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。そのため、大規模災害時等においては、**東京ガスと東京ガスネットワークが連携して災害対応にあたる。**

#### **1 災害応急対策に関する事項**

(1) 通報・連絡

① 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートのも多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

② 通報・連絡の方法

ア 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

イ 通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

(2) 災害時における情報の収集・連絡

① 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 気象情報

・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

イ 被害情報

- ・ 一般情報
  - 一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気・水道・交通(鉄道、道路等)・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
- ・ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況)
- ・ 出社途上における収集情報
- ・ その他災害に関する情報(交通状況等)
- ウ ガス施設等被害の状況及び復旧状況
- エ ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報
- オ 社員の被災状況
- カ その他災害に関する情報

(3) 災害時における広報

① 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

(4) 対策要員の確保

① 対策要員の確保

- ア 勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。
- イ 非常体制が発令された場合は、対策要員は予め定められた動員計画に基づき速やかに所属する本(支)部に出動する。
- ウ 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、予め定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

② 他会社等との協力

- ア 協力会社等とは、災害発生後直ちに出動要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。
- イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

(5) 事業継続計画の策定・発動

① 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低

限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

- ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- イ ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

② 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

(6) 災害時における復旧用資機材の確保

① 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ア 取引先・メーカー等からの調達
- イ 被災していない他地域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通

② 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、予め調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(7) 非常事態発生時の安全確保

① 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大及び被災者の生活確保を最優先に行う。

## 2 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画の策定

① 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

- ア 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ・復旧手順及び方法



- ・復旧要員の確保及び配置
- ・復旧用資機材の調達
- ・復旧作業の期間
- ・供給停止需要家等への支援
- ・宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ・その他必要な対策

イ 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

なお、臨時供給に当たっては、関係機関(国、都県、日本ガス協会等)と連携を図る。

(2) 復旧作業の実施

① 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

② 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア 高・中圧導管の復旧作業

- ・区間遮断
- ・漏えい調査
- ・漏えい箇所の修理
- ・ガス開通

イ 低圧導管の復旧作業

- ・閉栓作業
- ・復旧ブロック内巡回調査
- ・被災地域の復旧ブロック化
- ・復旧ブロック内の漏えい検査
- ・本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ・本支管混入空気除去
- ・灯内内管の漏えい検査及び修理
- ・点火・燃焼試験(給排気設備の点検)
- ・開栓

### 3.4 東日本電信電話(株)埼玉事業部の防災計画

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

#### 1 応急対策

##### (1) 災害時の活動体制

###### ① 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

###### ② 情報連絡

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、行政の災害対策本部、その他各関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

##### (2) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を実施する。

###### ① 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

###### ② 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等により災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

###### ③ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

###### ④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により輻輳の恐れがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

###### ⑤ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、臨時通信回線の設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

##### (3) 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

① 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

② 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

③ 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 災害時の広報

- ① 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通がでないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- ③ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳<sup>ふくそう</sup>トーキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

2 復旧対策

(1) 復旧要員計画

- ① 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。
- ② 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

(2) 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

(3) 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線の利用等による情報収集活動等を行う。

(4) 通信の輻輳<sup>ふくそう</sup>対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳<sup>ふくそう</sup>する場合は、災害時優先電話等の救済を目的とした対地別の規制等の措置を講ずる。

(5) 復旧工事の実施

復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

**3.5 首都圏新都市鉄道(株)(つくばエクスプレス)の防災計画**

1 施設の現況

路線延長(m)	: 58,260 (58.3km)
地下区間	: 16,312
高架区間	: 25,523
盛土区間	: 1,888
切土区間	: 4,353
橋梁区間	: 10,184

## 2 予防計画

- (1) 風水害等対策のため、沿線に設置した各防災設備からの情報と気象庁等からの広域気象情報により、災害予測、検地し、各箇所への情報連絡設備の充実に努める。
- (2) 土木構造物、軌道、駅舎及び電気・機械設備は、それぞれの実施基準等に基づいて保守点検を行い、必要に応じ補修を実施する。
- (3) 沿線防災設備システム(風速、地震、水位、雨量、レール温度、大気温度測定装置)によるリアルタイムに収集される気象情報を基に列車運転規制を行い、より安全な輸送を確保する。
- (4) 乗務係と総合指令との情報交換は、デジタル列車無線システムにより、効率化、信頼性の向上を図る。

## 3 応急対策

### (1) 活動体制

災害が発生した場合、事故・災害対策規程に基づき災害対策本部を設置し、総合指令所もしくは対策本部長が指示した箇所に現地対策本部を設置する。

### (2) 情報連絡体制

- ① 列車無線、沿線電話等を利用し、災害情報、応急活動の連絡指示を行う。
- ② 必要に応じて緊急自動車の出動を行う。

### (3) 浸水時の対応

#### ① 救護活動

換気口、駅出入り口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を行っている。

- ② 万一浸水した場合は直ちに旅客を安全な箇所へ誘導し安全を図る。

### (4) 災害時の広報

- ① 旅客に対して各駅の構内放送・掲示表示、車内放送等により、事故の内容、復旧見込み、運行計画及び振替輸送等の案内を行う。
- ② 利用者に必要な情報をホームページに掲載する。適宜報道機関に発表する。

## 4 事故発生時の救護活動

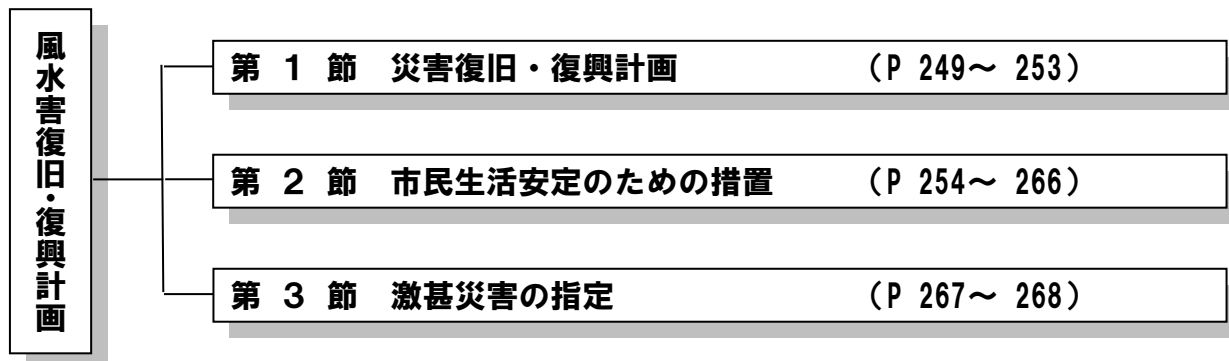
旅客の誘導、放送案内等により、駅構内の混乱防止と負傷者の救護措置を行うとともに、医療機関、警察署及び消防機関等の救援を要請する。

## 5 復旧対策

災害に対する復旧体制は、人命に係るもの及び列車の運行に直接関係のある設備の復旧を優先して行う。

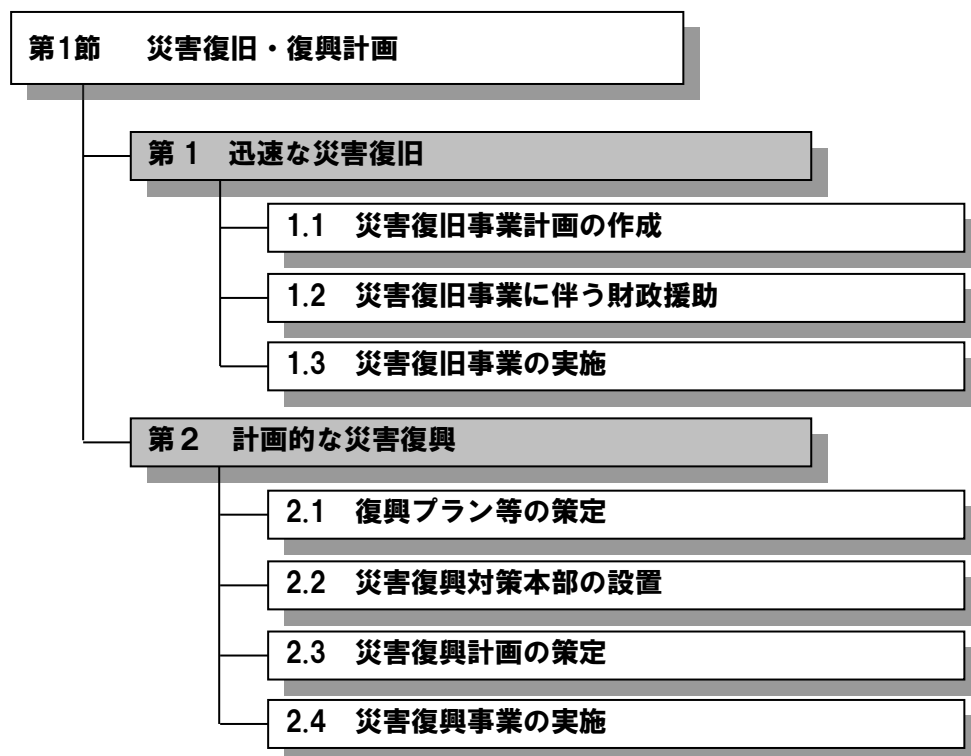
## 第4部 風水害復旧・復興計画

### 風水害復旧・復興計画の構成





## 第1節 災害復旧・復興計画



## 第1 迅速な災害復旧

発災後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を作成し、迅速にその実施を図る。

### 1.1 災害復旧事業計画の作成【市有施設所管課】

被災した公共施設を所管する課は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

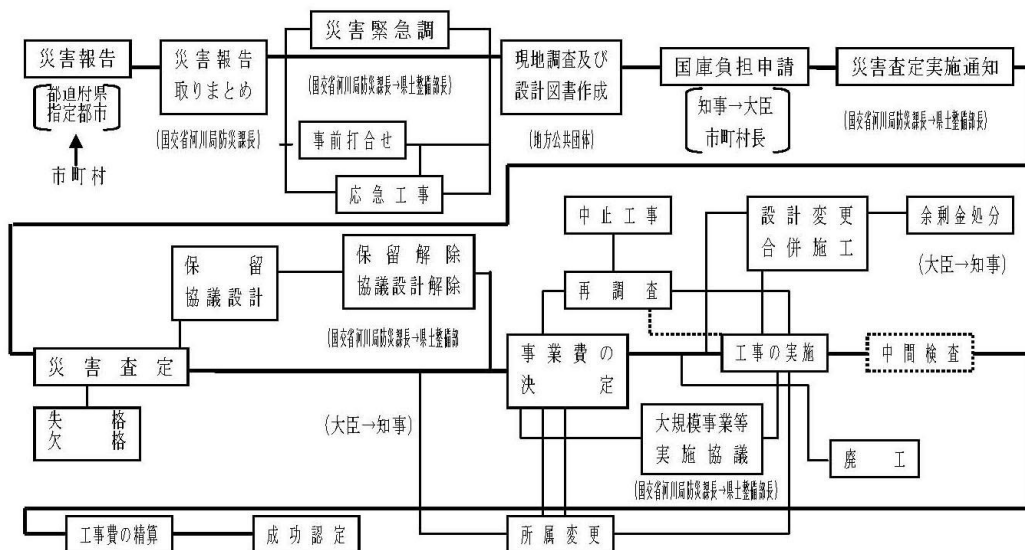
復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、以下に示すとおりである。

#### □災害復旧事業計画の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

#### □公共土木施設災害復旧手続(県)





## **1.2 災害復旧事業に伴う財政援助【市有施設所管課】**

被災した公共施設を所管する課は、関係機関と協力しながら、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担するものについては、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業は、次のとおりである。

### □法律に基づく財政援助措置

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法                                     |
| 2  | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法                                       |
| 3  | 公営住宅法  |
| 4  | 土地区画整理法  |
| 5  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律                             |
| 6  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                                       |
| 7  | 予防接種法  |
| 8  | 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する |
| 9  | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律                          |
| 10 | 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置                             |
| 11 | 水道法  |

## **1.3 災害復旧事業の実施【市有施設所管課】**

被災した公共施設を所管する課は、災害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども市民に対して理解を得るよう努める。

## **第2 計画的な災害復興**

被災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフラインの都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する新たな整備を実施することである。

市は、復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

### **2.1 復興プラン等の策定【統括班】**

統括班は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。また、復興まちづくりの人材育成のため、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。

### **2.2 災害復興対策本部の設置【統括班、道路班】**

統括班及び道路班は、被災市街地の状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

### **2.3 災害復興計画の策定【道路班】**

#### **1 災害復興方針の策定**

道路班は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

#### **2 災害復興計画の策定**

道路班は、災害復興方針に基づき、道路班を中心として、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

### **2.4 災害復興事業の実施【道路班、応急危険度判定班】**

#### **1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施**

##### **(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定**

道路班は、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合、県に建築制限区域の指定を要請する。

##### **(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続**

道路班は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指

定し、建築行為等の制限等を行う。

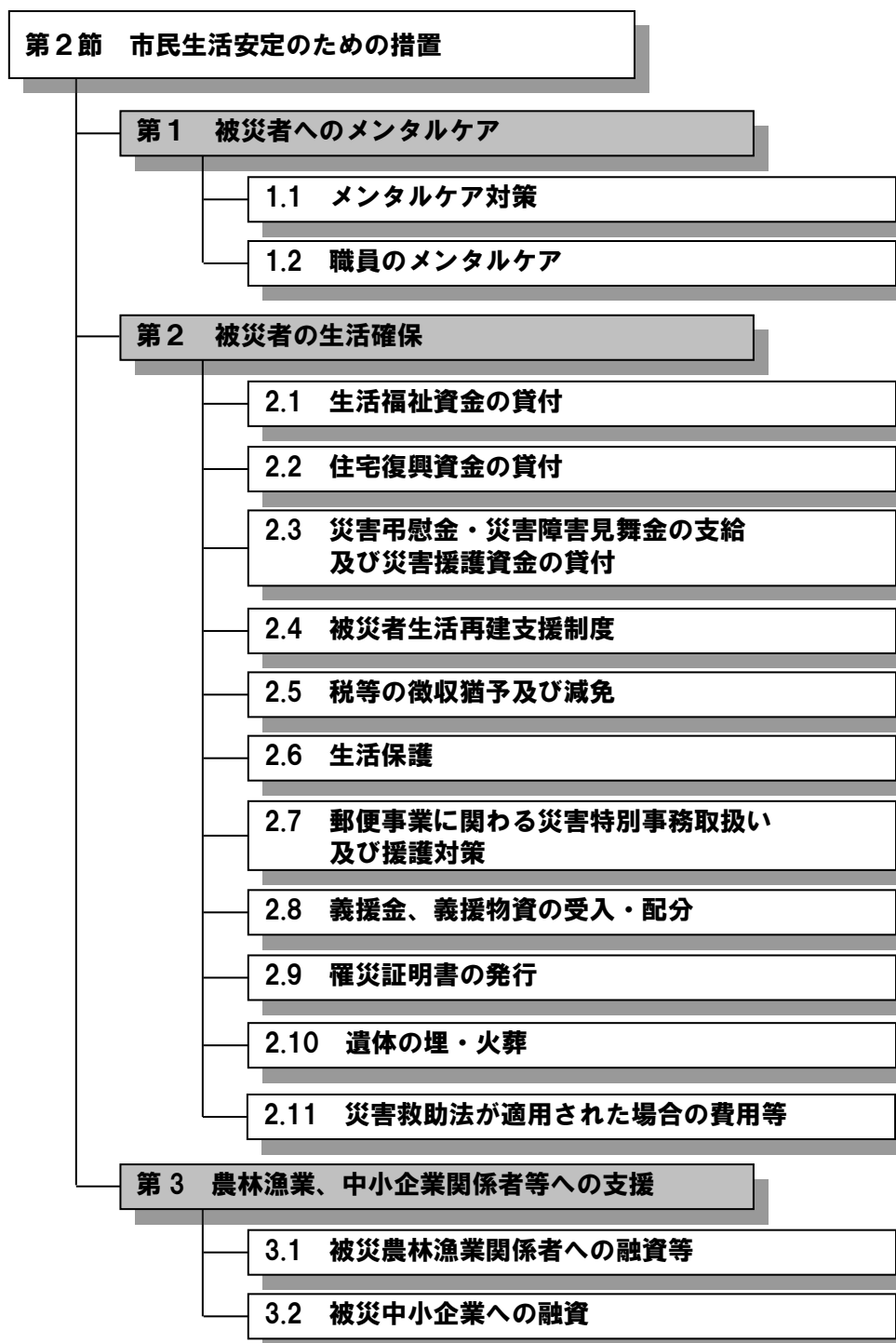
被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手續と同様の手順で行う。

## 2 災害復興事業の実施

道路班は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

また、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ県と復興手續について検討を行う。

## 第2節 市民生活安定のための措置



## 第1 被災者へのメンタルケア

災害によって深く心が傷ついた心理状態〔心的外傷後ストレス障害(PTSD等)〕を癒す、あるいは症状を軽くするための対策を講じる。

### 1.1 メンタルケア対策【医療対策班】

#### 1 PTSD(Post Traumatic Stress Disorder)症状の理解

PTSDの症状は、無力感や徒労感といった精神的なものだけでなく、頭痛、めまい、吐き気、生理不順といった具体的な身体の変調をもたらし、被災後すぐに症状があらわれる者から半年経ってからはっきりしてくる者もある。

具体的には、次のような症状が1か月以上も続く状態のことである。医療対策班は、草加保健所や関係機関と協力して、その症状を理解した上でメンタルケア対策に努める。

#### □PTSDの症状

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○災害の光景が忘れられない</li><li>○何事にも無関心でいようとする</li><li>○過度の生理的緊張状態が持続する</li></ul> |
|--|

## 2 各種対策

### (1) 被災者個人の対策

- ① 誰もが災害を体験したものであり、自分個人だけのものではないことを認識する
- ② 誰でも無関心や無感動になると自覚し、そうした気持ちを否定しない
- ③ できるだけ活動的にしている
- ④ 現実から逃げない
- ⑤ どういう災害であったかを本気で考える
- ⑥ 善意を素直に受け入れる
- ⑦ 一人になれる時間をもつ

### (2) 行政の対応

- ① 相談窓口には医師、臨床心理士、保健師等専門家を配置し各種相談に対応する
- ② 各種情報を提供するための市民向け講演会等を実施する
- ③ 専門家による指定避難所、家庭訪問による巡回相談を実施する
- ④ 専門家による相談電話(フリーダイヤル)を設置する

## **1.2 職員のメンタルケア【人事班、医療対策班】**

### **1 職員のストレス要因**

職員は、災害時において、当然のことながら自らも被災者の一人であるが、被災者である市民の対応など、慣れない応急対策業務及び復旧・復興対策業務に従事することとなり、自分自身の健康の問題を自覚しにくく、また自覚したとしても使命感のために休息、治療が後手にまわりやすい。統括班は、医療対策班とともに産業医などの協力を得ながら衛生管理に努める。

職員のストレス要因は、以下の事項が考えられる。

- ① 発災直後における業務形態の慢性化による身体的疲労
- ② 社会的責任、使命感による心理的疲労
- ③ 被災者との直接の接触により、怒り等の強い感情を向けられる
- ④ 災害現場の目撃によるトラウマ反応
- ⑤ 他地域からの要員の場合、出向に伴う生活の不規則化、ストレス対処法の困難化等が生じること

### **2 職員のストレス解消対策**

#### (1) 業務ローテーションと役割分担の明確化

災害直後はやむを得ないとしても、統括班は、出来るだけ早期に、交替要員を確保し交代時期を明確にする。また、業務や責任を分担し、負担の軽減を図る。

#### (2) 職員のストレスについての教育

職員に対し、ストレスによって心身のバランスを崩すことは誰にでも起こる可能性があり、それが恥じるべきことではなく、適切に対処すべきことであることを認識させる。

#### (3) 心身のチェックと相談

心身の変調についてのチェックリストを職員に手渡す等、必要があれば健康相談を受けられる体制を確立する。

## 第2 被災者の生活確保

大規模災害時には、多くの市民が罹災し、家や家財等の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。このような混乱を速やかに收拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付等を行う。

### 2.1 生活福祉資金の貸付【社会福祉課、広報班】

県社会福祉協議会は、災害によって被害を受けた低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、速やかに自立更正を図るため、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金貸付制度により資金の貸付を予算の範囲内で行う。社会福祉課は、これを立案し、広報班と連携して市民に周知する。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.55 生活福祉資金貸付制度に基づく福祉費

### 2.2 住宅復興資金の貸付【道路班】

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。道路班は、市民からの貸付手続に関する相談に応じる。

なお、住宅復興資金の融資の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.56 災害復興住宅融資の建設資金融資に基づく資金貸付

資料 2.57 災害復興住宅融資の補修資金融資に基づく資金貸付

### 2.3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付【社会福祉課】

社会福祉課は、八潮市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給し、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付の詳細については、資料編参照のこと。

資料 1.4 八潮市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料 2.58 災害弔慰金の支給

資料 2.59 災害障害見舞金の支給

資料 2.60 災害援護資金の貸付

## 2.4 被災者生活再建支援制度【社会福祉課】

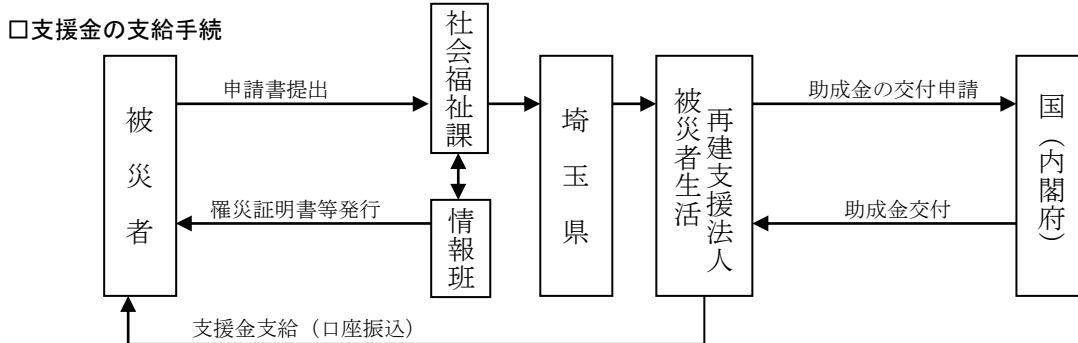
### 1 被災者生活再建支援制度の概要

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により、自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。社会福祉課は、市民からの申請手続に関する相談に応じる。

資料 2.61 被災者生活再建支援制度の概要

### 2 支援金の支給

社会福祉課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。



### 2.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【社会福祉課】

#### 1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一の災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

そのため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設した（平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。

制度創設後も全国的に局地的な災害が相次ぎ、平成 29 年台風 21 号では県内においても現行制度で救済できない被災者が多数いた。そこで県と県内全市町村で検討し、半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が拡充された（令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。また、令和 2 年 12 月に支援法が改正され、半壊のうち、中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられた。支援法と同様の支援を行う制度趣旨から中規模半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が見直された（令和 3 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。

#### (1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。



(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。

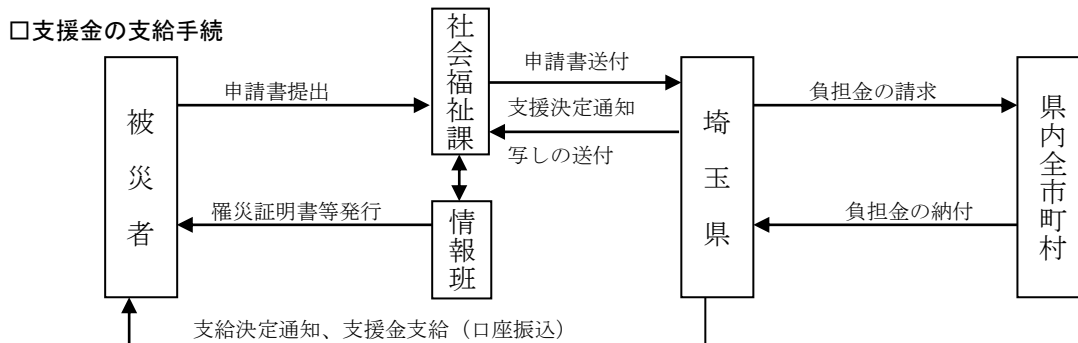
(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。

資料 1.45 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

2 支援金の支給

社会福祉課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。



**2.5 税等の徴収猶予及び減免【納税課、国保年金課】**

災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

1 市税の納税緩和措置

(1) 納期の延長

被災した納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められるときには、当該期限を延長する。

災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者等の申請により、市長は納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が市税を納入することができないと認められるとき、市長は、その者の申請により1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

### (3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

#### ① 市民税

被災した納税義務者等本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

#### ② 固定資産税

災害又は天候の不順により、著しく価額を減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)について、被災の程度に応じ、市長が必要と認めるものについては減免を行う。

#### ③ 国民健康保険税

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の状況の程度に応じて減免を行う。

## 2 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情があるときは、申請に基づき、国保年金課が内容を審査の上、日本年金機構理事長に免除申請者を通達する。

## 3 保育料の減免

災害により損失を受けた場合、その損失の程度に応じて減免する。

## 4 介護保険法による措置

要介護認定更新の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたとき、当該被保険者は、その理由の止んだ日から1か月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。

## **2.6 生活保護【社会福祉課】**

被災者の恒久的生活確保のため県及び社会福祉課は、生活保護法にもとづく保護の要件に適合している被災者に対して、その実状を調査のうえ、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講じる。

## **2.7 郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策【日本郵便(株)草加支店】**

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

### 1 郵便はがき等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は、日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

## 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は、日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

## 3 被災地あて救助用郵便の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

## 4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

## **2.8 義援金、義援物資の受入・配分【総務班、財政班、広報班、物資班、要配慮者支援班、統括班、会計課】**

一般から拠出された義援金、義援物資で、市に寄託されたもの及び県知事又は日本赤十字社支部から送付された災害対策本部名義の義援金品を、确实・迅速に被災者に配分する。

### 1 義援金の受付

#### (1) 受付窓口の開設

要配慮者支援班は、義援金の受付窓口を開設し、会計課は銀行等に災害対策本部名義の義援金の受付口座を開設し、窓口及び振込による義援金を受け付ける。

### 2 受付・募集

#### (1) 義援金の受付

##### ① 受付

義援金の受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。

##### ② 受領書の発行

要配慮者支援班は、受領した義援金についての受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

資料 第11号様式 義援金品

##### ③ 災害対策本部への報告

要配慮者支援班の班長は、義援金の受付状況について、本部員を通じて災害対策本部に報告する。

## (2) 義援物資の受付

## ① 受付

義援物資は、開設した物資集積拠点で受け付ける。

## ② 物資の管理

物資集積拠点内で管理する。

## (3) 義援金、義援物資の募集

被災者に対する義援金、義援物資の募集を必要とする場合、広報班は、要配慮者支援班からの情報をもとに、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。

## 3 義援金の保管及び配分

## (1) 義援金の保管

① 要配慮者支援班は、市に直接寄託された義援金及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援金を被災者に配分するまでの間、義援金の受付口座に預金保管する。

## (2) 義援金の配分

① 統括班は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。要配慮者支援班は、配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。

② 広報班は、被災者に対し、市の広報紙及びホームページに掲載し、義援金の配分について広報する。

③ 要配慮者支援班の班長は、被災者への配分状況について、統括班に報告する。

**2.9 罹災証明書の発行【被害認定調査班】**

## 1 証明の範囲

罹災証明で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の種類の被害とする。

## □証明事項

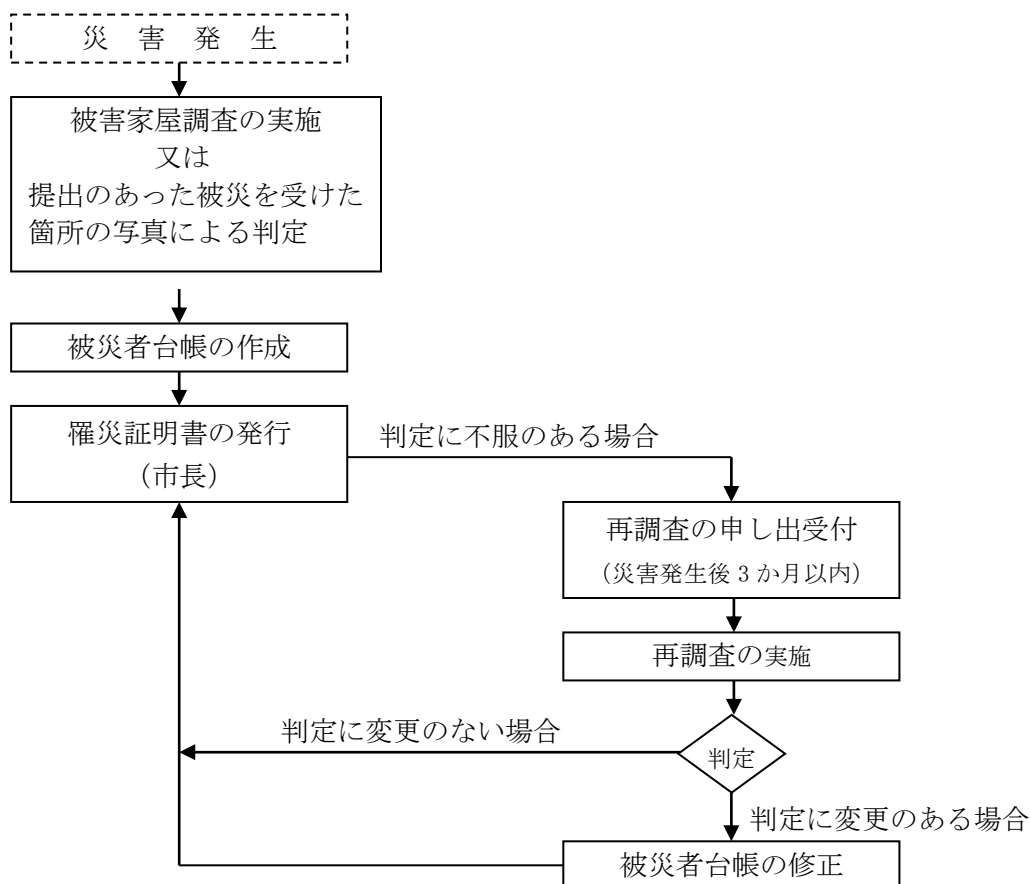
被害の種類	証明事項
人的被害	①死亡 ②行方不明 ③負傷
物的被害	①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤準半壊 ⑥準半壊に至らない（一部損壊）

災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】より

## 2 罹災証明書発行の流れ

罹災証明書の発行の流れは、次のとおりである。

なお、統括班は、住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真撮影することについて普及啓発に努めるものとする。



## 3 被害調査の実施

市域に係る災害が発生し、被災者から申請があった場合、被害認定調査班は、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査する。

## 4 被災者台帳の作成

被害認定調査班は、被害調査の結果、住民基本台帳データ、家屋データ等を集積した「被災者台帳」を作成し、罹災証明書を発行するための基本台帳とする。なお、罹災者台帳に記載する事項は、次のとおりとし、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用についても検討を行うものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所

- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

## 5 罹災証明書の発行

「被災者台帳」に基づき、市長は申請のあった被災者に対し、被災者支援を適切かつ円滑に実施するため、遅滞なく、罹災証明書を発行する。

市長は、罹災証明書の発行を円滑に行うため、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努める。

資料 第12号様式 罹災証明書

□発行場所

候補地	所在地	連絡先
八潮メセナ展示室	中央 1-10-1	048-998-2500
八潮メセナ・アネックス	大瀬 1-1-1	048-997-3777

## 2.10 遺体の埋・火葬【医療対策班】

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により医療対策班が実施する。

### 1 埋・火葬の実施

#### (1) 埋・火葬の実施

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、医療対策班が県災害対策本部と調整を行い、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

また、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合は、医療対策班が応急的に埋・火葬を実施する。

資料 2.41 火葬場の応援要領

#### (2) 他の市区町村に漂着した遺体

遺体が他の市区町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合、遺体の身元が判明しているときは、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市区町村に連絡して引き取らせる。ただし、法適用地が混乱期のため引き取ることが不可能なときは、漂着先市区町村が県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)する。

#### (3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて埋・火葬を実施する。

(4) 葬祭関係資材の支給

次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- ① 棺(付属品を含む)
- ② 埋葬又は火葬
- ③ 骨壺又は骨箱

(5) 埋・火葬に伴う留意点

焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

## **2.11 災害救助法が適用された場合の費用等**

遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において、市が県に請求できる。

また、期間は災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

### 第3 農業、中小企業関係者等への支援

災害により被害を受けた農業者又は団体、中小企業等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

#### 3.1 被災農業関係者への融資等【都市農業課】

県は、災害により被害を受けた農業者又は団体に対して復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法等に基づき融資する。

また、農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は仮払いによって早期に共済金の支払いができるよう措置する。

都市農業課は、これを被災農業関係者へ周知する。

なお、被災農業関係者への融資等の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.65 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

資料 2.66 日本政策金融公庫の貸付条件

資料 2.67 株式会社日本政策金融公庫・農林漁業セーフティネット資金

資料 2.68 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

資料 2.69 農業災害の補償等

#### 3.2 被災中小企業への融資【商工観光課】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関の融資並びに埼玉県信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資を迅速かつ円滑に行う。

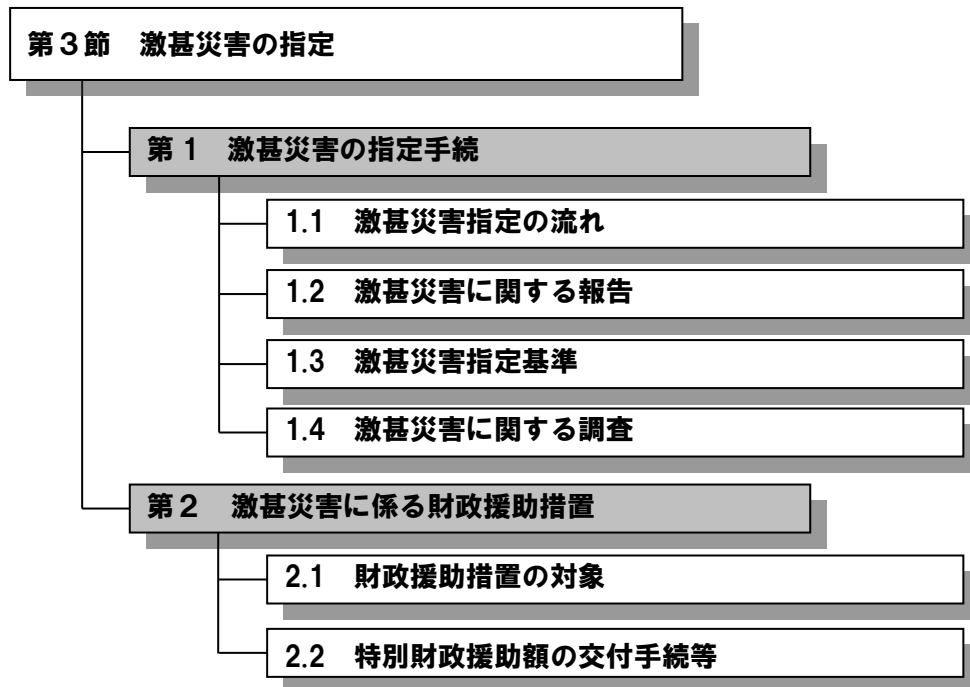
商工観光課は、中小企業の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握するとともに、国、県及び政府系金融機関等が行う金融との特別措置について周知する。

なお、被災中小企業への融資の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.70 経営安定資金(災害復旧資金)



## 第3節 激甚災害の指定



## 第1 激甚災害の指定手続

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

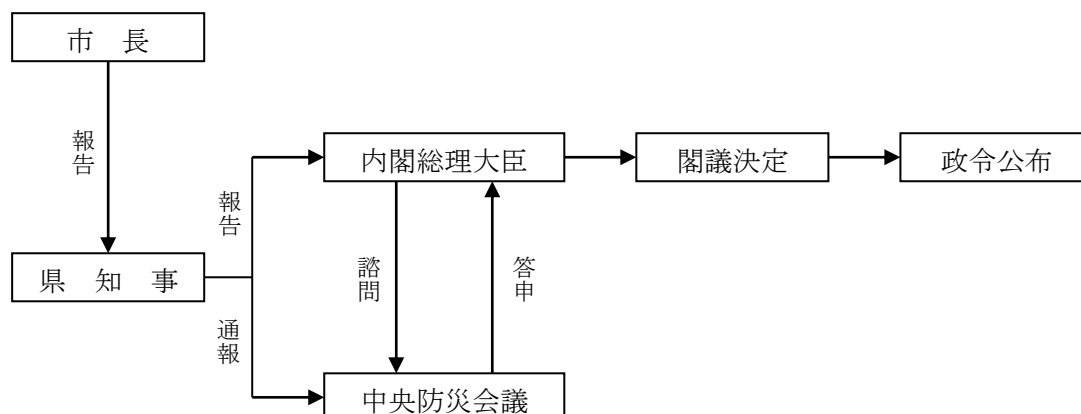
大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急・復旧を実施するため、激甚法による助成援助等を受けるための手続を速やかに行う。

### 1.1 激甚災害指定の流れ【統括班】

統括班は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、県を通じて内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

□激甚災害指定の流れ



### 1.2 激甚災害に関する報告【統括班】

#### 1 知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を知事へ報告する。

#### 2 報告事項

被害状況の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度

- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

### **1.3 激甚災害指定基準【統括班】**

#### **1 激甚災害指定基準**

中央防災会議で決定された基準であり、国が特別の財政援助を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

なお、激甚災害指定基準については、資料編参照のこと。

資料 2.71 激甚災害指定基準

#### **2 局地激甚災害指定基準**

中央防災会議で決定された基準であり、災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するための基準である。

なお、局地激甚災害指定基準については、資料編参照のこと。

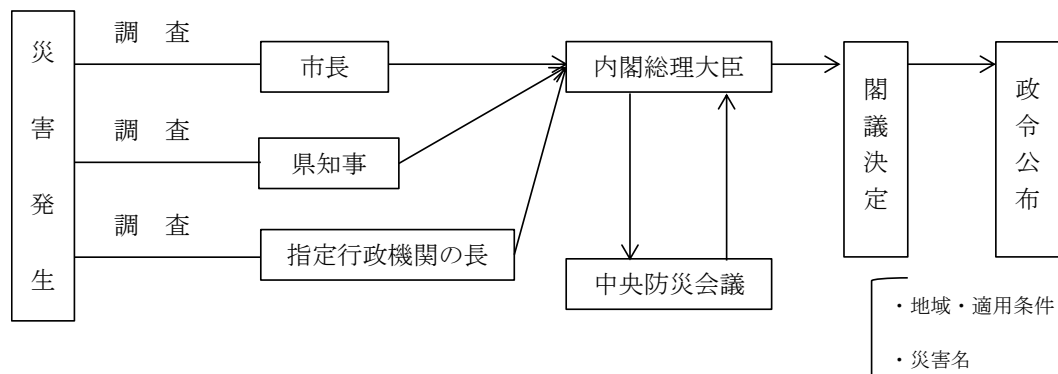
資料 2.72 局地激甚災害指定基準

### **1.4 激甚災害に関する調査【統括班】**

県は市の被害状況を検討のうえ、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。統括班は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第2 激甚災害に係る財政援助措置

市は、激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



### 2.1 財政援助措置の対象【財政班】

#### 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
- (14) たん水排除事業

## 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

## 3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

## 4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 日本私学振興財団の業務の特例
- (4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (10) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (11) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

### **2.2 特別財政援助額の交付手続等【財政班】**

激甚災害の指定を受けたとき、財政班は、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、国に提出する。



**八潮市地域防災計画**  
**【大規模火災・事故災害対策編】**





# 大規模火災・事故災害対策編

## 大規模火災・事故災害対策編

第 1 節 総則 (P 272～ 273)

第 2 節 大規模火災対策計画 (P 274～ 281)

第 3 節 危険物等災害対策計画 (P 282～ 287)

第 4 節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画  
(P 288～ 297)

第 5 節 道路災害対策計画 (P 298～ 302)

第 6 節 鉄道事故対策計画 (P 303～ 305)

第 7 節 航空機事故対策計画 (P 306～ 308)

第 8 節 雪害対策計画 (P 309～ 312)

第 9 節 文化財災害対策計画 (P 313～ 314)

第 10 節 火山噴火降灰対策計画 (P 315～ 325)





## 第1節 総則

### 第1節 総則

#### 第1 想定する事故災害

#### 第2 事故対策の基本方針

##### 2.1 事故対策の目標

##### 2.2 事故対策計画の策定

---

## 第1 想定する事故災害

本市の想定する事故災害は、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼし、又は社会的に影響を与える以下の事故災害とする。

- 1 大規模火災
- 2 危険物等災害
- 3 放射性物質及び原子力発電所事故災害
- 4 道路災害
- 5 鉄道事故災害
- 6 航空機事故災害
- 7 雪害
- 8 文化財災害
- 9 火山噴火・降灰災害

## 第2 事故対策の基本方針

### 2.1 事故対策の目標

本市の事故対策は、事故災害の発生を予防するとともに、事故が発生した場合の甚大な被害に対応し、被害を最小限にとどめる対策を目標とする。

### 2.2 事故対策計画の策定

大規模火災・事故災害対策編では、「第1 想定する事故災害」で想定した各種事故災害について、予防計画及び応急対策活動計画を策定する。

なお、応急対策活動については、災害対策本部を設置する前は発生した事故災害に関する課で実施するものとし、災害対策本部設置後は本部長の指示に従い、各班において応急対策活動を実施するものとする。

## 第2節 大規模火災対策計画

### 第2節 大規模火災対策計画

#### 第1 大規模火災予防

#### 第2 大規模火災対策

## 第1 大規模火災予防

### 1 基本方針

密集した市街地で火災が発生した場合は、大規模な火災に発展することが予想され、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながるおそれがある。市は、被害を最小限にとどめるため、都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行うとともに、県、警察、草加八潮消防組合、消防団等と連携を強化し、大規模な火災が発生した場合は、迅速かつ的確に対応するための体制整備を図る。

### 2 災害に強いまちづくりの形成【草加八潮消防組合、道路班、応急危険度判定班】

道路班及び応急危険度判定班は、火災による延焼拡大の防止を図り、被害を軽減するため、建築物や公共施設の耐震・耐火化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、防火地域又は準防火地域の計画的な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、草加八潮消防組合は、耐震性貯水槽や河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

草加八潮消防組合は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

#### (1) 火災に対する建築物の安全化

##### ① 消防用設備等の整備、維持管理

草加八潮消防組合は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

##### ② 建築物の不燃化

水防・道路班、草加八潮消防組合は、建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進する。

- ・都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域又は準防火地域の指定拡大
- ・市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯の役割を持つ道路の整備
- ・消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
- ・高層建築物等に係る防災計画指導

(2) 火災発生原因の抑制

① 建築物の防火・防災管理体制

草加八潮消防組合は、学校、工場等収容人員50人(病院、劇場、百貨店等30人)以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させ、施設規模に応じて、防災管理者を選任させる。

また、防火・防災管理者を育成するため、防火・防災管理に関する講習会を開催し、防火・防災管理能力の向上を図る。

② 予防査察指導の強化

草加八潮消防組合は、消防法の規定に基づき、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に市域の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努める。また、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導する。

③ 高層建築物等の火災予防対策

草加八潮消防組合は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

④ 火災予防運動の実施

草加八潮消防組合は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回、春季と秋季に火災予防運動を実施する。

**3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え【草加八潮消防組合、道路班、統括班、避難所班、要配慮者支援班、広報班、施設管理者】**

(1) 情報の収集・連絡

① 情報の収集・連絡体制の整備

草加八潮消防組合は、国、県、近隣市区町、草加警察、消防団等との情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 情報の分析整理

草加八潮消防組合は、平時から防災に関する情報の収集及び蓄積に努め、火災発生又は延焼拡大の危険性がある区域を把握し、被害を想定するとともに火災発生の抑制に努める。

③ 通信手段の確保

草加八潮消防組合は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、消防救急無線システム等の高機能指令システムの整備・拡充、及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。



---

## (2) 災害応急体制の整備

### ① 職員の体制

統括班は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ防災対応マニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用法、他の職員や関係機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への習熟を図る。

草加八潮消防組合は、草加八潮消防組合警防規程に従い、体制を整えるものとする。

### ② 防災関係機関相互の連携体制

道路班は、応急復旧活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関と相互応援協定の締結を促進する等、連携の強化に努める。

## (3) 消火活動体制の整備

草加八潮消防組合は、平時から消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防体制の整備に努める。また、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、大規模火災発生時等に給水活動等の協力が得られるよう、コンクリートミキサー車等を所有する事業者が加盟する団体等と協定等を締結すること。

火災を覚知した場合には、周辺住民及び自主防災組織等は、消火器等による初期消火に取り組む必要がある。また、大規模な地震で火災が発生した場合には、消防機関等が必ずしも迅速に対応できないこともありうることから、周辺住民及び自主防災組織等がスタンバイパイプや可搬式小型動力ポンプにより消火活動に当たることが必要となる。

## (4) 緊急輸送活動への備え

道路班は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

## (5) 避難収容活動への備え

### ① 指定避難所・避難場所

統括班は、指定避難所、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知徹底する。また、指定避難所として指定された建物の施設管理者は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、避難所班は、あらかじめ、避難所運営に関して必要な知識等の普及に努める。

### ② 避難誘導

避難所班及び指定避難所に指定された施設の管理者は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、要配慮者支援班は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練の実施に努める。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

広報班は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制の整備に努める。

広報班は、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

(7) 防災関係機関等の防災訓練の実施

① 訓練の実施

草加八潮消防組合及び防火管理者は、大規模火災を想定し、市民参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。また、訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

草加八潮消防組合及び防火対象物の施設管理者は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じ体制等の改善を行う。

**4 防災知識の普及、訓練【草加八潮消防組合、要配慮者支援班】**

(1) 防災知識の普及

草加八潮消防組合は、関係機関の協力を得て、年2回、春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知する。また、災害時の行動マニュアル等を作成し、配布するとともに、研修等を通じて、火災予防思想と具体的な予防知識の普及・啓発を図る。

また、教育総務課は、学校等において、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関係設備等の普及

草加八潮消防組合は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

要配慮者支援班は、草加八潮消防組合と連携して、要配慮者に対する防災知識の普及や防災訓練の実施に努めるとともに、地域における要配慮者の支援体制の整備に努める。

## 第2 大規模火災対策

### 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保【草加八潮消防組合】

#### (1) 災害情報の収集・連絡

##### ① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

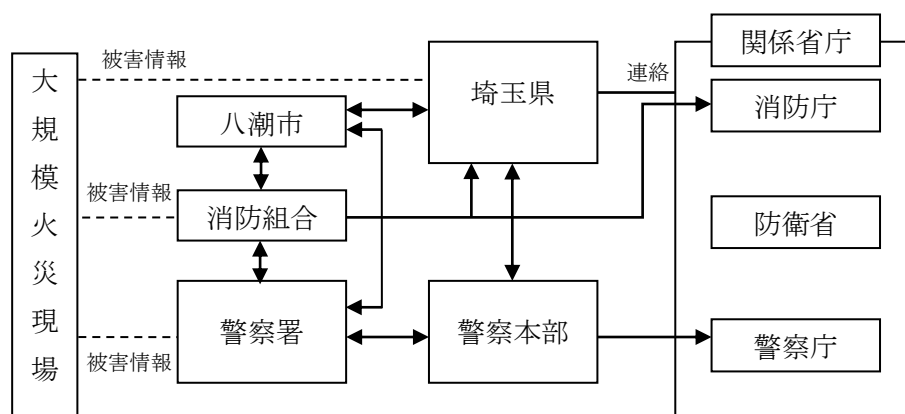
草加八潮消防組合は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

##### ② 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。

□大規模火災情報の収集・連絡系統



##### ③ 応急対策活動情報の連絡

草加八潮消防組合は、県に応急対策活動の実施状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

#### (2) 通信手段の確保

草加八潮消防組合は、災害発生後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

### 2 活動体制の確立【統括班、草加八潮消防組合】

#### (1) 活動体制

統括班は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生した場合、統括班は災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等と連携のもと、災害応急活動を円滑

に行う体制を整える。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者等は、発災後速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報の収集・伝達体制の確立等、必要な対策を講じる。

(3) 広域的な応援体制

市長は、被害の規模に応じ、特に必要と認めときは、知事に対し応援を要請する。

### 3 消火活動【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、大規模火災が発生した場合は速やかに火災の状況を把握するとともに、警防計画に従い、迅速に消火活動を行うものとする。

さらに、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。統括班は、草加八潮消防組合と連携し、木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域を確認し、強風下における火災や飛び火の特性も含めて、住民へ火災発生及び延焼リスクを周知する。

### 4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動【道路班、草加八潮消防組合】

(1) 緊急輸送活動

草加八潮消防組合は、車両やヘリコプター等、状況に応じた輸送手段を確保するとともに、被害の状況、緊急度、重要度を考慮した的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路班、草加警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### 5 避難誘導【草加八潮消防組合、避難所班、要配慮者支援班】

草加八潮消防組合は、発災後随時、火災の規模、延焼拡大の可能性等を検討し、市民の避難が必要と判断した場合、速やかに、延焼危険のない指定避難所又は避難場所を選定し、消防団、避難所班、要配慮者支援班並びに自主防災組織等と協力して、延焼危険地域の市民を避難誘導する。

### 6 施設・設備の応急復旧活動【施設管理者】

火災が発生した事業所の施設管理者は、専門技術を持つ人材等を活用するなどして、施設・設備の緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、応急復旧を速やかに行う。

---

## 7 被災者等への的確な情報伝達活動【広報班、要配慮者支援班】

### (1) 被災者等への的確な情報伝達活動

広報班は、次の情報について、掲示板、広報車、広報紙等によるほか、報道機関の協力を得て、適切かつ迅速に広報を行う。また、要配慮者支援班と協力して、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した広報を行う。

- ① 大規模火災の状況
- ② 安否情報
- ③ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ④ 医療機関などの情報
- ⑤ 各機関が講じている対策に関する情報
- ⑥ 交通規制の状況
- ⑦ 飛び火への警戒

### (2) 市民への的確な情報の伝達

広報班は市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

### (3) 市民への避難誘導等

火勢が消防力を上回り、延焼拡大のおそれがあると判断した場合には、市長は、避難情報を発令することができるよう、草加八潮消防組合との情報・伝達・共有体制を確保し、火災の状況を的確に把握する。

### (4) 関係者等からの問合せに対する対応

広報班は必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する。また、効果的・効率的な情報の収集・伝達・共有に努める。

## 第3節 危険物等災害対策計画

### 第3節 危険物等災害対策計画

第1 危険物等災害対策計画

第2 高圧ガス災害対策計画

第3 火薬類災害対策計画

第4 毒物・劇物災害対策計画

第5 サリン等による人身被害対策計画

---

## 第1 危険物等災害対策計画

### 1 予防対策【草加八潮消防組合】

消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、危険物製造所等の所有者、管理者、占有者及び危険物の取扱作業者に対し、保安体制の強化、適正な施設の維持管理及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

#### (1) 危険物製造所等の整備

草加八潮消防組合は、次のとおり危険物製造所等の整備改善を図る。

- ① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ② 立入検査を励行し、災害防止の指導をする。

#### (2) 危険物取扱者制度の運用

草加八潮消防組合は、次のとおり危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- ① 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- ② 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ③ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

#### (3) 危険物施設の安全管理の徹底

草加八潮消防組合は、次のとおり施設及び取扱いの安全管理体制の整備を図る。

- ① 施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。
- ② 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。

### 2 応急対策【草加八潮消防組合】

危険物等による災害が発生した場合、施設管理者は、草加八潮消防組合、草加警察、関係機関と連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

## 第2 高圧ガス災害対策計画

### 1 予防対策【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、次により高圧ガス施設の安全性の向上を図るため、指導を強化する。

- (1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と必要な情報交換等を行い、密接な連携のもと、防災上の指導を行う。
- (3) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

### 2 応急対策【施設管理者】

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから、草加八潮消防組合、草加警察等と連絡を密にして速やかに、次の措置を講ずる。

なお、高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領(平成17年3月17日決裁)」に基づき応急措置を実施する。

- (1) 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- (2) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- (3) (1)、(2)に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- (4) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される、液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。



---

## 第3 火薬類災害対策計画

### 1 予防対策

県は、次により猟銃・火薬類の安全性の向上を図るため、指導を強化する。

- (1) 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、公共の安全の確保を図る。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

### 2 応急対策【施設管理者】

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

## 第4 毒物・劇物災害対策計画

### 1 予防対策

毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を県が実施することで災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

### 2 応急対策【施設管理者】

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

## 第5 サリン等による人身被害対策計画

本計画は、市内にサリン等による人身被害(以下「人身被害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ強力に応急対策活動が実施できるよう関係機関との連携体制、職員の動員体制を整備する。

### 1 応急体制【統括班、草加八潮消防組合】

#### (1) 活動体制

統括班は、市域に人身被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、県地域防災計画、市地域防災計画等に基づき、県、近隣市区町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

#### (2) 応急措置

##### ① 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、迅速かつ確実な原因解明に努め、速やかに応急措置を実施する。

##### ② 情報収集・伝達・共有

統括班は、人身被害が発生した場合は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に伝達するとともに、応急対策に関して市で既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に伝達する。

##### ③ 救出、救助

草加八潮消防組合は、県及び関係機関と連携し、救出、救助活動にあたる。

### 2 避難誘導【草加八潮消防組合、避難所班、要配慮者支援班】

市長、草加警察等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示を行う。

#### (1) 事業者等の対応

事業者等は、人身被害に関わる建築物、車両、船舶その他の場所にいる住民等を速やかに安全な場所に避難誘導する。

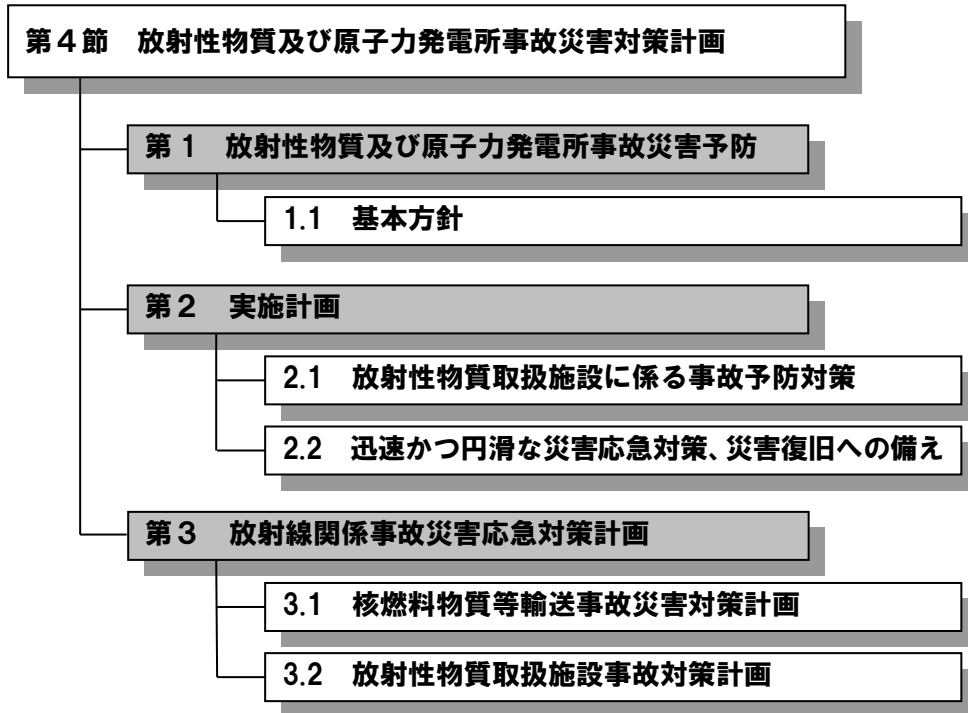
#### (2) 消防機関の対応

草加八潮消防組合は、事業者、警察機関と協力し、人身被害に関わる建築物、車両、船舶その他の場所にいる住民等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

#### (3) 被害現場周辺の住民の避難

避難所班、要配慮者支援班は、被害現場周辺の避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

## 第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画



---

## 第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防

### 1.1 基本方針

放射性物質の取扱い等を規制することは、国の所掌事項であるが、放射性物質事故は、市域に甚大な影響を与えることとなることから、関係機関との連携、応急資機材の確保、避難等に関する事項について定める。

## 第2 実施計画

### 2.1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策【草加八潮消防組合】

#### 1 放射性物質取扱施設の把握

草加八潮消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

#### 2 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

施設管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

### 2.2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### 1 情報の収集・伝達・共有体制【草加八潮消防組合、統括班】

##### (1) 情報の収集・伝達・共有体制の整備

統括班及び草加八潮消防組合は、国、県、関係市区町村、草加警察、消防団、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・伝達・共有体制を整備する。

##### (2) 通信手段の確保

統括班及び草加八潮消防組合は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編 第2部 第2節 災害情報体制の整備」による。

## 2 災害応急体制の整備【統括班、各班】

### (1) 職員の体制

統括班は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ、応急活動のための防災対応マニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法、他の職員や関係機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への習熟を図る。

### (2) 防災関係機関の連携体制

各班は、応急復旧活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関との連携を強化する。また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、草加八潮消防組合は、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県その他の関係機関との連携を図る。

## 3 緊急被ばく医療体制の整備【草加八潮消防組合、医療対策班】

### (1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

草加八潮消防組合、医療対策班は、あらかじめ市内の医療機関の放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握する。また、必要に応じ、県と協力して市外・県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図るよう努める。

### (2) 被ばく検査体制の整備

草加八潮消防組合、医療対策班は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び市外からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ草加保健所や医療機関等における検査体制を把握するよう努める。

### (3) 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合に備えて、草加八潮消防組合は、県と連携し、車両やヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努める。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、消防隊員等の二次汚染防止に留意する。

## 4 防護資機材の整備【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

## 5 指定避難所の指定及び避難収容活動への備え【統括班、避難所班、要配慮者支援班】

### (1) 大規模な避難住民の受入

放射能事故に伴う大規模な避難住民の受入については、「風水害対策編 第3部 第7節避難計画」を準用する。

(2) 指定避難所の指定

統括班は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ指定避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。(「風水害対策編 第2部 第4節避難予防対策」により実施する。)

(3) 避難誘導

避難所班、要配慮者支援班は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。(「風水害対策編 第2部 第4節避難予防対策」により実施する。)

**6 飲料水の供給体制の整備【応急給水班】**

応急給水班は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「風水害対策編 第2部 第5節 第1応急給水体制の整備」を準用して飲料水を供給する。

**7 広報体制の整備【広報班】**

広報班は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に広報を実施できるよう、報道機関と連携を図り、平時から広報体制を整備する。

**8 住民相談窓口の整備【広報班】**

広報班は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ整備を行う。

**9 防災教育・防災訓練の実施【医療対策班、環境衛生班、統括班】**

(1) 防災関係者の教育

統括班は、医療対策班の協力のもと、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて職員に対し、次の事項についての教育を実施する。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に市がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 市民に対する知識の普及

環境衛生班は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して平時より次の防災対策に関して啓発活動を実施する。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に市がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ その他必要と認められる事項

(3) 訓練の実施と事後評価

統括班は、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施する。

また、訓練後には、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

### **第3 放射線関係事故災害応急対策計画**

#### **3.1 核燃料物質等輸送事故災害対策計画**

##### **1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡【統括班、草加八潮消防組合】**

(1) 事故情報の収集・連絡

草加八潮消防組合は、原子力事業者の原子力防災管理者から核燃料物質等の輸送中に、核燃料物質等の漏洩等の事故が発生した旨の通報及び応急対策の活動状況の連絡を受けた場合、県に事故発生時の通報及び応急対策の活動状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

統括班は、核燃料物質等の漏洩等の事故が発生後、直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

##### **2 活動体制の確立【統括班、草加八潮消防組合】**

(1) 活動体制

① 事業者の活動体制

事業者等は、核燃料物質等の輸送中に事故が発生した場合、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じる。

また、草加八潮消防組合、警察官等の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。



② 市の活動体制

統括班は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

(2) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた草加八潮消防組合は、直ちにその旨を消防庁及び県へ報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

《警戒区域の設定に係る留意事項》

警戒区域(応急対策を行うために必要な区域)として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請は「風水害対策編 第3部 第2節広域応援要請計画」によるものとする。

**3 消防活動【草加八潮消防組合】**

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合、草加八潮消防組合は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、市域に被災がなく、被災市区町村や相互応援協定を締結している市区町からの応援要請があった場合は、迅速かつ円滑に応援を実施する。

**4 原子力緊急事態宣言発出時の対応**

(1) 災害対策本部の設置

国が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置した場合、市長は市災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認められた場合、市長は市災害対策本部を閉鎖する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する措置を施し、安全性が確保された後搬送する。

6 退避・避難収容活動など【統括班、要配慮者支援班、避難所班、広報班】

(1) 退避・避難等の基本方針

統括班は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、あるいは核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

□屋内退避、避難等の措置についての指標

屋外にいる場合に予測される被ばく線量(予測線量当量) (mSv:ミリシーベルト)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

注：防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域(警戒区域)を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ・核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形(現場が帯状であった場合は楕円形)半径15mとする。

※核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」(原子力安全委員会)において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

② 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市区町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を各地域住民に講じるよう指示等をする。

③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、草加警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 屋内退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は指定避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

(4) 指定避難所の運営管理

避難所班は、指定避難所の開設に当たり情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。（「風水害対策編 第3部 第7節避難計画」により実施する。）

(5) 要配慮者への配慮

要配慮者支援班は、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。特に、高齢者、障がい者における指定避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 周辺市民への情報伝達活動

広報班は、次の情報について、掲示板、広報車、広報紙等によるほか、報道機関の協力を得て、適切かつ迅速に広報を行う。また、援護班と協力して、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した広報を行う。

- ① 核燃料物質等事故・災害の状況
- ② 安否情報
- ③ 交通施設等の復旧状況
- ④ 医療機関などの情報
- ⑤ 各機関が講じている対策に関する情報
- ⑥ 放射線量等の測定結果
- ⑦ 交通規制の状況

(7) 市民等からの問合せに対する対応

広報班は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する。また、効果的・効率的な情報の収集・伝達・共有に努める。

## 7 各種規制措置と解除【環境衛生班、応急給水班、物資班】

### (1) 飲料水・食料の摂取制限等

環境衛生班、応急給水班、物資班は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び県の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・食料の摂取制限等を行う。

□食品衛生法の規定に基づく食品の放射性物質に関する放射性セシウムの基準値

対 象	放射性セシウム
一般食品	100 ベクレル/kg
乳児用食品	50 ベクレル/kg
牛乳	50 ベクレル/kg
飲料水	10 ベクレル/kg

### (2) 解除

市長は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、県及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態解除宣言があったときは、交通規制、屋内避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・食料の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

## 8 被害状況の調査等【避難所班、情報班】

### (1) 被災市民の登録

避難所班は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、県からの指示を受けた場合、原則として指定避難所・避難場所に収容した市民の登録を行う。

### (2) 被害調査

情報班は、県からの指示を受けた場合、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害の調査を行う。

- ① 退避・避難等の措置
- ② 立入禁止措置
- ③ 飲料水、食料の制限措置
- ④ その他必要と認める事項

## 9 住民の健康調査等【医療対策班】

医療対策班は、退避・避難した地域市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、「緊急被ばく医療体制の整備」(P.287)において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

### 3.2 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとする。

#### 1 事故発生直後の情報の収集・連絡【統括班、草加八潮消防組合、放射性物質取扱事業者】

##### (1) 事故情報の収集・伝達・共有

##### ① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

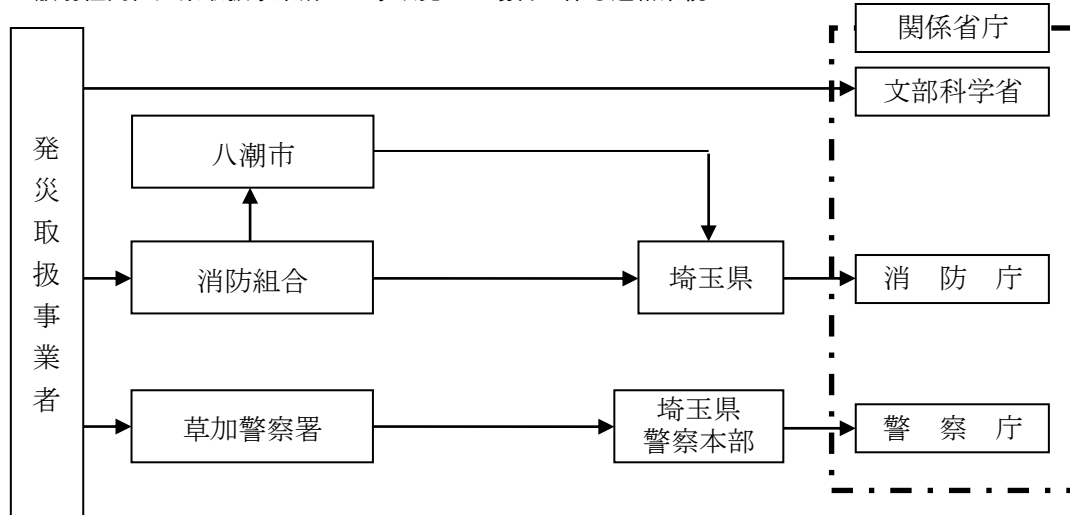
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

- ア 事故発生の時期
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況(風向・風速)
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予想される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

##### ② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・報告系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・報告系統は、次のとおりとする。

□放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



##### ③ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

草加八潮消防組合は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

##### (2) 通信手段の確保

統括班、草加八潮消防組合は、「情報の収集・伝達・共有体制」(P. 289)により通信の確保を行う。

## 第5節 道路災害対策計画

### 第5節 道路災害対策計画

#### 第1 道路災害予防

#### 第2 道路災害応急対策

## 第1 道路災害予防

### 1 基本方針

地震や水害その他の理由により道路構造物に大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

### 2 道路の安全確保【道路班】

#### (1) 道路パトロール等の実施

道路班は、道路施設等の異常を迅速に発見するため、道路パトロール等を実施し、異常の早期発見に努める。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者に対し災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するため、体制を整備する。

#### (2) 道路施設等の整備

##### ① 危険箇所の把握

道路班は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、あらかじめ確認し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者へ広報する。

##### ② 予防対策の実施

道路班は、以下の各予防対策に努める。

- ・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ・バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

##### ③ 資機材の整備

道路班は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を確保する。また、円滑な復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める

### 3 情報の収集・連絡【統括班、道路班】

統括班は、国、県、関係市区町村、草加警察、消防機関等と情報の収集・連絡体制を整備する。

道路班は、熊谷地方気象台が発表する気象情報等を有効に活用するための体制を整備する

#### 4 職員の体制【統括班】

統括班は、非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ防災対応マニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用法、他の職員や関係機関等との連絡等について定期的な訓練を実施し、職員への習熟を図る。

#### 5 防災関係機関相互の連携体制【道路班】

道路班は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、平時から関係機関と連携の強化を図る。なお、相互応援協定の締結については、「風水害対策編 第2部 第1節 第3応援協力体制の整備」に準じる。

#### 6 市民等への的確な情報伝達活動【広報班】

##### (1) 市民への的確な情報の伝達

広報班は、市民に対し、道路事故の状況、安否情報、周辺の被害状況等の情報を伝達する。

##### (2) 関係者等からの問合せに対する対応

広報班は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する。

## 第2 道路災害応急対策

### 1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保【草加八潮消防組合、道路班、統括班】

#### (1) 災害情報の収集・連絡

##### ① 事故情報等の連絡

草加八潮消防組合は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には速やかに県及び関係機関と相互に連絡を取り合う。

##### ② 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

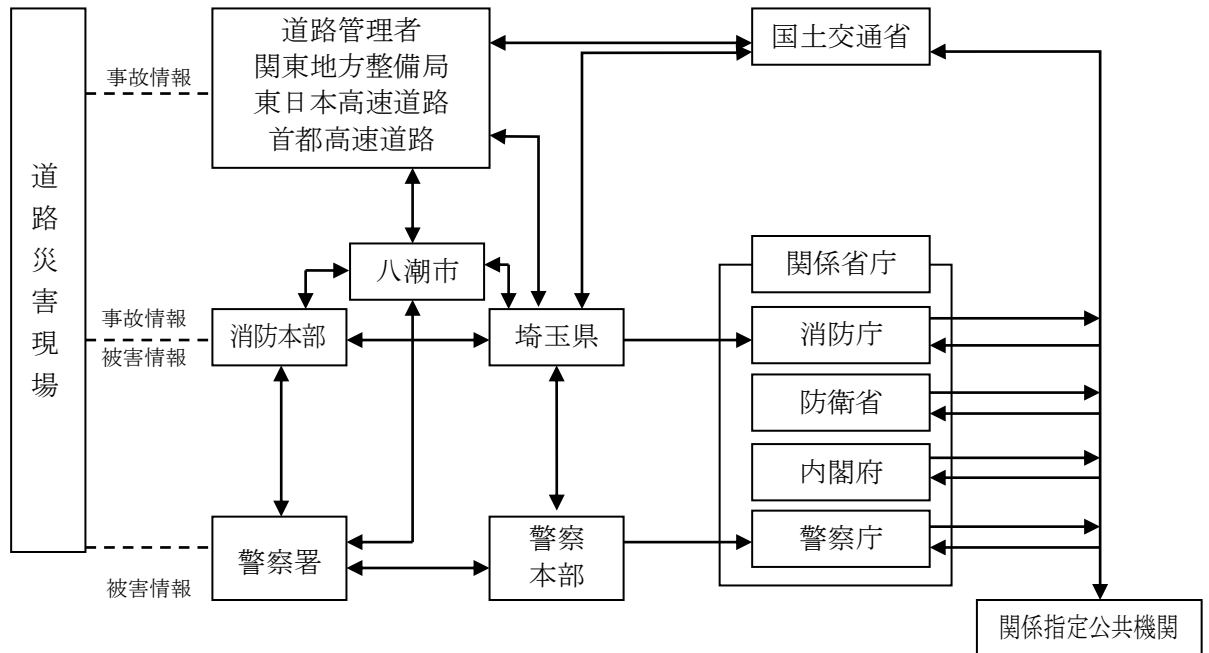
草加八潮消防組合は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

##### ③ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



## □道路災害情報の収集・連絡系統



## ④ 応急対策活動情報の連絡

草加八潮消防組合、道路班は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

## (2) 通信手段の確保

統括班は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

## 2 活動体制の確立【統括班、草加八潮消防組合】

統括班は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集・伝達・共有活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生した場合には、統括班は災害対策本部を設置し、草加八潮消防組合は速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

## 3 消火活動【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

## 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【道路班、草加八潮消防組合】

道路班は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

草加八潮消防組合は、車両やヘリコプター等、状況に応じた輸送手段を確保するとともに、被害の状況、緊急度、重要度を考慮した的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

## 5 危険物の流出に対する応急対策【道路班、草加八潮消防組合】

道路班は、草加八潮消防組合とともに危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

## 6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動【道路班】

道路班は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

## 7 被災者等への的確な情報伝達活動【広報班、草加八潮消防組合】

### (1) 被災者等への的確な情報伝達活動

広報班は、草加八潮消防組合と連携し、次の情報について、掲示板、広報車、広報紙等によるほか、報道機関の協力を得て、適切かつ迅速に広報を行う。また、要配慮者支援班と協力して、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した広報を行う。

- ① 道路災害の状況
- ② 安否情報
- ③ 医療機関などの情報
- ④ 各機関が講じている対策に関する情報
- ⑤ 交通規制の状況

### (2) 市民への的確な情報の伝達

広報班は、草加八潮消防組合と連携し、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を伝達する。

### (3) 関係者等からの問合せに対する対応

広報班は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び伝達に努める。

## 8 道路災害からの復旧【道路班】

道路班は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

## 第6節 鉄道事故対策計画

### 第6節 鉄道事故対策計画

#### 第1 鉄道事故対策

#### 第2 活動体制

#### 第3 応急措置

## 第1 鉄道事故対策

本計画は、市域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

## 第2 活動体制

市は、市域において鉄道事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画等の定めるところにより、県、近隣市区町及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、応急対策の実施に努める。

## 第3 応急措置

### 1 情報収集・伝達・共有【統括班】

統括班は、市域において鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を県、草加警察、草加八潮消防組合と共有伝達するとともに、応急対策に関して市が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について伝達する。

### 2 避難誘導【統括班、草加八潮消防組合】

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危機が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

#### (1) 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

#### (2) 消防機関の対応

草加八潮消防組合は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

#### (3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命・財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、避難の指示を行う。

### 3 救出、救助【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、救出・救助活動にあたるとともに、協力者の動員を行う。  
また、鉄道災害は、特殊な救助資機材を必要とするため、事前に資機材を整備する。

#### 4 消火活動【草加八潮消防組合】

鉄道事故は集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があることから、草加八潮消防組合は人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

#### 5 市民等への的確な情報伝達活動【広報班】

##### (1) 市民への的確な情報の伝達

広報班は、市民に対し、鉄道事故の状況、安否情報、周辺の被害状況等の情報を伝達する。

##### (2) 関係者等からの問合せに対する対応

広報班は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する。

## 第7節 航空機事故対策計画

### 第7節 航空機事故対策計画

#### 第1 航空機事故対策

#### 第2 活動体制

#### 第3 応急措置

---

## 第1 航空機事故対策

本計画は、市域において、航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、被害を最小限にとどめることを目的とする。

## 第2 活動体制

市は、市域において、航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画等の定めるところにより、県、近隣市区町、指定地方行政機関等の協力を得て、応急対策の実施に努める。

## 第3 応急措置

### 1 情報収集【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、市域において航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関して市が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

### 2 避難誘導【草加八潮消防組合、避難所班、要配慮者支援班】

#### (1) 消防関係機関の対応

草加八潮消防組合は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

#### (2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、避難の指示を行う。

#### (3) 乗客等の避難

草加八潮消防組合は、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

### 3 救出、救助【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、協力者の動員を行い、救出、救助活動にあたる。

### 4 消火活動【草加八潮消防組合】

航空機が市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されることから、草加八潮消防組合は、人命救助、救出活動を最優先として消火活動を実施する。

## 5 市民等への的確な情報伝達活動【広報班】

### (1) 市民への的確な情報の伝達

広報班は、市民に対し、航空機事故の状況、安否情報、周辺の被害状況等の情報を伝達する。

### (2) 関係者等からの問合せに対する対応

広報班は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する。



## 第8節 雪害対策計画

### 第8節 雪害対策計画

#### 第1 雪害予防計画

#### 第2 雪害応急対策計画

## **第1 雪害予防計画**

### **1.1 趣旨**

本計画は、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保、特に降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講ずる。

### **1.2 雪害対策の普及・啓発【統括班】**

統括班は、市民が実施する雪害対策の必要性や留意点等を周知して普及・啓発を図る。

なお、周知する内容は次のとおりである。

- (1) 家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化
- (2) 食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備
- (3) 歩道等の除雪協力等
- (4) 点検など自ら雪害に備えるための対策の実施
- (5) 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等の実施
- (6) 転倒及び屋根雪の落下注意
- (7) 大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛

### **1.3 大雪対応事前行動計画の作成【道路班】**

道路班は、大雪災害に対応するため、事前行動計画（タイムライン）の作成に努め、関係機関と共有する。

### **1.4 防災用資機材等の確保【道路班】**

道路班は、大雪災害に対応するため、必要に応じて雪害に対応する防災資機材等の整備を図る。

### **1.5 道路交通の確保【道路班】**

降雪に伴い、大規模な立ち往生等が発生することのないよう、道路班は、道路交通の確保をするため、優先除雪道路の選定及び除雪体制の整備を図るとともに、平時より凍結防止剤など必要となる資機材等の確保に努める。

また、大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる際は、乗員の生命が脅かされる自体となり得ることから、道路管理者と連携し、滞留車両の乗員に対し、物資の提供や安全確保等の乗員保護支援に努めるとともに、交通規制の状況等について周知に努めるものとする。

### **1.6 鉄道輸送の確保【首都圏新都市鉄道(株)】**

首都圏新都市鉄道(株)は、鉄道輸送を確保するため、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪、及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

## **1.7 通信及び電力供給の確保【東日本電信電話(株)埼玉事業部・東京電力パワーグリッド(株)川口支社】**

東日本電信電話(株)及び東京電力パワーグリッド(株)は、通信及び電力供給を確保するため、降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

## **第2 雪害応急対策計画**

### **2.1 応急活動体制の確立【統括班】**

統括班は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、活動体制を配備する。

### **2.2 積雪に関する被害情報の収集・分析・加工・共有・伝達【統括班】**

統括班は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集・分析・加工・共有・伝達するとともに、被害規模に関する概括的情報も含めて県に伝達する。

### **2.3 市民への情報発信【広報班】**

広報班は、降雪状況及び積雪の予報等について市民へ周知する。

### **2.4 積雪時における行動の周知【広報班】**

広報班は、大量の積雪が見込まれる場合、多様な伝達手段の中から有効的な伝達方法を選択の上、積雪に伴いとるべき行動を周知する。

なお、市民が積雪に伴いとるべき行動は次のとおりである。

- (1) 不要不急の外出は極力避ける。
- (2) 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- (3) 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- (4) 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- (5) 自動車を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変に備え、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。また、立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- (6) 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- (7) 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

### **2.5 効率的な除雪活動【統括班、道路班】**

#### **1 除雪活動の実施**

道路班は、市内で異常な積雪が発生した場合、優先除雪道路の交通確保を最優先として除雪

活動を実施する。除雪活動の実施における留意点は次のとおり。

- (1) 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- (2) 緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と連携して、交通を実施する。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

## 2 応援要請

統括班は、除雪実施が困難な場合、他の市町村又は県に対して除雪の実施又は除雪機械及びオペレータの確保を要請する。

応援要請後、除雪応援の受入れに当たり、情報共有や連絡体制等の受援体制を整備する。

また、除雪機械の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保に努める。

### **2.6 ライフライン事業者に対する支援【統括班】**

統括班は、被災情報、除雪状況、通行可能な道路等の情報提供、活動スペース等の貸し出しにより、ライフライン事業者の復旧作業を支援する。

## 第9節 文化財災害対策計画

第9節 文化財災害対策計画
---------------

## 1 趣旨

本計画は、市内に存在する貴重な文化財を災害から保護・保全し、正しく後世に伝えるための対策を講ずる。

## 2 火災予防体制【避難所班】

- (1) 防火管理体制の整備
- (2) 文化財に対する環境の整備
- (3) 火気使用の制限
- (4) 火気の厳重警戒と早期発見
- (5) 自衛消防と訓練の実施
- (6) 火災発生時における措置の徹底

## 3 防火施設の整備強化【避難所班】

- (1) 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- (2) 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- (3) 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

## 4 その他【避難所班】

- (1) 文化財に対する防火思想の普及徹底のための広報活動
- (2) 所有者に対する啓発
- (3) 管理保護についての助言と指導
- (4) 防災施設に対する助成

## 第10節 火山噴火降灰対策計画

### 第10節 火山噴火降灰対策計画

#### 第1 予防対策

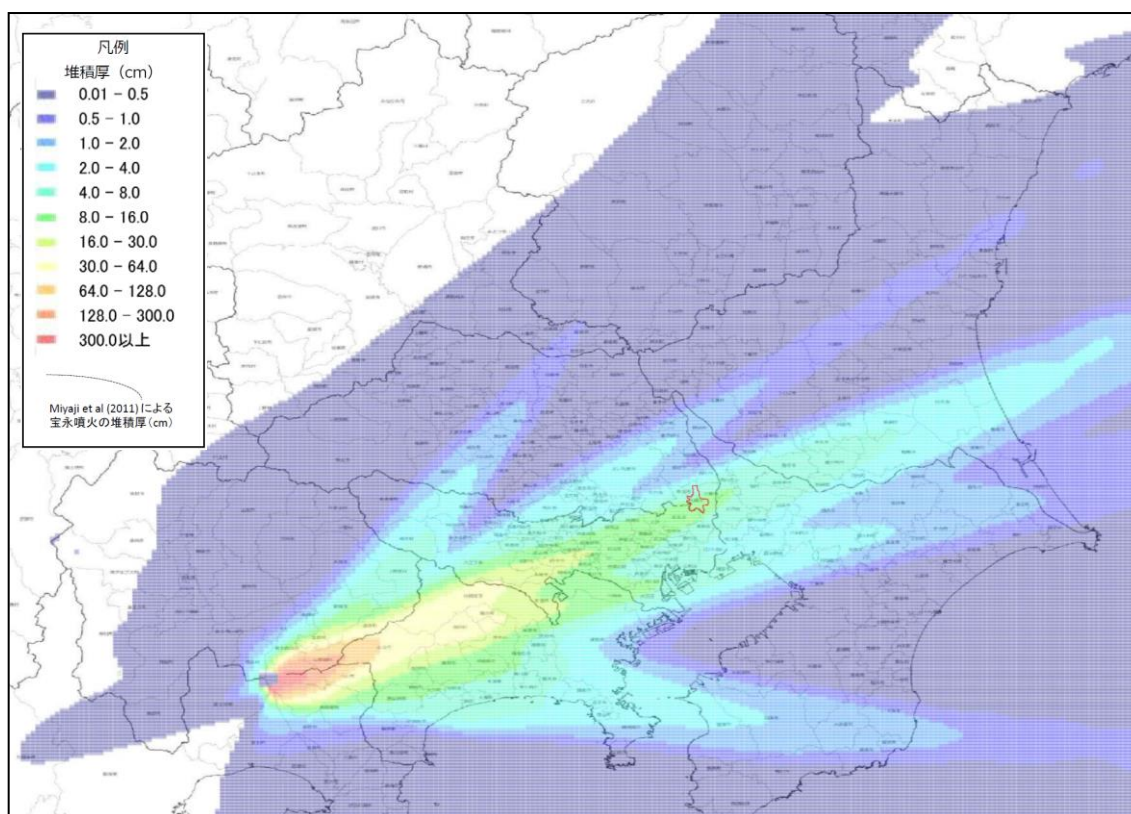
#### 第2 応急対策

## 1 火山噴火降灰被害想定

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性がある。

□富士山の噴火による降灰分布



(出)

典：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「降灰シミュレーションのパラメータと計算結果」より抜粋)

## 2 降灰とは

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、徐灰や堅牢な建物への避難が必要となる。



## ○ 火山灰の特徴

- ・粒子の直径が2 mmより小さな噴出物（2～0.063 mmを砂、0.063 mm未満をシルトと細分することもある）
- ・マグマが噴出時に破砕、急冷したガラス片、鉱物結晶片
- ・亜硫酸ガス（SO<sub>2</sub>）、硫化水素（H<sub>2</sub>S）、フッ化水素（HF）等のガス成分が付着
- ・水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- ・乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- ・硫酸イオンは金属腐食の要因
- ・溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- ・火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べて1,000℃と低い
- ・粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
  - 苦鉄質（シリカに乏しい） マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
  - 珩長質（シリカに富む） マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

※内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会より

## 3 噴火警報・予報、降灰予報

## ○ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

## ○ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生、ある いは切迫している状態に ある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生すると 予想される(可能性が高 まってきている)。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大 な影響を及ぼす(この範 囲に入った場合には生命 に危険が及ぶ)噴火が発 生、あるいは発生すると 予想される。	レベル3 (入山規制)
火口周辺警報	火口から少し離れ たところまでの火 口付近	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発 生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活 動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見 られる(この範囲に入っ た場合には生命に危険が 及ぶ)。	レベル1 (活火山であるこ とに留意)

## 噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは発生すると予 想される。	居住地域 嚴重警戒
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす(この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、 あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し 離れたところ までの火口周 辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範 囲に入った場合には生命に危険が 及ぶ)噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態 によって、火口内で火山灰の噴出 等が見られる(この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であるこ とに留意

○ 噴火速報

気象庁が、登山者が周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○ 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

○ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- ※1 降灰予報（定時）発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

### ③降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2 に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予測される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰予報で使用する降灰量階級表

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

### ○ 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

### ○ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

#### ①火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

#### ②月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

#### ③噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

## 第1 予防対策

### **1.1 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知【統括班】**

統括班は、火山噴火から生じる現象について、気象庁等から報道されたときに理解できるよう、降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知に努める。

### **1.2 事前対策の検討【統括班】**

統括班は、降灰によって生じることが想定される状況について、予防・事前対策を検討する。

なお、予防・事前対策を検討する必要がある事項は、市民の健康管理、空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農産物への被害軽減対策、上下水道施設への被害軽減対策等が該当する。

## 第2 応急対策

### 2.1 応急活動体制の確立【統括班】

統括班は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、活動体制を配備する。

### 2.2 降灰に伴う取るべき行動の周知【広報班】

広報班は、市内に降灰が予測されている場合、降灰時にとるべき行動を市民に周知する。

(1) 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。

(2) 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。

(3) 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウィンドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

### 2.3 降灰に関する情報の発信【統括班、広報班】

統括班は、県内に降灰予報を発表した場合又は市内で降灰を確認した場合、降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得する。また、広報班は、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

### 2.4 交通ネットワーク・ライフライン等への被害想定

○ 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）では、以下の被害が想定されている。

- ・鉄道：微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行の停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
- ・道路：乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の堆積厚で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道の停止に伴う交通量増等による、速度の低下や渋滞が発生する。
- ・物資：一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。

- ・人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
- ・電力：降雨時0.3cm以上の堆積厚で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数cm以上の堆積厚で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。
- ・通信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
- ・上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなったり、断水が発生する。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
- ・下水道：降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
- ・建物：降雨時30cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
- ・健康被害：降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

## **2.5 降灰に関する被害情報の報告【統括班】**

統括班は、降灰及び被害の状況を調査し、県に伝達するとともに、降灰に関する情報を熊谷气象台に提供を行う。

なお、調査する項目は次のとおりである。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取



- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ
- (8) 構成粒子の大きさ

## **2.6 指定避難所の開設・運営【避難所班、医療対策班】**

避難所班は、市内の被害状況を把握の結果、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊を確認した場合、指定避難所を開設し、被災者を受け入れる。

また、医療対策班は、指定避難所を巡回して健康相談を実施する。降灰被害による呼吸器系や目や皮膚への影響等について、被災者の健康把握に努める。

## **2.7 道路の応急復旧対策【道路班】**

道路班は、道路交通を確保するため、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合は、道路管理者間で調整を行い、道路上や側溝に堆積した降灰の除去対応を実施する。

## **2.8 一時的仮置き場の設置【環境衛生班】**

環境衛生班は、大型車両等の往来が可能な市有地又は市有施設を火山灰の一時的仮置き場として選定し、設置する。

## **2.9 降灰の処理方法【環境衛生班】**

火山灰の除去は、原則として土地所有者または管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市で実施する。また、各事業者から排出された灰については、各事業者又は施設管理者が、一時的仮置き場まで運搬する。

なお、環境衛生班は、火山灰の処分先及び処分方法については、今後の国の検討状況を踏まえ、県との協議のうえ、決定する。

## **2.10 農業者への支援【都市農業課】**

都市農業課は、県と連携し、農作物に付着した火山灰を、速やかに除去するように支援する。また、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を実施する。



**八潮市地域防災計画**  
**【複合災害対策編】**



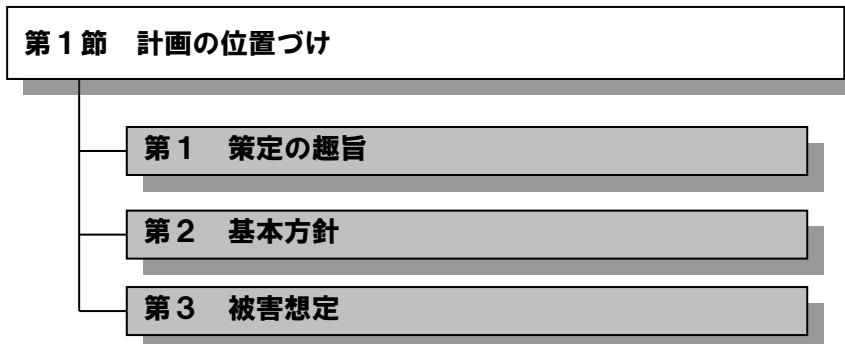
# 複合災害対策編

複合災害対策編	第 1 節 計画の位置づけ	(P 326～ 329)
	第 2 節 予防対策	(P 330～ 331)
	第 3 節 応急対策	(P 332～ 333)





## 第1節 計画の位置づけ





## **第1 策定の趣旨**

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生し、熊本地震では、震度7の揺れが2回発生している。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化及び長期化や大きな混乱が懸念されるため、市では地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、複合災害による被害軽減に努める。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を検討する。

## **第2 基本方針**

### **2.1 人命救助の優先**

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防等の防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

### **2.2 二次被害の防止**

市及び防災関係機関は、各自の役割を果たすとともに、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

### **2.3 ライフラインの復旧**

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

### 第3 被害想定

市内における複合災害の種別とその被害想定を次のとおりとする。なお、複合災害時における詳細な被害予測は困難であるため、被害想定を概要として取り扱う。

#### 3.1 巨大地震後、1週間以内に巨大台風が直撃した場合

項目		内容
先発災害	想定地震	東京湾北部地震 (最大震度6強の揺れにより建物被害4,189棟、人的被害584名、避難者4,545名)
	地震発生後の状況	・地震による被害が軽微な家屋の市民は、在宅避難を実施している。
後発災害	想定台風	昭和56年台風24号の規模 (綾瀬川が氾濫(西袋、柳之宮、南後谷で浸水害))
	台風直撃時の状況	・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。
複合災害の影響		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水地域の最寄りの指定避難所は満員になったので、新たに公共施設を指定避難所として開設及び運営を開始することになった。</li> <li>・西袋、柳之宮、南後谷の地域において、家屋の被害状況調査、被害認定調査を再度実施することになった。</li> <li>・西袋、柳之宮、南後谷の地域において、家屋を消毒する応急業務が新たに発生することになった。</li> <li>・あらためて他市町村に職員の派遣要請をする必要になった。</li> </ul>

#### 3.2 巨大地震後、復興活動中に巨大台風が直撃した場合

項目		内容
先発災害	想定地震	東京湾北部地震 (最大震度6強の揺れにより建物被害4,189棟、人的被害584名、避難者4,545名)
	地震発生後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建設が完了して指定避難所を閉鎖した。</li> <li>・市内全域で土地区画整備事業等の復興事業が進んでいる。</li> </ul>
後発災害	想定台風	昭和56年台風24号の規模 (綾瀬川が氾濫(西袋、柳之宮、南後谷で浸水害))
	台風直撃時の状況	・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。

項目	内容
複合災害の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路被害が発生したので一部の地域で復興事業を中止して、再び復旧作業を開始することになった。</li> <li>・閉鎖した指定避難所のうち、一部を指定避難所として再び開設・運営することになった。</li> <li>・西袋陣屋公園に建設した応急仮設住宅が浸水被害を受けた。</li> </ul>

### 3.3 巨大地震後、さらに別の巨大地震が発生した場合

項目	内容
先発災害	想定地震 東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4,189棟、人的被害584名、避難者4,545名）
	地震発生後の状況 ・地震による被害が軽微な家屋の市民は、在宅避難を実施している。
後発災害	想定台風 茨城県南部地震 （最大震度6弱の揺れにより建物被害1,064棟、人的被害72名、避難者2,663名）
	地震発生後の状況 東京湾北部地震で被害が軽微だった家屋の多数が半壊又は全壊した。
複合災害の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域で震度5強以上の揺れが2回発生したことで想定以上の建物被害が発生することになった。</li> <li>・東京都、埼玉県全域で被害が大きいため、応援を要請しても満足な物資や人的資源を受けることができない。</li> <li>・災害ボランティアも関東広域で分散しているため、対応人数がわずか。</li> </ul>

## 第2節 予防対策



### **第1 複合災害に関する防災知識の普及【統括班】**

統括班は、自然災害が単独で発生するばかりではなく、複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関と共有するとともに、市民に対して周知する。

### **第2 防災施設の整備等【統括班】**

統括班は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

### **第3 避難対策【統括班、避難所班】**

統括班と避難所班は、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の指定避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の指定避難所や避難経路を想定する。

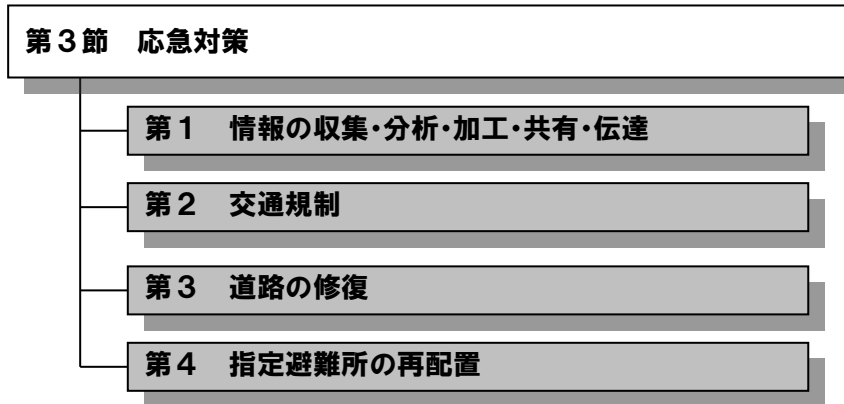
### **第4 災害医療体制の整備【医療対策班】**

医療対策班は、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電設備の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等に努める。

### **第5 災害時の要配慮者対策【要配慮者支援班】**

統括班と要配慮者支援班は、浸水想定区域外に所在しており、かつ、耐震性を有する社会福祉施設を優先に福祉避難所として選定する。

## 第3節 応急対策



### **第1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達【情報班】**

複合災害が発生した場合、後発災害による被害状況の情報を収集するため、先発災害の応急対策業務等に対応している職員から必要な人数の再配置を行い、被害状況の的確な把握に努める。

### **第2 交通規制【道路班】**

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路班は、草加警察署と連携しては速やかに交通規制を実施する。

### **第3 道路の修復【道路班】**

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、液状化現象等により、河川堤防や道路が寸断されることが予想されるため、道路班は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

### **第4 指定避難所の再配置【統括班、避難所班】**

各指定避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な指定避難所へ移動させる処置を講じつつ、指定避難所の再配置を検討する。







八潮市地域防災計画  
【風水害対策編】  
【大規模火災・事故災害対策編】  
【複合災害対策編】

令和6年2月

作成 八潮市防災会議  
事務局 八潮市生活安全部危機管理防災課  
〒340-8588 埼玉県八潮市中央 1-2-1  
電話 048-996-2111（代表）